

衆憲資第56号
(委託調査報告書)

欧州憲法条約
—解説及び翻訳—

平成16年9月
衆議院憲法調査会事務局

この資料は、衆議院憲法調査会の調査に資するため、同調査会事務局が欧州憲法条約についての調査を依頼したのに対し、東京大学社会科学研究所助教授中村民雄氏が、欧州憲法条約の解説の執筆及び同条約の翻訳を行ったものである。

— 総 目 次 —

欧州憲法条約の解説	1
はじめに	1
1 EU 統治制度の構造	8
1.1 これまでの EU	8
1.2 憲法条約の EU 統治機構	14
1.3 各機関の改革	21
(1) 欧州首脳理事会	21
(2) 閣僚理事会	22
(3) 欧州委員会	26
(4) 連合外務大臣	27
(5) 他の機関	28
1.4 立法権の行使	28
1.5 EU と構成国の関係	32
1.6 EU 法の実施・履行確保	38
2 対外的側面	41
2.1 これまでの EU：対外政策の全般的な問題	41
2.2 憲法条約：対外行動への全般的な工夫	42
2.3 共通外交・安保・防衛分野	45
(1) 継承面	46
(2) 変更面	49
(3) 共通安保防衛政策の特別規定	50
2.4 その他の対外行動	53
3 EU 統治の理念と原則	55
3.1 EU 統治の目的と理念	55
3.2 基本権の法的保障	57
3.3 より民主的な EU 運営	60
4 EU 統治体制の法的評価	63
欧州憲法条約の翻訳	69
前文	71
第一部	71
第 1 編 連合の定義と目標	71
第 2 編 基本権および連合市民権	72
第 3 編 連合の権限	73

第4編 連合の機関	74
第1章 機関の枠組	74
第2章 その他の連合機関および組織	78
第5編 連合権限の行使	79
第1章 一般規定	79
第2章 個別規定	80
第3章 強化協力	82
第6編 連合の民主的運営	82
第7編 連合の財政	83
第8編 連合と隣接諸国	84
第9編 連合への加盟	84
第二部 連合基本権憲章	86
前文	86
第1編 尊厳	86
第2編 自由	87
第3編 平等	88
第4編 連帯	88
第5編 市民の権利	89
第6編 司法	90
第7編 憲章の解釈と適用を規律する一般規定	90
第三部 連合の政策と運営	91
第1編 通則規定	91
第2編 無差別および市民権	92
第3編 域内政策および域内行動	92
第1章 域内市場	93
第2章 経済通貨政策	101
第3章 その他の分野の政策	109
第4章 自由、安全および司法の地域	119
第5章 連合が調整、補完または支援行動をとりうる領域	124
第4編 海外の諸国および領土との連携	127
第5編 連合の対外行動	128
第1章 通則	128
第2章 共通外交安全保障政策	128
第3章 共通通商政策	133
第4章 第三国との協力および人道援助	134
第5章 制限措置	135

第6章 国際協定	135
第7章 連合と国際組織および第三国ならびに連合代表部との関係	136
第8章 連帯条項の実施	137
第6編 連合の運営	137
第1章 機関に関する規定	137
第2章 財政規定	150
第3章 強化協力	153
第7編 共通規定	154
第四部 一般最終規定	156
附属書の部(抄)	159

欧州憲法条約 (省略)

欧州憲法条約の解説

欧州憲法条約の解説

東京大学社会科学研究所助教授 中村民雄

はじめに

憲法条約 2004年5月、EUは東欧・南欧諸国を加え25か国に拡大した。その翌月6月に合意を見たのが、「欧州憲法条約(Treaty establishing a Constitution for Europe; Traité établissant une constitution pour l'europe)」である(以下、憲法条約という)¹。この憲法条約の概要を、この報告では解説する。

草案 憲法条約の基礎になったのは、2003年の欧州憲法条約草案である。これは2002年2月末から、2004年のEU拡大を見越して、新EU条約の起草のために開催された「欧州将来像諮問会議」が、2003年6月から7月にかけて公表した(経緯は後述)。2003年7月18日版の「欧州憲法条約草案」(以下、草案という)が最終版である。これが今回の憲法条約の交渉のたたき台となった。政府間交渉は、2003年12月にいったん決裂したが、2004年6月に合意をみた。憲法条約は、政府間の意思決定方式や機関の構成員数など制度の運用にかかわる部分を中心に草案に変更や追加を加えたが、大部分を活用している。この報告では、必要に応じて草案と憲法条約との異同にも言及する。

従来 of EU 全体像 まず、これまでのEU統治体制(全体像)について一言しておこう。欧州憲法条約は、従来のEU統治体制の大部分を継承するため、前史を知ることにも必要である。また、憲法条約を評価するうえで予め留意すべき点についても触れておこう。

EUの重層複合統治 これまでEUおよびEU諸国は、EU次元と各構成国次元の法制度が重層し複合する統治体制を形成してきた²(本報告最後に掲げる図1も参照)。EU統治体制の基礎には、各構成国の憲法(以下各国憲法という)にもとづく「国家」の統治体制がある。その上に重層的に、EC・EU条約にもとづく欧州次元の諸国横断的な越境的統治機構(ECおよびEU)が作られ、この機構(とくにEC)に立法・行政・司法の統治権が限定的ながら付与された。

ところが、欧州次元の統治機構に独立の統治権をもたせたがゆえに、各国はこの重層構造に自らを組み込むや、各国相互に、また各国とEC・EUとの関係で、各国の統治権行使を法的に制限されることになる。その分を補完するために、諸国はEC・EUの制度を通してEC・EUに付与された統治権限を共同で行使する。

その際にたとえばEC「規則(Regulation)」を採択するならば、その規定は各国に全面的

¹ 2004年10月29日にローマで公式に署名される予定である。

² EC法と各国憲法の相互作用的形成と変容に関する実証的研究として、たとえば、中村民雄『イギリス憲法とEC法』(東京大学出版会、1993年)、ハイター・H・ショイニング「ドイツ憲法と欧州統合」(石川敏行監訳)『ヨーロッパ法への道』(中央大学出版部、2002年)第2章所収、中村睦男・高橋和之・辻村みよ子編『欧州統合とフランス憲法の変容』(有斐閣、2003年)など。

に直接に適用され、関係する当事者に直接に権利義務を発生させる。また EC 裁判所の判例により、EC 設立条約の主要規定や EC のその他の法令形式（「指令(Directive)」や「決定(Decision)」など）においても、文言が明確かつ無条件であれば、EC 各国の市民・企業に直接に国内裁判所で行使可能な権利が生じるものとされ³（EC 法規の「直接効(direct effect)」）かつ EC 法は各国法に優位するものとされる（EC 法の「優位性(primacy)」）。つまり欧州次元で、各国立法制度からは別個独立に成立した EC の法が、一定の条件の下で、国内法の一部として直接に効力を生じ、直接に市民等に権利義務を発生させ、しかも抵触する国内法に優先することになった。

もっとも、EC・EU はそれ固有の法強制機関も法強制権限ももっていない。現行の EU 法制度にあるのは、欧州司法裁判所の判決に服従しない構成国に対する制裁金の賦課権限にすぎない（EC 条約 228 条）。ゆえに EC・EU 法は、EU 市民・企業あるいは EU 構成国への法の実施強行を、究極的には各構成「国家」の強制権力に依存する。このように、EC・EU 法は、各国法からは独立に形成されながら、各国法の一部として存在し、その実施強行において各国法制度に依存する。このような複合的な性質の重層構造の法秩序が EC・EU 法である。EC・EU の法と制度は、それ自体では完結せず、各国の法と制度と相互に補完してはじめて完結するのである。

憲法条約もこのような EU 統治体制の性質を継承している。ゆえに、EU とは「国家」としての構成国を包摂した、それよりも大きな単位（ユニット）の重層複合的な、しかしそれ自体は「国家」ではない、越境的な統治体制である。

留意すべき点 このような特異な（それ自体は国家ではない越境的な）統治体制を扱う「憲法条約」を理解し評価するうえで、あらかじめ留意すべき点が二つある。

「憲法」概念 第一は、憲法条約にいう「憲法」という概念が、「国家の組織・構造および作用の基礎に関する規範」⁴という意味での伝統的な憲法概念（国家憲法概念）とは異なるという点である。

いま区別のために、伝統的な憲法概念を国家憲法概念と呼ぶことにしよう。国家憲法概念は、憲法を「国家」という統治体制を示すものとして捉える。もしもこのような伝統的な国家憲法概念だけが憲法概念であるという立場をとるならば、今回の EU の「憲法」条約は、国家以外の統治体制を示すものであるから、憲法というのは用語の誤りであり、EU 基本条約とでも表現すべきと評することになるか、あるいは、故意に「憲法」と称するか

³ EC 裁判所の典型的な判例によれば、EC「指令」は構成国に対する義務を課すものに止まるので、構成国が指令の国内実施準備期限までに完全に国内実施せずにいた場合、当該国は EC 市民に対して自らの不履行を抗弁できないことの結果、逆に EC 市民が当該国に対して直接に当該 EC 指令の直接効を主張できる、ということになる。つまり「指令」については、市民対国家という垂直関係でしか直接効が発生しないとされてきた（垂直直接効）。他方、EC 設立条約の規定については、その規定内容に応じて、垂直直接効のみならず、市民対市民の水平関係についても直接効（水平直接効）が生じうるというのが EC 判例である。

⁴ 我が国の憲法体系書は「憲法」概念を「国家」という統治体制と不即不離のものとして捉えている。代表例として、佐藤幸治『憲法』（青林書院新社、1981年）14頁。同旨、清宮四郎『憲法 I』（有斐閣、第3版、1979年）6頁、芦部信喜『憲法学 I』（有斐閣、1992年）第1章～第2章。

らには、条約を通じた、欧州次元の「国家」建設の第一歩を示唆するものと評することになる。

しかし別の考え方ないし立場もある。それは、憲法という概念は、(国家憲法概念と同様に)人民主権を基礎にした統治体制の基本規範を示す概念ではあるが、「国家」という統治体制と結び付けて考えられる論理必然性はないと考える立場である⁵。この立場からすれば、国家以外の統治体制においても「憲法」概念が成立しうるので、憲法条約は何ら用語の誤りではないと評することになる。そして「憲法」条約は、EU という政体の構成基本規範を、国家憲法においても尊重される規範を参照しつつ形成するものであるが、ただし、欧州次元の「国家」建設と論理必然的に結びつくものではない、と評することになる。

はたして憲法条約の示す EU の統治体制をどのように認識すべきか、また憲法条約の規定に即してみたときの「憲法」の概念が、国家憲法概念になじむのか、それとも新機軸としての概念なのか、EU の将来像は「国家」なのかそれ以外なのか、これらの論点は、憲法条約の内容を検討した上で総合的に論じる点である。ゆえに報告の最後に検討する。

さしあたり最も留意すべきは、憲法条約 = 欧州次元の国家建設という図式は、論理必然的に成り立つものではないという点である(この点への注意をつねに喚起するために、この報告では、「憲法条約」という用語にこだわり、今回の条約を「EU 憲法」と略記することをあえて避ける)。過去 50 年の EC・EU の形成史を振り返ってみても、かつて EC を形成していた時代、一方で連邦国家形成を主張するものがあり、他方であくまでも主権国家間の目的限定的な国際組織形成に止めようとするものがあった。この両者類似の主張がその後も EC 条約の改訂や EU 条約の交渉のたびに繰り返され、対立し、決着を見ないまま今日にいたっている⁶。憲法条約もこのような文脈から現れたのであり、EU の将来の最終的な統治体制像 (finalité) を未だ特定していない、あいまいな文書である可能性も十分にあり得る。ゆえに、憲法条約は、さしあたり「それ自体は国家ではない、特異な越境的統治体制の編成・構造・作用の基礎的規範を示す条約」として受け止め、具体的な内容を理解するのが妥当と思われる。

特異な統治体 EU 関連して留意すべき第二点として、EU 統治体制を統治体制の類型に分類する場合も、史上存在した前例(国家連合、連合国家〔連邦国家〕など)のいずれかに EU 統治体制が最終的にたどりつくとは限らない、という点もある。EU は統治体制の新類型を作り出す実験かもしれない。ゆえに EU 統治体制を、歴代の類型名に引きずられずに、特異なままに理解することが重要である。この EU 総体の統治体制の類型特徴に

⁵ たとえば、I. Pernice, "Multilevel Constitutionalism and the Treaty of Amsterdam: European Constitution-making Revisited?" *Common Market Law Review* vol. 36, pp.703-750 (1999).

⁶ EC・EU の形成をめぐる政治においての、この理念対立を跡付ける 1960 年代末までの主要文書の抄録集として、H. Bliss (ed.), *The Political Development of the European Community: A Documentary Collection* (Blaisdell Publishing Co., 1970)。その後の対立については、B.F. Nelsen and A.C-G. Stubb (eds.), *The European Union* (Lynne Rienner, 2nd ed., 1998); A.G. Harryvan and J. van der Harst, *Documents on European Union* (Macmillan, 1997); M. O'Neill, *The Politics of European Integration: A Reader* (Routledge, 1996)。

についても、報告の最後に検討する。

1990年代のEU形成 ところで、2003年の草案も2004年の憲法条約も、1990年代の一連の条約を通して行なわれてきたEU（欧州連合）形成作業の延長線上に位置する。現在のEUという統治制度は、1992年のマーストリヒト条約により設立された。これは1950年代以来のECの制度（第一の柱）に加えて、ECの機構の一部を使いながら、共通外交・安全保障政策に関する政府間協力（第二の柱）および警察・刑事司法に関する政府間協力⁷（第三の柱）を進める枠組みを並存させた列柱構造の制度である。

その後の1997年のアムステルダム条約、2001年のニース条約において、部分的な制度改正が行なわれた。これら一連の条約による制度改正は、2000年代の東欧・南欧諸国の新規加盟により大規模化した段階でのEUの効率的な意思決定やEU運営の実効性と民主性・透明性の向上を図るために行なわれた。しかし、とりわけEUの意思決定に関与する機関の改革が難航し、2000年12月のニースでの政府間交渉も、拡大後の大規模EUにおける効率的な意思決定の仕組みを合意できなかった。他方で、EU諸国に共通の基本権カタログとしての「EU基本権憲章」が2000年12月のニース首脳理事会で政治宣言されるという成果もあった。

機構改革がこのように未完成のまま残されたため、ニース条約の附属第23宣言において、2004年に予定する次期政府間交渉において機構を再検討することが予告され、また拡大後EUの将来像について広く公論を喚起した議論も必要であるとの認識が示された。これを受けて、2001年12月のラーケン首脳理事会において、次期政府間交渉に先立って、「欧州将来像諮問会議」を開催し、各国の議会や市民などからも広く意見を聴取して、EUのあるべき方向を検討するとの方針が示された（ラーケン宣言）⁸。

諮問会議での論点 ラーケン宣言は、諮問会議が検討すべき論点をいくつか具体的に提示した。同宣言によれば、EUはより民主的で透明で効率的になる必要があるが、そのためには、たとえばEUと構成国の間の権限配分とEU権限の明確化、EUのとり措の簡素化、EU機関の民主性・透明性の向上、各国議会の役割の明確化、EU機関の意思決定および作業の効率性向上、条約規定の整理統合、基本条約とそれ以外の条約の区別の導入といった点の検討が必要であろう、という。そして同宣言は最後に、既存条約の簡素化・再編成が長期的には憲法典化につながるかもしれないと示唆した。

そこで2002年2月末から、欧州の将来像に関する諮問会議（コンベンション）が開催された。この会議の構成は、議長1名（ジスカール・デスタン）、副議長2名（ジュリアノ・アマト、ジャン・リュク・デハーネ）、正委員102名（交替の副委員も同数）であり、正委員は、

⁷ マーストリヒト条約では、域外からの移民・難民規制も第三の柱の管轄事項とされていたが、1997年のアムステルダム条約によりそれらはECの柱に移管された。

⁸ 2001年12月14-15日ラーケン欧州首脳理事会議長国報告附属書1（Laeken Declaration on the Future of the European Union）

現構成国と加盟申請国の政府代表（合計 28 国で各国 1 名代表）と当該各国の議会代表（各国 2 名）、それに欧州委員会（2 名）と欧州議会（16 名）の代表で構成された（このほか民間代表もオブザーバー参加できた）。

この会議体の特徴は、各国と欧州の議会代表数が全体の 7 割を占めた点である（102 名中 72 名。56 名が各国議会代表、16 名が欧州議会代表）。これまで EC 条約あるいは EU 条約の交渉史において、このように多数の民主的を集めて、条約の草案起草が行なわれた前例はなく、今回の諮問会議が初めてである⁹。

この諮問会議が、2003 年 7 月 18 日にコンセンサスをもって閣僚理事会に提出したのが、欧州憲法条約草案である。草案は、1990 年代を通じて徐々に増改築されてきた EU の制度と法を基本的に継承しつつ、そのうえで今まで以上に EU における効率的な意思決定とその実効的かつ一体的な遂行を実現し、EU の民主的な運営および決定の透明性を高め、市民に近い EU をめざすための変更や追加を提案した¹⁰。また EU の組織、統治の理念と原則をいっそう体系的に法典として示そうとした。

草案はあくまでも、ラーケン欧州首脳理事会の諮問に対する答申であり、その後の政府間交渉を拘束するものではない。しかし、各国の議会代表や政府代表も出席した会合でのコンセンサスにもとづく具体的な条約案であり、その後の政府間交渉に実際には強く影響した。現に、2004 年 6 月に合意された憲法条約の大部分が草案を採用している。

起草動機 以上の EU 形成の流れをまとめると、1990 年代を通して、次の点が一連の条約改正にほぼ共通の主たる問題関心であったといえよう。これが憲法条約の起草動機でもあった。

1950 年代以来の EC（欧州共同体）を基礎にしつつ、「共通外交・安全保障政策」分野での政府間協力と「警察・刑事司法」分野での政府間協力を加え、各構成国の対内・対外統治を補強し、また EU としての一体性を高める。

加盟国の増加（とくに来るべき東欧・南欧への拡大）と EC・EU の所轄政策領域の広がりに応じて、EC・EU 次元の意思決定の効率性が低下するおそれ、および決定等の実施が実効的になされないおそれがあるので、それらに対処する。

EC・EU の意思決定において、より民主的な決定となるよう制度を改善する。

以上のほか、2001 年 9 月 11 日のニューヨーク市での大規模国際テロリズム事件とその後の世界各国の国際的テロリズム対策強化の動きも、安保政策や連帯条項の起草において影

⁹ もちろん諮問会議という方式で原案を起草する準備のやり方はこれが二度目である。この方式は、2000 年に政治宣言された EU 基本権憲章の起草諮問会議において初めて採用された。ただし、この基本権憲章の諮問会議は法律家が委員の大半であった。この点で民主的的代表が大半を占めた今回の諮問会議とは性質を異にする。

¹⁰ たとえば、対外的に EU の一体性をいっそう実効的に示しうる仕組みとして、EU の単一法人格付与、外務大臣職や首脳理事会常任議長職の設置などの新機軸を提案した。対内的には、EU の民主的運営のために、EU の法令種類と立法手続の種類を削減し、立法関与機関の審議を公開原則とし、100 万人以上の EU 市民による立法請求権を認めるなど新たな工夫も導入した。これらは、憲法条約に活かされた。

響を与えた¹¹。

憲法条約の構成 2003年の草案の大部分を活かした2004年の欧州憲法条約は、第一部(制度と基本原則)、第二部(基本権憲章)、第三部(EUの政策と運営)、第四部(一般最終規定)の四部から構成される(表1)。その規定内容を、近代国家憲法に多く共通してみられる規定内容に対応するかどうかという観点からわけると、二つの部分に分類できる。

第一に、EUの統治制度の骨子と統治の基本原則や理念を示す政体構成的部分である。憲法条約の第一部、第二部、第三部のEU組織に関する規定、第四部ならびに付属文書などがこれにあたる¹²(表1の網掛け部分)。この部分が、近代国家憲法が扱ってきた内容に対応する。この部分は、従来のEC・EU条約の組織法規定を基本的には継承しているが、いくつか根本的な変更も加えている。

第二は、EUの具体的な政策分野の実体規定をおく政策提示的部分であり、第三部の多くの規定がこれにあたる(表1の斜体字部分)。これは構成国間の政策原則や政策の具体的な内容の共通合意を示すとともに、各国から別個独立に行使されるEUの立法・行政権限の行使に対して、構成諸国が予め政策の方向性を示す原則を明記して、一定の制約を課そうとしたものである。この部分は、従来のEC・EU条約の政策分野の実体規定をほぼ継承しているが、一部には改正された規定、あるいは新規に追加された規定もある。

解説の順序 以下の解説では、1.EU統治制度の構造、2.EUの対外的側面、3.EU統治の理念と原則、4.EU統治体制の法的評価、に分けて、憲法条約の描くEUの特徴を現行制度と比較しつつ説明し、必要に応じて分析することにする。

条文番号の表示法 なお、この報告では、憲法条約 III-115 [III-1]条のような表記をする。憲法条約は四部に分かれる。ローマ数字が各部を示し、次のアラビア数字は全体の通し番号を示す。角括弧内は、各部ごとに振りなおした番号である。ゆえに III-115 [III-1]条は、憲法条約の通し番号で第115条、かつ第三部の第1条である。通し番号と各部振りなおし番号が一致するときは併記しない(I-1条など)。

本報告の執筆時(2004年7月)に入手可能な公式文書¹³では、各部の振りなおし番号のみであり、全体の通し番号がない。しかし最終的な正文では、各部ローマ数字と通し番号アラビア数字の表記が採用される予定である¹⁴。そこで、それを先取りすることにした。

なお、本報告および翻訳の基礎とした公式文書は、2004年6月合意を取りまとめた暫定版である¹⁵。2004年秋に署名される公式の正文と若干の異同が生じることもありうることに留意されたい。

¹¹ 現に、憲法条約の条文にそれが現れている。「第三国の領土内におけるテロリズムへの当該国による対策に対する支援を含む、テロリズムに対する闘いに貢献する」(III-309 [III-210]条1項末文)。このほか、I-43 [I-42]条および III-329 [III-231]条の連帯条項においても「テロリストの攻撃」の被害国を連帯して援助する旨の規定がある。草案の諮問会議の様相については、P. Norman, *The Accidental Constitution* (EuroComment, 2003)。

¹² 第三部の規定にも、EUの専門行政機関の組織や運営手続に関する規定や、個々の政策領域におけるEUの意思決定手続を定める規定など、統治体の組織法規範がある。

¹³ CIG 86/04 (2004.6.25)。

¹⁴ *Ibid.* p.1.

¹⁵ CIG 86/04; CIG86/04 ADD1; CIG86/04 ADD2.これらの英語版とフランス語版を参照した。

表 1 欧州憲法条約の章立て概観（網掛け部分が政体構成的部分。斜体字部分が政策提示的部分。）

<p>第一部 制度と基本原則</p> <p>第1編 連合の定義と諸目標</p> <p>第2編 基本権および連合市民権</p> <p>第3編 連合の権限</p> <p>第4編 連合の機関</p> <p>第1章 機関の枠組</p> <p>第2章 その他の連合機関および組織</p> <p>第5編 連合権限の行使</p> <p>第1章 一般規定</p> <p>第2章 個別規定</p> <p>第3章 強化協力</p> <p>第6編 連合の民主的運営</p> <p>第7編 連合の財政</p> <p>第8編 連合と隣接諸国</p> <p>第9編 連合への加盟</p> <p>-----</p> <p>第二部 連合基本権憲章</p> <p>前文</p> <p>第1編 尊厳</p> <p>第2編 自由</p> <p>第3編 平等</p> <p>第4編 連帯</p> <p>第5編 市民の権利</p> <p>第6編 司法</p> <p>第7編 憲章の解釈と適用を規律する一般規定</p> <p>-----</p> <p>第三部 連合の政策と運営</p> <p>第1編 通則規定</p> <p>第2編 無差別および市民権</p> <p>第3編 域内政策および域内行動</p> <p>第1章 域内市場</p> <p>第1節 域内市場の設立</p> <p>第2節 人および役務の自由移動</p> <p>第3節 商品の自由移動</p> <p>第4節 資本および支払</p> <p>第5節 競争準則</p>	<p>第6節 租税規定</p> <p>第7節 共通規定</p> <p>第2章 経済通貨政策</p> <p>第1節 経済政策</p> <p>第2節 通貨政策</p> <p>第3節 組織規定</p> <p>第4節 ユーロが通貨である構成国の特別規定</p> <p>第5節 経過規定</p> <p>第3章 その他の分野の政策</p> <p>第1節 雇用</p> <p>第2節 社会政策</p> <p>第3節 経済、社会および領土の結束</p> <p>第4節 農漁業</p> <p>第5節 環境</p> <p>第6節 消費者保護</p> <p>第7節 運輸</p> <p>第8節 欧州横断網</p> <p>第9節 研究技術開発および宇宙</p> <p>第10節 エネルギー</p> <p>第4章 自由、安全および司法の地域</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 国境統制、難民および移民に関する政策</p> <p>第3節 民事事件における司法協力</p> <p>第4節 刑事事件における司法協力</p> <p>第5節 警察協力</p> <p>第5章 連合が調整、補完、支援行動をとらうる領域</p> <p>第1節 公衆衛生</p> <p>第2節 産業</p> <p>第3節 文化</p> <p>第4節 観光</p> <p>第5節 教育、若年層、スポーツおよび職業訓練</p> <p>第6節 市民災害保護</p> <p>第7節 行政協力</p>	<p>第4編 海外の諸国および領土との連携</p> <p>第5編 連合の対外行動</p> <p>第1章 通則</p> <p>第2章 共通外交安全保障政策</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 共通安全保障防衛政策</p> <p>第3節 財政規定</p> <p>第3章 共通通商政策</p> <p>第4章 第三国との協力および人道援助</p> <p>第1節 開発協力</p> <p>第2節 第三国との経済、財政および技術協力</p> <p>第3節 人道援助</p> <p>第5章 制限措置</p> <p>第6章 国際協定</p> <p>第7章 連合と国際組織および第三国ならびに連合代表部との関係</p> <p>第8章 連帯条項の実施</p> <p>第6編 連合の運営</p> <p>第1章 機関に関する規定</p> <p>第1節 機関</p> <p>第2節 連合の諮問組織</p> <p>第3節 欧州投資銀行</p> <p>第4節 連合の機関、組織、独立部局および専門行政機関に共通の規定</p> <p>第2章 財政規定</p> <p>第1節 多年度財政枠組</p> <p>第2節 連合の年次予算</p> <p>第3節 予算の執行と解除</p> <p>第4節 共通規定</p> <p>第5節 詐欺対策</p> <p>第3章 強化協力</p> <p>第7編 共通規定</p> <p>-----</p> <p>第四部 一般最終規定</p> <p>-----</p> <p>附属議定書・宣言</p>
--	---	--

1 EU 統治制度の構造

EU 統治体制の構造については、今回の憲法条約は、一方でこれまでの EC・EU の機関や意思決定方式や基本原則など多くの法・制度を継承している。他方で、EU の統治体制を「列柱構造」をほぼ解消し、EU としての一体性と EU としての行動の一貫性と実効性を強化する制度改革や法の拡充をしている。現在の統治制度との比較で、順次説明する。

1.1 これまでの EU

現在の EC・EU 機関 現在の EU においては、法的には EC 条約上の機関と、EU 条約上の機関が混在している。EC の機関 (Institutions) は、欧州議会、閣僚理事会、欧州委員会、司法裁判所、会計検査院である (EC7 条)。EU の機関は、欧州首脳理事会である (EU4 条)。しかし、機関の設置根拠がいずれの条約であれ、これらの機関が EU の全政策領域について、各条約が各機関に付与する権限の範囲内で、利用される (EU5 条)。

主要な機関について、構成と任務の要点を紹介しておく。

欧州首脳理事会(European Council) 各構成国の政府の首長または国家元首および欧州委員会委員長で構成する (EU4 条)。連合の発展に必要な活力と一般的な政治方針を打ち出すことを任務とする。議長は半年任期の議長国の首長または元首がつとめる。

閣僚理事会(Council) 関連政策分野の閣僚各国 1 名で構成する (EC203 条)。主たる政策分野ごとに閣僚理事会が設置される (総合理事会[外交・分野横断問題]、経済財政理事会、農業理事会など)。議長は半年任期の議長国の閣僚がつとめる。この閣僚理事会の任務は、立法的任務、行政的任務の両方である。

欧州議会(European Parliament) 各構成国民の直接普通選挙による選出議員で構成する (EC189 条)。欧州市民の代表議会であるが、欧州議会統一選挙法もなければ欧州全域選挙区というものもなく、選挙区は各国ごとに設定され、各国の選挙法により選挙される。任期は 5 年であり、任務は立法的任務、EC 次元の行政 (とくに欧州委員会の活動) の監視任務を負う。

欧州委員会(European Commission) 各国 1 名または 2 名[2004 年 11 月からは各国 1 名のみ]の委員で構成する (EC213 条、2003 年加盟条約)。委員会は委員長の政治的指導のもとで委員団 (College) として、各国政府その他から独立に、欧州の公益のために活動する。任期は 5 年。任務は、立法的任務 (提案権の行使および閣僚理事会より委任された立法権の行使) および行政的任務 (政策の自らの実施および各国実施の監督) である。

司法裁判所 司法裁判所は、EC 裁判所 (Court of Justice of the European Communities) と EC 第一審裁判所 (Court of First Instance) の二つからなる。各裁判所とも各構成国から 1 名の裁判官で構成する。EC 裁判所には、「法務官 (Advocate General) ^{アヴォカ・ジェネラル}」と呼ばれる役職も置かれている (EC 第一審裁判所にはない)。法務官は、だれからも独立であり、欧

州公益を代表して裁判所に参考意見を述べる。裁判官・法務官ともに任期 6 年（再任可）。司法裁判所は、司法的任務を負う。ただし、「共通外交・安保政策」の領域には裁判管轄権をもたない（EU46 条）。また「警察・刑事司法協力」の分野については、構成国が管轄権を受諾する宣言をすれば管轄権が発生する（任意管轄）（EU46 条）。EC 分野の事項については管轄権をつねにもつ（強制管轄）（EU46 条）。

いくつかの統治様式 これらの主要機関がどのように、EC・EU に付与された立法・行政・司法の統治権限を行使するか。司法権は、司法裁判所（EC 裁判所・EC 第一審裁判所）に帰属するので本文での説明を割愛する¹⁶。問題は立法権と行政権の所在と行使方式である。これが EC・EU においては独特である。

まず、近代国家に多い、立法権は議会に、行政権は大統領や内閣に、司法権は裁判所に、といった機関別の権力分立方式がとられていない。（たとえば閣僚理事会は立法権と行政権の両方を部分的にもっている。欧州議会は立法権を部分的にしかもたない。）また、三権の行使に関与する機関の組合せが、政策分野によっても異なる。さらに、EC においては三権行使に関与する機関相互の抑制と均衡が重視される。近代国家の機関別権力分立方式をとる代わりに、EC・EU に付与された統治権力の濫用を防止するために、機関が権限行使を相互に監視する方式がとられている。

いま立法権と行政権の行使に関与する機関とその組合せを中心に、政策分野別の EC・EU の統治様式の違いを見てみよう。

政府間協力型 EU 条約の規定する「共通外交・安保政策」分野では、EU の政策について、欧州首脳理事会が大局的な方針や優先順位判断をする（EU13 条）。そしてこの方針に

¹⁶ EC の司法権は EC 次元の司法裁判所に属する。しかし各国の国内裁判所も EC 司法権の執行を妨害せず、積極的に執行を確保する義務を負う（EC10 条）。そして次に述べるように、現実には「先決裁定手続」事案においては、国内裁判所が EC 司法権を委託されて行使するとみるのが妥当である。その意味では、EC の司法権の行使に、各国の国内裁判所も関与する。

EC 法が争点となる訴訟事案は、各国裁判所に提訴される訴訟事案と、直接に欧州司法裁判所や欧州第一審裁判所に提訴される事案との二種類がある。

各国裁判所からの事案の場合は、次のような手続で処理される。EC 法規の多くは各構成国の国民に直接に権利や義務を発生させるので、国内の民刑事等の裁判において EC 法上の争点が生じうる。この場合、各国の裁判所は手続をいったん停止し、判決に必要な EC 法上の先決問題を欧州司法裁判所に付託することができる（国内最終上訴審では付託が義務）。欧州司法裁判所は先決問題に対する判断（「先決裁定」）を下し、これをうけた国内裁判所は終局判決を行なう。このような国内裁判所 欧州司法裁判所 国内裁判所というループを描く手続を「先決裁定手続」（EC234 条）といい、これにより EC 法の統一的な解釈と適用が確保される。

直接に欧州司法裁判所や欧州第一審裁判所に提起される訴訟（直接訴訟という類型名称）もある。これは主に、EC の機関間の権限訴訟（欧州委員会が閣僚理事会を権限濫用等で訴えるなど）の事案、EC 機関の行為が EC 各国の市民や企業に法的効果を生じ、それを当該市民・企業等が争う事案、あるいは欧州委員会が EC 条約上の義務を履行しない構成国を訴える事案などである。いずれも EC 組織内の紛争か、EC と当事者が直接の法的関係に立つ場合の紛争である。市民や企業が EC の機関の行為を訴える場合は、欧州第一審裁判所に提訴し（欧州司法裁判所に上訴可能）、構成国や EC 機関が訴える場合は、欧州司法裁判所に提訴する。

従って、EU 次元の具体的な措置の提案を、各国（実際には議長国が多い）または欧州委員会が行い（EU22 条）、閣僚理事会（各国政府閣僚の合議体）が措置を原則として全会一致で採択する（EU23 条）。欧州議会は主要局面の報告を受け諮問されるにとどまり、措置の採択には参画できない（EU21 条）。ゆえに、この外交・安保分野においては、本質的には構成国政府とその合議体（閣僚理事会）に立法権（提案権と採択権）が存する。

この分野において採択する具体的な措置は、「共通の立場」および「共同行動」が主であり、いずれも各国政府が実施に責任を負う（EU14 条 3 項、15 条）。各国の実施を監督するのは議長国である（EU18 条 2 項）。ゆえにこの分野の行政権は各国政府とその合議体（閣僚理事会）にある。なお、この外交安保分野は司法裁判所の管轄権が排除されている（EU46 条）。

このように「共通外交・安保政策」の分野においては、EU 次元の立法権・行政権ともに、各国政府とその EU 次元の合議体（閣僚理事会）が掌握する。欧州委員会や欧州議会や司法裁判所という各国から独立の欧州固有の機関の意思決定や政策執行への参画は制限され、裁判管轄は否定されている。この分野での閣僚理事会は全会一致を原則とするので、対等政府間での発案と合意と実施が統治の本質となる。この統治様式においては、各国の国益調整が最大の焦点となる（政府間協力型の統治様式、本報告の最後に掲げる図 3）。

共同体型 ところが、EC 条約が定める政策領域については、統治様式が異なる。ここで立法権は、欧州委員会・閣僚理事会・欧州議会の三者に分有^{シェア}されている。法案の提出権は欧州委員会が独占し¹⁷、法案の採択については、閣僚理事会と欧州議会が（一定の諸手続において¹⁸）共に関与して、原則として各々多数決（閣僚理事会は特定多数決、欧州議会は絶対多数決）で採択する。この統治様式では、各国利害から独立の、欧州固有の機関が意思決定に直接に関与する点が特徴的である。そして三機関が相互に協力しない限り、EC の立法権は発動できない仕組みになっている。そこで、欧州全般の公益代表機関たる欧州委員会、各国の国益代表たる閣僚理事会、欧州市民の代表機関たる欧州議会という多元的利益の多数決による妥協の立法となり、単なる各国利害の調整とは政治実務が大きく異なってくる。

EC の分野において採択される措置は、法的拘束力をもつ EC 規則、指令、決定が大多数である。EC 規則は各国に全面的に直接に適用される。決定は名宛人を直接に全面的に拘束する。指令は構成国を達成すべき結果について拘束するが、結果の達成のための方式

¹⁷ ただし例外として、域外からの移民・難民の規制に関する一部の立法については、構成国も提案権をもつ時期[1999 年～2004 年]がある（EC67 条）。

¹⁸ 法案の採択手続には、欧州議会の関与の程度の大小から区別して、おもに三種類ある。諮問手続（欧州委員会の提案 欧州議会の諮問的意見の表明のみ（拘束力なし） 閣僚理事会の採択）、共同決定手続（欧州委員会の提案 欧州議会と閣僚理事会の採択。いずれかが否決すれば廃案。）、承認手続（欧州委員会の提案 閣僚理事会の採決 欧州議会の承認 正式採択の成立）。歴史的には、だけの時代が長く続き、1990 年代になって初めて、 が導入された。1980 年代後半から EC・EU 立法の民主的な正統性を求める声が高まるにつれて、 の共同決定手続が次第に中心的な手続と位置づけられるようになってきた。

は各国に任される（EC249条）。

この EC 分野では、EC の行政権は、欧州委員会と閣僚理事会（および委任を受けた各国政府）に存する（EC202条、211条）。EC において採択された措置を実施する場合、法令形式が「指令」であれば、各国政府に国内実施権限が委任される（EC249条）（間接実施）。法令形式が「規則」や「決定」の場合は、それぞれの法令において実施担当機関を指定するので、欧州委員会、閣僚理事会が実施を担当する場合（直接実施）もあれば、各国政府に実施権限を委任する場合（間接実施）もある。いずれの法令形式であれ、各国に実施権限が委任されている場合、欧州委員会が各国の実施義務の履行を監督し（EC211条）、必要に応じて実施義務違反国を EC 裁判所に提訴する（EC226条）。また、これらの EC 法規の直接・間接の実施の適法性、あるいは EC 法規の効力について、EC 裁判所・EC 第一審裁判所が（直接実施の場合は直接に、また間接実施の場合は各国裁判所と「先決裁定手続」を通じて協力しつつ）裁判管轄権をもつ¹⁹。

このように EC 分野においては、立法および行政の権限行使にあたり、各国政府から独立の EC 固有の機関たる欧州委員会、欧州議会、または EC 裁判所・EC 第一審裁判所が直接に関与し、（各国の意向とは別個に²⁰）EC としての固有の統治が成立する（共同体型の統治様式、本報告の最後に掲げる図 2）。また、EC の各機関は相互に権限行使を監視でき、権限の欠如、権限の濫用（目的外行使）、重大な手続違背などの違法事由により、相手方機関の行為の無効確認を求めて EC 裁判所に提訴できる（EC230条）。このような機関間の抑制と均衡のシステムがある。

両型の混合 なお EU 条約が定める「警察・刑事司法協力」という政策分野については、上記の政府間協力型に多少共同体型を混合した統治様式が取られている（混合型）。すなわち、立法権と行政権の存する機関と行使の方式は、本質的に「共通外交・安保政策」分野と同様に政府間協力型であるが、司法裁判所の管轄権を構成国が受諾すれば認める制度となっている。また「警察・刑事司法協力」の分野で採択される法令形式は、EC のそれに類似している。欧州議会の立法過程への関与も、「共通外交・安保政策」分野よりは強く、閣僚理事会の採択前に欧州議会への諮問が義務づけられている。以上の三分野ごとの統治様式の相違を整理したものが表 3 である。

列柱構造 このように 1990 年代から現在まで、EC・EU においては、

EC 分野、「共通外交・安保政策」分野、「警察・刑事司法協力」分野により、それぞれ

¹⁹ EC 行政と司法的統制について、中村民雄「行政訴訟に関する外国法制調査 EU」ジュリスト 1247 号 136-147 頁（2003 年）。

²⁰ その最たる例が、欧州委員会が構成国を EC 法実施義務違反などで欧州司法裁判所に提訴し（EC226条）、当該国が敗訴し、判決に長期間従わない場合、二度目の欧州委員会による提訴で欧州司法裁判所から制裁金を課される（EC228条 2 項）場合である。実際にそのような例がある。Case C-387/97, *Commission v. Greece* [2000] ECR I-5047.（クレタ島廃棄物事件。ギリシャ政府が 1981 年以降の EC 環境保護指令の実施懈怠を 1992 年の欧州司法裁判所判決で認定された。しかしその後も一般ゴミ・危険ゴミの投棄による環境汚染を解消する措置を実効的に採らずにいた。そこで 1997 年に欧州委員会は再びギリシャを訴え、2000 年 7 月の欧州司法裁判所判決でギリシャは履行強制金（判決日から履行日まで毎日賦課される遅延制裁金）日額 2 万ユーロを EC 固有財源に払い込むように命令された。）

異なる統治様式が採用されてきた。

しかも EC 分野は EC 条約が、あとの二分野は EU 条約が規定している。

また EC は独立の法人格があるため EC 分野の事項については EC の名で行動ができるが、あと残り二つの分野における EU 諸国の行動は、EU 自体に法人格を付与する明文がなく（実務上は 1990 年代末から EU の名で行動する実行が生じてきたが）、EU として各国から独立に国際的に行動できるかどうかには争いがあった。

以上のような諸要素があったため、EU は決して全政策領域に共通する一つの統治体制とは観念できなかった。

さらには、第二・第三の柱では、構成国が EU という独立の法人格のある団体に権限を移譲ないし委任するという法律構成が明確にはとれなかった。それゆえ、第二・第三の柱において、EU が構成国から独立の固有の権限をどれほどもつかは明確にできなかった。

以上のような諸理由から、三分野ごとに統治様式の異なる EU を「列柱構造（pillar structure）」と表現していた。EC が第一の柱（共同体型統治）、「共通外交・安保政策」が第二の柱（政府間協力型統治）、そして「警察・刑事司法協力」が第三の柱（混合型統治）である。そして、ギリシャの神殿のように、列柱の上には共通の屋根（機関）として「欧州首脳理事会」と「閣僚理事会」があると説明されてきた。

表3 現行のEU三列柱の統治様式の違い(ニース条約)

	EUの第一の柱(EC)		EUの第三の柱(PJCC)	EUの第二の柱(CFSP)
	(伝統的な) EC	EC第 (移民) 編	警察・刑事司法	外交安保・防衛
意思決定の 主要機関	閣僚理事会 + 欧州議会		閣僚理事会	欧州首脳理事会(指針) 閣僚理事会(具体措置)
補佐機関	常駐代表評議会(COREPER)		調整評議会(EU36)	政治安保評議会(EU25) [軍事評議会]
法規などの 採択方式	欧州委員会の提案 閣僚理事会 (特定多数決が多い。 全会一致もある) + 欧州議会 (総議員の多数決、出 席議員の多数決など)	[1999~2004年] 委員会 or 構成国提案 欧州議会への諮問 理事会の全会一致 ----- [2004年10月~] (伝統的 EC 方式)	構成国 or 委員会の提案 欧州議会への事前諮問 理事会の全会一致 (実施措置は特定多数決 手続問題は単純多数決) (EU34)	構成国 or 委員会の提案(EU22) 理事会の全会一致(EU23) ・ 建設的棄権 ・ 共同行動・共通の立場の採 択、共通戦略にもとづく決 定、共同行動・共通の立場 の実施決定は、特定多数決 ・ 国家の重大利益を主張す る国は、欧州首脳理事会で の全会一致へ付託可能。 ・ 手続問題は単純多数決 (EU23)
採択できる 行為形式	規則(各国に直接適用) 指令(構成国を名宛人。直接効あり) 決定(特定個人・国を名宛人。直接効あり) 勧告(法的拘束力なし) 意見(法的拘束力なし) (EC249)		枠組決定(直接効なし) 決定(直接効なし) 条約 共通の立場(EU34)	原則・一般指針 共通戦略(common strategies) 共同行動(joint actions) 共通の立場(common positions) 各国間制度協力強化(EU12) 伝統的な外交手段(共同声明、 宣言、決議など)
欧州議会の 関与	諮問 協力 共同決定 承認 など各種の手続 で広範に関与。 提案請求 質問・勧告 年次審議	[1999~2004年] 諮問手続(EC67) ----- [2004年10月~] 諮問または共同決定 手続(EC67)	事前諮問(共通の立場の採 択は除く) 理事会から欧州議会への 定期報告 提案請求 質問・勧告 年次審議	主要局面・基本的選択の諮問 理事会から欧州議会への 定期報告 提案請求 質問・勧告 年次審議
司法裁判所 管轄権	強制管轄		任意管轄(管轄権受諾宣言 をした国のみ)	管轄権なし

出典:中村民雄「アムステルダム条約の第二・第三の柱の法的断面図」日本EU学会年報17号24-49頁(1998)
にニース条約による改正を加えて補訂。

1.2 憲法条約の EU 統治機構

大枠の継承 憲法条約は、いくつかの重要な変更を加えつつ、従来の EU の制度の大枠を継承した。

法的に、EC と EU の区別をなくし、EU 全政策分野について、EU という法人格をもつ団体がその名で行為できるようにした (EU 単一法人格) (I-7 [I-6]条)。

あわせて、EU 全政策分野に共通の「連合機関」として、「欧州首脳理事会」、「閣僚理事会」、「欧州議会」、「欧州委員会」、「欧州連合裁判所」を置いた (真の EU 機関の設置) (I-19 [I-18]条 2 項)。

EC 条約と EU 条約に分散して規定されていた内容を一本の「憲法条約」として集積して継承し、既存諸条約をほぼ廃止した (IV-437 [IV-2]、IV-438 [IV-3]条)。

連合機関各々がもつ権限および他の連合機関との関係 (機関間均衡) は、「警察・刑事司法協力」分野を除き) ほぼ従来の権限・関係を継承した (機関間均衡の継承)。

EU の分野別の統治様式は、EC と「警察・刑事司法協力」の分野を共同体型にし、「共通外交・安保政策」の分野は従来どおり政府間協力型とした (列柱的特徴の残存)。

以上のうち、～ は、列柱構造の解消 (ただし意思決定方式の違いは一部残る) という重要な変更にかかわる。

単一法人格 これまで EC・EU は、EC 事項は EC の名で、第二・第三の柱事項は構成諸国名または EU 名で、各構成国の国民や第三国・他の国際機関との関係で行為してきた。これに対して、憲法条約は EU が法人格をもつものとした (I-7 [I-6]条)。そこで、EU のあらゆる政策分野において、EU 次元での意思決定がなされるならば、EU の名において行為しうることになる。

ただし、EU への法人格付与と、各構成国の統治権限の法的制約や喪失とは別問題である。EU に法人格が付与されたからといって、たとえば「共通外交・安保政策」分野において、EU 各国が各国の名で独自に行動する権限を直ちに失ったということは意味しない。EU と構成国の間での統治権限の配分の状況、さらには閣僚理事会等での表決方式の違い (全会一致か特定多数決か) に応じて、各国が独立の国家として対外・対内行動をとる権力を保持し行使する余地がいまだ残されている。

連合の組織 憲法条約は、「連合機関 (Union's Institutions)」、「その他の機関 (other Institutions)」、「諮問組織 (Union's advisory bodies)」、「独立部局 (Offices)」、「専門行政機関 (Agencies)」という組織類型を掲げて、EU 固有の構成組織を整理している。ほとんどの組織が従前からの継承である。

「連合機関」は、欧州首脳理事会、閣僚理事会、欧州議会、欧州委員会、欧州連合裁判所である (I-19 [I-18]条 2 項)。これらは従来のものの継承である。ただし、欧州首脳理事会については、注目すべき新機軸がある。議長国制度を廃止し、常任議長職を設置した点 (I-22 [I-21]条、後述)、そして欧州首脳理事会が EU の機関として、法的拘束力のある行

為（「欧州決定」等）も採択できるようになった点²¹である。

「その他の機関」は、欧州中央銀行（I-30 [I-29]条）と会計検査院（I-31 [I-30]条）が挙げられている。

「諮問組織」として、地域評議会と経済社会評議会が掲げられている（I-32 [I-31]条）。欧州投資銀行（III-393 [III-299]条）は憲法条約第三部の組織規定で、諮問組織とは別個の項目となっている。おそらく「独立部局」の一つと分類するのであろう。

「専門行政機関」は、個々の機関の具体的名称は憲法条約には列挙されていない。これまでに EC 規則にもとづき、15 の専門行政機関が設置されている²²。これらの「専門行政機関」の存在が設立条約の明文で言及されたのは、憲法条約が初めてである。また、単に言及しただけではなく、EU の構成組織全般に共通の一般的な行為義務規範に拘束されるという法的な帰結も伴っているので、この言及は重要である。

すなわち、以上に掲げた「連合機関」「その他の機関」「諮問組織」「独立部局」「専門行政機関」は、開かれた効率的で独立の欧州行政官僚制度に支えられるものとし（III-398 [III-304]条）、あわせて運営の透明性確保義務や情報公開義務（I-50 [I-49]条、III-399 [III-305]条）やオンブズマンによる統制の対象になる（I-49 [I-48]条）など、EU の統治機関としての一般的な行為規範の適用対象となる。

分類の観点 以上の憲法条約の組織類型は、設置根拠と職務内容（所掌範囲や役割）の二つの観点から分類されている。「連合機関」「その他の機関」「諮問組織」「独立部局」の四種類は、EU を設立する条約や憲法条約など EU の基本法規に基づいて設置されたものである。これに対して「専門行政機関」は、EU が採択した法規（派生法規[EC 規則等]）に基づいて設置されたものである。「連合機関」は EU の全政策分野についての意思決定等、

²¹ たとえば、共通外交安保政策分野における欧州決定（I-40 [I-39]条 3 項）、連合の対外行動全般に関する欧州決定（III-293 [III-194]条 1 項）、連合価値に違反する構成国の資格停止の欧州決定（I-59 [I-58]条 2 項）など。

²² 欧州職業訓練開発センター（European Centre for the Development of Vocational Training (Cedefop)）
生活労働水準向上欧州基金（European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (EUROFOUND)）

欧州環境庁（European Environment Agency (EEA)）

欧州訓練基金（European Training Foundation (ETF)）

欧州薬物・薬物中毒監視センター（European Monitoring Centre for Drugs and Drug Addiction (EMCDDA)）

欧州医薬品評価庁（European Agency for the Evaluation of Medicinal Products (EMA)）

欧州商標意匠登録庁（Office for Harmonisation in the Internal Market (Trade Marks and Designs) (OHIM)）

欧州労働安全衛生庁（European Agency for Safety and Health at Work (EU-OSHA)）

欧州種苗庁（Community Plant Variety Office (CPVO)）

欧州連合通訳翻訳センター（Translation Centre for the Bodies of the European Union (CdT)）

欧州人種差別・外国人排外監視センター（European Monitoring Centre on Racism and Xenophobia (EUMC)）

欧州復興庁（European Agency for Reconstruction (EAR)）

欧州食品安全庁（European Food Safety Authority (EFSA)）

欧州海上安全庁（European Maritime Safety Agency (EMSA)）

欧州航空安全庁（European Aviation Safety Agency (EASA)）

権限を行使するが、「その他の機関」は特定分野(通貨など)についてのみ権限を行使する。「諮問組織」は文字通り諮問的地位である。

憲法条約にいう「独立部局」というやや曖昧な分類は、草案にはなかった。草案がうまく分類していなかった、欧州投資銀行や、「自由・安全・司法の領域」分野についての専門的機構である、「欧州警察機構 (Europol)」、「欧州検察機構 (Eurojust)」、「欧州司法網 (European Judicial Network)」などを包摂する分類概念として、憲法条約で導入されたものと思われる。これらの機構は憲法条約で新設されたものではない。すでに 1990 年代に EC・EU 条約や別個の条約 (Europol 条約など) により設置されてきた組織である。

連合機関の任務明示 憲法条約はまた、連合機関の統治任務を明示した。これらは従前の任務の確認であるが、簡潔に明文化することにより、一般市民への分かりやすさが高まるであろう。憲法条約に即して概略を見ると次のようである。

「欧州首脳理事会」は、連合の発展に必要な活力の提供、連合政治の一般的方向と優先順位の詳細化をする。欧州首脳理事会は立法機能は担わない (I-21 [I-20]条 1 項)。

「閣僚理事会」は、欧州議会と共同して立法を行い財政を運営する。また政策形成と調整の任務を負う (I-23 [I-22]条 1 項)。

「欧州議会」は、閣僚理事会と共同して立法を行い財政を運営する。また政治的統制および諮問の任務を負う。さらに欧州委員会の委員長を選出する (I-20 [I-19]条 1 項)。

「欧州委員会」は、欧州の一般利益を推進し、その目的のために適切な発議を行なう。また連合機関がとる措置の適用を確保する。さらに連合法の適用を司法裁判所を利用して監督する。この他、予算執行と(年次・多年次)計画の発議と運営、調整・執行・運営的任務を担う。連合の対外代表となる(ただし共通外交・安保政策その他の特段の規定がある分野を除く) (I-26 [I-25]条 1 項)。

「欧州連合裁判所」は、司法裁判所と第一審裁判所および専門分野の裁判所²³からなり、憲法条約の解釈および適用において法の尊重を確保する (I-29 [I-28]条 1 項)。

立法権・行政権の所在 これらの任務規定から分かるように、EU の立法権は、欧州委員会(提案権)・閣僚理事会・欧州議会(採択権)に分有されるというのが制度の基本構図である。また、立法手続も「通常立法手続」と称される手続(従来の「共同決定手続」)において、欧州議会と閣僚理事会が対等に共同で採択すること (I-34 [I-33]条、III-396 [III-302]条) を立法の原則としており、機関の任務規定と呼応している。予算手続も同様に呼応している (III-404 [III-310]条)。

行政権については、欧州委員会のみにあるかに見える規定ぶりであるが、憲法条約は閣僚理事会による実施行為を予定するなど従来どおり行政権を認めている²⁴。

²³ 従来から、共同体商標に関する裁判所や、EU 職員の労働関係を扱う審判所の設置などが要請されてきたが、実際にはまだ設置されていない。憲法条約 III-359 [III-264]条 1 項は、欧州法律により専門裁判所を設置できると規定する。

²⁴ I-37 [I-36]条 2 項(実施行為の一般規定) I-40 [I-39]条(共通外交安保での欧州決定)。このほか、共通関税率を定める欧州規則または欧州決定の採択 (III-151 [III-39]条)、第三国への、または第三国から

司法権は欧州連合裁判所に属する。

このような一般的な統治制度像が規範的に描かれている。ただし、共通外交・安保・防衛政策分野は、重要な面で統治制度像が異なる（後述）。

列柱構造の部分的統合 以上、機関等の枠組みと任務が継承されたことを確認したうえで、それら機関間の組合せによる統治様式の継承と変化を説明する。

まず結論を要約すれば、今回の憲法条約は、この EU 三列柱構造を基本的には解消する方向で改革を進めた。その結果、第一の柱（EC）と第三の柱（警察・刑事司法協力）はほぼ融合され、第二の柱（共通外交・安保政策）も一定の融合を見た。ただし、第二の柱は、意思決定の様式に根本的な違いが残る。ゆえに比喩的にいえば、これまでの列柱構造の「ギリシャの神殿」の柱が融合して、一本の樹木構造になったが、その樹木は根元近くで二つに分かれた、「^{あいあい}相生の松」である、ということになる。この結論にたどりつくまでの考察を以下行なう。

列柱の融合面 まずこの三列柱を法制度として一本化する方向を示す諸点を挙げよう。

法形式面ではあるが、草案は EC 条約と EU 条約を廃止し、それらの規定内容を一本の欧州憲法条約に再整理して継承した（IV-437 [IV-2]、IV-438 [IV-3] 条）。

組織内容としても、EC と EU の並存状態を解消し、EU だけが三列柱の政策領域すべてを対象とするものとした（I-3 条、I-7 [I-6] 条）。EU の機関として、欧州首脳理事会、閣僚理事会、欧州委員会、欧州議会、欧州司法裁判所が設置され（I-19 [I-18] 条 2 項）、これらの機関が EU の全政策領域について各自の権限を行使するという原則になった（I-19 [I-18] 条 1 項・3 項）²⁵。

EU として固有の財源をもち（I-54 [I-53] 条）、これを EU の全政策領域の行動に対して予算配分する（I-53 [I-52] 条）。

EU が採択しうる法的手段（欧州法律、欧州枠組法律、欧州規則、欧州決定、勧告、意見）は原則として全分野共通である（I-33 [I-32] 条 1 項。ただし外交・安保・防衛分野では使える手段に限定がある）。また EU の「欧州法律」と「欧州枠組法律」の採択は、どの政策分野でも、原則として「通常立法手続」による（I-34 [I-33] 条。ただし外交・安保・防衛分野を除く。そのほか特別の立法手続が認められる立法事項もある）。「通常立法手続」とは、現在の EU でいう「共同決定手続」（EC 条約 251 条）であって、欧州委員会の提案を受けて欧州議会と閣僚理事会がそれぞれ多数決で採決をする手続である。

各国議会は、欧州法律または欧州枠組法律の採択のための法案（欧州委員会の提案、一定の構成国群の発議、欧州議会の発議、司法裁判所の要請、欧州中央銀行の勧告または欧州投資銀行の要請による法案）であれば、どの政策分野の法案であれ、法案提出時から

の資本移動の緊急事態に対する欧州規則または欧州決定の採択（III-159 [III-48] 条）、域内市場の全部門の均衡の取れた前進を確保するための欧州規則または欧州決定の採択（III-130 [III-14] 条 3 項）など。

²⁵ ただし、共通外交・安全保障政策の領域、共通防衛・安全保障政策の領域では、EU の機関の意思決定等に関する関与の仕方が異なる。

6 週間の補完性原則適合審査の検討期間をもつ。この間に各国議会は法案が補完性原則と比例性原則を満たしているかを検討する（補完性・比例性議定書。ただし、外交・安保・防衛分野は、欧州法律・欧州枠組法律の採択が排除されているので、この事前審査手続は適用されない。）

欧州連合裁判所の管轄権も、憲法条約に特段の定めがない限り、EU の全政策領域について義務的に発生する（I-29 [I-28]条）。ただし外交・安保・防衛分野についての管轄権は原則として排除される（III-376 [III-282]条）。

対外的にも、EU に単一の法人格が付与され（I-7 [I-6]条）、対外的に EU の全政策事項について EU を代表する連合外務大臣職が新設された（I-28 [I-27]条）²⁶。ただし、共通外交安保分野については、欧州首脳理事会議長もまた（連合外務大臣を害しない範囲で）EU の対外代表となる（I-22 [I-21]条 2 項）。

第一・第三柱の融合 以上の融合化により、従来の警察・刑事司法協力（第三の柱）は EC（第一の柱）とほぼ共通の統治様式になる。従来の第三の柱では、閣僚理事会の表決は全会一致が原則であった。欧州議会も立法手続において諮問的地位にとどまっていた。EC の柱と異なる性質の法的手段が用いられていた（直接効のない「枠組決定」など）。また欧州司法裁判所の管轄権は構成国が承認すれば発生する任意管轄であった。

しかし、憲法条約により、EU の立法的行為（欧州法律・欧州枠組法律）は、この警察刑事司法分野についても、原則として通常立法手続により採択され、閣僚理事会は特定多数決が原則となり、欧州議会は閣僚理事会とともに共同決定者（共同立法者）となる。採択される欧州法律は各国内に直接適用される²⁷。欧州連合裁判所の管轄権も同様に全構成国について義務的に発生する。またこの分野についても、各国議会在 EU 法案の補完性・比例性原則遵守の事前監視を行なう（III-259 [III-160]条）。そればかりか各国議会は、警察・刑事司法協力の分野では、さらに進んで、EU 法形成の妥当性を評価する作業（III-260 [III-161]条）Europol（欧州警察機構）の政治的監視（III-276 [III-177]条）および Eurojust（欧州検察機構）の活動の評価（III-273 [III-174]条）にも関与する（I-42 [I-41]条 2 項）。

とはいえ、警察・刑事司法協力の分野については、EC 化しきれない面も残る。法案の提案権が欧州委員会の独占ではなく、構成国群（四分の一の構成国）にも認められている（I-42 [I-41]条 3 項、III-264 [III-165]条）。また一部の立法事項については、通常立法手続以外の例外的な立法手続（欧州議会への諮問を経た閣僚理事会の全会一致採決など）が定められている（III-275 [III-176]条 3 項、III-277 [III-178]条）。

しかし、このような例外は、警察・刑事司法協力の分野の EC（共同体）型の統治様式の特徴を覆すものではない。まず、全構成国中の四分の一の構成国群による提案権は、現

²⁶ 「連合外務大臣」職は、現在の欧州委員会の対外通商委員の職と、閣僚理事会事務総長がつとめる共通外交安保高等代表の職とを合わせたものである。

²⁷ あいにく欧州枠組法律の各国内の法的効力は規定がないため、従来の「指令」や「枠組指令」のような効力となるのかどうか不明である。

状のような各構成国の個々の提案権とは異なる。現状に比べれば、憲法条約では構成国による提案権は制限されたのであり、欧州委員会の提案権が強化されている。次に、立法手続についていえば、例外的な立法手続が用いられるものは一部の立法事項に止まる。他の事項は原則どおり通常の立法手続が用いられる。ということは、閣僚理事会がもはや全会一致ではなく特定多数決を原則として行い、かつ立法手続において欧州議会との共同決定に原則として移行することになり、政府間協力型の統治様式の特徴が原則として消える。ゆえに総合的に見れば、第三の柱はほぼ EC 化したとって差し支えない。

列柱的要素の残存面 今度は、法制度の融合が進まず、列柱的要素が残る面をみよう。

まず、Euratom（原子力共同体）だけは別個の共同体として存続する（憲法条約附属の Euratom 条約改正議定書）。

第二の柱である共通外交安保政策や共通安保防衛政策の分野については、列柱の特徴をなしていた要素がいくつか残っている。外交安保分野と、安保防衛分野とでは規定がやや異なるので区別して説明する。

共通外交安保 共通外交安保政策分野（I-40 [I-39]条）についていえば、欧州首脳理事会と閣僚理事会が、政策の形成・決定、実施監督の中心機関となる。そしてこの分野での欧州首脳理事会と閣僚理事会の意思決定は全会一致が原則である（I-40 [I-39]条 7 項）。これは現在の第二の柱の状態とほぼ同じである。憲法条約は、この分野において EU の立法的行为（欧州法律・欧州枠組法律）を用いることを排除しており（I-40 [I-39]条 7 項末文）ゆえに「通常立法手続」も採用されない。この分野の意思決定過程に欧州委員会、欧州議会は実質的には参画できない。欧州議会は諮問・報告を受けるのみである（I-40 [I-39]条 6 項）。

欧州委員会もほとんどこの分野の意思決定過程に参画できない。なぜなら憲法条約によれば、共通外交安保政策分野で提案権をもつのは、各構成国、連合外務大臣個人または欧州委員会の支持を得た連合外務大臣だからである（I-40 [I-39]条 7 項）。現行の第二の柱と対比してみると、現行法では、欧州委員会自身が提案権をもつ（EU 条約 22 条）。ところが憲法条約では、欧州委員会自身には提案権がない。なるほど「欧州委員会の支持を得た連合外務大臣」に提案権が与えられている。しかしこれは連合外務大臣の提出権であって、連合外務大臣が反対する案を欧州委員会の多数委員が賛成して提案したい場合に、はたして連合外務大臣が欧州委員会の委員団の一員として提出を義務づけられるかどうかは、明確ではない²⁸。

²⁸ 連合外務大臣の職務上の権限と義務について、憲法条約の規定は曖昧である。憲法条約によれば、連合外務大臣は、欧州委員会の一構成員（副委員長）でもあれば、閣僚理事会の一構成員でもある。ゆえに、本文設例の場合、連合外務大臣が欧州委員会の一員として、欧州委員会の多数決による「委員団」の意思にあくまでも拘束されると考えるか（そうなら、個人的には反対している提案も提案する義務があると考えことになる）それとも連合外務大臣は閣僚理事会の一構成員である以上、欧州委員会の決定に必ずしも拘束されないと考えるか（そうなら、個人的に反対している欧州委員会多数の提案を提出する義務はないと考えることになる）解釈が分かれるであろう。もしも後者の解釈が採用されるなら、現在の EU の第二の柱では欧州委員会が委員会として提案権をもっているから、草案後の欧州委員会は共通外交・安

安国防衛政策 安国防衛政策の分野（I-41 [I-40]条）になると、上記の外交安保分野の枠組以上に列柱の特徴が残り、政府間協力の性質が強くなる。欧州委員会の関与もさらに弱まり、たとえば提案権者は、構成国または連合外務大臣個人に限られる。「欧州委員会の支持を得た連合外務大臣」による提案の余地はない（I-41 [I-40]条 4 項）。そしてこの分野も欧州首脳理事会と閣僚理事会の意思決定は全会一致が原則である（I-41 [I-40]条 4 項）。欧州議会は諮問・報告を受ける地位でしかない（I-41 [I-40]条 8 項）。

最後に、外交安保分野および安国防衛分野のいずれにも、欧州連合裁判所の管轄権は原則として否定されている（III-376 [III-282]条）。

このように憲法条約においても、外交安保分野および安国防衛分野は、EU の他の政策分野とは統治様式が大きく異なる。ゆえに、これらの政策分野については、EU の名のもとになされるにしても、意思決定・決定の実施・監督の側面では、従来の列柱と同様、各構成国の「国家」としての意思と権限行使に大きく依存する政府間協力枠型の統治様式の特徴が残るであろう。

とはいえ、外交安国防衛分野とて、現在の第二の柱のままというわけでもない。すでに述べたように、EU の全政策領域について共通の EU の機関・財源・行動手段等が一般的に横断的に規定された。また憲法条約によれば、この分野での「欧州決定」採択されるならば、それは欧州連合（EU）としての、各国から独立した行為であって、名宛人（通常は各国政府）はそれに（各国法から独立の）EU 法において拘束される。また構成国は連合法の忠実な実施義務を負う（I-5 条 2 項）。さらに憲法条約は EU の政策領域を限定せず一般的に、EU 法が各国法に優位すると規定するので（I-6 [I-5a]条）共通外交安保政策や安国防衛政策の欧州決定もまた各国法に優位するとの解釈が成り立ちうる。さらに任期 5 年の連合外務大臣（その下には欧州外務局が設置される）が中心となって共通外交安保政策、共通安国防衛政策の具体的な措置の実施を監督するので（III-296 [III-197]条 1 項、III-309 [III-210]条 2 項）、現在の半年交代の議長国が実施を監督する体制よりも一貫して継続的な実施監督が期待できる²⁹。ゆえに、この政策の実施手段面で、実効的な法の実現を確保することを目指してきた、従来の EC 型の統治様式の特徴を多少は備えたともいえる。もっとも欧州連合裁判所の管轄権がこの分野については排除されているので（III-376 [III-282]条）この分野の欧州決定を実施しない構成国に対する統制を実効的にとりうるかどうかは不明である。

「相生の松」構造 以上を要するに、憲法条約により、従来の EU の三列柱構造は解消された。これは EU の名で、三つの列柱の領域全部を EU の機関がその行為により扱うことができる、という権限の点で明確である。しかし、意思決定の方式など、列柱の特徴をなしていた要素は、旧第二の柱について残存する。ゆえに、イメージ的にいえば、根元（連

保・防衛政策の分野では、現在よりも地位が低下することになる。

²⁹ 現在の第二の柱（共通外交安保政策分野）の行動手段は、構成国間を法的に拘束するが、その遵守監督を閣僚理事会（各国政府閣僚で構成）において行なう（EU 条約 11 条 2 項末文）にとどまる。

合の権限の存在、連合の固有財源の使用、EU 機関や全分野共通の行動手段類型を使うことなど)は共通であるが、共通安保外交防衛分野とそれ以外の分野とでは、統治様式(具体的な政策形成・実施方式)が大きく異なり、一本ではあるが、二つの幹に分かれている樹木の構造である。いわば「相生の松」の構造である。

ただし、同様の内容を他のイメージ図で描く方法もある。統治様式に二種類がありながら、全体として一つの政体として観念できることを描くとすれば、本報告の最後に掲げる図1～3も可能である。図1が全体のまとまりを、図1の菅笠のような部分が列柱融合部分を、図2と図3が二つの統治様式が残存する様子を示している。

1.3 各機関の改革

機関内の新規役職 憲法条約は、新機軸として、「欧州首脳理事会[常任]議長」および「連合外務大臣」という二つの新規役職を設置した。それぞれ関連箇所の説明する。

(1) 欧州首脳理事会

常任議長職の新設 欧州首脳理事会は、現在の半年交代の議長国制度に代えて、常任議長(President)をおくことになった。これは、首脳理事会の議事の円滑かつ安定した進行を図る目的からである。(このPresidentを「大統領」と訳すのは、アメリカ連邦憲法上の「大統領」に慣れ親しんだ日本においては誤解を招きやすい。この職位に行政権はない。主たる任務は常任議長であり、対外的な代表性も象徴的なものととどまる³⁰。)

任命・解任 欧州首脳理事会常任議長は、欧州首脳理事会が選出する。任期は2年半で1回再任可能である(最長計5年)(I-22 [I-21]条1項)。憲法条約は、この職につく人物の資格、地位の独立性、職務専念義務、死亡・辞職による空職への対処などの規定を置いていない。あるのは「国内使命を帯びてはならない」(I-22 [I-21]条3項)という条件だけである。解任は、重大な非行があるときに欧州首脳理事会が行なう(I-22 [I-21]条1項)。

任務・権限 対内的には、欧州首脳理事会を準備し、招集し、その議長をつとめ、議事を進行し(投票はできない)欧州首脳理事会後に当該会合の議事について欧州議会に報告をする(I-22 [I-21]条2項)。対外的には、その次元およびその資格において、連合の共通外交安全保障政策に関する問題の対外代表をつとめるが、連合外務大臣の職責を害さない(I-22 [I-21]条2項)。

欧州首脳理事会の欧州決定 憲法条約は、欧州首脳理事会にも法的拘束力のある「欧州決定」の採択権限を認めた³¹。共通外交・安保政策の分野における意思決定(I-40 [I-39]条3項)や、閣僚理事会の編成に関する決定(I-24 [I-23]条4項)や、憲法条約の簡易な改正

³⁰ 後述 1.3 (4)の連合外務大臣の項および、後述 2.2 の対外代表の項も参照。

³¹ 草案は、欧州首脳理事会の欧州決定の適法性を欧州司法裁判所が審査できる旨を規定していなかったが(草案 III-270 条1項) この点は憲法条約で改められた(憲法条約 III-365 [III-270]条1項)。

手続³²に用いられる。

このほか欧州首脳理事会は、共通安保防衛政策の分野において、EU としての共同防衛にいたる「決定(a decision)」を行うことができるが、この決定は構成各国の批准を要する (I-41 [I-40]条 2 項)。ゆえにこの「決定」は実質的には「条約」である。

なお、欧州首脳理事会での採決において、欧州首脳理事会議長と欧州委員会委員長は投票しない (I-25 [I-24]条 4 [5]項)。あくまでも各国元首・首長のみの意思決定である。

(2) 閣僚理事会

特定多数決の原則化 憲法条約は、閣僚理事会の意思決定を原則として特定多数決とする (I-23 [I-22]条 3 項)。1990 年代の一連の EU 条約改正を通して、閣僚理事会の全会一致による表決事項数が削減されてきた。これは主として 2004 年以降の EU 拡大により多数国化しても意思決定が麻痺しないようにするためである。今回の憲法条約でさらに全会一致事項が減り、特定多数決が、名実ともに、原則的な意思決定方式になった。とりわけ、旧第三の柱 (警察・刑事司法協力) の立法について、特定多数決が原則となった点は大きな変化である (前述)。全会一致は、共通外交安保防衛分野、間接税調和立法、サービス貿易などの事項に残る³³。

全会一致から特定多数決への変更手続 なお、憲法条約第三部に規定する閣僚理事会の全会一致事項を特定多数決事項に変更する簡便な手続 (憲法条約の通常の改正手続を経ない) が規定されている。すなわち、欧州首脳理事会は、欧州議会の承認を得て、全会一致の欧州決定でこの変更を行なう。ただし、その欧州決定を行なう前に各国議会に 6 か月の事前通告が必要であり、その 6 か月間に各国議会のいずれかが反対したときは当該欧州決定は採択できない (IV-444 [IV-7a]条 1 項、3 項)³⁴。(もちろん、通常の条約改正手続によることもできるが、各国の批准を含め、手続が重くなる。)

特定多数決の方式 ところで、各国政府にとって重要な問題は、閣僚理事会での特定多数決の方式であった。2003 年の草案のこの点の規定について 2003 年 12 月の政府間会議で紛糾し、これが最大の原因となって、交渉はいったん決裂した。

³²閣僚理事会の全会一致の特定多数決への変更および特別立法手続の通常立法手続への変更は、欧州首脳理事会の欧州決定でなしうる。ただし、当該欧州決定の発議を各国議会に通知し、それから 6 か月以内にいずれの各国議会も反対しないときのみ、欧州首脳理事会は (欧州議会の承認を得て) 全会一致で当該欧州決定を採択できる (IV-444[IV-7a]条)。このほか、憲法条約第三部の対内政策規定の改正を行なう欧州首脳理事会の欧州決定も採択可能であるが、これは各国憲法上の批准を要する (IV-445 [IV-7b]条)。

³³ III-300 [III-201](1) (共通外交安保、共通安保防衛)、III-125 [III-9](2) (旅券・滞在許可・社会保障措置)、III-126 [III-10] (自治体・欧州議会選挙権立法)、III-157 [III-46](3) (域外資本移動規制の後退立法)、III-171 [III-62] (間接税調和)、III-173 [III-65a] (各国法令調和)、III-176 [III-68] 後段 (欧州知財保護立法の言語)、III-184 [III-76](13) (過剰赤字統制手続議定書の改廃)、III-210 [III-104](3) (労働者社会保障・解雇者保護・労使団体交渉・第三国民雇用)、III-234 [III-130](2) (環境立法で財政的措置、土地利用、水資源関係措置、エネルギー供給関係措置)、III-269 [III-170](3) (家族法関係措置)、III-275 [III-176](3) (警察行動協力措置)、III-277 [III-178] (越境警察捜査)、III-315 [III-217](4) (対外役務貿易協定) など。

³⁴ ただし、共通外交安保政策の分野の事項で、憲法条約第三部に規定していない事項についての、閣僚理事会の全会一致から特定多数決への表決方式変更は、各国議会への通告を義務づけていない (I-40 [I-39]条 8 項)。

草案の二重多数決 草案の提案とは何であったか。草案は、次のような、賛成国の数とそれらの擁する人口の二つの要素を組み合わせた二重多数決を提案していた(草案 I-24 条)。

原則として、欧州首脳理事会または閣僚理事会において EU 総人口の五分の三(60%)以上を代表する構成国の過半数による多数決による(草案 I-24 条 1 項)。
委員会の提案または連合外務大臣の提案ではない提案を首脳理事会または閣僚理事会で可決するときは、EU 総人口の五分の三(60%)以上を代表する構成国の三分の二の賛成による多数決による(草案 I-24 条 2 項)。

この草案の二重多数決方式は、ニース条約の三重多数決³⁵に比べると、遥かに単純明快であり、運用の効率の向上、市民からの透明性の向上にも資する。また理想的にも草案の建前に調和するものであった。すなわち、構成国数の半数以上の賛成という要件においては、構成国が対等に一国一票で取り扱われる。それに賛成国が EU 総人口の 60%以上を代表するという要件を加えることは、EU 市民が間接的ながら各国政府を通して閣僚理事会で代表されるということである。ゆえに、この二重多数決方式は、EU の統治が諸国と諸市民の意思により正統化される(草案 I-1 条)という草案の基本的な前提に調和していた。

しかし、この草案の方式に対しては、とくにポーランドとスペインがニース条約で認められた表決方式(各国加重票において両国は人口に比して大票をもつ)で自国がもつ影響力を失うとの理由で反対し、2003 年 12 月の政府間条約交渉は決裂した。

憲法条約の多数決方式 そこで憲法条約は、草案の多数決を変形した二重多数決方式を導入した。基本的には、草案と同様の理念にもとづき、賛成国数要件と人口要件の二要素からなる。ただし、各要件の数字が上昇し、かつ、可決を阻止する側(反対者側)にも一定の条件が加えられている。

憲法条約の導入した特定多数決は、次の通りである。

欧州委員会または連合外務大臣の提案にもとづく場合の特定多数決は、

- (i) (賛成国数要件) 閣僚理事会構成国の少なくとも 55%の多数で、かつ、少なくとも 15 カ国からなり、かつ、
- (ii) (人口要件) その多数国が連合人口の少なくとも 65%を代表すること、で成立する (I-25 [I-24]条 1 項前段)。
- (iii) (否決のための追加要件) なお、可決阻止少数には、閣僚理事会構成国の少なくとも 4 カ国が含まれなければならない。これに満たないときは、特定多数決が成立したものとみなされる (I-25 [I-24]条 1 項後段)。

欧州委員会または連合外務大臣の提案にもとづかない場合の特定多数決は、

³⁵ 現行のニース条約による特定多数決は、三重多数決方式とも呼ばれる。すなわち、特定多数決の成立には、投票国数要件と加重票要件を充足し、かつ請求があるときは人口要件も充足しなければならない。(a)委員会提案の採択には、過半数の構成国が投票。その他の提案の採択には、2/3 の構成国が投票。かつ、(b) 170 票以上の賛成 (71.72%) (今後の加盟状況にあわせて、多数決成立の水準は変動するが、最高 73.4%とする。12 の加盟候補国が加盟した段階で、水準は 345 分の 255 に固定する (73.9%)) (c)どの構成国も、成立した特定多数決が EU 総人口の 62%以上を構成することの検証を請求でき、62%未満の場合は、特定多数決は不成立とみなす。(請求は任意。) というものである。

- (i) (国家数要件) 閣僚理事会構成国の少なくとも 72%の多数で、かつ、
- (ii) (人口要件) その多数国が連合人口の少なくとも 65%を代表すること、で成立する (I-25 [I-24]条 2 項)。

なお、この と の特定多数決は、欧州首脳理事会の特定多数決にも同様に適用される (I-25 [I-24]条 3 項)。

各要件の意味合い 実際には、欧州首脳理事会よりも閣僚理事会の特定多数決事項がはるかに多く、かつ、上記の の特定多数決事項が最も多い。そこで、この の特定多数決に絞って、その運用を具体的な例を想定して考えていくと、各要件の意味合いが判明する。

第一に、多数国数要件のうち 55%以上という要件は、EU がさらに拡大して 28 カ国以上になるまで実益に乏しい。なぜなら、EU25 カ国での 55%以上は 14 カ国以上、EU27 カ国のときに 15 カ国以上となる。ところがいずれにせよ最低 15 カ国の賛成がつねに要求されるので、55%要件は、実は EU が 28 カ国以上になるまで独立の意味をもたない。(ということは、将来のさらなる EU 拡大の意図があるとも解しうる。)

第二に、人口要件 (65%以上) は、逆に理解して、35%超の人口合計で可決を阻止できる要件の一つと考えるほうが分かりやすい。なぜなら、EU25 カ国の人口差は大きく、65%以上の人口で可決という積極要件と解すると、大国に常時圧倒的に有利な制度にしか映らないからである。ところが、この人口要件を逆に理解すると、大国と中小国の駆け引きの数字としての意味がはっきり見えてくる。

具体的には、EU25 カ国の場合、一方に大国のドイツ、イギリス、フランス、イタリアの 4 カ国があり、他方に中小国のオランダ以下 19 カ国がある。そして両者の中間に、準大国のスペインとポーランドの 2 カ国がある。大国 4 カ国で EU 総人口の 57%程度になる。中小国 19 カ国を合わせても、たかだか EU 総人口の 26%程度である。中小国と準大国 2 カ国を合わせると EU 総人口の 43%弱となる。とすると、65%の逆の 35%という数字のほうが、大国群にとっても、中小国群にとっても、意味がある数字となる。大国群の少なくとも 3 カ国が組めば (39% ~ 44%程度) あるいは中小国群と準大国が組めば (43%程度) 可決阻止少数の 35%超を得られるからである。

第三に、この第二で述べた理解からまさに、可決阻止要件に、「少なくとも 4 カ国以上」が反対すること、という要件が追加されている意味も明確になる。これは大国 3 カ国で可決阻止をする場合を防ぐという意味がある。もしも 4 カ国反対要件がなければ、(大国 4 カ国中の 3 カ国をどう組み合わせても) 反対派の大国 3 カ国だけで EU 総人口の 39%から 44%程度を確保でき、可決を阻止できる。ところが、このとき逆の立場 (賛成派) の中小国群・準大国群 21 カ国は、EU 総人口の 43%程度となって拮抗する (いわんや、この賛成連合に残る大国 1 カ国が加われば、EU 総人口の 56%から 61%程度となって賛成人口数が優位する) 。しかも、大国 3 カ国の反対連合のほうが、中小国群・準大国らの賛成 21 カ国連合よりも、はるかに結成が容易である。これらを考えると、国数要件と人口要件だけでは、大国に有利に傾きすぎる。そこで可決阻止要件に 4 カ国要件を追加するのである。

こうすれば、大国 4 カ国で可決阻止をするとき、EU 総人口の 57%が反対しているということであるから、これは人口的にも正当性がある。さらに、あと 1 カ国を追加するものとして反対派の結成のハードルを上げるならば、政治実務上の実質的な公平感も高まるであろう。(もっとも、大国 3 カ国と最小国マルタの 4 カ国で可決阻止する場合など、極端な想定をすると、4 カ国要件でも必ずしも公平感は担保されない場合が残ることは否めないが。)このように、人口要件と可決阻止要件には、大国 準大国 中小国という国の人口規模に応じた駆け引きのバランスをとる工夫が現れている。

2009-2014 年の特例措置 以上の理解を前提にすると、次の 2009 年から少なくとも当面 5 年間の特例措置も理解できる。憲法条約付属の、第 I-25 [I-24]条に関する宣言によれば、次の欧州決定が憲法条約発効日に閣僚理事会においてなされる取決めになっており、先の特定多数決は額面どおりには適用されない。

その特例措置とは、さきの の特定多数決 (I-25 [I-24]条 1 項)において、可決阻止に必要な人口要件または国数要件のうち、いずれかの要件の四分の三に達する諸国が、特定多数決による採決に反対するとき、閣僚理事会は、EU 法の許容する時間制限内で、「満足的な解決に到達するよう、最大限尽力する」という取決めである³⁶。

これは具体的には、(a)可決阻止の人口要件(総人口 35%超)の四分の三以上(合計 26.25%超)の人口を擁する国々の反対、または(b)可決阻止の国数要件(国数 45%超)の四分の三以上(国数 33.75%超)の国々の反対(=9 カ国以上の反対)の場合、さきの の賛成国数要件と人口要件の充足・不充足を語らずに、なるべく安定多数ないし全会一致に近い形で意思決定をするように討議を(EU 法の許す時間の範囲で)継続するという意味である。

この取決めにも、大国 準大国 中小国という国の人口規模に応じた駆け引きのバランスをとる工夫が現れている。また、これが、ニース条約の三重多数決(それは現実には、高度の安定多数を要求する)から憲法条約の特定多数決の全面的適用へ移行するまでの、過渡期間(2009 年から少なくとも 2014 年)に適用されるということも、現実的な考慮であろう。

段階的移行 閣僚理事会の特定多数決について、以上を整理すると、次のように段階的に特定多数決の方式が変化していくことになる。

- ・ 2009 年 10 月までは、ニース条約の定める(三重)特定多数決による。
- ・ 2009 年 11 月から少なくとも 2014 年までは、憲法条約の特定多数決によりつつ、特例措置を適用する。
- ・ 2014 年以降、閣僚理事会の欧州決定で特例措置を覆すときは、憲法条約の特定多数決を額面どおり適用する。

³⁶ 憲法条約付属の「第 I-25 [I-24]条に関する宣言」に予定された、「第 I-25 [I-24]条の実施に関する閣僚理事会決定」。

閣僚理事会の種類 以上とは別の論点であるが、意思決定の効率化、透明性の向上の要請から、閣僚理事会の種類（分野別編成で 10 種類以上ある）を削減する点も 1990 年代以降の課題とされてきた³⁷。EU が所掌分野を拡大し、専門分野別の閣僚理事会が増設されるにつれ、分野横断的な問題についての複数の関連する閣僚理事会間の決定内容の調整が難しくなっていた。閣僚理事会の種類削減は 1990 年代末から、閣僚理事会の自律的な組織再編として行なわれてきたが、草案は、さらに整理統合を進める方向を明確に打ち出していた³⁸。

しかし憲法条約は、この点については草案を否定し、従来どおりの分野別の閣僚理事会を存続させ、将来的に、欧州首脳理事会が特定多数決による欧州決定で、閣僚理事会の種類を整理統合しようとしたに留まった（I-24 [I-23]条 1 項、3 項）。

（3）欧州委員会

委員長 欧州委員会委員長は、1950 年代以来ある役職であり、これまでいくつかの時期において、欧州統合の原動力たる欧州委員会のリーダーとして活躍してきた。ニース条約は委員長の委員会内における地位と権限を強化したが、憲法条約もそれを継承している。

すなわち、欧州委員会委員長は、欧州委員会の活動方針をさだめ、各委員の任務分担など内部組織権をもち、（連合外務大臣を除く）副委員長（複数）を任命し、個別の委員に辞職を要求できる（当該要求をされた委員は辞職する義務がある）（I-27 [I-26]条 3 項、III-350 [III-254]条）。連合外務大臣に対して欧州委員会委員長が辞職を要求するときは、欧州首脳理事会が特定多数決により、欧州委員会委員長と合意の上で、同大臣を解任する（I-27 [I-26]条 3 項末文）。

欧州委員会委員長の選任は、欧州首脳理事会が特定多数決で、委員長候補を指名して欧州議会に提示し、欧州議会が絶対多数で承認する（I-27 [I-26]条 1 項、I-20 [I-19]条 1 項）。任期は従来と同じく 5 年である。

委員数の削減 欧州委員会の委員数については、憲法条約は、将来的に削減する方向を明確に打ち出した³⁹。次のように段階的に削減が導入される。

³⁷ 1999 年に閣僚理事会は、22 種類あった理事会を 16 種類に削減し、分野横断的な問題について、複数の閣僚理事会間の調整を「総合理事会」で行なうことにした（European Council, Presidency Conclusions in Helsinki, 10 and 11 December 1999 (SN 300/99) Annex III: An Effective Council for an Enlarged Union）。しかし、横断的問題の理事会間の連絡と調整は、実効があがっていないと閣僚理事会自身が評価している（Report from the Secretary-General/High Representative to the European Union: Preparing the Council for Enlargement, Part II, para. 10. (Doc. Nr. 9518/01)）。

³⁸ 草案は次のような提案をしていた。閣僚理事会の種類は、立法・総合理事会、外務理事会（草案 I-23 条 1 項、2 項）そして、ユーロ諸国の非公式のユーロ理事会（草案のユーロ・グループ議定書案）であり、この他の種類の閣僚理事会は、欧州首脳理事会が決定できる（草案 I-23 条 3 項）。各種の閣僚理事会の議長は、最低 1 年任期で構成国が平等に輪番で担当する（草案 I-23 条 4 項）。この輪番制度は、欧州首脳理事会が、政治的・地理的な均衡と構成国の多様性を勘案して決める（草案 I-23 条 4 項）。ただし外務理事会は連合外務大臣が議長となる（草案 I-23 条 2 項）。ユーロ諸国の非公式理事会の議長（2 年半任期）は、ユーロ国の過半数で選出する（草案のユーロ・グループ議定書案）。

³⁹ 草案は、欧州委員会の委員を各国 1 名としていた。これは委員数を削減しないという立場であり、これでは EU の拡大に伴い委員数が増えるので、草案は、委員を投票権のある委員（「欧州委員」）とない委員

憲法条約が発効するまでは、現行の 2003 年の東欧・南欧諸国加盟条約 (Treaty of Accession) の規定が適用されるので、基本的には、各国 1 名の委員から構成する⁴⁰。

憲法条約が発効して最初に任命される (一期目の) 欧州委員会は、各国 1 名の委員で構成する (I-26 [I-25]条 5 項)。

憲法条約発効後の二期目の欧州委員会から、構成国数の三分の二の数に相当する委員数とする (ただし欧州首脳理事会は全会一致で委員数を変更できる)。この場合、委員は、構成国間の平等な輪番制にもとづいて、また構成国すべての人口統計的かつ地理的な幅を満足的に反映するように、選ばれる (I-26 [I-25]条 6 項)。

(4) 連合外務大臣⁴¹

連合外務大臣職の新設 この新しい職位は、これまでの欧州委員会の対外担当委員と EU の共通外交安保政策の高等代表 (現行法では理事会事務総長) の役職を統合したものであり、欧州委員会にも閣僚理事会にも属する二重所属の役職である (俗に二重帽子(double hatting)という)。このような二重所属の役職は EC・EU 史上初めてである。連合外務大臣だけが、EU 全分野の対外代表となりうる (この点で共通外交安保政策に関する対外代表に限定される欧州首脳理事会議長と異なる) ので、連合外務大臣が「EU の一つの声」を体現する人物となる。

連合外務大臣を補佐するために、欧州外務局も設置される (III-296 [III-197]条 3 項)。これは閣僚理事会事務総局および欧州委員会の関連部局ならびに各国外務省の派遣職員により構成される⁴²。

任命・解任 連合外務大臣は、欧州首脳理事会 (特定多数決) が欧州委員会委員長と合意の上で任命する (I-28 [I-27]条 1 項)。しかし同時に連合外務大臣は欧州委員会の委員 (副委員長) でもある (I-26 [I-25]条 5 項、I-28 [I-27]条 4 項)。そこで欧州委員会の委員長や他の委員候補とともに委員団として欧州議会の承認投票にかけられる。欧州委員会の委員と同様、任期は 5 年とされる (I-26 [I-25]条 3 項)。資格要件は、欧州委員会の委員に關す

(「委員」) に二分し、各構成国が輪番でこの二種類を任期 5 年ごとに交代していく方式を提案していた (I-25 条 3 項)。もっとも、これに対しては、欧州委員会自身が委員団の一体性を損ねるとして反対し、対案として、各国 1 名委員を出し全員が平等に投票権をもち、主題分野等の班に分けて活動する案を出していた (COM (2003) 548, paras.1-5)。憲法条約は、明確にこれらの案を否定したわけである。

⁴⁰ 詳しくは次の通り。2000 年 1 月 23 日から 2004 年 10 月 31 日までの欧州委員会は、既存 15 カ国 20 名の委員・委員長に加えて、2004 年 5 月 1 日からの新規加盟 10 カ国の各 1 名合計 10 名の新規委員で構成する。そこで 2004 年 5 月から 10 月までは、総計 30 名の委員会となる (2003 年加盟条約 45 条 2 項 a, b 号)。

2004 年 11 月 1 日から 2009 年 10 月 31 日までの欧州委員会は、すべての構成国から各 1 名、合計 25 名の委員で構成する (2003 年加盟条約 45 条 2 項 c, d 号)。ただし、この間に EU がさらに拡大して 27 か国になったとき、27 よりも少ない人数の委員が選任される。この人数は閣僚理事会が全会一致により決定する (ニース条約附属議定書および 2003 年加盟条約 45 条 2 項 d 号)。

⁴¹ 対外代表としての、連合外務大臣と欧州首脳理事会議長との関係については、後述 2.1。

⁴² もっとも、この共同部局の設置は実際には容易ではないと見る向きもある。C. Hill and M. Burton, "A Foreign Minister without a Foreign Ministry – or with too many?" FORENET CFSP Forum, Vol. 1. no.1 (2003) pp.1-2.

る規定が適用される（I-26 [I-25]条 4 項）。独立保持義務は、欧州委員会の委員と異なり、連合外務大臣は閣僚理事会の使命に服するため（I-28 [I-27]条 2 項）、貫かれていない（I-26 [I-25]条 7 項）。死亡・辞職時の欠員手続については、前任者の任期の残りについて補充され、再び欧州首脳理事会における任命手続がとられる（III-348 [III-252]）条 4 項）。

解任については、規定が二つある。一方で、欧州首脳理事会は、連合外務大臣を特定多数決で欧州委員会委員長の同意を得て、特定多数決により解任できる（I-28 [I-27]条 1 項）。他方で、欧州委員会委員長が辞職を求めるときは辞任が義務づけられるが、欧州首脳理事会の特定多数決による解任手続を経る（I-27 [I-26]条 3 項末文）。この二規定では、欧州委員会委員長が連合外務大臣の辞任を求めたが、欧州首脳理事会が同大臣を解任しない場合、事態が膠着状態になりうる。

また同様に、憲法条約は、二重所属の連合外務大臣が、閣僚理事会および欧州首脳理事会と、欧州委員会との間に意見の対立があるとき、どちらに従うべきかを明確にしていない。連合外務大臣は、他の機関から独立であるべき欧州委員会の委員でありつつ、閣僚理事会の使命を遂行する立場でもある（I-26 [I-25]条 7 項および I-28 [I-27]条 2 項）という原理的な無理があるため、この点は明確にしないのであろう。

任務と権限 連合外務大臣は、欧州首脳理事会に参加し（I-21 [I-20]条 2 項）、欧州首脳理事会の定める戦略指針にもとづいて、EU の対外政策を策定する外務理事会の議長をつとめる（I-24 [I-23]条 2 項および I-28 [I-27]条 3 項）。共通外交安保政策および共通安保防衛政策において提案権をもつ（III-299 [III-200]条 1 項）。緊急事態に対応するための迅速決定が必要な場合、外務理事会臨時会を 48 時間以内に招集する（III-299 [III-200]条 2 項）。連合外務大臣は、EU のあらゆる政策領域について、対外的な政策の一貫性と可視性を高め、具体的な政策の一貫した遂行を監督し確保する（III-292 [III-193]条 3 項、III-294 [III-195]条 2 項、III-296 [III-197]条、III-301 [III-202]条 1 項、III-309 [III-210]条 2 項）。

（ 5 ）他の機関

欧州連合裁判所（I-29 [I-28]条）、欧州中央銀行（I-30 [I-29]条）、会計検査院（I-31 [I-30]条）、地域評議会および経済社会評議会（I-32 [I-31]条）の組織編成、選任等は、ほぼ従来どおりの内容である。

1.4 立法権の行使

三権の区分 EU においては、立法権、行政権、司法権の統治三権の区分のうち、立法権と行政権の区分について、従来曖昧であった。これは、EC・EU が立法権と行政権を EU の機関ごとに配分する方式を採ってこなかったからである。たとえば EC においては、立法権は、欧州委員会、閣僚理事会、欧州議会の三者に分有されており、三者が協働して初めて行使できる。行政権は欧州委員会と閣僚理事会がそれぞれ有しているといった状態で

あった。

立法と非立法の区別 今回の憲法条約は、従来の機関のそれぞれの権限、相互の権限均衡関係を継承しながらも、EU における三権の区分をより徹底するために、EU 機関の採択する法規のほうに「立法(legislative)」「非立法(non-legislative)」というラベルを貼り、同じ機関が立法機関として機能する場合とそうでない場合の識別をつけやすくした。

それとともに従来多種類あった EC・EU の法規が、5 種類に整理され、新たな名称のもとに編成された。すなわち、法的拘束力がある EU の行為は、「欧州法律(European law)」「欧州枠組法律(European framework law)」「欧州規則(European regulation)」「欧州決定(European decision)」「I-33 [I-32]条 1 項」である。なお「勧告(Recommendation)」と「意見(opinion)」は拘束力がない(I-33 [I-32]条 1 項)。

立法的行為 このうち「立法的行為(legislative acts)」に分類されるのは、「欧州法律」と「欧州枠組法律」である(I-34 [I-33]条)。「欧州法律」は、一般的適用性のある立法的行為であって「全面的に拘束力をもち、あらゆる構成国において直接に適用可能である(I-33 [I-32]条 1 項 2 段)。ゆえに、現行の EC 規則と同様である。「欧州枠組法律」は、立法的行為であって、名宛人たる構成国に対して、達成されるべき結果について拘束力をもつが、結果の達成の方式と手段の選択は構成国に委ねるものである(I-33 [I-32]条 1 項 3 段)。これは現行の EC 指令と同様である。

通常立法手続と公開原則 「立法的行為」たる「欧州法律」および「欧州枠組法律」の採択手続は、原則として通常立法手続による(I-34 [I-33]条 1 項)⁴³。これは、欧州委員会の提案にもとづき、欧州議会と閣僚理事会とが対等の立場で双方多数決により(欧州議会は総議員の過半数、閣僚理事会は特定多数決により)採択する手続であり(III-396 [III-302]条) 現在の「共同決定手続」を若干簡素化したものである。そしてこの立法提案の討議と採択においては、欧州議会も閣僚理事会も公開で審議するものとされる(I-50 [I-49]条 2 項)。

非立法的行為 他方、「非立法的行為(non-legislative acts)」に分類されるのが、「欧州規則」と「欧州決定」である。「欧州決定」は、非立法的行為であって、全面的に拘束力をもつ。名宛人を特定した欧州決定は当該者のみ拘束する(I-33 [I-32]条 1 項 5 段)。「欧州規則」は、法形式と各国での法的効果とが一对一に対応しておらず、全面的に拘束力があり全構成国に直接適用可能なもの(現行法での EC 規則と類似の効果をもつ)か、または、

⁴³ なお憲法条約は、例外的に、通常立法手続以外の手続も規定している。憲法条約に特段の定めがあるときは、欧州法律および欧州枠組法律を欧州議会が閣僚理事会の参加を得て採択したり、逆に閣僚理事会が欧州議会の参加を得て採択したりする(I-34 [I-33]条 2 項)。刑事司法協力、警察協力に関する立法行為は、一定数の構成国の提案にもとづき、欧州議会と閣僚理事会の共同決定手続で採択することもできる(I-34 [I-33]条 3 項)。のうち、欧州議会が閣僚理事会の参加を得て採択する例は、欧州議会の議員の義務を定める欧州法律の採択(III-330 [III-232]条 2 項)であり、閣僚理事会が欧州議会の参加を得て採択する例は、EU 固有財源の項目変更(I-54 [I-53]条 3 項、4 項)、労働者の社会保障などの措置の採択(III-210 [III-104]条 3 項)、越境的含意のある家族法関係措置の採択(III-269 [III-170]条 3 項)などである。

名宛人たる構成国に対して、達成すべき結果についてのみ拘束力があり、結果達成の方式と手段は構成国に自由に委ねるもの（現行法での EC 指令と類似の効果をもつ）の二種類が予定されている（I-33 [I-32]条 1 項 4 段）。

この「非立法的行為」は、主として欧州委員会または閣僚理事会が採択するが、憲法条約に特段の規定がある場合は、欧州首脳理事会および欧州中央銀行も採択できる（I-35 [I-34]条 1 項）。「非立法的行為」の採択手続については、欧州委員会や閣僚理事会の審議の公開は義務づけられていない。

憲法条約は、以上の法令の形式分類とは別に、「委任 (delegation)」と「実施 (implementation)」という役割の観点からの法令分類も加えている。委任欧州規則、欧州実施規則などの名称にこれが現れる。

委任欧州規則 「委任欧州規則 (delegated European regulation)」は、形式分類からすれば「非立法的行為」である（I-36 [I-35]条、I-35 [I-34]条 2 段）。これは「欧州法律」および「欧州枠組法律」の非本質的な要素を補完または改正するために欧州委員会が採択権限を当該法律により委任されて制定するものである（I-36 [I-35]条）。

この定義から明らかなように、この委任欧州規則は、本来的には「立法的行為」の内容を扱うものであるから、立法権をもつ欧州議会または閣僚理事会がこの委任権限行使を統制できるようになっている。すなわち、委任をするにあたり、欧州議会または閣僚理事会が委任を終了しうることを条件にして委任欧州規則を認めるか、一定期間内に欧州議会または閣僚理事会が委任欧州規則に異議をとなえないことを条件にして委任欧州規則の発効を認めるものとするのが予定されている（I-36 [I-35]条 2 項）。

この委任欧州規則についても公開審議は義務づけられていない。ただし、閣僚理事会も欧州議会も単独で委任を終了させるか、委任欧州規則の発効を拒否する権利をもつので、欧州議会や閣僚理事会による精査が委任欧州規則にはなされることになる。

実施行為 憲法条約は、もう一つ役割の観点からの分類として、「実施行為 (Implementing acts)」という類型も立てている（I-37 [I-36]条）。これは一定の EU 法を具体的に実施するための行為であり、各国政府がとる措置（間接実施）と EU 機関（欧州委員会または閣僚理事会）がとる措置（直接実施）が予定されている。このうち、EU 機関がとる実施措置は、「欧州実施規則」「欧州実施決定」と称せられ、形式分類からすれば「非立法的行為」である（I-35 [I-34]条 2 段）。それぞれの行為の法的性質は上述の欧州規則、欧州決定と同様である。

以上の分類と採択手続を整理したのが、表 4 である。

表4 立法的行為・非立法的行為の区別および関連手続・原則

立法的行為 (I-34 [I-33])	非立法的行為 (I-35 [I-34])
欧州法律 (= EC 規則) 欧州枠組法律 (= EC 指令)	欧州規則 (= EC 規則または EC 指令) 欧州決定 (= EC 決定) <hr/> 役割分類上の特別名称がつけられる場合がある。 ・ 委任欧州規則 (I-36 [I-35]) ・ 欧州実施規則、欧州実施決定 (I-37 [I-36])
欧州議会と閣僚理事会の立法審議公開原則(I-50 [I-49](2))	
通常立法手続 (I-34 [I-33](1); III-396 [III-302]): 欧州委員会の提案、欧州議会と閣僚理事会の共同採択。 特別立法手続 (III-264 [III-165]): 1/4 以上の構成国 (III-165 条 b 号) または欧州委員会 (同 a 号) の提案、欧州議会と閣僚理事会の共同採択 ⁴⁴ 。 例外的立法手続 (I-34 [I-33](2)): 欧州議会が閣僚理事会の参加を得てまたは閣僚理事会が欧州議会の参加を得て採択 ⁴⁵ 。 諮問手続: 欧州委員会の提案、欧州議会の諮問、閣僚理事会の採択 ⁴⁶ 。	欧州首脳理事会が欧州決定を採択(I-35 [I-34](1))。 欧州中央銀行が欧州規則・欧州決定を採択(I-35 [I-34](2))。 委任欧州規則は、欧州委員会が制定。 ただし次のいずれかの適用条件に服することを委任する欧州法律または欧州枠組法律で規定する。 ・ 欧州議会または閣僚理事会が委任を終了する決定ができることを条件にする。 ・ 欧州議会または閣僚理事会が一定期間内に異議を唱えないときに発効するものとする。 欧州実施規則、欧州実施決定は、欧州委員会または閣僚理事会(正当な理由のある場合または I-41 [I-40] [I-39] の場合) が実施行為として採択(I-37 [I-36](2)(4))。

⁴⁴ 刑事司法協力 (III-270 [III-171] 条以下)、警察協力 (III-275 [III-176] 条以下)

⁴⁵ 欧州議会が閣僚理事会の参加を得て採択する例は、欧州議会の議員の義務を定める欧州法律の採択 (III-330 [III-232] 条 2 項)、閣僚理事会が欧州議会の参加を得て採択する例は、EU 固有財源の費目変更 (I-54 [I-53] 条 3 項、4 項)、労働者の社会保障などの措置の採択 (III-210 [III-104] 条 3 項)、越境的含意のある家族法関係措置の採択 (III-269 [III-170] 条 3 項) など。

⁴⁶ 閣僚理事会の欧州法律または欧州枠組法律(欧州議会は諮問のみ)の例として、III-125 [III-9](2)(旅券・滞在許可・社会保障措置)、III-126 [III-10](自治体・欧州議会選挙権立法)、III-127 [III-11](3段)域外外交の保護促進措置、III-157 [III-46](3)(域外資本移動規制の後退立法)、III-171 [III-62](1)(間接税調和)、III-173 [III-65a](各国法令調和)、III-176 [III-68]後段(欧州知財保護立法の言語)、III-184 [III-76](13)(過剰赤字統制手続議定書の改廃)、III-210 [III-104](3)(労働者社会保障・解雇者保護・労使団体交渉・第三国民雇用)、III-234 [III-130](2)(環境立法で財政的措置、土地利用、水資源関係措置、エネルギー供給措置関係措置)、III-269 [III-170](3)(家族法関係措置)、III-275 [III-176](3)(警察行動協力措置)、III-277 [III-178](越境警察捜査)。

1.5 EUと構成国の関係

憲法条約は、EUと構成国の法的関係についても、既存のEC・EU法(主として判例法)の成果を整理して継承しつつ(前述「はじめに」のEUの重層複合統治の説明)、多少、新たな点を加えている。

EU立法権行使のあり方 まず憲法条約は、各国の平等と「国家的同一性(national identities)」を尊重することを確認し(I-5条1項)、EUは「権限付与の原則」により成り立つ組織であることを確認したうえで(I-11 [I-9]条1項、2項)、EUの立法権行使について「補完性原則」および「比例性原則」により謙抑的に行使するもの(I-11 [I-9]条1項、3項、4項)と定めた。以上は、これまでのEC・EU法の明確化と継承である。これに加えて憲法条約は、この補完性原則・比例性原則の遵守を各国議会が監視する制度に発展させた(補完性・比例性原則議定書)。これは憲法条約の新機軸である。以下、順次説明する。

国家的同一性の尊重 国家的同一性の尊重という原則は、今回の憲法条約の新設条文である。憲法条約によれば、「構成国に内在する政治的および憲法的な基本構造であって、地域および地方の自治政府に関するものを含む。連合は、構成国の必須の国家機能、とりわけ領土の一体性の確保、公序の維持、国家安全保障の機能を尊重するものとする。」(I-5条1項)また憲法条約は、随所に各構成国の国際法上の「国家」としての性格を否定しないための確認的な条文を置いている。

構成国の国家性の存続 たとえば、「構成国の必須の国家機能」の一つとして、国民たる要件を定める権限があるが、憲法条約は連合市民権が国家市民権に代替しないと規定して(I-10 [I-8]条1項)、間接的な表現ながら、国民要件の確定権限は各構成国に留保されていることを確認している(これまでのEC条約17条1項の継承)。また、「領土の一体性」に関連しては、国境の地理的区分の画定権は構成国に留保されている旨の確認規定がある(III-265 [III-166]条3項)。「公序の維持、国家安全保障」に関しては、欧州連合裁判所が、構成国の警察権限の行使の効力または比例性を審査する管轄権をもたないこと、さらに公序の維持および国内治安の保全に関する構成国の責任の履行について、国内法上の事項については、管轄権をもたないことを明文で定めている(III-377 [III-283]条)(これまでの第三の柱における同旨規定であるEU条約35条5項の継承)。さらに、国家および国民の安全保障および防衛については、それが各国の憲法において規定する形態の諸力・諸制度によって実現されることを前提にして、EU次元での共通安保防衛政策についての合意が成立する場合、当該EU次元で合意された任務の遂行については、「構成国の提供する諸力を利用して行なわれるものとする」(I-41 [I-40]条1項末文)と規定している。さらに「構成国は、自国の軍事能力を漸進的に向上させることを確約する」(I-41 [I-40]条3項2段)とも憲法条約は規定しており、これらから防衛軍事能力は各構成国が整備する権限を本来的にもつものと扱っていることが確認される。

権限付与の原則 構成国の「国家」として必須の機能を保有しつづけることを前提にして、

EU は国家から付与された権限により成立する団体であることを憲法条約は明示している（I-11 [I-9]条 1 項、2 項）。それが権限付与の原則である。権限付与の原則とは、憲法条約によれば、EU が憲法条約において構成国から付与された権限の範囲内で、当該憲法条約の定める目標の達成のために行動し、憲法条約において連合に付与されていない権限は構成国に留まるという原則である（I-11 [I-9]条 2 項）。

権限類型 そして EU に付与された権限にも種類があり、EU に専属排他的に付与された権限（排他的権限）、構成国と EU が共有する権限（共有権限）、EU には限定的にしか付与されていない権限（支援・調整・補完行動権限）の三種類に憲法条約は大別している（I-12 [I-11]条）。

なお、権限の三類型は概念としては相互排他的であって、重なり合う部分がない。これは憲法条約が、共有権限を、排他的権限（I-13 [I-12]条）でも支援・調整・補完行動権限（I-17 [I-16]条）でもない権限と定義しているところからわかる（I-14 [I-13]条 1 項）。

憲法条約は、以上の三類型ににわかに分類できない、その他の権限類型として個別分野の権限（経済政策・雇用政策調整権限、共通外交・安保・防衛政策権限）を 2 つ規定している（I-12 [I-11]条 3 項、4 項）。とりわけ共通外交・安保・防衛政策権限が、EU 権限の三類型のいずれにも分類されていない点は、この政策分野における各国間協力を、EU の機構を使いながらも、独自の政策領域での政府間協力の制度として維持させる設計（前述の「相生の松」構造）に呼応している。

以上の三類型は、1980-90 年代の EC 裁判所の判例や EC・EU 条約の実定規定に対する学説の整理などから、おぼろげに登場していた分類に近い。少なくとも「排他的権限」および「共有権限」（当時は「競合的権限（concurrent power）」という名称のほうが一般的であった）という類型は、当時の学説においてしばしば使われていた類型名称であった⁴⁷。憲法条約の分類は、このような議論を踏まえて登場したものである。

排他的権限 排他的権限が認められる領域においては、EU のみが立法することができ、また法的拘束力のある行為を採択することができる（I-12 [I-11]条 1 項）。構成国は、EU から授権されたとき、または EU が採択する行為の実施について構成国に授権をしたときに限り、立法し、法的拘束力のある行為を採択できる（同項）。

この憲法条約の意味での排他的権限概念は、EC 法上、EC 裁判所の 1980 年代の判例において登場していた⁴⁸。他方、1990 年代の EC 条約においても、「排他的権限」という概念が「補完性原則」の適用範囲を確定する上で定義を伴わずに用いられていた（EC 条約 5 条）。そのため、この後者の補完性原則の範囲を確定するための「排他的権限」概念は、

⁴⁷ この点について、須網隆夫「EU の発展と法的性格の変容」聖学院大学総合研究所紀要 26 号 159-224 頁（2002 年）、中村民雄『イギリス憲法と EC 法』（東京大学出版会、1993 年）第 3 章[とくに 165-215 頁]。

⁴⁸ 稀少漁業資源保護措置の EC 排他的権限に関する判例がこれを明確に示している。Case 804/79 *Commission v. United Kingdom* [1981] ECR 1045. 詳細は、中村民雄『イギリス憲法と EC 法』（東京大学出版会、1993 年）168-172 頁を参照。

EC 裁判所の判例にいう意味よりも広く解釈される例もあった⁴⁹。今回の憲法条約の定義は、本来の EC 裁判所の判例法上の厳格な意味を確認し、継承するものである。この権限類型に属する事項は、I-13 [I-12]条に定義されており、これは表5に整理してある。

共有権限 共有権限が認められる領域においては、連合および構成国が当該領域について立法する権限および法的拘束力のある行為を採択する権限をもつ。構成国は、連合が権限を行使していない範囲、または連合がその権限行使を停止する決定をした範囲において、権限を行使する（I-12 [I-11]条2項）。

この規定は、いったん EU が権限を行使した場合は、その対象となった事項については原則として構成国が権限行使を排除されるという趣旨であり、それゆえ、EU 側の権限行使が停止した場合は、構成国の権限行使が回復するという法律構成になっている（権限の「専占(pre-emption)」が生じるという法律構成）。

具体的な政策事項は、憲法条約 I-14 [I-13]条2項に規定するが、これは例示的の列挙である（「主たる領域」という包括概念が用いられている点に注意）。表5に該当政策領域が整理してある。

なお、研究技術開発および宇宙開発、ならびに開発援助および人道援助の二つの政策領域については、たとえ EU 側の権限行使があってもそれは「構成国が自らの権限を行使することを妨げる効果をもたない」（I-15 [I-14]条3項、4項）とされている。つまり「専占」が生じないということであり、憲法条約の共有権限の定義からすると、厳密には共有権限には該当しないことになる。これらの政策分野については、構成国の多額の財政負担を伴う。しかも EU 財源は限定されている。この現実には「専占」を生じさせず（させると EU 財源だけで負担することになる）EU も構成国も共同して権限を行使するものとするのが妥当であるとの判断から規定されているものと考えられる。

支援・調整・補完権限 第三類型の支援・調整・補完権限の領域においては、EU の権限行使によって、構成国の権限が代替されることはない（I-12 [I-11]条5項前段）。ゆえに、EU が法的拘束力のある行為を採択する場合、構成国の法令の調和を伴ってはならないものとされる（I-12 [I-11]条5項後段）。構成国の法令の調和とは、構成国の国内法の新規整備や改正を伴うことをいう。それがこの権限領域の事項については、禁じられているので、各国が立法権限を EU に専占されることもなければ、EU 法に反しない限りは、立法権限を自由に行使できることになる。この点が共有権限との違いである。具体的な対象領域は、憲法条約 I-16 条2項に掲げられており、表5に整理してある。

⁴⁹ 「補完性原則」に関する欧州委員会の解釈告示（1992年）では、「4つの自由〔人、商品、サービス、資本の自由移動〕および域内市場の設立に必須のまたは必然的に随伴する一定の共通政策」という広い意味に解釈されていた。[1992] Bulletin EC no.10 pp.120-121 (1992)

表5 EUと構成国の立法権限配分

EUの権限		構成国の権限	
排他権限 (I-13 [I-12])	共有権限 (I-14 [I-13])	支援・調整・補完権限 (I-17 [I-16])	
EUのみ立法可能。 EU機関から構成国に授権があるか、または各国実施を規定するEU立法がない限り、構成国の立法権は排除される。	EUの立法権行使がない間、またはEUが立法権行使を終止した事項は、構成国が立法権限行使可能。 一旦EUの立法があれば、その範囲で構成国の法が排除され、EC/EUの法が優先。(但、研究技術・宇宙開発、開発援助を除く)	EUは、構成国の行動の支援・調整・補完の措置のみ採択可能。 EUは構成国の法規を調和する立法権行使ができない。	構成国のみ立法可能。 EU条約に明文のない事項は構成国の権限(「権限付与の原則」)
<p>域内競争法</p> <p>通貨政策 (Euro圏)</p> <p>共通通商政策</p> <p>関税同盟</p> <p>漁業資源保護</p>	<p>域内市場</p> <p>自由安全正義の地域</p> <p>農漁業(漁業資源保護を除く)</p> <p>運輸</p> <p>欧州横断網</p> <p>エネルギー</p> <p>社会政策</p> <p>経済・社会・辺地格差是正</p> <p>環境</p> <p>消費者保護</p> <p>公衆衛生(安全性)</p> <p>研究技術・宇宙開発の実施(I-14 [I-13](3)) (但、各国独自の実施権を妨げない)</p> <p>開発援助の実施(I-14 [I-13](4)) (但、各国独自の実施権を妨げない)</p>	<p>産業</p> <p>人の健康向上</p> <p>教育・職業訓練・若年層・スポーツ</p> <p>文化</p> <p>市民災害保護</p>	<p>EU条約の明文で構成国に権限が留保されている事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公序、公安維持 ・ 刑事法、刑事裁判 ・ 賃金交渉、団結権、ストライキ権、ロックアウト権 ・ 健康・医療サービスの制度編成 ・ 財産所有制度規範 <p>その他、構成国に権限が留保された事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税・徴税権 ・ 徴兵権 ・ 警察権 ・ 防衛権 <p>など</p>
		<p>経済・雇用政策(I-15 [I-14])</p> <p>共通外交・安保・防衛(I-16 [I-15])</p>	

補完性・比例性の原則 以上の類型に分類された権限を EU が行使する場合、守るべき原則が、「補完性」および「比例性」の原則である（I-11 [I-9]条 1 項）。

補完性の原則とは、EU の「排他的権限に属さない領域について、意図された行動の目標が構成国の中央次元または地域および地方次元のいずれにおいても十分に達成できないものの、提案された行動の規模または効果ゆえに連合次元においてよりよく達成できるとき、その範囲においてのみ、行動するものとする。」という原則である（I-11 [I-9]条 3 項）。

比例性の原則とは、「連合の行動の内容および形式がこの憲法の目標の達成に必要な範囲を超えないものとする」という原則である（I-11 [I-9]条 4 項）。

補完性の原則は、排他的権限以外の権限行使について適用されるが、比例性の原則はすべての権限類型の行使について適用される。

これまでの EC・EU の制度においても、憲法条約にいう「補完性」および「比例性」の原則は規定されていた（EC 条約 5 条）。とくに議論の対象となってきたのが補完性原則である。EC 条約 5 条にいう「補完性原則」は、「排他的権限」以外の領域に適用されるとしながら、「排他的権限」の定義をおいていなかった。そのため、補完性原則が適用される範囲について広狭様々の解釈が成り立ちえた（前述）。さらには、補完性原則の遵守を、具体的な個々の権限行使において、だれがどのように評価するかについても手続や制度の規定がなかった。学説上は、補完性原則は、EU 機関を拘束する行為規範であるが、個々の行使の是非を裁判所で判断するための裁判規範としては熟していないか、たとえ裁判規範性があるとしても裁判所は謙抑的審査しかしないという見解が一般的であった⁵⁰。

憲法条約は、このような曖昧さを解消すべく、権限類型を定義し（前述）、個々の具体的な権限行使事例における、当該原則の遵守・不遵守の判断を、各国議会に諮問する手続として実現することにした。これは新機軸である。

各国議会による監視 憲法条約が新規に導入した、「補完性」および「比例性」原則の遵守監視制度とは次のような制度である。「早期警戒手続(early warning system/procedure)」とも称されている。

欧州立法的行為案について、それをすべて各国議会に送付し、各国議会が 6 週間の検討期間中に両原則に照らした提案の妥当性を審査検討する。各国議会において両原則違反の判断（異議）がある場合は、欧州委員会にそれを通知する。

欧州立法的行為案とは、欧州立法的行為（すなわち「欧州法律」または「欧州枠組法律」）の採択のための、欧州委員会の提案、一定の構成国群の発議、欧州議会の発議、司法裁判所の要請、欧州中央銀行の勧告または欧州投資銀行の要請による法案をいう。

各国議会は、一院制議会は 2 票、二院制議会は各院が 1 票ずつもち、すべての構成

⁵⁰ *E.g.*, A.G. Toth, “Legal Analysis of Subsidiarity” in D. O’Keefe and P.M. Twomey (eds.), *Legal Issues of the Maastricht Treaty* (Wiley, 1994) pp.37-48; V. Constantinesco, “Le principe de subsidiarité” *L’Europe et le Droit* (Dalloz, 1991) pp.35-45; P.Craig & De Burca, *EU Law* (Oxford, 3rd ed., 2003) pp.136-137.

国の議会の票数総数のうち三分の一以上の異議があるときは、法案の再検討が義務づけられる。なお、「自由・安全・司法の地域」に関する提案（旧第三の柱を中心とする人の移動に関する政策領域）については、票数総数の四分の一以上の異議があれば、法案の再検討が義務づけられる。

法案の再検討義務は、それぞれの法案提出機関に対する撤回義務ではない。法案の提出機関は、当初の提案を維持、修正または撤回できる。

補完性・比例性原則違反の有無について、構成国政府は欧州司法裁判所に提訴できる（欧州委員会の提案が地域評議会への諮問を経る事項の場合は、地域評議会も提訴できる）。しかし各国議会またはその一院は、それ自体として直接に欧州司法裁判所に提訴する権利をもたない。そこで各国議会またはその一院は、構成国法制度に従って構成国政府を通して欧州司法裁判所に通知をする。このとき、欧州司法裁判所は裁判管轄権をもつ（以上、補完性・比例性原則議定書）。

EU 法と構成国法の関係 さらに、EU 法の構成国法に対する優位性の原則が明文化された（I-6 [I-5a]条）。これは EC 法の優位性を EU 法の領域全般についての優位性に拡大したものであり（例えば、域外からの移民・難民規制政策や警察・刑事司法協力といった分野についても及ぶ）、新機軸も含んでいる。

ただし、「共通外交・安保政策」や「共通安保・防衛政策」の分野について、はたして EU 法の優位性の原則が妥当するかどうかは、明確ではない。法文の文面はその分野にも優位性原則が妥当するようにも読める。しかし、当該分野は、EU の他の分野と異なる統治様式を採っており、欧州連合裁判所の管轄権も排除されている（III-376 [III-282]条）。従来の EC 裁判所の判例法上の「EC 法の優位性」もこの分野には及ばなかった。それゆえ、憲法条約の優位性原則を、真の意味で EU の全政策領域における法的拘束力のある EU の行為の優位性を意味するのか、それとも「共通外交・安保」「共通安保・防衛」政策の分野を除く領域についてのみ、優位性が妥当するという意味なのか、が解釈問題として争われるであろう⁵¹。

すなわち、憲法条約 I-6 [5a]条は「この憲法および連合に付与された権限を行使して連合機関が採択した法は」各国法に優位すると規定する。ところが憲法条約は、共通外交安保防衛分野の政策権限を、「排他」「共有」「支援調整補完」のいずれにも分類していない（I-16 [I-15]条 1 項）。しかも、当該分野についてのみ、各国が EU の外交安保政策を「忠実および相互連帯の精神」で支持し、「採択する行為を遵守」し、「連合の利益に反する活動」や「連合の実効性を損ねる可能性がある活動を控える」ものとする、という忠誠義務条項を特別に置いている（I-16 [I-15]条 2 項、III-294 条 2 項）。ゆえに、共通外交安保政策分野（防衛含む）については、I-6 [5a]条の定める優位性や、I-5 条 2 項の定める誠実協力義務と若干異なる統治原則が働いているとの解釈もありうる。となると、優位性原則は、外交

⁵¹ この点に関係する論点は、後述 2.2 で扱う、共通外交安保措置の実効的实施をめぐる評価についても出てくる。

安保（防衛）分野には適用されず、その分野の特別法規範としての I-16[I-15]条に服するという解釈も成り立ちうる。ただし、いずれにせよ欧州司法裁判所の管轄権がこの分野について排除されているので、EU 判例による決着はつかないであろう。

連邦方式の統治 これらの既存法の整理と新機軸の追加により、EU は統治権を複数の次元の異なる機関が分有ないし共有する連邦方式（分権方式）の体制になりつつあることが、「連邦」という言葉こそ使わないものの明確になっている。憲法条約は、この状態を、連合は「構成国が付与した権限を共同体方式で（in the Community way; sur le mode communautaire）行使する」（下線付加）と述べている（I-1 条 1 項）。ただし、連邦方式（分権方式）をとることが連邦「国家」建設に必然的に結びつくわけではない。

1.6 EU 法の実施・履行確保

実施確保の原則 EU の立法的行為および非立法的行為は、EU の機関等により直接に EU 市民に対して実施される場合もあれば（直接実施）、各構成国の政府機関や立法等を通じて間接的に実施される場合もある（間接実施）。すでに EC においてこの二つのパターンは存在していた。

憲法条約は、まずこの二種類の法の実施ルートに整理することを前提に、間接実施を担当する構成国に対しては、拘束力のある EU 法を実施するために必要な国内法のあらゆる措置を採択する義務があると定める（I-37 [I-36]条 1 項）。憲法条約は、これ以外にも、やや一般的に、構成国の憲法条約上の義務や EU 法上の義務の忠実な履行義務をいつかの条文で繰り返し規定している（I-5 条 2 項）。

他方で、憲法条約は EU が EU 法を EU 市民や企業に対して直接に強制する権限を規定していない。ゆえにこれまでの EC・EU 統治体制の基本的な特徴が継承される。すなわち、EC・EU は固有の法強制権限をもっておらず、EC・EU 法の強制は究極的には構成国の国家権力に委ねられている⁵²。

直接実施の確保 憲法条約は、直接実施については、EU 法の実施に統一的条件が必要なときは、欧州委員会または閣僚理事会が、欧州実施規則、欧州実施決定を採りうるとしている（I-37 [I-36]条）。同じ欧州規則や欧州決定であっても、直接実施の手段である場合は、名称に「実施」を明記するようにした点が目新しい。

直接実施の司法的な統制は、これまでの EC の制度が継承されている。ただし、若干の改革が見られる。第一審裁判所に提訴できる個人の原告適格の若干の拡大である。

取消訴訟の個人の原告適格 EU の機関や専門行政機関等による直接実施が行なわれる場合、EU と各国の個人（私人）や企業との間に直接の法的関係が発生する。そこで、この場合は、関係する私人や企業は、EU の法的行為の効力について、一定の訴訟類型に該当

⁵² 前述「はじめに」の EU の重層複合統治の項を参照。

する場合は、直接に第一審裁判所に提訴することができる。一定の訴訟類型のうち主たるものは、取消訴訟（無効確認訴訟を含む）（III-365 [III-270]条；現 EC 条約 230 条）不作為違法確認訴訟（III-367 [III-272]条；現 EC 条約 232 条）損害賠償訴訟（III-370 [III-275]条、III-431 [III-337]条；現 EC 条約 235 条・288 条）である⁵³。憲法条約は、この訴訟制度を全面的に継承している。

ただし、取消訴訟における個人の原告適格を多少拡大した。現行法では、個人は EC の法的行為により「直接かつ個人的に」権利または利益の変動を被らない限り出訴の適格が認められない（EC 条約 230 条 4 段）。このため各国政府の法的措置をまったく要しないで、直接に各国の EC 市民・企業に EC 機関の法的行為が適用される状況において、一定の場合には、各国の個人（私人）は、当該 EC 機関の行為の効力をまったく争えない状況に陥る。その場合とは、当該 EC 機関の行為が「規則」の法形式をとり、かつ一般的な類型の人を抽象的な集団として法文上、適用対象として定めている場合（言い換えると、特定の個人を具体的に名宛人としていないような場合）である。欧州委員会による農業政策上の EC 補助金の打ち切り決定や稀少漁業資源保護のための欧州委員会による規制規則の制定がそのような行為の例である。従来 EC 裁判所は、文面上一般的に適用されると解される法規は、「個人的に」関係する行為に該当しないという立場を堅持してきた。

2000 年代に入っても EC 裁判所は、このような限定された状況において、たとえ個人に裁判を受ける権利を否定する状況が生じていても、EC 条約の法文の解釈からは個人に原告適格を認めることはできず、この問題点は EC 条約を改正するか、または各国の法制度において国内裁判所に何らかの出訴を可能とするような手立てを各国において整備すべきであるとの立場をとった⁵⁴。

これを受けて憲法条約は、取消訴訟における個人の原告適格について、上記の問題状況だけを救済する規定を挿入した。「あらゆる自然人もしくは法人は、その者を名宛人とする行為または自らに直接かつ個人的に關係する行為について、ならびに自らに直接關係する規制的行為であって実施措置を伴わないものについて、同一の条件で、訴訟を提起することができる。」（III-365 [III-270]条 4 項）という規定の下線部分である。この改正は、EU 市民の裁判を受ける権利の空白部分を補填しただけの改正であり、個人は従来と同様、「直接かつ個人的に」關係する行為についてのみ原告適格を認められるという制度の原則は変わっていない。

間接実施の確保 構成国が間接実施を怠る場合の司法的統制は、これまでの EC の制度が継承されている。すなわち、欧州委員会または他の構成国が義務不履行をおこしている構成国を、一定の経路を経て、欧州司法裁判所に提訴することができる（III-360, 361 [III-265,

⁵³ 現行の EC 条約における各種訴訟（とくに取消訴訟）についての詳細説明は、中村民雄「行政訴訟に関する外国法制調査 EU」ジュリスト 1247 号 136-147 頁（2003 年）。

⁵⁴ この問題状況について、中村民雄「取消訴訟における個人の原告適格 EU 法の性質変化と司法審査へのアクセス」貿易と関税 50 巻 10 号 69-75 頁（2002 年）。

266]条)。欧州司法裁判所が構成国の義務不履行を認める判決をしたときは、当該構成国は判決履行義務が課される(III-362 [III-267]条1項)。当該構成国がなお判決履行義務の履行を怠るときは、欧州委員会が二度目の義務不履行訴訟を欧州司法裁判所に提起し、欧州司法裁判所は義務不履行を認めるときは、制裁金を当該構成国に課することができる(III-362 [III-267]条2項)。これまでのECにおいても、現に制裁金が課された事例がある⁵⁵。

各国間行政協力 憲法条約は、このほか各国におけるEU法の間接実施の実効性を高めるため、個別分野について行政協力規定をいくつか置いている。たとえば、「自由・安全・司法の領域」形成分野(III-263 [III-164]条, I-42 [I-41]条1項b,c号)である。とくに「自由・安全・司法の領域」分野は、域内の人の移動、域外からの移民難民規制、警察・刑事司法協力、民事判決等の相互承認などを扱う分野であり、憲法条約は、この分野での各国省庁間および当該省庁と欧州委員会間の行政協力を確保するために欧州規則を採択するものとしている(III-263 [III-164]条)。従来のEC・EU条約では、域外移民・難民規制、域内の人の移動規制についての行政庁間協力であった(EC66条)。これが警察・刑事司法協力の分野にも拡張されたのである。

このほか憲法条約は、各構成国におけるEU法の実効的な実施が、連合の適正な運営に不可欠であって、それを構成国間の共通の関心事項であることを確認し、そのために各構成国の行政能力の向上努力をEUが支援することができ、その目的で欧州法律を採択できるとの規定を置いている(III-285 [III-185]条1項、2項)。これは、前述の個別の行政協力規定に劣後する、補完的な規定ではあるが(III-285 [III-185]条3項で他の規定を害さないと定めている)、新しい立法根拠規定である。また、各国のEU法の実効的な国内実施を共通の関心事項とみなすとの文言(III-285 [III-185]条1項)は、既存の実務の確認規定ではあるが、明文化されたことにより、欧州委員会が率先して「共通の関心事項」を推進する活動をとらうる根拠ともなる。

専門行政機関 EUの政策・法の実施面での工夫でもう一つ言及すべきは、1990年代以降次々と設置されてきたEUの専門行政機関である(前述1.2)⁵⁶。既存の15の専門行政機関⁵⁷は、EC規則により設立されたものである。これまでEC・EU条約は、これらの専門行政機関の存在についてすら言及してこなかった。

今回の憲法条約は、これらの総称概念として「専門行政機関(agencies)」を新たにおき、

⁵⁵ Case C-387/97 *Commission v Greece* [2000] ECR I5047 (クレタ島廃棄物事件 注20参照) Case C-278/01 *Commission v Spain* [2003] ECR I- (判例集未登載) (23/11/2003) (水質浄化指令に定める海水浴場の水質基準違反長期継続への制裁金)

⁵⁶ 注22に掲げる諸機関。これらの専門行政機関の役割は様々である。各国関連官庁と連携してEUの政策を伝達し、関連情報を各国から収集する国家連携機能が中心であったり(EEA、EMCDDA、EUMC)、関連情報を国以外の主体(労使組織や消費者団体など)に伝え、それらから意見聴取やそれらとの対話をする民間連携機能が中心であったり(Cedefop、EUROFOUND、EU-OSHA)、むしろ当該専門行政機関がEU次元での規制機関であったり(OHIM、CPVO、EMEA、EFSA、EMSA、EASA)、一定のEU次元の政策を執行する機関であったりする(ETF、CdT、EAR)。

⁵⁷ 注22参照。

初めて存在を公認し、開かれた効率的で独立の欧州行政官僚制度に支えられるものとし（III-398 [III-304]条）、あわせて運営の透明性確保義務や情報公開義務（I-50 [I-49]条、I-399 [III-305]条）やオンブズマンによる統制の対象になる（I-29 [I-48]条）などの統治の基本原則の適用対象とした。

なお、「組織」「独立部局」「専門行政機関」のいくつかは、行政ネットワーク形成のハブ(かなめ)となっている。とくに通貨(欧州中央銀行・欧州中央銀行制度)、警察(Europol)、検察(Eurojust)、司法(European Judicial Network)、環境(EEA)、薬物中毒監視(EMCDDA)、人種差別・外国人排外対策(EUMC)に関するものは、各国の関連官庁とEU次元のそれとの連携により、当該政策分野での官庁の業務協力ネットワークを形成する。憲法条約は、直接にはこのような機能については触れていないが、1990年代以降のこのような実行を追認している。このように、EU次元の専門的な機構を設置して各国関連官庁との連携ネットワークを形成する工夫は、EU政策の実施における一貫性・一体性を強化するものである。

2. 対外的側面

2.1 これまでのEU：対外政策の全般的な問題

一つの声の目標 EUはかねてから対外的に「一つの声で語る(speak in one voice)」ことを目標としてきた。しかし従来の制度では、それが必ずしも実現できなかった。

法制度面での主たる原因としては次のものがあつた。

ECは独立の法人格を明文で付与されており、EUはその国際法人格性についての明文がない。法的には、ECとしての行動とEUとしての行動を対外的に区別せざるを得ない(法人格の複数性)。

列柱構造がとられていたため、ECの権限事項(通商問題など)は欧州委員会の対外関係担当委員が、EUの第二の柱事項(外交安保)はEU高等代表(理事会事務総長)が、そしてEUの第三の柱事項(警察・刑事司法)は議長国が対外的な代表となる(列柱別の対外代表)。

しかも第二・第三の柱の活動は、閣僚理事会の全会一致表決が原則であるから、それが成立しないときは、各構成国が国際法上の「国家」として単独で行動することもできる(全会一致表決)。このような制度のため、対外的には、ECとEUの名が混在し、各国政府の声を交えた多数の声が出現しうる状況は、今日まで続いている。

また法規範的な面においても、EU諸国間の共通価値やEUの基本原則について、経済共同体としてのそれを越えた、一般的な政治社会共同体としてのそれが規定上充実していなかった(EU条約6条)。そのためEU次元の意思決定を導く政治的価値は多様であつた。

もっとも、とくに1990年代以降、ECおよびEU諸国は、実際の実行(practice)や条

約改正において、一定の共通価値や基本原則を対外行動や対内的な規律行為に採用していくようになった。その例が、東欧諸国の EU 加盟要件としての「コペンハーゲン基準」(1993 年)であり、開発援助政策におけるコンディショナリティ(援助対象国における法の支配・人権保護などの一定価値の実現と維持を援助の条件とすること)(1992 年の EU 条約で改正された EC 条約 177 条 2 項)であり、国内における重大な人権侵害を続ける構成国の閣僚理事会における資格停止手続の導入(1997 年の EU 条約改正で導入された現 EU 条約 7 条 2 項以下)である。

一貫性の確保 これらの制約に加えて、1990 年代以降の EU において、深刻な問題となってきたのが、EU の対内・対外諸政策分野における行動の一貫性の確保である。この問題は、同じ政策分野内での対内政策と対外政策の一貫性と、(対外・対内いずれの局面でも)異なる政策分野間の政策の一貫性との二面がある。

これまでの EU では、いずれの面の一貫性についても、確保が必ずしも良好ではなかった。法制度的な原因としては、各種の閣僚理事会の分野別開催という運用が挙げられる。これは分野別の縦割り意思決定を作り出し、分野横断的な複合問題への一貫した対応を導きにくい。たとえば分野横断的な問題として農薬の使用量規制が挙げられる。対内的には農業理事会と環境理事会がそれぞれ異なる規制基準を設定する可能性がある。またこれを対外的な措置としても採択する場合は、総合(外相)理事会も関与しうる。このように、とくに分野横断的な問題(EU 官僚用語では「水平問題(horizontal issues)」)については、複数の閣僚理事会が個々別々に行動する可能性があり、かつ、相互の調整を担当するはずの総合(外相)理事会も調整の実効をとくにあげてこなかった(前述 1.3(2))。

なお、一貫性確保のための行為規範も少なく、これまでの EC・EU 条約においては、対外行動の一貫性(EU 1 条 3 段、3 条、13 条 3 項末文)、域内の各国経済政策の調整についてのガイドラインとの一貫性(EC99 条 3 項)の規定しかなかった。

さらに、対外関係に関する EC・EU 条約の規定が、政策分野別に散在していた点もまた対外政策の一貫性を確保する上で実務上は不効率であった。

一体的行動の確保 この他、対外行動面では、とくに第二・第三の柱の分野について、第二の柱では行動手段の拘束力とその確保制度が弱く(構成国を国際法上、EU 次元の合意にコミットさせる程度)、第三の柱については対外行動の確保制度が弱く(議長国による監視のみ)、構成諸国間の一体的な行動が必ずしも確保されないという問題があった(前述 1.1 および表 3)。

2.2 憲法条約：対外行動への全般的な工夫

対外関係規定の体系化 憲法条約の第一の新機軸は、EC(対外通商など)と EU(第二・第三の柱)の対外関係規定を憲法条約第三部第 5 編に集中し、全政策分野に共通の「通則」において対外行動の原則を明確にした後、個々の分野の個別規定を置いた点である。これ

は列柱構造の部分的融合にも呼応した、実定法規の統合と体系化である。また実務的にも、散在する規定による各政策分野での微視的な行動を排し、異なる政策分野間の調整と一貫性の向上を促すであろう。

対外行動の通則 対外行動の大原則を示す憲法条約 III-292 [III-193]条は新规定である。同条は、EU がその基本原則（民主主義、法の支配、人権・基本権の普遍性・不可分性、人の尊厳、平等・連帯の尊重、国連憲章に従った国際法の尊重）を広い世界において推進するように国際舞台における行動を設計すると宣言する（同条 1 項）。同条 2 項においては、1 項よりもさらに具体的な行動の場面、すなわち共通政策および共同行動を策定し追及する場面での、政策・行動目的を 8 つ列挙している。

これらの基本原則、やや具体的な 8 つの行動目的は、憲法条約が定める「連合の価値」（I-2 条）および「連合の目標」（I-3 条）にほぼ対応している。

一貫性確保の工夫 憲法条約は第二の新機軸として、これまで EU の対外行動の一貫性確保を妨げていた EU の法制度・法規範的な制約を克服するための工夫をいくつか加えている。

法制度的な面では、第一に、閣僚理事会の種類を大幅に削減し、総合的な判断を下す閣僚理事会として、対内的には立法理事会を、対外的には外相理事会を設定した（前述 1.3(2)）。

あわせて、欧州首脳理事会が EU の対外政策全般について、EU の戦略的利益と戦略目標を特定する欧州決定を採るものとした（III-293 [III-194]条）。この欧州決定は、法的拘束力のある措置であり、当事者を（単に国際法上のみならず）EU 法上も拘束する。欧州首脳理事会の欧州決定に反する閣僚理事会の行為や当該欧州決定に対する閣僚理事会の不作为については、EU の他の機関（とくに欧州議会）に対する説明責任が生じるであろう。欧州議会は EU 予算審議において閣僚理事会と共同決定をする同権の機関であるので（III-404 [III-310]条）この説明責任は現実に重くなる。

こうして欧州首脳理事会の大局の方針策定 閣僚理事会による政策具体化（立法する場合は欧州議会との共同決定）これらのプロセスの欧州委員会、欧州議会による監視（立法が絡む場合は、各国議会による補完性・比例性監視も加わる）EU 予算審議での説明責任の履行、といった政策一貫性の確保度の検証サイクルが生じうる。ただし、このサイクルの運用上の隘路となるのが、欧州首脳理事会の全会一致表決である（III-293 [III-194]条 1 項 3 段）。

第二に、政策領域間の対外行動の一貫性、対外行動と対内行動の一貫性の確保を担当する機関として、閣僚理事会、欧州委員会および連合外務大臣を指定した（III-292 [III-193]条 3 項）。とくに連合外務大臣を指定した点が新しい。

従来の EU では、第二・第三の柱の対外行動の一貫性確保は、半年交代の「議長国」にあった。これを閣僚理事会の事務組織（とくに共通外交安保政策については、EU 高等代表たる事務総長）や欧州委員会が支えていたとはいえ、各構成国の行動を継続的に監視するものとはなりえていなかった。それを憲法条約はとくに連合外務大臣（任期 5 年）をも

関与させて、そのもとに置かれる「欧州外務局」の補佐を受けながら（III-296 [III-197] 条 3 項）、当該大臣が継続的に行なうという制度にした。従来以上に、一貫性と一体的な実施への監視体制は整ったといえよう。

一貫性確保規定の拡充 以上は、制度的な変更であったが、このほか一体性・一貫性を確保するための行為規範がいくつか明文化されている。対外面では、III-292 [III-193] 条 3 項に従来の規定（EU 条約 13 条 3 項末文）をより明確化した一貫行動行為規範がある。すなわち、対外行動の様々な領域間での一貫性ならびに EU の対外行動と対内政策との一貫性の確保義務が示されている。対内政策面では、憲法条約第三部（政策提示的部分）の冒頭 III-115 [III-1] 条に一貫性の規定がおかれ、連合の全政策領域での政策と活動の一貫性を確保するとの行為規範を明示する。これは新规定である。憲法条約 III-115 [III-1] 条の冒頭規定は、連合の全政策に普遍的に一貫性原則を持ち込むのであり、これまで以上に EU 次元での政策的な優先順位や衝突する価値間での選択などの場面で、徹底した議論が要求されることになる。

一体性の向上 憲法条約は第三の新機軸として、EU 諸国の一体となった対内・対外行動を高めるために、法制度面では、EU 単一人格の付与（前述 1.2）連合外務大臣職と欧州首脳理事会議長職の設置（前述 1.3）とそれらの対外代表性の承認（後述）第三の柱の第一の柱への融合（前述 1.2）といった工夫を施した。

また憲法条約は、シンボルの公式制定による EU 市民・諸国の一体感の向上と可視化・具象化をねらい、EU 旗（青地に円環状 12 金星旗⁵⁸）EU 歌（ベートーベンの第九交響曲終楽章の「歓喜の歌」⁵⁹）EU 銘（「多様性における合同」）EU 通貨（ユーロ）EU 記念日（5 月 9 日⁶⁰）を明文化している（I-8 [I-6a] 条）。

このほか憲法条約は「連帯(solidarity)」という概念の下に、テロや災害の被害時の対内的な相互援助を定める連帯条項を初めて明文化した（I-43 [I-42] 条、III-329 [III-231] 条）。ただし、この規定は、あくまでも対内行動の規定である。

対外代表 EU 諸国の対外一体行動を確保するうえで重要なのが、EU の対外代表である。前述 1.3 のとおり、EU の全政策分野について対外的な代表となる地位にあるのは、連合外務大臣である（I-28 [I-27] 条）。他方、共通外交安保政策の分野については、欧州首脳理事会の常任議長も対外代表となるものとされている（I-22 [I-21] 条）。ただし、常任議長は連合外務大臣の職責を害さない（I-22 [I-21] 条 2 項）。

このように憲法条約は、連合外務大臣と欧州首脳理事会常任議長とが、共通外交安保政策の分野については、対外代表になりうるものとした。憲法条約の規定はこの両職位の役割分担について明確ではない。

連合外務大臣の中心的役割 しかし憲法条約は、共通外交安保分野を含めて、全般的に連

⁵⁸第二次大戦後の欧州平和のための欧州評議会 Council of Europe の旧旗。

⁵⁹時の流れに分断された人々の再結合を喜ぶ内容。

⁶⁰ EC 設立の政治的端緒となったシューマン・プランの公表日（1950 年 5 月 9 日）にちなむ。

合外務大臣が EU の対外代表となるよう設計しているものと推定できる。次のような比較から得られる。

連合外務大臣は EU のすべての政策分野の対外代表になりうるが（旧 EC 事項は欧州委員会の委員として、また外交安保事項は連合外務大臣として）、欧州首脳理事会常任議長は共通外交安保分野に限定された対外代表である。そして共通外交安保分野においても、憲法条約は「連合は連合外務大臣により代表される」ものとし、連合外務大臣が「政治対話を行い、国際組織および国際会議において連合の立場を表明する」（III-296 [III-197]条 2 項）ものとしている。欧州首脳理事会常任議長はこのような連合外務大臣の職責を害さない範囲でのみ対外代表となる（I-22 [I-21]条 2 項）。ゆえに、欧州首脳理事会常任議長は、政治対話や国際会議以外の場面での対外代表であって、実際には外交使節の接受などの儀礼的なものが中心になるものと予想できる。

連合外務大臣は、外交安保問題の提案権をもち（III-293 [III-194]条 2 項、III-296 [III-197]条 1 項、III-299 [III-200]条 1 項、III-302 [III-203]条）、緊急外相理事会の招集権をもち（III-299 [III-200]条 2 項）、かつ対外政策の一貫した遂行と監督の任にあるが（III-292 [III-193]条 3 項後段、III-301 [III-202]条 1 項、III-305 [III-206]条 1 項、III-309 [III-210]条 2 項、III-310 [III-211]条 1 項）、欧州首脳理事会常任議長はかかる権限も任務もなく、欧州首脳理事会の議事の円滑な準備と進行が任務の主目的である（I-22 [I-21]条 2 項の任務内容の列挙順序に示されている）。

また連合外務大臣は欧州首脳理事会が任命し欧州議会の承認投票で正式に任命行為が完了するという、間接的ながら民主的な任命手続を踏むが（前述）、欧州首脳理事会常任議長はあくまでも欧州首脳理事会のメンバー間での特定多数決で任命されるにすぎない（I-22 [I-21]条 1 項）。

連合外務大臣の任期は（欧州委員会の委員〔副委員長〕であるので）5 年（再任可）であるが（I-26 [I-25]条 3 項、I-28 [I-27]条 4 項）、欧州首脳理事会常任議長は最長 5 年（最短 2 年半）である（I-22 [I-21]条 1 項）。

以上の比較から分かるように、対外代表としての実権を握ることが予定されているのは、連合外務大臣である。

欧州首脳理事会議長の役割 また以上の分析から、欧州首脳理事会議長はおそらく儀礼的な場面での象徴的な対外代表として、連合外務大臣とならんで EU を体現する役割を担うことになる。

2.3 共通外交・安保・防衛分野

憲法条約は、1990 年代の EU 条約が示していた共通外交安保政策の制度の多くを継承している（前述 1.3）。しかし、継承した制度を、より実効的に実施するために改善を施している。また、憲法条約は従来よりも共通安保防衛政策の面で規定を充実させた。た

だし、EU 構成諸国には中立国から高度の軍事力を有する国まで多様であるため、共通
安保防衛政策については、具体的な措置の採択や実施などについて特別の規定を置いてい
る（前述 1.3 も参照）。継承面と改革面を腑分けしながら順次これらの点を見ていこう。

（１）継承面

外交安保政策の包括性 第一点の、これまでの制度の多くを継承している点としては、ま
ず EU の共通外交安保政策の対象範囲を包括的・全面的とする点である。憲法条約は「連
合は外交および安全保障政策のすべての領域を対象とする」(下線付加)(III-294 [III-195]
条 1 項)と定める。この点は従来の EU 条約 (EU11 条 1 項)と同様である。共通安保防
衛政策がこの外交安保政策に含まれることも、従来どおりである。

ただし憲法条約は、共通安保防衛政策の規定を従来以上に具体化させただけでなく、「第
三国の領土内におけるテロリズムへの当該国による対策に対する支援を含む、テロリズム
に対する闘いに貢献する」(III-309 [III-210]条 1 項末文)ことも明記している。この点は、
2001 年 9 月 11 日のニューヨーク市における国際テロリズム事件を契機に取られるよう
になった EU 諸国の実行を反映している。

制度の基本的枠組 これまでの共通外交安保 (防衛) 政策の法制度は、概略次のようなも
のであった (前出表 2)。提案権を一構成国または欧州委員会がもつ。閣僚理事会がその下
部機関たる政治安保評議会および軍事評議会の補佐を受けつつ原則として全会一致により
意思決定をする。それを EU 各国政府が実施する。第三国に対する経済的な制裁措置も実
施措置に含まれる。以上の構図を憲法条約は、基本的に継承している。まず制度・手続面
を述べる。

政治安保評議会 「政治安保評議会」は、2000 年 12 月の二一ス欧州首脳理事会の合意を
受けて、2001 年 1 月に閣僚理事会の下にある補佐機関として設置された⁶¹。当時同時に交
渉された二一ス条約において、旧称「政治評議会」が現行名称に改められ、所掌事項も危
機管理活動に拡大した (EU 条約 25 条)。この評議会は、これまでの EC でいう COREPER
(常駐代表評議会)と同位・同種の組織で、共通外交安保(防衛)政策に限定された組織で
ある。

憲法条約もこの下部機関を継承し、次のように組織と任務を規定している。すなわち、
閣僚理事会の下にある機関であって、各構成国代表で構成され⁶²、共通外交安保政策全般
にわたり、国際情勢を監視しつつ、閣僚理事会に意見を述べる。また当該政策分野の合意
の実施を監視する (III-307 [III-208]条 1 項)。また、共通安保防衛政策においても、危機
管理活動の政治的統制と戦略的方向づけを行なう (同条 2 項前段)。さらに閣僚理事会の授

⁶¹ Council Decision 2001/78/CFSP [2001] OJ L27/1.

⁶² 現行の政治安保評議会は、EU 共通外交安保政策の高等代表 (閣僚理事会事務総長) が議長を務めてい
る。 *Ibid.*, Annex.

権があれば、閣僚理事会が定める危機管理活動の目的および期間について、当該活動の政治的統制および戦略的方向づけに関する措置をとる権限を行使する（同条 2 項後段）。

軍事評議会 「軍事評議会」は、2000 年 12 月のニース欧州首脳理事会における合意を受けて、2001 年 1 月に閣僚理事会の下部機関として設置された⁶³。EU 各国の軍事幕僚代表で構成する（必要があれば防衛閣僚級で会合することもある）⁶⁴。草案はこの評議会の存在を前提にして、これが各構成国代表で構成され（草案 III-214 条 2 項）軍事的意味合いをもつ安保安防政策任務の活動を補佐する（草案 III-214 条 2 項）機関として位置づけていた。憲法条約は、「軍事評議会」については憲法条約事項ではないと判断してか、規定を削除している。

実務上は、以上の「政治安保評議会」および「軍事評議会」の設置後、WEU（西欧同盟）の下部機関である「軍事幕僚部」、「衛星データ解析センター」、「安全保障研究所」の三部局の任務は、EU の「政治安保評議会」と「軍事評議会」に任されている⁶⁵。

提案権者 意思形成手続は、従来とほぼ同様であるが、憲法条約が持ち込んだ新機軸もある。新設した連合外務大臣に、共通外交安保政策、共通安保安防政策の提案権を与えた点である。憲法条約 III-299 [III-200]条 1 項によれば「いずれかの構成国、連合外務大臣または欧州委員会の支持を得た連合外務大臣」が閣僚理事会に対して、共通外交安保政策に関するあらゆる問題を付託でき、提案ができる。これまでの EU 条約では、一構成国または欧州委員会が提案権をもっていた（EU22 条 1 項、前掲表 2）。憲法条約の規定を欧州委員会から言い換えるならば、憲法条約では欧州委員会は提案権を失い、連合外務大臣を通してでなければ提案できないことになる⁶⁶。

憲法条約は緊急事態への対応についても連合外務大臣を中心に据える制度に変更している。そこで憲法条約は、連合外務大臣が、自らの発議または一構成国の要請により、48 時間以内に臨時閣僚理事会を開催できるものとした（III-299 [III-200]条 2 項）。これまでの EU 条約では、「議長国」が、自らの発議または一構成国もしくは欧州委員会の要請で 48 時間以内に臨時閣僚理事会の開催をするものとされていた（EU22 条 2 項）。これを改めたものである。

意思決定（全会一致原則） 憲法条約は、共通外交安保（防衛）政策の、閣僚理事会における意思決定方式については、現行法を継承している。すなわち憲法条約は、これらの分野の決定について、欧州首脳理事会はコンセンサス（全員一致）または全会一致により（I-21 [I-20]条 4 項、III-293 [III-194]条 1 項）、また閣僚理事会も、共通外交安保政策は原則として全会一致により（III-300 [III-201]条 1 項。ただし一定の場合は特定多数決（同条 2 項））、共通安保安防政策はつねに全会一致により行動する（III-300 [III-201]条 1 項、4 項）と規定している。したがって、この分野において全会一致事項とされるものについては、一構

⁶³ Council Decision 2001/79/CFSP [2001] OJ L27/4.

⁶⁴ *Ibid.*, Art. 1.

⁶⁵ 「欧州連合の変容」植田隆子編『21 世紀の欧州とアジア』（勁草書房、2002 年）269 頁。

⁶⁶ この点を欧州委員会の閣僚理事会に対する地位の低下とみるかどうかについて、注 28 を参照。

成国でも反対すれば、EU 次元の行動はなんら成立しない可能性がある（ただし、一部構成国群による「強化協力」(I-44 [I-43]条)という先行行動が成立する場合はありうる)。EU 次元の行動への合意が成立しない場合、各国は国際法上の独立「国家」として（既存のEUの政策等を害しない限り）単独で行動できることになる。

建設的棄権 なお、閣僚理事会における全会一致については、いわゆる「建設的棄権」は全会一致を妨げないという特別規定がある（III-300 [III-201]条 1 項 2 段）（欧州首脳理事会にはこの特別規定はない）。この制度の要点は、閣僚理事会における投票を棄権することを公式に宣言した構成国については、その国を除いて投票することでEUと構成国すべてを拘束する全会一致の決定が成立しうるものとするが、成立した欧州決定の適用義務を当該棄権国は課されないとするものである（ほかに細かい条件がいくつかある）。この建設的棄権は従前のEU条約 23 条 1 項後段が継承されている。

特定多数決 他方、憲法条約は、共通外交安保政策分野（安保防衛分野を除く）の一定事項については、閣僚理事会の特定多数決を規定する（III-300 [III-201]条 2 項）。また、欧州首脳理事会が憲法条約に特定する場合以外の場合についても特定多数決を用いることができる旨の決定を全会一致により行なうことができる（III-300 [III-201]条 3 項）。ただし、軍事または防衛の意味合いをもつ決定については、特定多数決を用いず、かつ、欧州首脳理事会の決定により全会一致を特定多数決に移行することを決めることができない（III-300 [III-201]条 4 項）。

特定多数決が用いられる場合とは、(a)欧州首脳理事会の欧州決定で連合の戦略的利益と戦略目標がすでに示されており、閣僚理事会が連合の行動と立場を具体化するとき、(b)欧州首脳理事会が自らまたは連合外務大臣に指示して、閣僚理事会に具体的な提案を出させるとき、(c)連合の行動または立場を具体的に実施する措置を決定するとき、(d)連合の特別代表を任命するとき、である。大まかにいえば、基本方針の決定が欧州首脳理事会または閣僚理事会における全会一致によりすでになされており、それを具体化して実施する場合である（軍事・防衛の意味合いのある決定を除く）（III-300 [III-201]条 2 項）。

緊急停止手続 その特定多数決が用いられる場合でも、いわゆる緊急停止（emergency break）手続が用いられうる。この手続は従前のEU条約と同様（EU23 条 2 項後段）のものが継承されている（III-300 [III-201]条 2 項後段）。これは、ある構成国が「必須のかつ理由を説明した自国の政策のために」特定多数決による採択に反対する意図を宣言したとき、閣僚理事会での投票を行わず、連合外務大臣と当該構成国が協議し解決策を模索するものの、協議不調の場合は、欧州首脳理事会に付託してその全会一致による決定を要請できるとする手続である。連合外務大臣と協議するというステップが憲法条約で新たに追加された部分であるが、手続全体の流れは従来と同様である。

合意形成実務への依存 以上が、共通外交安保政策分野（防衛を含む）の意思形成の制度と手続である。その全体的な基調は構成諸国の全会一致の合意であり、従前のEUの制度を基本的に継承している。

この全会一致表決や緊急停止手続つきの特定期多数決が制度上継承されている限り、連合外務大臣や欧州首脳理事会常任議長の職を新設したからといって、EU が直ちに共通外交・安保・安保防衛分野について一体性を増した団体として国際舞台に登場するようになるわけではない。EU 次元での全会一致合意が形成できるかどうかには依存するのであり、政治の実務次第である。

制裁措置 なお、憲法条約は従来の EC・EU 条約と同様、共通外交安保政策における第三国に対する措置として、経済的、財政的関係の、全面的または部分的な中断または削減を内容とする制裁措置を含むものとしている（III-322 [III-224]条）。

（２）変更面

外交安保政策の実効ある実施 以上は、従来の制度・手続の継承面であった。そこで、次に新規変更点に移ろう。今回の憲法条約が従来の制度を最も変更した点は、意思形成制度・手続面よりも、共通外交安保政策（安保防衛政策を除く）の措置の実施面である。合意の形成は従来と同様に困難かもしれないが、いったん EU 次元の合意がなれば、従来以上にそれが実効的に一貫してできるだけ EU 諸国一体的に実施されることになる。この面での改革は注目に値する。

行為形式の法化 まず、共通外交安保分野の具体的な措置は、原則として「欧州決定」という法形式により採択されるので（III-294 [III-195]条 3 項）、当事者間を国際法上のみならず EU 法上も拘束する。従来は、EU 次元の外交安保措置は、当事者間を国際法上拘束するにとどまっていた（EU14 条 3 項（共同行動）、EU15 条（共通の立場））。

EU 法上も拘束する「欧州決定」の法形式をとることは、次のような違いをもたらす。

欧州決定に対する違反や不遵守について、各国政府が（各国議会に対してのみならず）欧州議会にも欧州委員会に対しても説明責任を負う。EU 法の各国法に対する優位性の原則（I-6 [5a]条）が、共通外交安保政策上の欧州決定にも（解釈によっては）適用されるため（ただしこの点は解釈問題となりうる⁶⁷）、各国の憲法等の国内法を理由に欧州決定に反する各国の自律的行動を正当化しにくくなりうる。

ただし、欧州司法裁判所の管轄権が、共通外交安保政策の分野については原則として排除されているから（III-376 [III-282]条）、各国の違反・不遵守行為（作為または不作為）が、EU 法上合法的かどうかの司法審査にいたることは実際にはほとんどないであろう。しかし、EU の他の機関（とくに欧州委員会、欧州議会）との関係で、違反・不遵守を行なう構成国は、その立場を正当化することがこれまで以上に容易ではなくなりうる。

実施の監視体制 また、憲法条約は連合外務大臣を中心に閣僚理事会・欧州委員会が EU の外交安保政策措置の実施を監督し確保するものとしている（III-292 [III-193]条 3 項後段、

⁶⁷ もっとも、EU 法の優位性が共通外交安保事項の欧州決定についても妥当するかどうかは、I-6 [5a]条の解釈問題である（前述 1.5 EU 法と構成国法の関係の項参照）。

I-28 [I-27]条)。また政治安保評議会も監視の任にあたる(III-307 [III-208]条)。これまでの現行の制度では「議長国」が実施を監督し確保することになっていたが(EU18条2項)、議長国は半年交代であり、継続的な監督・確保の任にあたることは制度的に困難であった。それが常任の5年任期の連合外務大臣が行なう制度に変更された。しかも連合外務大臣の下には欧州外務局が設置される(III-296 [III-197]条3項)。この変更により、各国の実施確保と監督において実効が(従来よりは)向上するであろう。

(3) 共通安保防衛政策の特別規定

共通安保防衛政策 以上は共通外交安保政策分野の原則的な制度と手続である。しかし、安保防衛政策分野については、憲法条約は特別の規定をいくつか置いている。とくに特徴的なのは、一部の構成国群による行動をEUの名のもとに行なう制度と手続をおいている点である。この背景には、構成国の防衛政策における立場や軍事力等の多様性がある。

これまでのEU15か国については、中立国が4か国(アイルランド、オーストリア、スウェーデン、フィンランド)、NATO加盟国が残る11か国(ベルギー、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、イギリス、デンマーク)であり、そのうちデンマークを除く10か国はWEU(西欧同盟)加盟国でもある⁶⁸。これら11か国は、NATOおよびWEUそれぞれにおいて、集団的自衛権(collective self-defence)の発動を誓約している(NATO5条、1954年改訂の1948年ブリュッセル条約5条)⁶⁹。

このようにEU諸国間で防衛政策に立場の違いがあり、軍事力の違いも大きく、NATOとEUの協力関係に対する見解の相違(とりわけイギリスのEU共通防衛政策形成への消極姿勢)もあったため、従来のEU条約は安保防衛政策の分野については、具体的な明文をほとんどおいていなかった。

共通安保防衛政策の形成に向けた動きは、1990年代末からの国家実行において生じた(1998年のイギリスの変化が大きい)。1998年12月のサン・マロにおける英仏合意(共通防衛政策の漸進的形成的ために、軍事分析、諜報、戦略的計画、軍事力強化などの合意)を契機として、それ以後EUの共通防衛政策の形成への動きが進展した。1999年6月・12月の欧州首脳理事会(ケルンおよびヘルシンキ)における「緊急対応部隊(Rapid

⁶⁸ 2004年5月新規加盟の10か国のうち8か国(エストニア、ラトヴィア、リトアニア、ポーランド、チェコ、スロヴァキア、ハンガリー、スロヴェニア)はNATO加盟国である。残る2か国(マルタ、キプロス)は中立国である。WEUとの関係では、associate member(準加盟国)が、チェコ、ハンガリー、ポーランドの3か国、associate partner(連携国)が、エストニア、リトアニア、ラトヴィア、スロヴェニア、スロヴァキアの5か国である。

⁶⁹ すなわち、加盟国の一か国がヨーロッパにおいて(NATOの場合はヨーロッパまたは北アメリカにおいて)武力攻撃を受けたとき、他の加盟国が攻撃された加盟国に対して、国連憲章51条に従って、あらゆる軍事その他の援助を行なうであろう、という誓約である。

Reaction Force)」の編成合意⁷⁰、2000年12月の欧州首脳理事会(ニース)における、「政治安保評議会(Political and Security Committee)」および「軍事評議会(Military Committee)」の設置合意⁷¹、2001年12月の欧州首脳理事会(ラーケン)における危機管理活動能力の自認などの動きである⁷²。

安保防衛任務の拡大 憲法条約は、これらの国家実行を明文化した。まず憲法条約は、安保防衛政策の具体的内容として、アムステルダム条約で明文化された人道援助・救助任務、平和維持任務、平和創出を含む危機管理における戦闘部隊活動という諸任務(いわゆるペータースベルク任務⁷³)を継承しつつ(EU条約17条2項)、さらにそれを拡張して、共同武装解除活動、軍事的助言支援活動、紛争予防、テロリズムに対する闘いへの貢献を含めた(III-309 [III-210]条1項。Cf. I-41 [I-40]条1項)。

安保防衛政策の意思決定 憲法条約は、EU諸国政府は、共通安保防衛政策を共通外交安保政策の不可欠の部分と規定する(I-41 [I-40]条1項)。ゆえに、共通安保防衛政策についても、法制度的には、欧州首脳理事会の大局的な決定に服しつつ(I-40 [I-39]条2項)、具体的な政策の形成と措置の採択について閣僚理事会(全会一致)においてこれらを行なうものとした(I-41 [I-40]条4項、III-309 [III-210]条2項)。具体的な実施措置の提案権は、連合外務大臣または任意の一構成国にある(I-41 [I-40]条4項)。採択される措置は「欧州決定」の法形式をとる(III-309 [III-210]条2項)。

安保防衛政策分野については、閣僚理事会の下に補佐機関として「政治安保評議会」がおかれ、連合外務大臣は、当該評議会と緊密かつ恒常的に接触しつつ、安保防衛任務の調整にあたる(III-309 [III-210]条2項)。

政策の実施 安保防衛政策の具体的な任務の遂行は、「構成国の提供する諸力を利用して」行なわれる(I-41 [I-40]条1項末文)。構成諸国は、共通安保防衛政策の実施のために軍事・非軍事の能力をEUに提供する(I-41 [I-40]条3項前段)。また構成諸国は、自国の軍事能力を漸進的に向上させる確約をする(I-41 [I-40]条3項後段)。この向上努力を促進し支援するために、閣僚理事会の下には「欧州軍備軍事研究能力開発機関」が設置され、軍備の拡充向上等にむけた活動を行なう(I-41 [I-40]条3項後段、III-311 [III-212]条1項)。ただし、この機関への構成国の参加は任意である(III-311 [III-212]条2項)。

具体的な任務遂行において、閣僚理事会は、任務実施の一般条件を定める欧州決定を採択する。その場合も、構成国の軍事力の違い等を考慮して、安保防衛任務を引き受ける能力と意欲のある構成国群に当該任務の実施を委託する欧州決定を採択することもできる(I-41 [I-40]条5項、III-310 [III-211]条1項)。この場合、関係構成国群と連合外務大

⁷⁰ 12ないし15大隊(6万人規模)の部隊を2003年に設立し、2か月以内に6000キロ範囲で展開し1年間維持する能力を形成するというもの。

⁷¹ Council Decision 2001/78/CFSP [2001] OJ L 27/1; Council Decision 2001/79/CFSP [2001] OJ L 27/4.

⁷² Peter Norman, *The Accidental Constitution* (EuroComment, 2003) p.115.

⁷³ ボン郊外のペータースベルクでの会合で合意されたことからの名称(P. Norman, *The Accidental Constitution* (EuroComment, 2003) p.115)。

臣が連携して、委託された任務を遂行する（III-310 [III-211]条 1 項）。

これとは別個に、軍事能力が高い一部の構成諸国は、安保防衛政策の分野での最も苛酷な使命のために相互に高度な常設の制度的協力を築くことができる（I-41 [I-40]条 6 項、III-312 [III-213]条）。当該常設の制度的協力に関する議定書に掲げる基準を満たし、かつ軍事能力の誓約を行なった諸国において設立する。

政策実現の諸形態 以上からして、憲法条約が示す安保防衛政策の実施形態は、すべての構成国が実施する方式、任務の引き受け能力のある構成国群への実施委託により実施する方式、苛酷な任務については、一部の構成国で組織された高度協力で EU 次元の実施をゆだねる方式、という三種類の実施形態が予定されている。

常設制度的協力（高度協力） このうち、憲法条約は、高度協力（常設制度的協力）について議定書をおき、一定水準の大規模な軍事力を備えた構成諸国間において、国際連合の要請に応じた多国籍軍形式の軍事的支援活動を、安定して行なう能力を開発し維持する方向性を明確に出した。その要点を整理すると以下の通りである。

参加資格は、次の二基準を満たす EU 諸国である。憲法条約発効日以降に参加が可能である。

意思の基準 「多国籍軍、欧州主要軍事設備計画、および防衛能力開発・研究・調達・武装の領域における欧州専門機関への各国としての貢献および参加を通して、いっそう緊密に、防衛能力を発展させることを確約すること。」（議定書 1 条 a 号）

軍事力規模の基準 「2007 年までに、各国次元または多国籍軍の単位において、第 III-309 [III-210]条に述べる任務を実行する能力がある、計画された使命のための目標を定めた戦闘小隊で、戦略次元では戦闘大隊形式（輸送、兵站など支援面を含む）として整備されたものを、とりわけ国際連合の要請に応じて、5 日間ないし 30 日間提供でき、かつ、それを当初の 30 日間維持し、またその後少なくとも 120 日間延長して維持する能力を備えること。」（議定書 1 条 b 号）

参加した EU 構成諸国は、常時、制度的協力で合意した目標に向けて防衛予算を配分し、各国防衛設備の統一性を高めて相互稼働性や共同利用性を高め、また必要に応じて専門特化し、総合的な視点から不備があるとされた部分を補う努力を協働して行い、大規模な軍事設備計画を各国間または欧州次元で行なう（議定書 2 条）。

この一連の各国の動向を、欧州次元の専門機関が監督し、年次報告を行なう（議定書 3 条）。それをもとに、閣僚理事会が勧告や欧州決定（III-312 条にもとづく）を行ないうる。

集団的防衛への移行可能性 他方、憲法条約は、中立国などを除く EU 全構成国が関与する集団的防衛の諸措置については、二つの段階を想定して規定をおいている。まず、相互防衛協力関係の維持段階である。すなわち、「ある構成国が、その領土において武装侵略の被害を受けたとき、他の構成国は、国際連合憲章第 51 条に従って、その行使できるあらゆる手段により、当該国に対する救援および支援の義務を負うものとする。一定の構成諸

国の安全保障および防衛政策の特定の性格を害しないものとする。」というものである（I-41 [I-40]条 7 項前段）。

この段階は現 WEU 加盟国にとっては現在の状態であって、WEU 条約 5 条において集団的自衛権の行使を誓約している状態と同じである。現在すでに WEU の軍事行動を統率する機関は、事実上 EU 諸国が閣僚理事会の下に設置した「政治安保評議会」と「軍事評議会」に移管されている。なお、現在も WEU と NATO の関係をどう調整するかは未解決であるため、憲法条約は、この相互防衛協力関係の維持に関する規定が、NATO 加盟国の権利義務に影響を与えないと規定している（I-41 [I-40]条 7 項後段）。

次の段階は、諸国間の防衛に関する集団的結束が進んだ段階であり、EU 共同防衛政策の形成段階である（I-41 [I-40]条 2 項）。この共同防衛政策段階へのステップ・アップは大きい変化である。そこで欧州首脳理事会の全会一致による移行の決定は、各国憲法に従って採択されるものとされる（I-41 [I-40]条 2 項）。これは、法的には欧州首脳理事会の決定という名の「条約」の採択と各国での批准に等しい。

この究極の段階においても、一方で NATO との関係は未だ明確ではなく、他方で構成国のうち中立国であるものにも配慮する余地を残すため、憲法条約は、「一定の構成国の安全保障防衛政策の特定の性質〔＝中立政策〕を害さないものとし、また〔NATO 加盟国たる構成国の NATO〕上の義務を尊重しつつ」共同防衛政策を推進すると規定している（I-41 [I-40]条 2 項後段）。

政策遂行の監視・規律 以上の共通外交安保政策および共通安保防衛政策の遂行を監視する制度的な仕組みについて、具体的な実施の実効性監視は、閣僚理事会、連合外務大臣、政治安保評議会が行なうものとしている（III-309 [III-210]条 2 項、III-310 [III-211]条）。また憲法条約は、欧州議会へ外交安保および安保防衛「政策の展開について常時報告」するものとしている（I-40 [I-39]条 6 項、I-41 [I-40]条 8 項）。ただし、欧州議会は、この政策分野において意思形成には実質的に参画できない。そのため、予算審議を通じた政治的統制しか実際には及ぼすことができない。ところが、共通外交安保政策で軍事または防衛の意味合いをもたない運営経費および行政経費についてのみ EU 予算となるのが原則である（III-313 [III-215]条 2 項）。安保防衛政策の運営経費は原則として各国負担である。ゆえに、欧州議会の監視は、基本的には、軍事・防衛の意味合いのない共通外交安保政策の領域の EU の行動となろう。

2.4 その他の対外行動

現行 EC 条約の共通通商政策（EC133 条）開発協力（EC177 条以下）経済・財政・技術協力（EC181a 条）の各分野の対外行動規定は、憲法条約にほぼそのまま継承されている。また EU の国際協定および連携協定の交渉制度・締結手続については、現行の EU・EC 条約上の枠組み（EU24 条、EC300 条、EC310 条）が憲法条約に継承されている（III-323

～ III-325 [III-225～227]条)。第三国との通貨協定の交渉・締結(EC111 条)も同様である(III-326 [III-228]条)。以下、憲法条約が新たに加えた点や変更した点のみ指摘する。

共通通商政策 憲法条約は、ニース条約により極めて複雑化した EC 条約 133 条 5 項ないし 7 項の、サービス貿易に関する協定交渉に関する部分を、簡明に規定しなおした。内容的には現行法と同様である。

憲法条約 III-315 [III-217]条 4 項によれば、表決方式は、原則として同一事項の対内政策での表決方式と対外政策での表決方式を一致させる(内外対応表決)。たとえば EU が人の移動およびサービス貿易分野の協定を第三国と包括的に交渉するとき、個々の交渉事項(人の移動事項、個々の役務事項)について、閣僚理事会は、具体的な人の移動等の事項について、それが対内事項であればとられる表決方式で(たとえばそれが特定多数決であったとすると) 対外交渉の意思決定も(同様に特定多数決で)行なうことになる。

ただし特例があり、次の 2 つは、全会一致による。

「文化のおよび視聴覚的役務貿易の分野における協定であって、それが連合の文化のおよび言語的多様性を害する危険があるもの」

「社会的、教育的および保健的役務貿易の分野における協定であって、当該役務の構成国内組織に重大な支障をきたす危険があり、かつ、当該役務を提供する構成国の責任を害する危険があるもの」

このうち、前者の文化・言語的多様性の維持は、今回の憲法条約が連合の活動目標の一つに掲げるものであり(I-3 条 3 項 4 段)、憲法条約第二部の基本権憲章においても確認されており(II-82 [II-22]条) それらに呼応している。

経済・財政・技術協力 憲法条約は、従来の規定を継承しつつ、新たに、緊急財政援助を第三国(発展途上国以外の第三国)に行なう欧州決定を採択しうる点を追加した(III-320 [III-222]条)。

人道援助 憲法条約は人道援助に関する規定を新たにおいた(III-321 [III-223]条)。具体的な援助は、第三国の人々ならびに天災または人災の被害者に対して、これら様々の状況から生じる人道上の必要に対応するために、臨時的支援、救援および保護をする趣旨で(同条 1 項)、国際人道法の原則、とりわけ公平性および無差別の原則に即して実行される(同条 2 項)。

人道援助は、連合と構成国が並行して行なわれうるが、その場合、連合の実践行動および構成国の実践行動は相互に補完し強化しあうように企画されなければならない(同条 1 項末文)。連合次元の実践行動の部隊として、「欧州人道援助ボランティア隊(a European Voluntary Humanitarian Aid Corps)」を、欧州の若年層による共同貢献の制度として設ける欧州法律の制定を、憲法条約は予定している(同条 5 項)。

また連合の人道援助活動は、国際組織および国際団体の、とりわけ国際連合の機構の一部をなす団体の、人道的実践行動と協調し両立するよう確保されるものと憲法条約は定める(同条 7 項)。EU が第三国またはこの分野の活動に関係する国際組織と国際協定を締結

することもできるが、それは連合の対外政策の基本目的に適合したものでなければならぬ(同条4項)。またEUによる人道援助分野の国際協定の締結があっても、EU各国のこの分野における国際協定の締結権限は害されない(同条同項2文)。

3. EU統治の理念と原則

憲法条約は、これまでのEC・EU条約にある政策実体法規は、ほぼそのまま継承した。しかし、重要な新機軸もある。まず、EU全政策領域を通じて確保すべき、EU統治の基本的な目的、理念、価値、原則を明示した。また、2000年12月に政治宣言された「EU基本権憲章」を、憲法条約第2部にほぼそのまま編入し、EU法上の拘束力を与えた。さらに、統治理念の一つ民主主義の原則をEUの統治体制の形成や運営においても、いっそう反映させるような改正ないし新規定の追加を行なった。以下これらの点を順次見ていく。

3.1 EU統治の目的と理念

EUの目的 憲法条約は、EUの目的を、平和、連合の価値、連合の人々の幸福の推進と規定する(I-3条1項)。これまでのEC・EU条約は、目的を多数ならべていた(EU2条、EC2条)。憲法条約は、それをやめ、抽象的で包括的な目的規定をおいた。

これは経済分野の共同体ECと非経済的な分野の活動を扱うEUの第二・第三の柱を総合して一つの政体としてのEUとしたことの帰結である。そして、今やこのEUの目的は国家の存在目的と実質的に違うところはない。現に、EUが何らかの形で関与できる政策分野は、いまや国家のそれに匹敵するほどである(前出表2の斜体字部分を参照)。

共通の価値・原則 連合の価値とは、憲法条約によれば、「人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配、人権の尊重」(I-2条)である。これがEU諸国・諸市民に共通し共有される価値である。憲法条約はまた、このような価値を共有するEU諸国の社会は「多元主義、寛容、正義、連帯、無差別」の社会であるとも述べている(I-2条)。この箇所は、社会のあり方としての共通理解を原則として示していると解される。

憲法条約の共通価値規定は、これまでのEU条約の同等規定を拡大している。これまでのEU条約では、EU全分野の統治に共通の原則としては、「自由、民主主義、人権および基本権の尊重、法の支配」を掲げるにとどまっていた(EU6条1項)⁷⁴。その限りにおいて、当該共通原則に重大かつ継続的に反する構成国、あるいはその明白な危険がある構成国に対する一定の政治的な制裁手続(資格停止など)が規定され(EU7条)、またその共

⁷⁴ このほかEC条約は、ECのあらゆる活動においては、男女の平等促進をめざすものとし(EC3条2項)、また環境保護の要請がECの政策の策定と実施に編入されるものとしていた(EC6条)。なお、従来のEU条約には、多元主義、寛容といったEU諸国の社会のあり方を示す法文もなかった。

通原則を満たす欧州の国家が EU への加盟資格をもつとされていた (EU49 条)。

憲法条約が追加した共通価値と原則は、人間の尊厳、平等という共通価値であり、また EU 諸国の社会のあり方を規定する「多元主義、無差別、寛容、正義、連帯、男女平等」という原則である。もちろん、これらは EU 諸国やこれまでの EU 統治体制において共有されていたものであるから⁷⁵、このたびの明文化は確認的である。

憲法条約も、これまでの EU 条約と同様に、この共通価値を、EU 加盟 (I-58 [I-57]条) と構成国資格の停止 (I-59 [I-58]条) の条項において実体要件として応用している。そこで、EU の共通価値を尊重するヨーロッパの国が加盟できるとされ (I-58 [I-57]条 1 項)、共通価値の重大な違反の明白な危険がある場合は当該国に勧告し (I-59 [I-58]条 1 項)、重大かつ継続的な違反が存在する場合は、当該国の資格 (投票権行使など) を停止する (I-59 [I-58]条 2 項、3 項) 制度が採られている。

さらに共通の価値や原則は、EU の対外行動の原則にもされている。対外行動の「通則」において、連合の国際舞台における行動は、「民主主義、法の支配、人権および基本権の普遍性および不可分性、人の尊厳、平等および連帯の尊重、ならびに国際連合憲章の諸原則に従った国際法の尊重」という連合の諸原則に誘導され、それらを広い世界において推進するものと規定している (III-292 [III-193]条 1 項)。この対外行動の原則としての規定も初めて条約中に明文化された (前述 2.2 も参照)。

なお、憲法条約は、EU の ^{モットー} 銘 も初めて明文化し、これを「多様性の中の合同 (united in diversity)」とした (I-8 [I-6a]条)。これは EU の運営と形成に携わるすべての当事者に共有される (と想定された) 精神規定であり、法的な効果は不明であるが、内容的には、EU 諸国の社会のありかたを示す「多元主義、無差別、寛容、正義、連帯、男女平等」(I-2 条) に密接に関係している。またこの銘を通して、一方で EU 条約に散在する、文化や言語の多様性の尊重に関する規定や構成国の国家的同一性を保障する規定などを、他方で EU の排他的権限や共有権限を認める規定、EU 法の優位性を定める規定などを、統合的に集約して抽象的に表現しているので、憲法条約の体系的な説明において中心的な標語として使われることになるであろう。

共有価値・原則の具体規定 憲法条約が一般的に示した共有価値・原則のうち、人間の尊厳、自由、平等、人権および基本権に関しては、2000 年 12 月の二ス首脳理事会において政治宣言された「EU 基本権憲章」にその具体的な内容が規定されている。憲法条約は、この基本権憲章をほぼそのまま憲法条約第 2 部に編入して法的拘束力を与え (II-61 ~ II-114 [II-1 ~ II-54]条)、これを EU の認める基本権とした (I-9 [I-7]条 1 項)。このほか憲法条約は (これまでの EU 条約と同じく)、欧州人権条約が保障する基本権および各国憲法の共通の伝統に由来する基本権も EU の「法の一般原則」として認めている (I-9 [I-7]

⁷⁵ たとえば平等原則がそうである。EC 条約 12 条 (国籍差別の禁止)、同 13 条 (性別、人種、民族的出自、宗教、信念、障害、年齢、性的志向にもとづく差別禁止立法の根拠規定)、同 141 条 (男女労働者の同一価値労働同一賃金の原則) など、具体的な差別禁止規定等を通して共有されていた。

条3項)。

民主主義については、EUの制度形成や運営において、既存の制度をさらに民主的に編成し、あるいは運営するための改訂を憲法条約は行なっている(憲法条約第一部6編など)。

法の支配については、これまでのEC・EU統治体制においても、重要な原則として欧州司法裁判所が繰り返し確認してきた。これが継承されている。とくにEU基本権憲章が憲法条約に編入されたことにより、EU市民のEUに対する関係での、人権および基本権保護が、司法裁判所を通して、保障されるようになる点は大きな変化である。

3.2 基本権の法的保障

法的保障の発展 EC・EU統治体制における人権・基本権の保障は、EC法の一般原則として欧州司法裁判所が認める段階(1970年代)⁷⁶、EC・EU条約に具体的な規定を挿入する段階(1990年代)⁷⁷、一定の人権のカatalogを作り政治的に宣言する段階(「EU基本権憲章」の公表)、そして憲法条約のようにそのCatalogに法的拘束力を与えようとする段階(2003年の今回の憲法条約)と徐々に展開してきた⁷⁸。

基本権憲章 2000年の基本権憲章は、EU諸国が加盟している欧州人権条約、その選択議定書、欧州評議会(Council of Europe)のその他の発効した人権関係の条約、国連人権規約などを参照しつつ起草された⁷⁹。

基本権憲章の多くの規定は、既存のEC条約や欧州司法裁判所の判例が法の一般原則の内容として認めた人権や基本権と重複する(表6)。もっとも基本権憲章の規定のほうがより一般的な規定となっていることが多い。

⁷⁶ EC法上の基本権保障の史的展開は、R. Dehousse, *The European Court of Justice* (Macmillan, 1998)などを参照のこと。

⁷⁷ とくに、1997年のアムステルダム条約でEC条約に挿入された現EC13条がその例である。これは立法根拠規定ではあるが、性別、人種、民族的出自、宗教、信念、障害、年齢、性的志向にもとづく差別を禁止する立法を可能とする定めである。

⁷⁸ その間に、EC条約にもとづくECが欧州人権条約に加盟することは(EC条約を改正しない限り)不可能とする欧州司法裁判所の意見表明もあった。Opinion 2/94 [1996] ECR I-1759.

⁷⁹ 起草経緯は、伊藤洋一「EU基本権憲章の背景と意義」法律時報74巻4号21-28頁(2002年)。

表 6 基本権憲章と EC・EU 条約規定の重なり

基本権憲章		現行の EC 条約	
条(項)	概要	条(項)	概要
1	人間的尊厳の不可侵・保護		【バイオ特許指令事件】 ⁸⁰
7	私的生活・家族生活の尊重		【AIDS 検査事件】 ⁸¹ (EC 職員) 【ヘクスト事件】 ⁸² (一般企業)
11	表現および情報の自由		【Connolly 事件】 ⁸³ (EC 職員)
12	結社の自由	191	欧州次元の政党の役割の重要性
17	財産を所有する権利		【Hauer 事件】 ⁸⁴
47	実効的救済および公正裁判を受ける権利		【Johnston 事件】 ⁸⁵ 自己負罪拒否特権【Hüls 事件】 ⁸⁶
50	二重の処罰の禁止		シェンゲン協定 54 条 【Gözütok & Brügge 事件】 ⁸⁷
14	教育を受ける権利	150 (2)	職業訓練の促進
15 (2)	域内職業選択権・労働権	39(3)	賃金労働者の自由移動権
16	営業の自由	43	自営業者の自由移動権 (設立の自由)
		49	サービス提供・受領の自由
21(2)	国籍差別禁止原則	12	国籍差別禁止原則
21(1)	無差別原則 (性別、人種...)	13	無差別原則の立法根拠規定
22	文化・宗教・言語の多様性尊重	151	構成国の文化の繁栄を支援
23	男女平等	141	男女労働者の賃金平等
27	労働者の自社情報・諮問権	137	労働環境向上への支援 (給与・団結権・ ストライキ権・ロックアウト権は対象外)
28	団体交渉・行動権		
30	不当解雇に対する保護		
31	公平公正な労働条件を得る権利	140	雇用政策等の構成国間協力促進
35	健康ケア・医療を受ける権利	152(1)	高水準の健康保護の支援
36	一般経済利益のサービスを受ける権利	16	一般経済利益のサービスの維持
37	高水準の環境保護	6	環境保護は政策分野横断的に編入
38	高水準の消費者保護を EU 確保	153	高水準の消費者保護の EC 施策
45	域内の移動・居住の自由	18	域内の移動・居住の自由
39	EP 参政権	19(1)	EP 参政権
		190	EP の選出方法・議席数配分
40	居住自治体参政権	19(2)	居住自治体参政権
46	外交的保護	20	外交的保護
44	EP への請願権	94	EP への請願権
43	オンブズマンへの申立権	21	オンブズマンへの申立権
42	文書アクセス権 (情報公開)	255	文書アクセス権 (情報公開)

⁸⁰ Case C-377/98, Netherlands v. Parliament and Council [2001] ECR I-7079.

⁸¹ Case C-404/92P, X v. Commission [1994] ECR I-4737.

⁸² Cases 46/87 and 227/88, Hoechst AG. v. Commission [1989] ECR 2859.

⁸³ Case C-274/99P, Connolly v Commission [2001] ECR I-1611.

⁸⁴ Case 44/79, Hauer v. Land Rheinland-Pfalz [1979] ECR 3727.

⁸⁵ Case 222/84, Johnston v. Chief Constable of the Royal Ulster Constabulary [1986] ECR 1651.

⁸⁶ Case C-199/92P, Hüls v. Commission [1999] ECR I-4287.

⁸⁷ Cases C-187/01 and C-385/01, Gözütok and Brügge [2003] ECR I-1345.

基本権憲章の憲法条約編入 憲法条約はこの 2000 年の「EU 基本権憲章」をほぼそのまま憲法条約第 2 部に挿入し、条約としての法的効力を与えた。この変化は、重要であるが、様々の法的な問題も抱えている。

第一に、EU 市民にとっては有益な変化である。直接実施の局面において、EU の機関・専門行政機関などの行為により EU 市民が人権または基本権を侵害された場合、憲法条約第 2 部の規定は、欧州第一審裁判所など EU の司法裁判所に法的救済を求める実定法上の根拠となる。EU 市民からみれば、その人権・基本権の保護が、「法の一般原則」として認知されるかどうか判然としない状態から、カタログ化された権利として多くの重要な権利が明示される状態へと変化した。

しかし、問題が残る。憲法条約は現在の EC の訴訟制度をそのまま継受している。前述 1.6 の「取消訴訟の個人の原告適格」の項で述べたように、現行法も憲法条約も「直接かつ個人的に関係する」個人にのみ欧州連合裁判所（とくに第一審裁判所）に取消訴訟を提起する適格を限定している（EC230 条 4 段、憲法条約 III-365 [III-270] 条 4 項）。すると、欧州法律や欧州枠組法律、あるいは欧州規則や欧州実施規則の法令形式での EU 機関の行為の人権・基本権侵害を訴える場合、その法令形式がその一般立法（欧州法律、欧州枠組法律）または一般的類型への適用性を前提にした行為（欧州規則、欧州実施規則の多く）であって、原告たる個人を特定していないという理由で、訴訟が却下される可能性が残る。

憲法条約はこの問題点に対しては特段の対処をしていない。ゆえに、欧州司法裁判所・欧州第一審裁判所が、EC 条約時代の判例を変更し、以前と同等の規定に新解釈を施すかどうか左右されることになる。なお、欧州委員会や構成国（とくに問題の立法に反対した構成国）が取消訴訟の形式で、基本権違反を訴える訴訟を提起することはできる（EC230 条 2 段、憲法条約 III-365 [III-270] 条 2 項）。しかしこれは個人による訴訟とは別個の考慮が働くのであり、個人による訴訟に代わるものではない。

第二に、構成国にとっても基本権憲章の法規範化は重要な変化である。なぜなら、構成国（のとくに裁判所）は、自国憲法上の基本権保護と EU 法上のそれとの整合性を厳しく問われることになるからである。

たとえば、EU 立法等の国内実施（間接実施）義務を履行する構成国の行為により、EU 市民や企業の人権ないし基本権が侵害された場合、当該構成国の行為は、各国憲法の保障する人権および基本権違反の行為として国内裁判所において効力が争われるであろうが、その際に、原告は同時に、憲法条約第二部の EU 法上の人権・基本権違反も主張可能であればするであろう。この場合、構成国の裁判所は、自国憲法上の独立の国家機関であると同時に、EU 構成国の機関として EU 法遵守義務が課されてもいるので、自国憲法上の人権・基本権の解釈と、EU 法上のそれを整合的に行なう義務が生じることになる（I-5 条 2 項）。

また、間接実施の形態でなくても、同様の問題は生じうる。構成国が憲法条約第 2 部

(EU 基本権憲章)が認める人権・基本権を制限する国内立法を行ない、それに対して EU 市民が正当理由なく制限したと主張して当該国内立法による EU 基本権侵害を当該国の裁判所において主張する場合などが例として考えられる。

この、のいずれの想定例にせよ、欧州連合裁判所が構成国の立法行為等を憲法条約第二部の基本権規定に照らして審査する、EU 次元の司法審査が生じうる、というのが構成国にとっての重要な関心である。実際は、この可能性はすでにこれまでの EC・EU 統治体制においてもある。しかし、EC 裁判所はこれまで構成国の立法に対する EC 法上の EU 市民の原則的な権利(種々の経済活動の自由)に照らした審査を謙抑的に行なっていた。ゆえに、現実には各国法が EU 次元の司法審査により違法と判断される例は出ていない。

憲法条約は、II-111 [II-51]条 1 項において、基本権憲章の規定により欧州連合裁判所から統制を受けるのは、なにより連合の機関・組織・専門行政機関であるとしつつ、「構成国に対してはそれが連合法を実施するときのみ」統制を受ける、と狭く規定している。つまり、上の想定例でいえば、についてのみユーロ違憲審査が生じうると規定している。さらに、同条 2 項において、「この憲章は、連合法の適用領域を連合の権限を超えて拡大するものではなく、連合に何らの新たな権限もしくは任務を創設するものでもなく、またこの憲法の他の部分に定める権限および任務を修正するものではない。」と規定して、欧州連合裁判所による EU 次元の司法審査を通した各国法に対する規律攻勢が生じることを防ごうとしている。

しかし、上の想定例のような場合、それは EU 法の実施行為ではないが、EU 法の例外規定 (II-112 [II-52]条 1 項など)の「解釈」問題は提起しているのであり、はたして欧州司法裁判所が構成国の立法等の行為に対して司法的統制を及ぼさないかどうかは不明である。もしもこの想定例のような場合にも基本権憲章等にもとづく司法的統制を構成国の行為に欧州司法裁判所が及ぼすならば、他方で憲法条約が保障しようとしている構成国の「国家的同一性」(I-5 条 1 項)の実質もまた問われることになる。

なお、伝統的には上の想定例のような場合は、欧州人権条約の原則・例外規定への適合性問題として欧州人権裁判所で審査が行なわれてきた。ゆえに、EU の司法裁判所と欧州人権裁判所との間の、類似規定の解釈の整合性も問題になりうる。

3.3 より民主的な EU 運営

民主的統治 憲法条約は、EU 統治体制の民主的な運営をいっそう進めるために、既存の法を整理し、かつ新たな工夫も加えた。

まず既存法の整理の部分からいえば、EU 統治における民主主義の原則を確認し (I-2 条)、EU 市民という包括概念の設定 (I-10 [I-8]条 1 項)をして、市民間の平等 (I-45 [I-44]条)あらゆる国籍差別の禁止 (I-4 条 2 項)などを定める。また、EU 機関の審議過程の透明性・公開性 (I-50 [I-49]条 1、2 項)、市民・居住者の EU 文書アクセス権 (I-50 [I-49]条 3 項)

も、従来の法を継承している。市民と国家の間にある団体についても、EU の政策形成過程に参加させる立場を従来どおり継承しており、労使間の自律的な対話の尊重（I-48 [I-47]条）や教会および非信仰的な団体の地位の尊重と対話の維持（I-52 [I-51]条）といった規定が置かれている。

欧州次元の民主主義 とくに注目すべき新機軸は、憲法条約が、EU における参加民主主義の原則（I-46 [I-45]条）を明示し、具体的な内容を提示している点である。

市民の参加民主主義 市民の参加の局面では、欧州議会議員の選出を通じた代表制民主主義をとること、決定を市民に可能な限り公開して、近づけて行う原則（I-46 [I-45]条 3 項）市民と代表団体に意見表明の機会を与えること（I-47 [I-46]条 1 項）EU 機関が公開・透明・定期対話を民間代表ともつこと（同条 2 項）欧州委員会が広く意見聴取をすること（同条 3 項）をそれぞれ確認的に規定している。

人民発案 そのうえで、市民参加の一つの方法として新たに、相当数の構成国にわたり 100 万人以上の市民が立法提案を委員会に要請しうる、という人民発案的な新たな制度も導入している（I-47 [I-46]条 4 項）⁸⁸。

構成国の参加民主主義 EU における参加民主主義は、構成国政府による EU 次元の決定への参加という局面ももつ。各国国民は各国議会を選挙する。その各国議会に対して各国政府は説明責任を負う。このような政治的な答責関係が成り立つので、欧州首脳理事会および閣僚理事会における構成国政府代表の参加も、間接的ながら、各国市民に対して説明責任を負うという点で民主主義的であると憲法条約はとらえている（I-46 [I-45]条 2 項）。

市民と国家の二重正統性 この市民と国家の民主主義という構図は、EU 統治の正統性の由来を「欧州の諸市民と諸国家の意思」（I-1 条）と定義した憲法条約の全体構図とも呼応する（二重の正統性論）いま、この二重の正統性論に呼応する憲法条約の部分を確認的に整理しておく、次の三点が少なくとも挙げられるであろう。

通常改正手続 第一に、EU 統治体制そのものを形成し、改変する作業において、市民と国家の間接・直接の参加が予定されている。憲法条約は、今後の「憲法条約」の通常改正手続について、構成国、欧州議会（＝諸市民代表）または欧州委員会（＝超国家機関）が改正案を提出でき（IV-443 [IV-7]条 1 項）欧州首脳理事会（＝各国代表）が「単純多数決」で改正作業の開始を決定でき（同条 2 項）原則として（今回の憲法条約の草案起草にあたったのと同様の）「諮問会議」（各国議会代表＝各国市民代表、欧州議会代表＝欧州市民代表、諸国政府代表＝国家代表、欧州委員会代表＝超国家代表）が開催され、改正案を提示する（同条 2 項）。そして政府間交渉が最後に開かれ「憲法条約」改正「条約」が締結され、各国議会で批准されて発効する（同条 3 項）、という手続になっている。

この改正手続は、現在の EU 条約よりも民主的である。現在の EU 条約では、条約改正の提案権は、構成国と欧州委員会のみであり、欧州議会にはない（EU 条約 48 条）。また

⁸⁸ この規定は、2003 年 4 月から 6 月にかけての、諮問会議の最終段階の草案への修正案討議の過程で加えられた(CONV811/03)。

現行の EU 条約では、改正手続における「諮問会議」方式は明文の定めはない（各国次元の市民代表や欧州次元の市民代表の改正討議への参加が保障されていない）。現行の EU 条約においては、今回の憲法条約起草でとられた「諮問会議方式」は、あくまでも EU 諸国の裁量的な判断による国家実行でしかない。ゆえに、現行 EU 条約の改正手続は、EU が国家間の条約により設立される体制であり、EU 統治の正統性も諸国家の合意に由来するとの論理にむしろ整合的である。

立法手続 第二に、EU 統治体制における立法は、閣僚理事会（＝各国家代表）と欧州議会（＝欧州市民代表）の共同決定によるのが原則であるとは規定している（「通常立法手続」）。事実、これは原則であり、憲法条約が規定する立法的行為事項の大部分はこの通常立法手続である。

特定多数決 第三に、閣僚理事会における特定多数決も、各国の国家としての考慮（一国一票で過半数国の賛成という要件の部分）と、EU 市民の（各国政府を通じた間接的な）代表としての考慮（全 EU 人口の 65% という要件の部分）があると説明することが可能である。

透明性・公開性の向上 1990 年代を通して EU 統治体制の「民主主義の赤字」が批判され、それに対する対策として一連の EU 条約改正で見られた対応は、欧州議会の立法過程への参加を拡充することが主であった（「共同決定手続」による立法事項の増大）。欧州議会はつねに公開で討議をし、議事録等も公開される透明な審議である。ゆえに、EU 市民から見て、この欧州議会の立法過程関与の拡充はたしかに EU 市民個々の選挙を通じた民主的決定の実効性を高めるものと評価できた。

ところが、共同立法機関となる閣僚理事会については、各国市民が選出した各国議会に説明責任を負う点で民主的な正統化機能を果たす機関であるにもかかわらず、1990 年代の後半まで、審議は非公開がほとんどであり、議事録等も必ずしも十分に公開されていなかった。憲法条約は、この点を今回、大幅に変更し、立法的行為に関与する場合の閣僚理事会（立法機関として機能する限りでの閣僚理事会）については、立法討議の過程全体を通じて審議や議事録等を公開するものとした（I-50 [I-49] 条 2 項）

この重要な変更により、各国議会は自国政府の閣僚理事会における行動を、従来以上に実効的に監視することができる。また、各国議会は、欧州委員会等が欧州法律または欧州枠組法律の法案を提出する立法手続においては、当該法案を必ず送付され、6 週間の補完性・比例性原則違反がないかどうかの審査期間をもつことになった（補完性・比例性議定書）。この制度も組み合わせられるので、各国議会は、これまで以上に EU 次元での立法審議の内容についても事前に把握することができ、問題とした法案の閣僚理事会における審議に際して、自国政府がとった言動や投票行動を、精査することも、従来に比べれば遙かに有効に行うことができるであろう。

欧州議会選挙の限られた民主的効果 しかし、憲法条約の規定する EU においても、EU 市民は欧州議会選挙を通じて、EU の政府（行政権を保有し行使する機関）を交代させる

ことができない。EU の機能上の「政府」に該当するものは、閣僚理事会と欧州委員会である。しかし、これらの構成員の選任に対しては、EU 市民による欧州議会選挙の帰趨は大きく作用しない。

まず、閣僚理事会は各国政府代表で構成される（I-23 [I-22]条）。各国議会選挙による政権交代には服するが、欧州議会選挙の結果には服しない。

次に、欧州委員会は、欧州首脳理事会が委員長候補一名を選定し欧州議会がこれを承認する。委員については、各国が候補者リストを提出し、委員長候補がそこから選び、委員長候補と委員候補が一同として欧州議会の承認を受ける（I-27 [I-26]条）。この欧州委員会の委員長・委員の承認手続は、欧州議会選挙の後に行われ、欧州議会の任期と欧州委員会の任期はともに5年で連動しているから、たしかに欧州議会選挙の結果は、反映しないわけではない。現に欧州首脳理事会が委員長候補を選定する際に、「欧州議会選挙を考慮」することが条文上は義務づけられている（I-27 [I-26]条1項）。

しかし、候補を指名する権利が欧州議会にはなく、それは各国政府（欧州首脳理事会の形態で会合するものを含む）にある。そして各国政府による欧州委員会委員長候補の選任作業は、一方で欧州議会選挙の結果を考慮するものの、他方では「適切な諮問」の結果も考慮するという複合的な作業である（I-27 [I-26]条1項）。

ゆえに、憲法条約によっても、EU 市民はこれまでの EC・EU 統治体制と同様に、欧州議会選挙を通じて EU の政府相当機関を左右できることにはならない。ここに現行の EC・EU 統治体制の基本的な枠組を継承しつつ、民主的運営を向上させようとするアプローチの限界がある⁸⁹。

先の人民発案的制度の導入は、その点で EU 市民が立法へ直接に影響力をもつことができるようになるルートを開拓するものであり、新機軸であるが、選挙を通じた政府の民主的な答責性を高めるという根本的な民主化の課題を克服するものではない。

4 . EU 統治体制の法的評価

憲法か条約か これまでの概観から明らかなように、憲法条約は、既存の EC・EU 条約の集積と再整理という側面を越えて、より民主的で法の支配の進んだ統治体制へと進む方向性を示すものでもある。また EU は、国家間の条約を基礎に設立される国際組織ではあるが、実際には国家と同様の統治目的をもち、対象とする統治事項もまた国家に匹敵する広がりをもっている。さらに統治の権限は、EU 次元と各国次元で分有または共有する方式（連邦方式）をとっている。国家において多くとられる三権分立方式はとらないものの、統治三権を行使する機関の組み合わせを相当に明確に同定することもできる。ゆえに EU は、その機能においては国家にほぼ匹敵するが、存在の形式と強制力の欠如において、構

⁸⁹ 同旨、A. Peters, “European Democracy after the 2003 Convention” *Common Market Law Review* vol. 41, pp. 37-85 (2004), at p. 68.

成「国家」を前提にした国家ではない組織ということになる。

したがって、憲法条約を国家憲法と同一視することもできなければ、純然たる国家間の条約であると評価するのも過小評価である。この点において、ユネスコや国際労働機関（ILO）の設立条約の Constitution（設立憲章）という言葉と、EU の憲法条約の Constitution（政体構成規範）という言葉と同列に扱うのは、EU の実質的な評価を誤ることになる。EU はその実行においても、また実体規定の内容においても、目的限定的な国際組織よりもはるかに一国家の統治内容・実行に近いからである。つまり、憲法条約は、実質的な意味での憲法にはるかに近い。

とはいえ憲法条約を国家憲法と同視することもまたできない。上に見たように、EU は、市民と国家の二重の正統性を根拠とする政体であり、EU 統治において、欧州市民はその影響力を及ぼしうる場面が極めて限られている（憲法条約の改正時のみ）。通常の EU 統治における立法は、国家的利益の代表者の集合体（閣僚理事会）と EU 市民利益の代表機関（欧州議会）との妥協により成立する。ゆえに、EU 市民だけを EU 統治体制の究極の主権者として観念することは、現行の EC・EU 統治体制においても、また憲法条約の EU においても、無理ないし誇張がある。

それゆえ、憲法的な条約だが単なる政府間協定を超えた、機能的には重大な政体形成規範である、という意味をもつ表現として、現時点では「憲法条約」という曖昧な概念が、入手可能な概念の中では最善のものとして用いられているのである。この報告の冒頭付近で指摘したように、欧州憲法条約は、あくまでも EU という越境的統治体制の基本的規範を示す条約である。

国家連合形式の国家的統治体？ では、EU を統治体制の類型としては、どう分類するのが最も適切であろうか。

国家ではない EU は法的に国家と評価することはできない。たしかに EU 統治の目的は、国家統治の目的と同様である（前述）。またその統治内容とその広がりもまた国家と多くの点で類似する（表 2）。しかし、次の点で、EU は国家と評価するだけの法的な実質をもっているとはいえない。

まず、EU は、国際法上の独立「国家」が国家間で締結する「条約」により、その権限を構成国から付与された組織である（I-11 [I-9]条 1、2 項）。自律的な統治権限を自生的にもつ団体ではない。また、EU の構成国が国際法上の独立「国家」として存続することを当然の前提としている（たとえば、構成国の「国家」としての同一性の尊重（I-5 条 1 項）、構成国の EU からの任意脱退の権利（I-60 [I-59]条））。

次に、国家の重要な権力とされてきた強制力を伴う支配（警察、軍隊、その他行政・司法の執行機関）をする固有の権限もなければ、課税による自律的財政運営の権限もない。EU 財源も運営実務においては、固有財源が全 EUGDP の 1.3%弱に永らく抑えられている。

もっとも、現在および憲法条約が描く EU においては、EU 各国が全会一致で合意すれば EU 統治のために EU 各国の強制力を利用することもできる（前述 2.3）。また福利の提

供の面にあっても、EU が直接にそれを行なわないとしても、EU 各国間の協調と相互援助を成立させるべく活動できる制度になっている（I-43 [I-42]条の連帯条項、憲法条約第三部の諸政策）。したがって、国家による統治と同等の状態またはそれに酷似する状態を、EU が固有にではなくとも、EU 構成国の協力の下に実現することも不可能ではない。つまり EU は、国家統治に相当する統治効果を実現する潜在的な能力をもった統治体制であるといえる。

しかし、各構成国において、EU に国家同等の強制力行使を認め、あるいは福利の提供を莫大な財政を伴って行なうことを認める意思がない点が重要である。それを示すものは、EU 統治の要所（とくに課税や警察・軍隊の強制力行使に関係する事項）に閣僚理事会の全会一致表決が残されている点である。とりわけ外交安保防衛の局面では、全会一致が原則として維持されており、特定多数決事項も「緊急停止手続」により欧州首脳理事会の全会一致へと転換できる。その他の分野についても、たとえば EU と構成国の立法権限配分において、「支援・調整・補完権限」に分類されるものは、EU の立法があっても各国立法は妨げられない（専占が生じない）。さらには、「共有権限」に分類される立法事項であっても、使用される法形式が「欧州枠組法律」であれば、各国法制度の多様性を前提とした立法であるから、法的結果を達成する手段や方式においては自律性がある程度留保されている。（逆に、EU 立法が特定の政策領域において各国立法権を極めて制限する専占状態を生じさせることもあり、たとえば農業政策の局面だけを切り取ってみれば、国家相当の実質があるともいえることは確かである。しかし、同じ共有権限に属する政策分野・項目であっても、どの局面においてそのような専占状態を許容するかは、究極的には EU 構成国の意思に左右されるのである。）

さらに、EU には、連合領土（Union territory）が事実上存在するとしても、それを法的に画定する権力が付与されていない。その領土画定権力は構成国にある（III-265 [III-166]条 3 項）。同様に、EU にはその支配に服する人民が事実上あるけれども、それを国民として法的に認定する権力がやはり付与されていない（I-10 [I-8]条 1 項）。EU 市民権は、各構成国の国家市民権（国籍）をもったものに追加的に生じる権利であって、各国国籍なしには生じない（I-10 [I-8]条 1 項）。そして各国の国籍・国家市民権を確定する権力は、各構成国にある（I-10 [I-8]条 1 項）。さらに、憲法条約自体が、構成国の EU からの脱退権を明示し（I-60 [I-59]条）、また各構成国の国家同一性および必須の国家機能（領土の一体性の確保、公序の維持、国内治安の保全の機能など）を EU は尊重するものと定めている（I-5 条 1 項）。

以上の検討から、国家に法的に分類することはできない。ゆえに、連邦方式（一つの統治体制において、統治権を異なる次元の統治機関に分配し、複数の異次元の統治主体を認める方式）をとる統治体制ではあっても、国家ではないので、連合国家（連邦）と分類することも妥当ではない。

他方で、EU は条約にもとづいて設立された形式的には国際組織（政府間組織）の一種

であるが、国家機能に実質的に近い統治体制でもあるから、国際組織としてのみとられるのも妥当ではない（前述）。

国家連合とも異なる 歴史的に存在した統治体制類型の中で EU に最も近いのが、国家連合であろう。しかし、EU にあっては、対内統治の局面で構成国は EU 法による制約を広範囲の統治事項にわたって大きく受けている。また対外行動も、少なくとも旧 EC 事項については、EU 固有財源をもち、EU 固有の意思決定手続により、EU 固有の対外行動をとることができる。ゆえに、EU の全政策領域について（対内・対外関係での個々の構成国の独立性を原則として認める）国家連合として法的に評価することもまた、妥当ではない。

特異な統治体制 最終的には、EU は、国家連合的な形式を残しつつ、外交・安保・防衛以外の分野では、国家的な実質を多くもつ特異な統治体制と表現するしかないであろう。以上の検討を、イメージ図で表現すれば、図 1～3 にまとめられる。

これらの図が表現することは、こうである。

EU は扱う事柄により統治様式を変化させる統治体制である。大別すれば、EU の団体性が前面にでる共同体様式（図 2）と、各構成国の国家性が前面にでる政府間協力様式（図 3）とがある。

とはいえ、EU 全体としては、（国家ではないものの）一つの体系性をもった統治体制として捉えることが可能である（図 1）。ただし、それは歴史的に前例のない特異なもので、新類型名は造語するしかない。

このような統治体制を規範的に示す「憲法条約」は、国家の統治体制と不即不離の「憲法」（国家憲法）と同一視はできず、比較や類推には慎重でなければならない。憲法条約の規定内容がすべて国家憲法の内容に対応するわけではない。憲法条約の中には、国家間の優れて「条約」としての合意を示す部分も含まれている（とりわけ共通外交・安保・防衛事項がそれである）。

図 1 重層複合統治体制 EU の概念図（全体図）

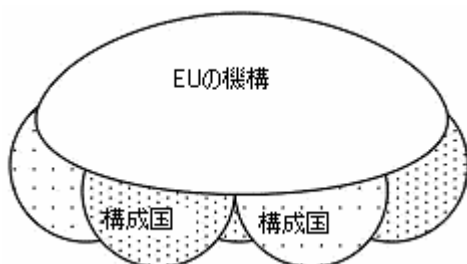
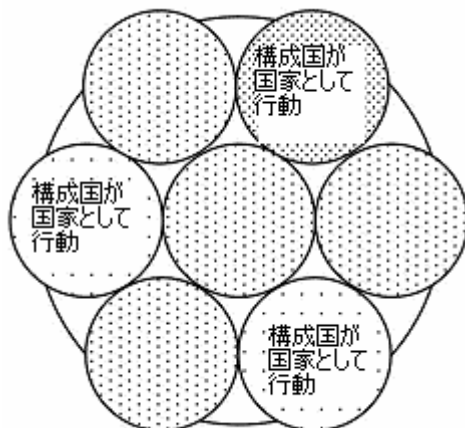


図2 共同体型の統治様式



図3 政府間協力型の統治様式



変化しつづける統治体制 このように、少なくとも EU が国家ではないという結論である限り、構成国が国際法上の主権国家として存続する領域や場面を認めることになる。つまり構成国には EU 化されていない国家としての部分が残るのであり、その部分について各国が EU の枠外で、別個の国際的な統治枠組を構築する余地もまだ残されている。

このことは、EU という統治体制の今後の展開の余地がまだ尽きない、ということの意味する。EU は、今回の憲法条約に明文化された法と制度に尽きるのではなく、将来もまだ、構成国の実行 (practice) の中から生成する、不文の法・制度の部分を残しているともいえるだろう。

さらに、明文化された範囲に限っても、その法と制度を運用する諸国と人々が、2004 年 5 月以降、15 か国から 25 か国へと増え、その諸国の人々もまた様々な面で多様になった。いうまでもなく、この社会背景の変化からも、明文化された法と制度の意味づけや運

用に新機軸がでてくる可能性もある。

ゆえに、今回の憲法条約は EU が統治体として非常に充実してきていることを示すが、法文に現れた面においても、現れていない面においても、今後も生成発展する「動く」余地をもち続けていることも示している。

(了)

欧州憲法条約の翻訳

欧州のための憲法を定立する条約（欧州憲法条約）

目次

前文	71
第一部	71
第1編 連合の定義と目標	71
第2編 基本権および連合市民権	72
第3編 連合の権限	73
第4編 連合の機関	74
第1章 機関の枠組	74
第2章 その他の連合機関および組織	78
第5編 連合権限の行使	79
第1章 一般規定	79
第2章 個別規定	80
第3章 強化協力	82
第6編 連合の民主的運営	82
第7編 連合の財政	83
第8編 連合と隣接諸国	84
第9編 連合への加盟	84
第二部 連合基本権憲章	86
前文	86
第1編 尊厳	86
第2編 自由	87
第3編 平等	88
第4編 連帯	88
第5編 市民の権利	89
第6編 司法	90
第7編 憲章の解釈と適用を規律する一般規定	90
第三部 連合の政策と運営	91
第1編 通則規定	91
第2編 無差別および市民権	92

第3編 域内政策および域内行動	92
第1章 域内市場	93
第1節 域内市場の設立	93
第2節 人および役務の自由移動	93
第1款 労働者	93
第2款 設立の自由	94
第3款 役務提供の自由	95
第3節 商品の自由移動	95
第1款 関税同盟	96
第2款 税関協力	96
第3款 数量制限の禁止	96
第4節 資本および支払	96
第5節 競争準則	97
第1款 事業者に適用される準則	97
第2款 構成国の付与する補助	98
第6節 租税規定	99
第7節 共通規定	100
第2章 経済通貨政策	101
第1節 経済政策	101
第2節 通貨政策	104
第3節 組織規定	105
第4[3a]節 ユーロが通貨である構成国の特別規定	106
第5[4]節 経過規定	106
第3章 その他の分野の政策	109
第1節 雇用	109
第2節 社会政策	110
第3節 経済、社会および領土の結束	112
第4節 農漁業	113
第5節 環境	114
第6節 消費者保護	115
第7節 運輸	116
第8節 欧州横断網	117
第9節 研究技術開発および宇宙	117
第10節 エネルギー	119
第4章 自由、安全および司法の地域	119
第1節 通則	119
第2節 国境統制、難民および移民に関する政策	120

第3節 民事事件における司法協力	121
第4節 刑事事件における司法協力	121
第5節 警察協力	123
第5章 連合が調整、補完または支援行動をとりうる領域	124
第1節 公衆衛生	124
第2節 産業	125
第3節 文化	125
第4[3A]節 観光	125
第5[4]節 教育、若年層、スポーツおよび職業訓練	126
第6[5]節 市民災害保護 (Civil Protection)	126
第7[6]節 行政協力	127
第4編 海外の諸国および領土との連携	127
第5編 連合の対外行動	128
第1章 通則	128
第2章 共通外交安全保障政策	128
第1節 通則	128
第2節 共通安全保障防衛政策	131
第3[2]節 財政規定	132
第3章 共通通商政策	133
第4章 第三国との協力および人道援助	134
第1節 開発協力	134
第2節 第三国との経済、財政および技術協力	134
第3節 人道援助	134
第5章 制限措置 (Restrictive Measures)	135
第6章 国際協定	135
第7章 連合と国際組織および第三国ならびに連合代表部との関係	136
第8章 連帯条項の実施	137
第6編 連合の運営	137
第1章 機関に関する規定	137
第1節 機関	137
第1款 欧州議会	137
第2款 欧州首脳理事会	139
第3款 閣僚理事会	139
第4款 欧州委員会	139
第5款 欧州連合裁判所	140
第6[5a]款 欧州中央銀行	145
第7[6]款 会計検査院	145

第2節 連合の諮問組織	146
第1款 地域評議会 (Committee of the Regions)	146
第2款 経済社会評議会 (Economic and Social Committee)	147
第3節 欧州投資銀行 (European Investment Bank)	147
第4節 連合の機関、組織、独立部局および専門行政機関に共通の規定	148
第2章 財政規定	150
第1節 多年度財政枠組	150
第2節 連合の年次予算	150
第3節 予算の執行と解除	151
第4節 共通規定	152
第5節 詐欺対策	152
第3章 強化協力	153
第7編 共通規定	154

第四部 一般最終規定 156

附属書の部 (抄) 159

A. 憲法条約に附属する議定書 (Protocols)	159
1) 欧州連合における国内議会の役割に関する議定書	159
2) 補完性原則および比例性原則の適用に関する議定書	161
12) ユーロ・グループに関する議定書	162
23) 憲法条約第 I-41 [I-40]条 6 項および第 III-312 [III-213]条の設立する常設の制度的協力に関する議定書	163
32) 欧州連合の欧州人権条約への加盟にかかわる第 I-9 [I-7]条 2 項に関する議定書	164
34) 連合機関および組織に関する経過規定議定書	164

凡例

- ・ 翻訳の底本は、政府間交渉事務局が作成したCIG86/04 (2004年6月25日) [政府間交渉文書の暫定的な集積版]の英語版とフランス語版である。これは、2004年6月時点の暫定版であるため、2004年後半に署名が予定される正文と微細な文言の相違はありうる。
- ・ 条文番号は、憲法条約全体の通し番号にした。そのような方針にすることがすでに政府間会議で決定されている。ただしCIG86/04の各部別条文番号も[]に入れて併記した。そこで、この翻訳では、I-51, II-61 [II-1], III-115[III-1], IV-437 [IV-2]といった条文番号表記になる。
- ・ 附属議定書は、今回の欧州憲法条約に固有の重要性を高くもつものを若干選んで訳した。訳出しなかった附属議定書は、非常に技術的なものか、従来のEC条約、EU条約の附属議定書が継承されたものである。なお、附属宣言は訳出しなかった。

欧州のための憲法を定立する条約

[欧州憲法条約]

前文

ベルギー国王陛下、チェコ共和国大統領、デンマーク女王陛下、ドイツ連邦共和国大統領、エストニア共和国大統領、ギリシャ共和国大統領、スペイン国王陛下、フランス共和国大統領、アイルランド大統領、イタリア共和国大統領、キプロス共和国大統領、ラトヴィア共和国大統領、リトアニア共和国大統領、ルクセンブルク大公国殿下、ハンガリー共和国議会、マルタ大統領、オランダ女王陛下、オーストリア共和国大統領、ポーランド共和国大統領、ポルトガル共和国大統領、スロヴェニア共和国大統領、スロヴァキア共和国大統領、フィンランド共和国大統領、スウェーデン王国政府、グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国女王陛下は、

普遍的価値たる個人の不可侵にして不可譲の権利、民主主義、平等、自由および法の支配を発展させた欧州の文化的、宗教的、人道的継承財産に刺戟を受けて、

辛苦の諸経験の後に再び合同した欧州は、最も脆弱苦難の身にある住民におよぶすべての住民の幸福のために、文明、進歩、繁栄の道を歩みつづける意思をもち、文化、学習、社会的進歩に向けて開かれた大陸でありつづけることを望み、その公的運営の民主性と透明性をさらに高め、平和と正義と連帯を全世界に及ぼす努力をたやさぬ意欲をもつことを信じ、

欧州の人々が、各国民としての意識と歴史に誇りをもちつつ、旧来の分断を超えて絶えずいっそう緊密に合同し、共通の運命をつくる決意であることを確信し、

このように「多様性の中に合同した(united in diversity)」欧州が、欧州の人々に対して、個々人の権利に正当に配慮しながら次世代と地球に対する現世代の責任を自覚しつつ偉大な事業を推進する最良の機会を提供するのであって、それゆえ欧州が人類の希望の特別な地となることを確信し、

欧州諸共同体(EC)設立諸条約および欧州連合(EU)条約の枠組みのもとで蓄積された作業を、共同体の既得成果(*acquis communautaire*)の継続性を確保しつつ、今後も継続することを決意し、

欧州諸市民と諸国に代わってこの憲法の草案を準備した欧州諮問会議の諸委員をねぎらい、

次に掲げる者を全権使節として指名し、

(氏名列挙...)

これらの者は、全権委任状を相互に手交し、適正かつ正統な様式たることを確認し、以下に合意した。

第一部

第1編 連合の定義と目標

第 I-1 条 [連合の設立]

1. この憲法は、共通の未来を建設する欧州の諸市民および諸国家の意思を反映して、欧州連合を設立し、これに構成国は共有する諸目標を達成するための権限を付与する。連合は、それらの目標を達成するために構成国がとる政策を調整するものとし、また構成国が付与した権限を共同体方式で行使するものとする。

2. 連合は、その価値を尊重し、それを共に推進することを確約するすべての欧州諸国に開かれているものとする。

第 I-2 条 [連合の価値]

連合は、人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配、少数者である人々の権利を含む人権の尊重の諸価値を基礎とする。これらの価値は、多元主義、無差別、寛容、正義、連帯および男女平等が優越する社会にある構成国に共通するものである。

第 I-3 条 [連合の目標]

1. 連合は、平和、連合の価値および連合の人々の幸福を推進することを目的とする。

2. 連合は、その市民に、域内国境のない自由、安全および司法の地域ならびに競争が自由で歪曲のない単一市場を提供するものとする。

3. 連合は、均衡のとれた経済成長および価格安定性にもとづく欧州の持続可能な発展、完全雇用および社会的進歩をめざす高度に競争的な社会市場経済、ならびに環境の質の高水準の保護と改善に向けて活動するものとする。連合は科学技術の進歩を推進するものとする。

連合は、社会的疎外および差別に対抗し、社会的正義および社会的保護、男女の平等、世代間の連帯ならびに子供の権利の保護を推進するものとする。

連合は、経済的、社会的および領土的結束ならびに構成国間の連帯を推進するものとする。

連合は、その豊かな文化的かつ言語的な多様性を尊重し、欧州の文化遺産の保全と向上を確保するものとする。

4. より広い世界との関係においては、連合はその価値および利益を堅持し推進するものとする。連合は、平和、安全保障、地球の持続可能な発展、人々の連帯と相互尊重、自由かつ公正な貿易、貧困の撲滅、および人権の保護、とりわけ子供の権利の保護、ならびに国際連合憲章の原則の尊重をはじめとする国際法の厳格な遵守および発展に貢献するものとする。
5. 連合は、これらの目的を、この憲法において連合に付与された権限の範囲に応じて、適切な手段により追求するものとする。

第 I-4 条〔基本的自由と無差別〕

1. 人、役務、商品および資本の自由移動ならびに設立の自由は、この憲法の規定に従って、連合内において連合により保障されるものとする。
2. この憲法の適用範囲内において、かつその特段の規定を害することなく、国籍にもとづくあらゆる差別は禁止されるものとする。

第 I-5 条〔連合と構成国の関係〕

1. 連合は、この憲法の前における構成国間の平等ならびに構成国の国家同一性を尊重するものとする。この国家同一性は構成国に内在する政治的および憲法的な基本構造であって、地域および地方の自治政府に関するものを含む。連合は、構成国の必須の国家機能、とりわけ領土の一体性の確保、公序の維持、国家安全保障の機能を尊重するものとする。
2. 忠実協力原則に従って、連合と構成国は、この憲法から生じる任務の遂行において、相互を十分尊重し、相互に支援するものとする。

構成国は、この憲法から生じる義務または連合機関の行為から生じる義務の履行を確保するために、一般的または個別的なあらゆる適切な措置をとるものとする。

構成国は、連合の任務の達成を促進するものとし、また連合の目標の達成を危険にさらす可能性があるあらゆる措置を控えるものとする。

第 I-6[I-5a]条〔連合法〕

この憲法および連合に付与された権限を行使して連合機関が採択した法は、構成国の法に優位するものとする。

第 I-7 [I-6]条〔法人格〕

連合は、法人格をもつものとする。

第 I-8 [I-6a]条〔連合の象徴〕

連合の旗は、青地に十二金星の円環とする。

連合の歌は、ルードヴィッヒ・ヴァン・ベートーヴェンの第九交響曲の歓喜の歌にもとづくものとする。

連合の銘は、「多様性の中の合同 (United in diversity)」とする。

連合の通貨は、ユーロとする。

ヨーロッパ記念日は、連合全域において五月九日に祝うものとする。

第 2 編 基本権および連合市民権

第 I-9 [I-7]条〔基本権〕

1. 連合は、第二部をなす基本権憲章に定める権利、自由および原則を認めるものとする。
2. 連合は、人権および基本権保護のための欧州条約〔欧州人権条約〕に加盟するものとする。この加盟は、この憲法が定める連合の権限を害さないものとする。
3. 人権および基本権保護のための欧州条約〔欧州人権条約〕が保障する基本権、および構成国に共通する憲法の伝統に由来する基本権は、連合法の一般原則をなすものとする。

第 I-10 [I-8]条〔連合市民権〕

1. 構成国のあらゆる国民は、連合市民とする。連合市民権は、国家市民権に追加されるものであって、国家市民権に代替しないものとする。
2. 連合市民は、この憲法に定める権利を享受し、義務に服するものとする。連合市民は次の権利をもつものとする。
 - (a) 構成国の領土内において自由に移動し居住する権利
 - (b) 居住する構成国において、当該国の国民と同一の条件において、欧州議会選挙および自治体選挙において投票し立候補する権利
 - (c) 自らの母国たる構成国が代表を置かない第三国領土において、いずれかの構成国の外交機関による保護を当該国の国民と同一の条件において受ける権利
 - (d) 欧州議会へ請願する権利、欧州オンブズマンへ申し立てる権利、連合の機関およ

び諮問組織に、この憲法の用いるいずれかの言語により交信し、同一の言語により回答を受ける権利

3. これらの権利は、この憲法およびその実施のために採択された措置により明示される条件と制限に従って行使されるものとする。

第3編 連合の権限

第 I-11 [I-9] 条〔基本原則〕

1. 連合権限の限界は、権限付与の原則によって規律される。連合権限の使用は、補完性および比例性の原則によって規律される。
2. 権限付与の原則においては、連合はこの憲法において構成国から付与された権限の範囲内において、この憲法の定める目標を達成するために行動するものとする。この憲法において連合に付与されていない権限は構成国に留まる。
3. 補完性の原則においては、連合は、その排他的権限に属さない領域において、意図された行動の目標が構成国の中央次元または地域および地方次元のいずれにおいても十分に達成できないものの、提案された行動の規模または効果ゆえに連合次元においてよりよく達成できるとき、その範囲においてのみ、行動するものとする。

連合機関は、補完性の原則を、補完性および比例性の原則の適用に関する議定書に従って適用するものとする。構成国議会は、当該議定書に定める手続に従って補完性の原則の遵守を確保するものとする。

4. 比例性の原則においては、連合の行動の内容および形式がこの憲法の目標の達成に必要な範囲を超えないものとする。

連合機関は、比例性の原則を第3項に述べる議定書に従って適用するものとする。

第 I-12 [I-11] 条〔権限の種類〕

1. この憲法が特定の領域について連合に排他的権限を付与するときは、連合のみが立法することができるが、また法的拘束力のある行為を採択することができる。構成国は、連合から授權されたとき、または連合行為の実施のために授權されたときに限り、立法し法的拘束力のある行為を採択することができる。
2. この憲法が特定の領域について連合に構成国と共有する権限を付与するときは、連合および構成国が当該領域について立法する権限および法的拘束力のある行為を採択する

ことができる。構成国は、連合が権限を行使していない範囲または連合がその権限の行使の停止を決定した範囲において、権限を行使するものとする。

3. 構成国は、第三部に定める制度において、その経済政策および雇用政策を調整するものとする。連合は、当該制度を定める権限をもつものとする。
4. 連合は、共通防衛政策の漸進的な構築を含む共通外交安全保障政策を策定し実施する権限をもつものとする。
5. この憲法が定める一定の領域と条件において、連合は構成国の行動を支援、調整または補完する行動を実施する権限をもつものとする。ただし、当該領域における構成国の権限に代替することはないものとする。

この領域に関する第三部の諸規定にもとづいて採択された連合の法的拘束力のある行為は、構成国の法令の調和を伴ってはならない。

6. 連合権限の範囲と行使の様式は、第三部の各領域の具体的な規定により定められるものとする。

第 I-13 [I-12] 条〔排他的権限の領域〕

1. 連合は、次の領域において排他的権限をもつものとする。
 - (a) 関税同盟
 - (b) 域内市場の運営に必要な競争法規の定立
 - (c) ユーロが通貨である構成国について、通貨政策
 - (d) 共通漁業政策の下での海洋生物資源保護
 - (e) 共通通商政策
2. 連合はまた、連合の立法行為が国際協定の締結を規定する場合、または連合の域内権限の行使を可能にするために国際協定の締結が必要である場合、または国際協定の締結が共通の準則もしくはその範囲に影響しうる範囲において、国際協定の締結について排他的権限をもつものとする。

第 I-14 [I-13] 条〔共有権限の領域〕

1. 連合は、この憲法が第 I-13 [I-12] 条および第 I-17 [I-16] 条に定める領域に関与する権限を連合に付与するときは、構成国と権限を共有するものとする。
2. 共有権限は次の主たる領域に適用される。
 - (a) 域内市場
 - (b) 第三部に定める局面についての、社会政策

- (c) 経済、社会および領土の結束
- (d) 農業および漁業、ただし海洋生物資源保護を除く。
- (e) 環境
- (f) 消費者保護
- (g) 運輸
- (h) 欧州横断網
- (i) エネルギー
- (j) 自由、安全および司法の地域
- (k) 第三部に定める局面についての、公衆衛生問題における共通の安全性事項

3. 研究技術開発および宇宙の領域においては、連合は行動の実施権限、とりわけ計画の策定と実施の権限をもつものとする。ただし、当該権限の行使は、構成国が自らの権限を行使することを妨げる効果をもたないものとする。
4. 開発援助および人道援助の領域においては、連合は行動をとり共通政策を実施する権限をもつものとする。ただし、当該権限の行使は、構成国が自らの権限を行使することを妨げる効果をもたないものとする。

第 I-15 [I-14]条〔経済政策および雇用政策の調整〕

1. 構成国は連合において各国経済政策を調整するものとする。この目的のために、閣僚理事会は、とりわけ当該政策の概括指針(broad guidelines)などの措置を採択するものとする。

ユーロが通貨である構成国については特段の規定が適用される。

2. 連合は、構成国の雇用政策の調整を、とりわけ当該政策の指針(guidelines)を明示することを通して、確保する措置を採択するものとする。
3. 連合は、構成国の社会政策の調整を確保する先導措置(initiative)を採択することができる。

第 I-16 [I-15]条〔共通外交安全保障政策〕

1. 連合の共通外交安全保障政策に関する権限は、外交政策のすべての領域および連合の安全保障に関するすべての問題を対象とするものとする。連合の安全保障には、共通防衛政策の漸進的な形成が含まれ、当該政策は共通防衛にいたりうる。
2. 構成国は、連合の共通外交安全保障政策を、忠実および相互連帯の精神において積極的にかつ留保なく支持するものとし、この領域における連合の行為を遵守するものとする。

構成国は、連合の利益に反する活動または連合の実効性を損ねる可能性がある活動を控えるものとする。

第 I-17 [I-16] 条〔支援、調整または補完的活動の領域〕

連合は、支援、調整または補完的活動を行う権限をもつものとする。

欧州次元における当該活動は、次のものとする。

- (a) 人の健康の保護と向上
- (b) 産業
- (c) 文化
- (d) 観光
- (e) 教育、若年層、スポーツおよび職業訓練
- (f) 市民災害保護
- (g) 行政協力

第 I-18 [I-17] 条〔柔軟性条項〕

1. この憲法の定める目標の一つを達成するために第三部に定める政策の枠内において連合の行動が必要となったときであって、この憲法が必要な権限を規定していないときは、閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて欧州議会の承認を得た後に、適切な措置を全会一致により採択するものとする。
2. 欧州委員会は、第 I-11 [I-9]条 3 項に定める補完性原則監視手続を用いて、本条にもとづく提案に対しては、構成国の国内議会の注目を喚起するものとする。
3. 本条にもとづく措置は、この憲法が構成国の法令の調和を排除している場合については、そのような調和を伴ってはならない。

第 4 編 連合の機関

第 1 章 機関の枠組

第 I-19 [I-18]条〔連合の機関〕

1. 連合は、単一の機関枠組により運営されるものとする。この機関枠組は、
 - 連合の価値の推進
 - 連合の目標の前進
 - 連合の利益、連合市民および連合構成国の利益への奉仕
 - 連合の政策および活動の一貫性、実効性および継続性の確保
 をめざすものとする。
2. 機関枠組は次のものから成り立つ。

欧州議会 (The European Parliament)
欧州首脳理事会 (The European Council)
閣僚理事会 (The Council of Ministers)
欧州委員会 (The European Commission)
欧州連合裁判所 (The Court of Justice of the European Union)

3. 各機関は、この憲法が付与する権限の範囲内において、かつこの憲法が定める手続および条件に従って、行動するものとする。当該機関は、全面的な相互協力を行うものとする。

第 I-20 [I-19] 条 [欧州議会]

1. 欧州議会は、閣僚理事会と共同して、立法を行い財政権限を行使するものとする。欧州議会は、この憲法の定めるところに従って、政治的統制および諮問の任務を行うものとする。欧州議会は、欧州委員会の委員長を選出するものとする。
2. 欧州議会議員は、連合市民の代表により構成されるものとする。欧州議会議員は、750名を超えてはならない。市民の代表は、各構成国につき最低六議席以上とし、遞減比例的とする。いかなる構成国も、96議席を超えて配分されないものとする。

欧州首脳理事会は、欧州議会の提案にもとづき、かつ当該議会の同意を得て、本項前段に述べる原則を尊重しつつ、欧州議会の構成を定める欧州決定を全会一致により採択するものとする。

3. 欧州議会議員は、自由かつ秘密の投票による直接普通選挙により任期五年をもって選出される。
4. 欧州議会は、議会議長および役員を議員間から選出するものとする。

第 I-21 [I-20] 条 [欧州首脳理事会]

1. 欧州首脳理事会は、連合の発展に必要な活力を提供し、連合の政治の一般的方向性およびその優先順位を明確化するものとする。欧州首脳理事会は、立法機能を担わないものとする。
2. 欧州首脳理事会は、構成国の国家元首または政府首長ならびに欧州首脳理事会議長および欧州委員会委員長により構成するものとする。連合外務大臣はその議事に参加するものとする。
3. 欧州首脳理事会は、その議長により招集され、四季に一度会合するものとする。議事の必要に応じて、欧州首脳理事会の構成員は、閣僚 1 名の補佐を、また欧州委員会委員長

については委員会委員 1 名の補佐を受けることを決定することができる。情勢により必要があるときは、欧州首脳理事会議長は、欧州首脳理事会の特別会を招集するものとする。

4. この憲法が特段の定めをおく場合を除き、欧州首脳理事会の決定は、全員合意 (consensus) により行われるものとする。

第 I-22 [I-21] 条 [欧州首脳理事会常任議長]

1. 欧州首脳理事会は、任期二年半かつ一回更新可能な議長 (President) を、特定多数決により選出する。障害または重大な非行がある場合は、欧州首脳理事会は同一の手続に従って議長を解任することができる。
2. 欧州首脳理事会議長は、次の事項を行うものとする。
 - (a) 議長をつとめ、議事を進行する。
 - (b) 欧州委員会委員長と協力し、かつ総合理事会の作業にもとづいて、適切な準備と継続性を確保する。
 - (c) 欧州首脳理事会内の結束と全員合意の促進に努める。
 - (d) 欧州首脳理事会の各会合の後に、欧州議会に報告を行う。

欧州首脳理事会議長は、その次元およびその資格において、連合の共通外交安全保障政策に関する問題の対外代表をつとめるものとする。ただし、連合外務大臣の権限を害さないものとする。

3. 欧州首脳理事会議長は、国内的使命 (national mandate) を帯びてはならない。

第 I-23 [I-22] 条 [閣僚理事会]

1. 閣僚理事会は、欧州議会と共同して、立法を行い財政権限を行使するものとする。閣僚理事会は、この憲法の定めるところに従って、政策形成および調整の任務を行うものとする。
2. 閣僚理事会は、閣僚級の代表であって、自国政府を拘束する合意と投票をすることができる各構成国代表 1 名により構成するものとする。
3. この憲法が特段の定めをおく場合を除き、閣僚理事会の決定は特定多数決により行われるものとする。

第 I-24 [I-23] 条 [閣僚理事会の編成]

1. 閣僚理事会は、分野別の編成により会合するものとする。

2. 総理事会 (The General Affairs Council) は、分野別の閣僚理事会の作業の一貫性を確保するものとする。総理事会は、欧州首脳理事会議長および欧州委員会と連携して、欧州首脳理事会会合の事前準備を行い、事後作業を確保するものとする。
3. 外務理事会 (The Foreign Affairs Council) は、欧州首脳理事会の定めた戦略指針にもとづいて、連合の対外行動を具体化し、連合の行動の一貫性を確保するものとする。
4. 欧州首脳理事会は、この他の分野別閣僚理事会を列挙する欧州決定を特定多数決により採択するものとする。
5. 構成国政府の常駐代表評議会(COREPER)は、閣僚理事会の作業の準備に責任をもつものとする。
6. 閣僚理事会は、立法的行為の法案を審議し表決するときは会合を公開するものとする。この目的のために、閣僚理事会の各会合は、連合立法的行為の審議部分と非立法的行為の審議部分の二部に区分されるものとする。
7. 外務理事会の議長を除く各分野の閣僚理事会の議長は、欧州首脳理事会の欧州決定により定める条件に従って、構成国代表が平等な輪番によりつとめるものとする。欧州首脳理事会は、特定多数決により行動するものとする。

第 I-25 [I-24] 条〔欧州首脳理事会および閣僚理事会における特定多数決の定義¹〕

¹ (憲法条約附属の)「第 I-25 [I-24]条の実施に関する閣僚理事会決定」は以下の通り。

欧州連合閣僚理事会は、

1. ニース条約に定め、またこの憲法に付属する連合機関および組織に関する過渡規定の議定書第 2 条 2 段に掲げる、特定多数決による閣僚理事会の意思決定制度は 2009 年 10 月 31 日まで適用が継続し、この憲法第 I-25[I-24]条において予定される表決制度は 2009 年 11 月 1 日から発効し適用されるが、この円滑な移行を行なう規定を採択することが適当であると考えられるところ、
2. 閣僚理事会の運用実務においては、特定多数決による決定の民主的正統性を強化するためにあらゆる努力が注がれてきたことを想起し、
3. この憲法が予定する新しい表決制度への円滑な移行を確保するに必要な限りで、本決定を維持することが適切であると判断されること、

以下のように決定する。

第 1 条

第 I-25 [I-24]条 1 項の適用の結果、可決阻止少数を構成するために必要な閣僚理事会の構成員が、
 (a) 少なくとも総人口の四分の三または、
 (b) 少なくとも構成国数の四分の三
 を代表するときは、当該諸構成員が閣僚理事会に対して特定多数決により行為の採択に反対に意向を表明するときは、閣僚理事会はその問題を討議するものとする。

第 2 条

閣僚理事会は、当該討議において、第 1 条に述べる閣僚理事会の構成員が示した問題点に対応する満足的な解決に、連合法が定める義務的な時間制限を害することなく、到達するよう、その権限において最大限

1. 特定多数決は、閣僚理事会構成国の少なくとも 15 カ国からなる、少なくとも 55%の多数であって、連合の総人口の少なくとも 65%をなす構成諸国を代表する多数とする。

可決阻止少数には、閣僚理事会構成国の少なくとも 4 カ国が含まなければならない。これに満たないときは、特定多数決が成立したものとみなすものとする。

2. 第 1 項の適用除外として、閣僚理事会が欧州委員会または連合外務大臣の提案にもとづいて行動しない場合、特定多数決は、閣僚理事会構成国の少なくとも 72%の多数であって、連合の人口の少なくとも 65%をなす構成諸国を代表する多数とする。
3. 第 1 項および第 2 項は、欧州首脳理事会が特定多数決により行動する場合にも適用されるものとする。
4. 欧州首脳理事会において、その議長および欧州委員会委員長は投票しない。

第 I-26 [I-25]条〔欧州委員会²〕

1. 欧州委員会は、連合の一般利益を推進し、その目的のために適切な発議を行うものとする。欧州委員会は、この憲法の適用およびこの憲法にもとづいて連合機関がとる措置の適用を確保するものとする。欧州委員会は、欧州連合司法裁判所による統制の下で連合法の適用を監督するものとする。欧州委員会は、予算を執行し、計画を運営するものとする。欧州委員会は、この憲法の定めるところに従って、調整的、執行的および運営的

尽力するものとする。

第 3 条

この目的のために、閣僚理事会議長は、欧州委員会の支援をえて、閣僚理事会議事規則を尊重しつつ、閣僚理事会のより広い合意の基盤を形成するために必要なあらゆる発議を行なうものとする。閣僚理事会の構成員は、当該議長を支援するものとする。

第 4 条

この決定は、2009 年 11 月 1 日に発効するものとする。これは少なくとも 2014 年まで有効であるものとする。その後は、閣僚理事会はこれを覆す欧州決定を採択することができる。

第 I-25 [I-24]条に関して、最終文書に編入される宣言

政府間会議は、第 I-25 [I-24]条の適用に関する欧州決定は、欧州憲法条約の発効日に閣僚理事会が採択するものと宣言する。

² (憲法条約附属の)「第 I-26 [I-25]条に関する宣言」は以下の通り。

政府間会議は、欧州委員会がすべての構成国の国民を揃えなくなったとき、欧州委員会はすべての構成国との関係において全面的な透明性を確保する必要にとりわけ配慮すべきものと考ええる。したがって、欧州委員会は、すべての構成国に対して、自国民が欧州委員会の委員に任命されているかいないかを問わず、緊密な連携をもち、すべての構成国と情報を共有しかつ協議する必要にとりわけ配慮すべきものである。

政府間会議はまた、欧州委員会は、欧州委員会の委員として自国民が任命されていない構成国を含めて、すべての構成国の政治的、社会的ならびに経済的な実情を全面的に考慮に入れることを確保するために必要なあらゆる措置をとるべきであると考ええる。当該措置は、欧州委員会の委員に自国民が任命されていない構成国の立場を適切な制度的な手当てを行なうことにより配慮することを確保することに及びべきである。

任務を行うものとする。共通外交安全保障政策およびこの憲法が定めるその他の場合を除き、欧州委員会は、連合の対外代表となるものとする。欧州委員会は、連合機関間の合意を形成するため、連合の年次計画および多年次計画を発議するものとする。

2. 連合の立法行為は、欧州委員会の提案にもとづいてのみ採択することができる。ただし、この憲法が特段の定めをおく場合を除く。その他の行為は、この憲法が欧州委員会の提案にもとづいて採択されるべき旨を規定するときは、そのように採択される。
3. 欧州委員会の任期は五年とする。
4. 欧州委員会委員は、その能力全般および欧州への献身にもとづいて選定されるものとし、その独立性は疑いのないものでなければならない。
5. この憲法の定めにもとづいて最初に任命される欧州委員会は、委員長および〔複数の〕副委員長の中の一人となる連合外務大臣を含め、各構成国一名から構成するものとする。
6. 第 5 項に定める欧州委員会の任期終了時以降、委員長および連合外務大臣を含めた欧州委員会の委員数は、構成国数の三分の二に相当する数とする。ただし、欧州首脳理事会がこの数を変更する決定を全会一致により行なうときはこの限りでない。

この委員は、構成国間の平等な輪番制にもとづいて構成国の国民から選定されるものとする。当該輪番制は、欧州首脳理事会が全会一致により採択する欧州決定において、次の原則にもとづいて定めるものとする。

- (a) 構成国は、自国民が欧州委員会の構成員となる順番および任期の決定に関して、厳格に平等な立場で扱われるものとする。ゆえに、任意の構成二カ国の各国委員の任期合計の差をとったとき、それが一期を超えてはならない。
 - (b) a 号に従って、将来の各期の欧州委員会は、連合構成国すべての人口統計的かつ地理的な幅を満足的に反映するように構成されるものとする。
7. 職務を遂行するにあたり、欧州委員会は完全に独立であるものとする。第 I-28 [I-27] 条 2 項を害することなく、欧州委員会委員は、いかなる政府その他の機関、団体、独立部局もしくは専門行政機関の指示も仰ぎまたは受けてはならない。欧州委員会委員は、その義務もしくは任務遂行と両立しないあらゆる行動を控えるものとする。
 8. 欧州委員会は、委員団として、欧州議会に責任を負うものとする。第 III-340 [III-243] 条に定める手続により、欧州議会は欧州委員会の不信任決議案を採択することができる。不信任決議案が採択されたときは、欧州委員会委員は委員団として総辞職し、また連合

外務大臣は欧州委員会を辞職するものとする。

第 I-27 [I-26] 条 〔欧州委員会委員長〕

1. 欧州議会選挙を考慮しつつ適切な諮問を行なった後、欧州首脳理事会は、特定多数決により決定し、欧州委員会委員長候補を欧州議会に提示するものとする。当該候補は、欧州議会の総議員の過半数により選出されるものとする。当該候補が必要な過半数の賛成を得ないときは、欧州首脳理事会は、特定多数決により行動し、一箇月以内に、同一の手続に従って欧州議会により選出される新たな候補を提案するものとする。
2. 閣僚理事会は、選出された委員会委員長との共通の合意により、委員会委員として任命しようとするその他の者の一覧を採択するものとする。これらの者は、構成国の意見にもとづいて、第 I-26 条 4 項および 6 項 2 段 [I-25 条 4 項および 5 項 2 段] に定める基準に従って、選定されるものとする。

委員会委員長、連合外務大臣およびその他の委員会委員は、委員団として、欧州議会の承認投票にかけられるものとする。この承認にもとづいて、欧州首脳理事会は、特定多数決により行動し、欧州委員会を任命するものとする。

3. 委員会委員長は、次のことを行うものとする。
 - (a) 委員会の運営の指針を定める。
 - (b) 委員会の内部編成を決定し、委員会が一貫性をもって、実効的かつ一団一体として活動することを確保する。
 - (c) 連合外務大臣以外の〔複数の〕副委員長を委員会委員から任命する。

委員会委員は、委員長が辞職を求めるときは辞職するものとする。連合外務大臣は、委員長が辞職を求めるときは、第 I-28 [I-27] 条 1 項に定める手続に従って、辞職するものとする。

第 I-28 [I-27] 条 〔連合外務大臣〕

1. 欧州首脳理事会は、特定多数決により行動し、欧州委員会委員長との合意の上で、連合外務大臣を任命するものとする。欧州首脳理事会は当該大臣を同一の手続により解職することができる。
2. 連合外務大臣は、連合の共通外交安全保障政策を遂行するものとする。当該大臣は、自らの提案により当該政策の展開に貢献し、閣僚理事会の与える使命に従って当該政策を遂行するものとする。共通安全保障防衛政策についても同様とする。
3. 連合外務大臣は、外務理事会の議長をつとめるものとする。

4. 連合外務大臣は、欧州委員会の副委員長の一人名であるものとする。当該大臣は、欧州委員会においては、連合の対外関係の運営および連合の対外行動のその他の局面の調整に責任をもつものとする。欧州委員会内において当該責任を果たすとき、当該責任に関する限りで、連合外務大臣は欧州委員会の手続に拘束されるものとする。

第 I-29 [I-28]条 〔欧州連合裁判所〕

1. 欧州連合裁判所（The Court of Justice of the European Union）には、司法裁判所（Court of Justice）第一審裁判所（High Court; le Tribunal de grande instance）および専門分野の裁判所が含まれるものとする。欧州連合裁判所は、この憲法の解釈および適用において法の尊重を確保するものとする。

構成国は、連合法の適用される分野において、実効的な法的保護を確保するために十分な裁判を受ける権利を提供するものとする。

2. 司法裁判所は、各構成国から1名の裁判官により構成するものとする。当該裁判所は、〔複数の〕法務官（*Advocates-General*）により補佐されるものとする。

第一審裁判所は、各構成国につき少なくとも1名の裁判官を含むものとする。

司法裁判所の裁判官および法務官ならびに第一審裁判所の裁判官は、独立性に疑いのない者であって、第 III-355 [III-260]条および第 III-356 [III-261]条に定める条件を満たす者から選定されるものとする。構成国政府の共通の合意により任期六年をもって任命される。退任する裁判官および法務官は再任されることができる。

3. 欧州連合裁判所は、第三部の規定に従って、次の事項を行うものとする。
 - (a) 構成国、連合機関または自然人もしくは法人の提起する訴訟に対する判断。
 - (b) 構成国の裁判所の要請にもとづき、連合法の解釈または連合機関の採択した行為の効力に関する先決裁定。
 - (c) この憲法に規定するその他の事項に対する判断。

第2章 その他の連合機関および組織

第 I-30 [I-29]条 〔欧州中央銀行〕

1. 欧州中央銀行は、〔すべての〕構成国中央銀行とともに、欧州中央銀行制度（European System of Central Banks）を構成するものとする。欧州中央銀行は、ユーロが通貨である構成国中央銀行とともに、ユーロ制度（Eurosystem）を構成し、連合の通貨政策を実施するものとする。
2. 欧州中央銀行制度は、欧州中央銀行の意思決定機関により統率されるものとする。欧州

中央銀行制度の主たる目標は、価格安定性の維持とする。当該目標を害さずに、欧州中央銀行制度は、連合の目標の達成に貢献するために、連合の一般的経済政策を支援するものとする。欧州中央銀行制度は、第三部および欧州中央銀行制度および欧州中央銀行規程の規定に従い、その他の中央銀行業務を行うものとする。

3. 欧州中央銀行は連合機関であって、法人格をもつものとする。欧州中央銀行のみがユーロの発行を許可できる。欧州中央銀行は、その権限の行使およびその財政について、独立であるものとする。連合の機関、組織、独立部局および専門行政機関ならびに構成国政府は、この独立性原則の尊重を確約するものとする。
4. 欧州中央銀行は、第 III-185 [III-77]条ないし第 III-191 [III-83]条および第 III-196 [III-90]条の規定および欧州中央銀行制度および欧州中央銀行規程の定める条件に従って、その任務を遂行するために必要な措置を採択するものとする。ユーロが通貨ではない構成国およびその中央銀行は、前記同一の諸規定に従って、通貨問題における権限を留保するものとする。
5. 欧州中央銀行は、その任務の範囲に入る分野において、あらゆる連合法案およびあらゆる各構成国次元の法規規定案について諮問を受けるものとし、かつ意見を表明できるものとする。
6. 欧州中央銀行の意思決定機関、その構成および運営方式については、第 III-192 条および第 III-193 条ならびに第 III-382 条および第 III-383 条 [第 III-84 条ないし第 III-87 条] ならびに欧州中央銀行制度および欧州中央銀行規程に定める。

第 I-31 [I-30]条 〔会計検査院〕

1. 会計検査院は、連合の機関である。同院は、会計検査を実施するものとする。
2. 同院は、連合の全収支の勘定を検査し、健全な財政運営を確保するものとする。
3. 同院は、各構成国から1名の国民により構成されるものとする。その任務遂行にあたり、各構成員は、連合の一般利益のために完全に独立であるものとする。

第 I-32 [I-31]条 〔連合の諮問組織〕

1. 欧州議会、閣僚理事会および欧州委員会は、助言の任務を行う地域評議会および経済社会評議会の補佐を受けるものとする。
2. 地域評議会は、地域および地方団体の代表により構成するものとし、この代表は、地域または地方自治体の選挙により使命を与えられた者または選挙された議会に政治的責任を負う者であるものとする。

3. 経済社会評議会は、使用者団体、労働者団体およびその他の市民社会の、とりわけ社会経済、市民生活、専門職および文化の領域における代表により構成されるものとする。
4. 地域評議会および経済社会評議会の構成員は、いかなる使命ないし指示にも拘束されることはない。当該構成員は、任務の遂行にあたり、連合の一般利益のために完全に独立であるものとする。
5. これらの評議会の構成、構成員の指名、権限、運営に関する定めは、第 III-386 [III-292] 条ないし第 III-392 [III-298] 条に定める。

第 2 項および第 3 項に定める各評議会の構成の性質に関する準則は、閣僚理事会が一定期間において定期的に、連合の経済、社会および人口統計的な展開に照らして、見直すものとする。閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、この目的のために欧州決定を採択するものとする。

第 5 編 連合権限の行使

第 1 章 一般規定

第 I-33 [I-32] 条 〔連合の法的行為〕

1. 連合は、その権限を行使するために第三部の規定に従いつつ、法的手段として欧州法律 (European laws)、欧州枠組法律 (European framework laws)、欧州規則 (European regulations)、欧州決定 (European decisions)、勧告および意見を用いるものとする。

欧州法律は、一般的適用性のある立法的行为とする。それは全面的に拘束力を持ち、あらゆる構成国において直接に適用可能であるものとする。

欧州枠組法律は、立法的行为であって、名宛人たる構成国に対して、達成されるべき結果について拘束力をもつが、当該結果の達成の方式と手段の選択は構成国所轄機関に委ねられるものとする。

欧州規則は、一般的適用性のある非立法的行为であって、立法行為の実施およびこの憲法の一定の個別規定の実施のためのものとする。これは、全面的に拘束力を持ち、あらゆる構成国において直接に適用可能であるか、または、名宛人たる構成国に対して、達成されるべき結果について拘束力をもつが、当該結果の達成の方式と手段の選択は構成国所轄機関の全面的な自由で委ねられるものであるか、のいずれかでありうる。

欧州決定は、非立法的行为であって、全面的に拘束力があるものとする。名宛人を特定

する決定は、当該名宛人のみを拘束するものとする。

勧告および意見は、拘束力をもたないものとする。

2. 立法的行为案を検討するにあたり、欧州議会および閣僚理事会は、対象領域において関係する手続に規定していない行為の採択を控えるものとする。

第 I-34 [I-33] 条 〔立法的行为 (Legislative acts)〕

1. 欧州法律および欧州枠組法律は、欧州委員会の提案にもとづいて、欧州議会および閣僚理事会が第 III-396 [III-302] 条に定める通常立法手続により共同で採択するものとする。当該両機関が行為について合意に達することができないときは、当該行為は採択されないものとする。
2. この憲法が定める個別の場合において、欧州法律および欧州枠組法律は、特別の立法手続に従って、欧州議会が閣僚理事会の参加を得てまたは閣僚理事会が欧州議会の参加を得て採択するものとする。
3. この憲法に定める個別の場合において、一定の構成国群もしくは欧州議会の発議により、または欧州中央銀行の勧告により、または欧州連合裁判所もしくは欧州投資銀行の要請により、欧州法律および欧州枠組法律を採択することができる。

第 I-35 [I-34] 条 〔非立法的行为 (Non-legislative acts)〕

欧州首脳理事会は、この憲法が定める場合に、欧州決定を採択するものとする。

閣僚理事会および欧州委員会はとりわけ第 I-36 [I-35] 条および第 I-37 [I-36] 条に述べる場合に、ならびに欧州中央銀行はこの憲法が定める個別の場合に、欧州規則および欧州決定を採択するものとする。

閣僚理事会は勧告を採択するものとする。閣僚理事会は、この憲法が欧州委員会の提案にもとづいて採択することを規定している場合はすべて欧州委員会の提案にもとづいて行動するものとする。連合の行為の採択に全会一致が必要な分野については、閣僚理事会は全会一致により行動するものとする。欧州委員会は、ならびにこの憲法が定める個別の場合について欧州中央銀行は、勧告を採択するものとする。

第 I-36 [I-35] 条 〔委任欧州規則 (Delegated European regulations)〕

1. 欧州法律および欧州枠組法律は、当該法律または枠組法律の一定の非本質的要素を補充もしくは改正する委任欧州規則を採択する権限を、欧州委員会に委任することができる。

当該権限委任の目的、内容、範囲および期間は、当該欧州法律および欧州枠組法律にお

いて明確に規定されるものとする。委任は、ある領域の本質的要素は当該欧州法律または欧州枠組法律に留保されるものとし、ゆえに権限委任の対象となつてはならない。

2. 当該委任が服する適用条件は、欧州法律および欧州枠組法律において明確に規定されるものとし、当該条件としては、次のものがありうる。

- (a) 欧州議会または閣僚理事会が委任を終了する決定ができる。
- (b) 委任欧州規則は、欧州議会または閣僚理事会が欧州法律または欧州枠組法律の定める一定の期間内に異議をとらえないときのみ、発効しうる。

a号またはb号については、欧州議会は総議員の過半数により、また閣僚理事会は特定多数決により行動するものとする。

第 I-37 [I-36]条 〔実施行為 (Implementing acts)〕

1. 構成国は、法的拘束力のある連合行為を実施するために必要な国内法上のあらゆる措置を採択するものとする。
2. 法的拘束力のある連合行為の実施のために統一条件が必要とされるときは、当該連合行為は欧州委員会に、または正当な理由のある個別の場合もしくは第 I-40 [I-39]条に定める場合は閣僚理事会に、実施権限を付与するものとする。
3. 欧州法律において、欧州委員会の実施権限の行使を構成国が統制する方法に関する準則および一般原則を、事前に定めるものとする。
4. 連合実施行為は、欧州実施規則 (European implementing regulations) または欧州実施決定 (European implementing decisions) の形式をとるものとする。

第 I-38 [I-37]条 〔連合の法的行為に共通の原則〕

1. この憲法が採択される行為の種類を特定していないときは、連合機関は、個々の事案ごとに、採択される行為の類型を、適用する手続に従いかつ第 I-11 [I-9]条に定める比例性原則に即して決定するものとする。
2. 法的行為は、その根拠となる理由を述べるものとし、この憲法が義務づけるあらゆる提案、発議 (initiative)、勧告、要請または意見に言及するものとする。

第 I-39 [I-38]条 〔公表および発効〕

1. 欧州法律および欧州枠組法律であつて、通常の立法手続にもとづいて採択されたものは、欧州議会議長および閣僚理事会議長により署名されるものとする。

その他の場合は、採択機関の議長により署名されるものとする。

欧州法律および欧州枠組法律は、欧州連合官報に公表され、発効日の規定があるものは当該日に発効し、そのような規定がないものは公表後二十日目に発効するものとする。

2. 欧州規則および欧州決定であつて、名宛人を特定しないものは、採択機関の議長により署名されるものとする。

欧州規則および欧州決定が名宛人を特定しないとき、当該規則および決定は、欧州連合官報に公表され、発効日規定があるものは当該日に発効し、そのような規定がないものは公表後二十日目に発効するものとする。

3. 第 2 項に定める欧州決定以外の欧州決定は、名宛人に通知され、通知時に発効するものとする。

第 2 章 個別規定

第 I-40 [I-39]条 〔共通外交安全保障政策に関する個別規定〕

1. 欧州連合は、構成国間相互の政治的連帯の発展、一般利益問題の特定および各構成国行動間の絶えず進む収斂の達成を基礎として、共通外交安全保障政策を実行するものとする。
2. 欧州首脳理事会は、連合の戦略的利益を特定し、かつ共通外交安全保障政策の目的を決定するものとする。閣僚理事会は、欧州首脳理事会の定める戦略指針の枠内で、第三部の制度に従つて当該政策を具体化するものとする。
3. 欧州首脳理事会および閣僚理事会は、必要な欧州決定を採択するものとする。
4. 共通外交安全保障政策は、連合外務大臣および構成国により、各国および連合の資源を用いて実行されるものとする。
5. 構成国は、あらゆる共通外交安全保障政策問題であつて一般利益に関わる問題について共通の対処を決定するために、欧州首脳理事会および閣僚理事会において相互に諮問するものとする。連合の利益に影響を与えうる国際舞台における何らかの行動または確約を行う前に、各構成国は欧州首脳理事会または閣僚理事会において他の構成国に諮問するものとする。構成国は、各国行動の収斂を通して、連合が国際舞台においてその利益と価値を主張できるよう確保するものとする。構成国は相互連帯性を示すものとする。
6. 欧州議会は、共通外交安全保障政策の主要局面および基本的選択について定期的に諮問

を受けるものとする。欧州議会は、当該政策の展開について常時報告を受けるものとする。

7. 共通外交安全保障政策に関する欧州決定は、第三部に定める場合を除き、欧州首脳理事会および閣僚理事会の全会一致により採択されるものとする。欧州首脳理事会および閣僚理事会は、一構成国の発議、連合外務大臣の提案または欧州委員会の支持を得た連合外務大臣の提案にもついで行動するものとする。欧州法律および欧州枠組法律は排除される。
8. 欧州首脳理事会は、第三部に定める場合のほか閣僚理事会が特定多数決により行動する場合を定める欧州決定を、全会一致により、採択することができる。

第 I-41 [I-40]条 〔共通安全保障防衛政策に関する個別規定〕

1. 共通安全保障防衛政策は、共通外交安全保障政策の不可欠の部分となすものとする。共通安全保障防衛政策は、連合に非軍事および軍事的設備を利用する行動能力を提供するものとする。連合は、国際連合憲章の原則に従った平和維持活動、紛争防止活動および国際安全保障強化のための連合域外での使命において、当該設備を利用することができる。当該諸任務の遂行は、構成国の提供する諸力（capabilities）を利用して行われるものとする。
2. 共通安全保障防衛政策は、共通連合防衛政策の漸進的な形成を含むものとする。これは、欧州首脳理事会が全会一致により行動しつつ、共同防衛にいたるものと決定するときそれにいたる。この場合、欧州首脳理事会は、構成国に各国憲法の要件に従って当該決定を採択することを勧告する。

本条に従った連合の政策は、一定の構成諸国の安全保障防衛政策の特定の性質を害さないものとし、また北太平洋条約機構〔NATO〕により各国共同防衛が実現されると考える一定の構成諸国の北太平洋条約上の義務を尊重しつつ当該機構の定める共通安全保障防衛政策と整合的であるものとする。

3. 構成国は、閣僚理事会が定める目的に貢献するために、共通安全保障防衛政策の実施のために非軍事および軍事的能力を連合が利用できるようにするものとする。多国籍軍を共同で編成する構成諸国については、当該多国籍軍も共通安全保障防衛政策において利用できるようにするものとする。

構成国は、自国の軍事能力を漸進的に向上させることを確約するものとする。欧州軍備軍事研究能力開発機関（European Armaments, Research and Military Capabilities Agency）を設立するものとし、当該機関は、実践行動に必要なものの特定、その必要を満たすための措置の推進、防衛部門の産業技術的基盤の強化に必要なあらゆる措置の

特定および、必要に応じて、その措置の実施への貢献、欧州軍事能力および軍備政策の策定への参加、ならびに閣僚理事会による軍事能力向上に関する評価の補佐を行うものとする。

4. 共通安全保障防衛政策を実施する欧州決定は、本条に定める使命を開始する欧州決定を含め、連合外務大臣の提案または一構成国の発議にもついで閣僚理事会が全会一致により行動して採択するものとする。連合外務大臣は、構成国内資源および連合の手段の両方を使用する旨を、必要に応じて欧州委員会とともに、提案することができる。
5. 閣僚理事会は、連合の価値を保護し連合の利益に奉仕するために、連合の枠内において、任務の遂行を特定の構成国群に委ねることができる。そのような任務の遂行は、第 III-310 [III-211]条により統制されるものとする。
6. 軍事能力が高水準に達し、かつこの領域において最も過酷な使命のために相互により高度の拘束力のある誓約を交わした構成諸国は、連合の枠内において制度的に明確な協力関係を設立するものとする。このような協力関係は、第 III-312 [III-213]条の定めるところにより統制されるものとする。当該協力関係は、第 III-309 [III-210]条の規定に影響しないものとする。
7. ある構成国が、その領土において武装侵略の被害を受けたとき、他の構成国は、国際連合憲章第 51 条に従って、その行使できるあらゆる手段により、当該国に対する救援および支援の義務を負うものとする。一定の構成諸国の安全保障および防衛政策の特定の性格を害しないものとする。

この分野における確約および協力は、北大西洋条約機構〔NATO〕における確約と両立するものでなければならない。当該機構の加盟国である構成諸国においては、当該機構が集団的防衛の基礎かつその実施のための場として存続する。

8. 欧州議会は、共通安全保障防衛政策の主要局面および基本的選択に関して定期的に諮問を受けるものとする。欧州議会は、当該政策の展開について常時報告を受けるものとする。

第 I-42 [I-41]条 〔自由、安全および司法の地域に関する個別規定〕

1. 連合は、自由、安全および司法の地域を次の各号を通して形成するものとする。
 - (a) 第三部に列挙する領域について、構成国法を必要に応じて近似化させるための欧州法律および欧州枠組法律を採択する。
 - (b) 構成国の所轄官庁間の相互信頼を、とりわけ裁判上または裁判外の決定の相互承認を基礎として、育成する。
 - (c) 警察、税関その他の公的機関で刑事犯罪の防止と探知を専門とするものなど構成国

の所轄官庁間の業務協力を行う。

2. 構成国議会は、自由、安全および司法の地域制度においては、第 III-260 [III-161]条に予定する評価制度に参加することができる。構成国議会は、第 III-276 [III-177]条および第 III-273 [III-174]条に従って、欧州警察機関（Europol）の政治的監視および欧州検察機構（Eurojust）の活動の評価に関与するものとする。
3. 構成国は、この憲法の第 III-264 [III-165]条に従って、警察および刑事司法協力の分野においては発議権をもつものとする。

第 I-43 [I-42]条 〔連帯条項〕

1. 連合および構成国は、いずれかの構成国がテロ攻撃または天災もしくは人災の被害を受けたときは、連帯の精神により共同して行動するものとする。連合は、次の目的のために、構成国の供与する軍事資源を含め、連合に利用可能なあらゆる手段を発動するものとする。
 - (a) 構成国領土内でのテロの脅威を防止する。
民主的機関および文民たる市民をあらゆるテロ攻撃から保護する。
テロ攻撃があった場合、構成国の政治機関の要請を受けて当該国をその領土内において支援する。
 - (b) 天災または人災の被害があった場合、構成国の政治機関の要請をうけて当該国をその領土内において支援する。
2. 本条の実施の詳細は、第 III-329 [III-231]条に定める。

第 3 章 強化協力（Enhanced cooperation）

第 I-44 [I-43]条 〔強化協力〕

1. 連合の非排他的権限の枠内において相互間に強化協力を設定することを希望する構成諸国は、この憲法の関連規定を適用して連合機関を利用しかつ当該権限を行使することができる。ただし、本条および第 III-416 [III-322]条ないし第 III-423 [III-329]条に定める制限と手続に服するものとする。

強化協力は、連合の目標の推進を目的とし、連合の利益を保護し、かつ連合の統合過程を強化するものとする。このような協力は、第 III-418 [III-324]条に従っていかなる時点においても、あらゆる構成国に開放されているものとする。

2. 強化協力を許可する欧州決定は、当該協力の目標を連合の全構成国によって合理的な期

間内に達成することが不可能であることが確認された場合であって、かつ当該協力が構成国の少なくとも三分の一が参加するとき、閣僚理事会から最終手段として与えられるものとする。閣僚理事会は、第 III-419 [III-325]条に定める手続に従って行動するものとする。

3. 閣僚理事会のすべての構成員は閣僚理事会における討議に参加することができるが、強化協力に参加する構成国を代表する閣僚理事会の構成員だけが、表決に参加するものとする。

全会一致は、参加国の代表の投票のみにより成立するものとする。

特定多数決は、参加構成国を代表する閣僚理事会の構成員の少なくとも 55% であって、当該諸国の総人口の少なくとも 65% からなるものとする。

可決阻止少数（a blocking minority）には、当該参加構成国の総人口の 35% を超える代表となるような閣僚理事会構成員の最小員数に、さらに一名分を加えたものが少なくとも含まれていなければならない。これに満たないときは、特定多数決が成立したものとみなすものとする。

第三段および第四段の適用除外として、閣僚理事会が欧州委員会の提案または連合外務大臣の提案にもとづいて行動しない場合については、特定多数決は、参加構成国を代表する閣僚理事会の構成員の少なくとも 72% であって、当該諸国の総人口の少なくとも 65% からなるものとする。

4. 強化協力の枠組において採択された行為は、参加諸国のみを拘束するものとする。当該行為は、連合に加盟する候補国が受容しなければならない既得成果（acquis）とはみなされないものとする。

第 6 編 連合の民主的運営

第 I-45 [I-44]条 〔民主的平等原則〕

連合は、そのすべての活動において、市民の平等の原則を遵守するものとし、市民は連合機関、組織、独立部局および専門行政機関から平等の注目を受けるものとする。

第 I-46 [I-45]条 〔代表民主主義原則〕

1. 連合の運営は、代表民主主義にもとづくものとする。
2. 市民は、連合次元では欧州議会において直接に代表される。

構成国は、その国家元首または政府の長により欧州首脳理事会において、またその政府により閣僚理事会において代表され、当該政府は構成国議会または市民に対して民主的に説明責任を負う。

3. あらゆる市民は、連合の民主的運営に参加する権利をもつものとする。決定は可能な限り公開されて行われ、かつ市民に可能な限り近づけて行われるものとする。
4. 欧州次元の政党は、欧州政治意識の育成および連合市民の意思の表明に貢献する。

第 I-47 [I-46]条 〔参加民主主義原則〕

1. 連合機関は、適切な手段により、市民および代表団体に、連合のあらゆる活動領域について、市民および代表団体の意見表明および公開の意見交換の機会を設けるものとする。
2. 連合機関は、公開の透明で定期的な対話を代表団体および市民団体（la société civile）と維持するものとする。
3. 欧州委員会は、連合の活動が一貫性をもち透明であることを保障するために、関係者に対して広く諮問を実施するものとする。
4. 相当数の構成国からの百万人以上の市民は、この憲法の実施のために法的行為が必要と市民が考える問題に関して、欧州委員会がその権限の範囲において、何らかの適切な提案を提出するように恣意する発議をすることができる。欧州法律において、このような市民発議（citizens' initiative）に必要な具体的な手続および要件を定めるものとする。

第 I-48 [I-47]条 〔労使の自律的対話〕

欧州連合は、各国制度の多様性を考慮しつつ、連合次元において労使の役割を認識し推進する。連合は、労使の自治を尊重しつつ、労使対話を促進するものとする。成長と雇用の社会三者サミット（The Tripartite Social Summit for Growth and Employment）は労使対話に貢献するものとする。

第 I-49 [I-48]条 〔欧州オンブズマン〕

欧州オンブズマンは、この憲法が定める条件のもとで、欧州議会に選任され、連合の機関、組織、独立部局もしくは専門行政機関の活動における行政過誤（maladministration）の苦情を受理し、検討し、報告するものとする。欧州オンブズマンは、職務の遂行において完全に独立であるものとする。

第 I-50 [I-49]条 〔連合機関の議事の透明性〕

1. 健全な統治を促進し、市民団体の参加を保障するために、連合の機関、組織、独立部局

および専門行政機関は、その公務を可能な限り公開して行うものとする。

2. 立法提案の審議および表決にあたり、欧州議会は、閣僚理事会と同様、公開で審議を行うものとする。
3. 連合のあらゆる市民、あらゆる自然人または法人で構成国に居住もしくは登録事務所をもつものは、第三部に定める条件のもとで、連合機関、組織、独立部局および専門行政機関のあらゆる媒体の文書の入手権をもつものとする。

このような文書入手権を統制する一般原則および、公的または私的利益を理由とした制限については、欧州法律において定めるものとする。

4. 連合の各機関、組織、独立部局もしくは専門行政機関は、第 3 項に定める欧州法律に従って、各自の文書の入手可能性に関する詳細の定めを各議事規則において定めるものとする。

第 I-51 [I-50]条 〔個人情報保護〕

1. あらゆる人は、自らに関する個人情報を保護する権利をもつ。
2. 欧州法律において、連合機関、組織、独立部局および専門行政機関が行う個人情報の加工ならびに連合法の範囲内に入る活動を構成国が実施するにあたり行う個人情報の加工について個人の保護を行うことに関する準則、ならびに当該情報の自由移動に関する準則を定めるものとする。これらの準則の遵守は、独立の機関の統制に服するものとする。

第 I-52 [I-51]条 〔教会および非信仰的組織の地位〕

1. 連合は、構成国における教会および宗教組織または宗教共同体の国内法上の地位を尊重し、また当該地位を害さない。
2. 連合は、思想的および非信仰的組織の構成国法上の地位も同様に尊重する。
3. これらの組織の主体的自覚（identity）および具体的貢献を認めつつ、連合は当該教会および組織との公開の透明で定期的な対話を維持するものとする。

第 7 編 連合の財政

第 I-53 [I-52]条 〔予算および財政原則〕

1. 連合の収支の全費目は、予算年度ごとに作成される概算に含めるものとし、第三部の規

定に従って予算に示されるものとする。

2. 予算に示される収入と支出は均衡するものとする。
3. 予算に示される支出は、第 III-412 [III-318]条に定める欧州法律に従って、予算単年度について承認されるものとする。
4. 予算に示される支出を実行するためには、連合の行動の法的根拠および第 III-412 [III-318]条に定める欧州法律に従って関係支出を実行する法的根拠を示す、拘束力のある連合の法的行為を事前に採択しなければならない。ただし、当該欧州法律が別段の定めをおく場合はこの限りでない。
5. 予算の均衡を維持するために、連合は、注目すべき意味合いを予算に対してもちうるあらゆる行為については、当該行為より生じる支出が連合の固有財源の範囲内において支出可能であり、かつ第 I-55 [I-54]条に定める多年度財政枠組を遵守することを保証しなければ、当該行為を採択することができない。
6. 連合の予算は、健全な財政運営の原則に従って執行されるものとする。構成国は、連合に協力して、予算に計上され配分された費目を当該原則に従って消化することを保障するものとする。
7. 連合および構成国は、第 III-415 [III-321]条の定めに従って、連合の財政利益に影響する詐欺その他のあらゆる違法行為に対処するものとする。

第 I-54 [I-53]条 〔連合の固有財源〕

1. 連合は、目標を達成し政策を実現するために必要な手段を備えるものとする。
2. 他の収入を害することなく、連合の予算は固有財源から全面的に供与されるものとする。
3. 閣僚理事会の欧州法律において、連合の固有財源の制度に関する規定をおくものとする。この際に、当該法律は、固有財源の新類型を設定し、もしくは既存類型を廃止することができる。閣僚理事会は、欧州議会への諮問を経て、全会一致により行動するものとする。当該法律は、構成国の憲法上の要件に従って構成国が承認するまでは発効しないものとする。
4. 第 3 項にもとづき採択された法律において、閣僚理事会の欧州法律により連合の固有財源制度の実施措置を定めるものと規定するときは、その範囲において当該欧州法律を定める。閣僚理事会は、欧州議会の承認を得た後に行動するものとする。

第 I-55 [I-54]条 〔多年度財政枠組〕

1. 多年度財政枠組は、連合の支出が秩序をもって、かつ固有財源の限度内において、展開することを確保するものとする。当該枠組は第 III-402 [III-308]条の定めに従って、支出類型ごとに予定費目の確定配当の年次上限額を決定するものとする。
2. 閣僚理事会の欧州法律において、多年度財政枠組を定めるものとする。閣僚理事会は、欧州議会の総議員の多数により与えられる承認を得た後に、行動するものとする。
3. 連合の単年度予算は、多年度財政枠組を遵守するものとする。
4. 欧州首脳理事会は、第 2 項に述べる閣僚理事会の欧州法律を採択するにあたり、全会一致により、閣僚理事会が特定多数決により行動することを認める欧州決定を採択することができる。

第 I-56 [I-55]条 〔連合予算〕

欧州法律において、第 III-404 [III-310]条に定める方式に従って、連合の年度予算を決定するものとする。

第 8 編 連合と隣接諸国

第 I-57 [I-56]条 〔連合と隣接諸国〕

1. 連合は、連合の価値を基礎とした、協力にもとづく密接かつ平和的な関係を特徴とする、繁栄と友好の隣接地域を創設するために、隣接諸国と特別の関係を形成するものとする。
2. この目的のために、連合は関係各国と個別協定を締結することができる。当該協定は、相互的な権利義務および活動の共同実施の可能性を定めることができる。当該協定の実施は、定期的協議の対象となるものとする。

第 9 編 連合への加盟

第 I-58 [I-57]条 〔連合加盟の資格と手続〕

1. 連合は、第 I-2 条に述べる価値を尊重し、それを共に推進することを確約するすべての欧州諸国に開かれているものとする。
2. 連合の構成国となることを希望するあらゆる欧州の国家は、加盟申請を閣僚理事会に行うものとする。欧州議会および構成国の国内議会は当該申請について通知されるものとする。閣僚理事会は、欧州委員会への諮問を経て、総議員の多数により行動する欧州議

会の承認を得た後に、全会一致で行動するものとする。加盟に関する条件および取決めは、構成国と加盟候補国との間の協定の対象とするものとする。当該協定は、各締約国の憲法上の要件に従って、各締約国による批准を受けるものとする。

第 I-59 [I-58]条 〔連合の構成国資格の停止〕

1. 三分の一の構成諸国もしくは欧州議会の理由を付した発議または欧州委員会の提案にもとづいて、閣僚理事会は、いずれかの構成国による第 I-2 条に掲げる価値の重大な違反の明白な危険があることを認定する欧州決定を採択することができる。閣僚理事会は、欧州議会の承認を得た後に、構成員の五分の四の多数をもって行動するものとする。

このような認定を行う前に、閣僚理事会は関係構成国を聴取するものとし、同一の手続に従って、当該国に勧告を行うことができる。

閣僚理事会は、当該認定がなされた根拠が事後も継続しているかどうかを定期的に検証するものとする。

2. 欧州首脳理事会は、三分の一の構成諸国の発議もしくは欧州委員会の提案にもとづいて、いずれかの構成国による第 I-2 条に掲げる価値の重大かつ継続的な違反があることを認定する欧州決定を、当該国の意見提出を求めた後に、採択することができる。閣僚理事会は、欧州議会の承認を得た後に、全会一致で行動するものとする。
3. 第 2 項にもとづく認定がなされたとき、閣僚理事会は、特定多数決により行動し、当該構成国に対して、閣僚理事会において当該国を代表する構成員の投票権を含め、この憲法を適用して生じる一定の権利を停止する欧州決定を採択することができる。閣僚理事会は、そのような停止が自然人および法人の権利義務に与える効果を考慮するものとする。

いずれにせよ、当該国は、この憲法にもとづく義務には継続して拘束されるものとする。

4. その後に、閣僚理事会は、特定多数決により行動し、第 3 項にもとづく措置が採択される原因となった状況の変化に応じて、当該措置を変更ないし廃止する欧州決定を採択することができる。
5. 本条については、問題となった構成国を代表する欧州首脳理事会または閣僚理事会の構成員は、表決に参加しないものとし、問題の構成国は、第 1 項および第 2 項に述べる三分の一もしくは五分の四の計算には参入しないものとする。出席している構成員本人または代理人の棄権は、第 2 項に定める欧州決定の採択を妨げないものとする。

第 3 項および第 4 項に述べる欧州決定の採択において、特定多数決は、参加構成国を

代表する閣僚理事会構成員の少なくとも 72% であって、当該諸国の総人口の少なくとも 65% からなるものとする。

第 3 項に従って採択された投票権を停止する決定の後に、閣僚理事会がこの憲法の規定にもとづいて特定多数決により行動するときは、その特定多数決は、前段に定めるものとするか、または閣僚理事会が欧州委員会の提案にもとづいて行動するときは、参加構成諸国を代表する閣僚理事会構成員の少なくとも 55% であって、当該諸国の総人口の少なくとも 65% からなるものとする。後者の場合、可決阻止少数には、当該参加構成国の総人口の 35% を超える代表となるような閣僚理事会構成員の最小員数に、さらに一名分を加えたものが少なくとも含まれていなければならない。これに満たないときは、特定多数決が成立したものとみなすものとする。

6. 本条においては、欧州議会は投票数の三分の二の多数であって、総議員の過半数を代表する多数により行動するものとする。

第 I-60 [I-59]条 〔連合からの任意脱退〕

1. いずれの構成国も、自国の憲法上の要件に従って、欧州連合から脱退することを決定できる。
2. 脱退を決定する構成国は、その意思を欧州首脳理事会に通知するものとする。欧州首脳理事会の示す指針に照らして、連合は、当該国の脱退に関する取決めを明記した協定を、当該国と連合の将来の関係枠組を考慮しつつ、当該国と交渉し締結するものとする。当該協定は、第 III-325 [III-227]条 3 項に従って交渉されるものとする。当該協定は、閣僚理事会が、特定多数決で行動しつつ、欧州議会の承認を得た後に、締結するものとする。
3. 当該関係国に対するこの憲法の適用は、脱退協定の発効日より、または発効しない場合は第 2 項における通知から二年後に、停止されるものとする。ただし、欧州首脳理事会が、当該関係構成国との合意により、この期間を延長する決定をしたときはこの限りではない。
4. 第 2 項および第 3 項において、脱退する構成国を代表する欧州首脳理事会または閣僚理事会の構成員は、閣僚理事会または欧州首脳理事会における討議もしくは当該国に関する欧州決定に参加しないものとする。

特定多数決は、参加構成諸国を代表する閣僚理事会構成員の少なくとも 72% であって、当該諸国の総人口の少なくとも 65% からなるものとする。

5. 連合から脱退した国が再加盟を申請するときは、当該申請は第 I-58 [I-57]条に定める手

続に服するものとする。

第二部 連合基本権憲章

前文

欧州の人々は、人々の間の絶えず緊密化する連合を形成するにあたり、共通の価値にもとづく平和な未来を共有することを決意する。

連合は、その精神的、道徳的遺産を自覚しつつ、不可分にして普遍的価値たる人間の尊厳、自由、平等および連帯を基礎とする。連合は、民主主義および法の支配の原則にもとづく。連合は、連合市民権を創設し、自由、安全、正義の地域を形成することを通して、個人を連合の活動の中心におく。連合は、これらの共通する価値の保持と発展に貢献し、同時に、欧州の人々の文化と伝統の多様性を尊重し、構成国の国家同一性および公的機関の全国、地域および地方次元での編成を尊重する。連合は均衡のとれた持続可能な発展を推進し、人、役務、商品、資本の自由移動および設立の自由を保障することにつとめる。

この目的のために、社会的変化、社会的進歩および科学技術の発展に照らして基本権保護を強化することが必要であり、基本権を憲章に明示することを通してこれを行う。

この憲章は、連合の権限および任務ならびに補完性原則に十分な配慮を払いつつ、とりわけ構成国に共通する憲法の伝統および国際法上の義務、人権および基本的自由の保護のための欧州条約、連合および欧州評議会の採択した社会憲章、ならびに欧州連合司法裁判所および欧州人権裁判所の判例法から生じる権利を再確認する。このような背景のもとで、連合および構成国の裁判所は、この憲章の起草にあたった諮問会議の幹部会の示唆により作成され、欧州諮問会議幹事会の責任において改訂された解説に留意しつつ、この憲章を解釈するであろう。

これらの権利の享受は、他人、人間共同体、ならびに次世代に対する責任と義務を伴う。

連合はそれゆえ、以下に掲げる権利、自由および原則を認める。

第1編 尊厳

第 II-61 [II-1]条〔人の尊厳〕

人の尊厳は侵すことができない。それは尊重され保護されなければならない。

第 II-62 [II-2]条〔生命に対する権利〕

1. あらゆる人は、生命に対する権利をもつ。
2. 何人も、死刑を求刑され、または執行されてはならない。

第 II-63 [II-3]条〔人の一体性の権利〕

1. あらゆる人は、自らの肉体的および精神的一体性（integrity）を尊重される権利をもつ。
2. 医学および生物学の分野において、とりわけ次の各号が尊重されなければならない。
 - (a) 関係当事者の、法の定める手続に従った、自由かつ情報を得た上での同意。
 - (b) 優生学的行為、とりわけ人の選別を目的とする行為の禁止。
 - (c) 人体およびその一部そのものを営利の源とすることの禁止。
 - (d) 人間の再生的クローニング（reproductive cloning）の禁止。

第 II-64 [II-4]条〔拷問および非人道的もしくは残虐な処遇または刑罰の禁止〕

何人も拷問または非人道的もしくは残虐な処遇もしくは刑罰の対象となってはならない。

第 II-65 [II-5]条〔奴隷および強制労働の禁止〕

1. 何人も、奴隷身分または隷属状態におかれてはならない。
2. 何人も、強制的または絶対的労働を義務づけられない。
3. 人身密輸（trafficking in human beings）は禁止される。

第 2 編 自由

第 II-66 [II-6]条〔自由および安全の権利〕

あらゆる人は、人身の自由および安全の権利をもつ。

第 II-67 [II-7]条〔私的生活および家族生活の尊重〕

あらゆる人は、私的ならびに家族の、生活、住居および通信を尊重される権利をもつ。

第 II-68 [II-8]条〔個人情報の保護〕

1. あらゆる人は、自らに関する個人情報を保護される権利をもつ。
2. 当該情報は、関係する人の同意にもとづいて、もしくは法の定める正当な理由にもとづいて、特定された目的のために公正に処理されなければならない。あらゆる人は、自らに関する収集された情報を入手する権利をもち、当該情報を修正させる権利をもつ。
3. これらの準則の遵守は、独立機関による統制に服するものとする。

第 II-69 [II-9]条〔婚姻の権利および家族を形成する権利〕

婚姻の権利および家族を形成する権利は、当該権利の行使を規律する各国法に従って保障されるものとする。

第 II-70 [II-10]条〔思想、良心および信教の自由〕

1. あらゆる人は、思想、良心および信教の自由の権利をもつ。この権利には、信教もしくは信念を変更する自由、ならびに信教もしくは信念を、単独もしくは他人と共同でおよび公的もしくは私的に、礼拝、教導、行事および儀式において表明する自由が含まれる。
2. 良心的兵役拒否（conscientious objection）の権利は、その権利の行使を規律する各国法に従って認められる。

第 II-71 [II-11]条〔表現および情報の自由〕

1. あらゆる人は、表現の自由の権利をもつ。この権利には、意見をもつ自由ならびに、公的機関の介入なしに、かつ国境にかかわらず、情報もしくは考え（ideas）を授受する自由が含まれる。
2. メディアの自由と多元性（pluralism）は尊重されるものとする。

第 II-72 [II-12]条〔集会および結社の自由〕

1. あらゆる人は、平和的集会の自由の権利、およびあらゆる次元において、とりわけ政治、労働組合および市民問題において、結社の自由の権利をもつ。このことは、あらゆる人が自らの利益を保護するために労働組合を結成しそれに参加する権利をもつことを含意する。
2. 連合次元の政党は、連合市民の政治意思を表明することに貢献する。

第 II-73 [II-13]条〔芸術および科学の自由〕

芸術および科学研究は、制限から自由であるものとする。学問の自由は尊重されるものとする。

第 II-74 [II-14]条〔教育の権利〕

1. あらゆる人は、教育の権利ならびに職業訓練および生涯継続的訓練（continuing training）を受ける権利をもつ。
2. この権利には、無償の義務教育を受ける可能性が含まれる。
3. 教育機関を設立する自由は、民主主義の諸原則ならびに自らの宗教、哲学および思想上の信念に適合する教育を子に施す親の権利を十分尊重しつつ、当該自由と権利の行使を規律する各国法に従って尊重されるものとする。

第 II-75 [II-15]条〔職業選択の自由と労働の権利〕

1. あらゆる人は、労働する権利をもち、自由に選択または継受した職業を遂行する権利をもつ。
2. 連合のいかなる市民も、あらゆる構成国において、雇用を求め、労働し、設立の権利を行使し、役務を提供する自由をもつ。
3. 構成国の領土内で労働を許可された第三国国民は、連合市民の労働条件と同等の労働

条件を認められる。

第 II-76 [II-16]条〔営業の自由〕

連合法ならびに各国の法および実務に従って営業を行う自由は、認められる。

第 II-77 [II-17]条〔財産権〕

1. あらゆる人は、合法的に取得した財産を自ら所有、使用、処分および譲渡する権利をもつ。何人も、その財産を奪われてはならない。ただし、公共利益（public interest）のために、かつ法の規定する場合と条件にもとづいて、損失に対する正当な補償を適切な時点で支払われるときはこの限りではない。財産の使用は、一般利益（general interest）に必要な限りで法により規制されることができる。
2. 知的財産権は保護されるものとする。

第 II-78 [II-18]条〔庇護権〕

庇護を求める権利は、難民の地位に関する 1951 年 7 月 28 日のジュネーブ条約〔難民条約〕および 1967 年 1 月 31 日の議定書〔難民議定書〕の諸規定を十分尊重しつつ、かつ、この憲法に従って保障されるものとする。

第 II-79 [II-19]条〔強制退去、追放または引渡しの場合の保護〕

1. 集団的追放は禁止される。
2. 何人も、死刑、拷問またはその他の非人道的もしくは残虐な処遇もしくは刑罰を受けるであろう重大な危険がある国へ、退去、追放または引き渡されてはならない。

第 3 編 平等

第 II-80 [II-20]条〔法の前平等〕

あらゆる人は、法の前に平等である。

第 II-81 [II-21]条〔無差別〕

1. 性別、人種、皮膚の色、民族的もしくは社会的出自、遺伝的形質（genetic features）、言語、宗教もしくは信念、政治的もしくはその他の意見、国内少数民族に属すること（membership of a national minority）、財産、出生、障害、年齢または性的志向等、あらゆる理由にもとづくあらゆる差別は、禁止されるものとする。
2. この憲法の適用される範囲内において、かつこの憲法のいずれの特段の規定も害することなく、国籍にもとづくあらゆる差別は、禁止されるものとする。

第 II-82 [II-22]条〔文化、宗教および言語の多様性〕

連合は、文化、宗教および言語の多様性を尊重するものとする。

第 II-83 [II-23]条〔男女の平等〕

男女の平等は、雇用、労働および報酬を含むすべての領域において確保されなければならない。

平等原則は、進出度の低い性別のために特定の有利を与える措置の維持または採択を妨げないものとする。

第 II-84 [II-24]条〔子供の権利〕

1. 子供は、健康で善良な生活に必要な保護と配慮を受ける権利をもつものとする。子供は自らの意見を自由に表現することができる。その意見は、子供の年齢と成熟度に応じて、その子供に関する問題について考慮に入れられるものとする。
2. 子供に関するあらゆる行動においては、行動をとる機関が公的か私的かを問わず、子供の最善の利益を主たる考慮としなければならない。
3. あらゆる子供は、その両親との私的な関係と直接の接触を定期的にもつ権利をもつものとする。ただし、これが子供自身の利益に反するときは、この限りではない。

第 II-85 [II-25]条〔高齢者の権利〕

連合は、高齢者が尊厳と独立をもって生涯を送る権利ならびに社会および文化的な生活に参加する権利を認め尊重する。

第 II-86 [II-26]条〔障害者の編入〕

連合は、人間共同体の生活における障害をもつ人々の独立ならびに社会および職業への編入（integration）および参加を確保するための措置を、障害をもつ人々が有効に活用する権利を認め尊重する。

第 4 編 連帯

第 II-87 [II-27]条〔労働者の企業内の情報と諮問の権利〕

労働者またはその代表は、適切な次元において、連合法および各国の法と実務が定める場合と条件において、十分な時間をもって、諮問と情報を保障されなければならない。

第 II-88 [II-28]条〔団体交渉および団体行動の権利〕

労働者および使用者または労使各組織は、連合法および各国の法と実務に従って、団体協約を適切な次元において交渉し締結する権利をもち、また利益の衝突があるときは、ストライキ行動を含め、団体行動により各自の利益を擁護する権利をもつ。

第 II-89 [II-29]条〔職業紹介サービスを受ける権利〕

あらゆる人は、無償の職業紹介サービスを受ける権利をもつ。

第II-90 [II-30]条 〔不当解雇の際の保護〕

あらゆる労働者は、連合法および各国の法と実務に従って、不当解雇に対して保護を求める権利をもつ。

第II-91 [II-31]条 〔公正な労働条件〕

1. あらゆる労働者は、自らの健康、安全および尊厳を尊重する労働条件を求める権利をもつ。
2. あらゆる労働者は、最長労働時間の制限、各日および各週の休憩時間、ならびに年次有給休暇に対する権利をもつ。

第II-92 [II-32]条 〔児童労働の禁止および若年労働者の保護〕

子供の雇用は禁止される。雇用可能な最低年齢は、学校教育の修了最低年齢を下回ってはならない。ただし、若年層に有利な定めはこの限りではなく、また限られた適用除外事由を除く。

就労した若年層は、その年齢に適した労働条件におかれ、経済的搾取から保護されなければならない。またその安全、健康、身体的、精神的、倫理的もしくは社会的成長を害す可能性またはその教育に干渉する可能性のあるいかなる労働からも保護されなければならない。

第II-93 [II-33]条 〔家族および職業生活〕

1. 家族は、法的、経済的および社会的保護を受けるものとする。
2. 家族生活と職業生活を両立させるために、あらゆる人は妊娠出産に関係した理由による解雇から保護される権利をもち、かつ、有給の産前産後休暇の権利ならびに子供の出生もしくは養子縁組にともなう育児休暇の権利をもつものとする。

第II-94 [II-34]条 〔社会保障および社会扶助〕

1. 連合は、妊娠出産、疾病、労働災害、扶養もしくは高齢等の場合および失業の場合に保護を与える社会保障給付および社会サービスを、連合法および各国の法と実務が規定するところに従って受ける権利を認め尊重する。
2. 連合内において合法的に居住し移動するあらゆる人は、連合法および各国の法と実務に従って社会保障給付および社会的利益を受けることができる。
3. 社会からの疎外および貧困を撲滅するために、連合は、十分な資力をもたないすべての人々の適正な生活を保障する社会的扶助および住宅援助を受ける権利を、連合法および各国の法と実務が定めるところに従って認め尊重する。

第II-95 [II-35]条 〔健康管理〕

あらゆる人は、予防的な健康管理を受ける権利をもち、各国の法と実務が定める条件のもとで医事治療を享受する権利をもつ。人の高水準の健康保護は、連合のすべての政策およ

び活動の形成および実施において確保されるものとする。

第II-96 [II-36]条 〔一般的経済利益事業の利用可能性〕

連合は、この憲法に従って連合の社会的および領土的結束を高めるために、各国の法と実務が定める一般的経済利益に関わる事業の利用可能性（access）を認め尊重する。

第II-97 [II-37]条 〔環境保護〕

高水準の環境保護ならびに環境の質の向上は、連合の政策に編入され、かつ持続可能な発展の原則に従って保障されなければならない。

第II-98 [II-38]条 〔消費者保護〕

連合の政策は、高水準の消費者保護を確保するものとする。

第5編 市民の権利

第II-99 [II-39]条 〔欧州議会選挙の投票権および立候補権〕

1. あらゆる連合市民は、居住する構成国において、当該国の国民と同一の条件にもとづいて、欧州議会の選挙において投票し、立候補する権利をもつ。
2. 欧州議会の議員は、自由かつ秘密の投票による直接普通選挙によって選ばれるものとする。

第II-100 [II-40]条 〔地方自治体選挙の投票権および立候補権〕

あらゆる連合市民は、居住する構成国において、当該国の国民と同一の条件にもとづいて、地方自治体選挙において投票し、立候補する権利をもつ。

第II-101 [II-41]条 〔健全な行政への権利〕

1. あらゆる人は、自らの問題について連合の機関、組織、独立部局および専門行政機関から合理的な期間内に公平かつ公正な取り扱いを受ける権利をもつ。
2. この権利には次の各号が含まれる。
 - (a) 自らに不利益を及ぼすであろう個々の措置がとられる前に聴聞を受ける、あらゆる人の権利。
 - (b) 機密性ならびに専門職業上および営業上の機密という正当利益を尊重しつつ、自らに関する文書綴を入手する、あらゆる人の権利。
 - (c) 行政がその決定に理由を示す義務。
3. あらゆる人は、連合の機関またはその公務員が職務を遂行するにあたりもたらしたあらゆる損害について、構成国の法に共通の一般原則に従って、連合から賠償を受ける権利をもつ。
4. あらゆる市民は、この憲法の使用言語の一つにより連合の機関に書面を送付することができ、また同一の言語により回答をえなければならない。

第II-102 [II-42]条 〔文書アクセス権〕

あらゆる連合市民および構成国に居住または登録事務所をおくあらゆる自然人または法人は、連合の機関、組織、独立部局および専門行政機関のあらゆる媒体の文書を入手する権利をもつ。

第II-103 [II-43]条 〔欧州オンブズマン〕

あらゆる連合市民および構成国に居住または登録事務所をおくあらゆる自然人または法人は、司法機能を果たすときの欧州連合裁判所を除き、連合の機関、組織、独立部局および専門行政機関の行政過誤の事案を欧州オンブズマンに付託する権利をもつ。

第II-104 [II-44]条 〔請願権〕

あらゆる連合市民および構成国に居住または登録事務所をおくあらゆる自然人または法人は、欧州議会へ請願する権利をもつ。

第II-105 [II-45]条 〔移動居住の自由〕

1. あらゆる連合市民は、構成国の領土内において自由に移動し居住する権利をもつ。
2. 移動および居住の自由は、構成国の領土内に合法的に居住する第三国国民に対して、この憲法に従って付与することができる。

第II-106 [II-46]条 〔外交的保護〕

あらゆる連合市民は、その母国たる構成国が代表を置かない第三国の領土において、あらゆる構成国の外交機関から、当該構成国の国民と同一の条件において保護を受けることができるものとする。

第6編 司法

第II-107 [II-47]条 〔実効的救済および公正な裁判を受ける権利〕

連合の法により保障された権利と自由を侵されたあらゆる人は、本条に定める条件に従って、裁判所における実効的な救済を受ける権利をもつ。

あらゆる人は、法によりあらかじめ設置された独立かつ公平な裁判所により、合理的な期間内に、公正かつ公開の審理を受けることができる。

十分な資力をもたない人は、裁判を受けることを確実に保障するために必要な限りで、法律扶助を受けることができるものとする。

第II-108 [II-48]条 〔無罪の推定および防御権〕

1. 起訴されたあらゆる人は、法に従って有罪が立証されるまでは無罪と推定されるもの

とする。

2. 起訴されたあらゆる人の防御権の尊重は、保障されるものとする。

第II-109 [II-49]条 〔犯罪および刑罰の適法性と比例性の原則〕

1. 何人も、罪が犯されたときに国内法または国際法において刑事犯罪を構成するとはされていなかった作為もしくは不作為にもとづいて、いかなる刑事犯罪についても有罪とされてはならない。何人も罪が犯されたときに適用された刑罰よりも重い刑罰を科されてはならない。犯罪の実行後に、法がより軽い刑罰を定めるときは、その軽い刑罰が適用される。
2. 本条は、罪が犯されたとき、諸国の共同社会が認める一般原則に従って犯罪とされる、いかなる作為もしくは不作為に関する何人の裁判および刑罰も害さないものとする。
3. 刑罰の重さは、犯罪に不均衡であってはならない。

第II-110 [II-50]条 〔同一犯罪への二重の刑事裁判と刑罰を受けない権利〕

何人も、法に従って連合内においてすでに終局的に無罪もしくは有罪とされた犯罪について、再び刑事訴訟において裁判を受けまたは罰せられる義務はないものとする。

第7編 憲章の解釈と適用を規律する一般規定

第II-111 [II-51]条 〔適用範囲〕

1. この憲章の規定は、補完性原則に十分配慮しつつ連合の機関、組織、独立部局および専門行政機関に宛てて発され、また構成国に対してはそれが連合法を実施するときのみに宛てて発される。したがって、これらの機関は諸権利を尊重し、諸原則を遵守し、この憲法の他の部分において当該諸機関に付与された連合の権限に従い、自らの権限の限界を尊重しつつ、諸権利および諸原則の適用を推進するものとする。
2. この憲章は、連合法の適用領域を連合の権限を超えて拡大するものではなく、連合に何らの新たな権限もしくは任務を創設するものでもなく、またこの憲法の他の部分に定める権限および任務を修正するものでもない。

第II-112 [II-52]条 〔権利と原則の範囲と解釈〕

1. この憲章が認める権利および自由の行使に対するいかなる制限も、法により定められ、かつ当該権利と自由の本質を尊重するものでなければならない。比例性原則に服しつつ、制限は、それが必要なときであって、かつ連合の認める一般的利益の目標に新に合致するときまたは他人の権利および自由の保護の必要性に真に合致するときのみ設けることができる。
2. この憲章が認める権利であって、この憲法の他の部分に定めがあるものは、当該関連部分に定める条件にしたがい、その定める制限内において行使されるものとする。
3. この憲章が人権および基本的自由の保護のための条約〔欧州人権条約〕の保障する権利に対応する権利を含む限りにおいて、そのような権利の意味と範囲は、当該〔欧州

人権)条約の定めるところと同一とする。本項の規定は、連合法において保護を拡大して提供することを妨げるものではない。

4. この憲章が、構成国に共通の憲法の伝統より生じた基本権を認める限りにおいて、そのような権利は当該伝統と調和するように解釈されるものとする。
5. この憲章の規定であって原則を含むものは、連合および構成国が各自の権限を行使することにより、連合の機関、組織、独立部局および専門行政機関は立法的および執行的行為を通して、構成国が連合法の実施を行うときは構成国の行為を通して、実施することができる。当該原則規定が司法の対象となるのは、これら実施行為の解釈および効力の判断においてのみとする。
6. 各国の法と実務は、この憲章に定めるところに従って、十分に考慮されるものとする。
7. 欧州連合および構成国の裁判所は、基本権憲章の解釈の参考に供するために作成された解説を十分考慮するものとする。

第II-113 [II-53]条〔保護の水準〕

この憲章のいかなる部分も、連合法、国際法、人権および基本的自由の保護のための欧州条約〔欧州人権条約〕を含む連合またはすべての構成国が当事者となった国際協定、ならびに各構成国の憲法が、それぞれの適用分野において認める、人権および基本的自由を制限または害するように解釈してはならない。

第II-114 [II-54]条〔権利濫用の禁止〕

この憲章のいかなる部分も、この憲章の認める権利および自由の破壊もしくはこの憲章に定める制限よりも広い制限を目的とした活動に従事する権利、またはそのような目的の行為を行う権利があるものと解釈されてはならない。

第三部 連合の政策と運営

第1編 通則規定

第III-115 [III-1]条〔政策・活動の一貫性〕

連合は、そのすべての目標を考慮しつつ、権限付与の原則に従って、この第三部に述べる様々の政策および活動の間の一貫性を確保するものとする。

第III-116 [III-2]条〔男女平等の推進〕

この第三部に述べるすべての活動において、連合は、男女間の不平等を解消し、その平等を推進することを目的とするものとする。

第III-117 [III-2a]条〔雇用等の考慮〕

この第三部に述べる政策および活動の策定および実施において、連合は、高水準の雇用、十分な社会的保護の保障、社会的疎外に対する闘い、ならびに高水準の教育、訓練および人の健康の保護の推進に関連する要請を考慮するものとする。

第III-118 [III-3]条〔差別への対抗〕

この第三部に述べる政策および活動の策定および実施において、連合は、性別、人種もしくは民族的出自、宗教もしくは信念、障害、年齢または性的志向にもとづく差別に対抗することを目的とするものとする。

第III-119 [III-4]条〔環境保護の常時編入〕

環境保護の要求は、とりわけ持続可能な発展の推進のために、この第三部に述べる連合の政策および活動の策定および実施に編入されなければならない。

第III-120 [III-5]条〔消費者保護の考慮〕

消費者保護の要求は、連合のその他の政策および活動の策定および実施において考慮されるものとする。

第III-121 [III-5a]条〔動物の幸福の配慮〕

連合の農業、漁業、運輸、域内市場、研究技術開発および宇宙政策の形成および実施において、連合および構成国は、とりわけ宗教的儀式、文化的伝統および宗教的遺産に関する構成国の立法もしくは行政上の規定および慣習を尊重しつつ、感覚のあるものとして動物の幸福の要求に対して十分に配慮を行なうものとする。

第III-122 [III-6]条〔公共事業への配慮〕

第I-5条、第III-166 [III-55]条、第III-167 [III-56]条および第III-238 [III-136]条を害する

ことなく、また連合内のすべての者が価値を認める一般的経済利益の事業が占める地位ならびに当該事業の社会的かつ領土的結束を推進する役割を考慮して、連合および構成国は、それぞれの権限の範囲内およびこの憲法の適用範囲内において、そのような事業がその使命を達成できる原則および条件、とりわけ経済的および財政的条件にもとづいて活動するよう配慮するものとする。欧州法律においてこの原則および条件を定めるものとする。ただし、この憲法を遵守しつつ当該事業を提供し、依頼し、および当該事業に出資する構成国の権限を害さないものとする。

第2編 無差別および市民権

第 III-123 [III-7]条〔国籍差別禁止〕

欧州法律または欧州枠組法律において、第 I-4 条 2 項に述べる国籍にもとづく差別を禁止する準則を定めることができる。

第 III-124 [III-8]条〔差別禁止立法〕

1. この憲法の他の規定を害することなく、かつこの憲法が連合に付与した権限の制限内において、閣僚理事会の欧州法律または欧州枠組法律において、性別、人種もしくは民族的出自、宗教もしくは信念、障害、年齢または性的志向にもとづく差別に対抗するために必要な措置を定めることができる。閣僚理事会は、欧州議会の承認を得た後に全会一致により行動するものとする。
2. 第 1 項に対する例外として、欧州法律または欧州枠組法律において、第 1 項に述べる目標の達成に貢献する目的で構成国がとる行動を支援する連合の奨励措置の基本原則を定め、またそのような奨励措置を策定することができる。ただし、構成国の法令のいかなる調和も除くものとする。

第 III-125 [III-9]条〔市民権立法〕

1. 第 I-10 条 2 項 a 号 [I-8(2)(a)] に述べる、あらゆる連合市民の自由な移動と居住の権利の行使を促進するために連合の行動が必要であると判明したときであって、この憲法が必要な権限を定めていないときは、欧州法律または欧州枠組法律において、その目的のための措置を定めることができる。
2. 第 1 項に述べる目的と同一の目的のために、かつこの憲法が必要な権限を定めていない限り、閣僚理事会の欧州法律または欧州枠組法律において、旅券、本人証明書 (identity cards) 滞在許可その他の同様文書に関する措置および社会保障または社会的保護に関する措置を定めることができる。閣僚理事会は、欧州議会への諮問を経て、全会一致により行動するものとする。

第 III-126 [III-10]条〔自治体・欧州議会選挙権立法〕

あらゆる連合市民が居住する構成国において、その国の国民になることなく、第 I-10 条 2 項 b 号 [I-8(2)(b)] に述べる地方自治体選挙ならびに欧州議会選挙へ投票し立候補する権利の行使に関する詳細の取決めを、閣僚理事会の欧州法律または欧州枠組法律において定めるものとする。閣僚理事会は、欧州議会への諮問を経て、全会一致により行動するものとする。いずれかの構成国に特有の問題のために適用除外が正当化されるときは、この取決めにおいて適用除外を定めることができる。

欧州議会選挙への投票および立候補の権利は、第 III-330 [III-232] 条 1 項およびその実施のために採択される措置を害さずに行使されるものとする。

第 III-127 [III-11]条〔域外外交的保護の実現措置〕

構成国は、第 I-10 [I-8]条 2 項 c 号に述べる、第三国における連合市民の外交的保護を保障するために必要な規定を採択するものとする。

構成国は、この保護の保障に要する国際交渉を開始するものとする。

閣僚理事会の欧州法律において、そのような保護を促進するために必要な措置を定めることができる。閣僚理事会は、欧州議会への諮問を経て行動するものとする。

第 III-128 [III-12]条〔交信回答の対象機関と使用可能言語〕

あらゆる連合市民の、第 I-10 [I-8]条 2 項 d 号にもとづき連合の機関または諮問組織に交信し回答を得る権利が生じる言語は、第 IV-448 [IV-10]条に掲げる言語である。第 I-10 [I-8]条 2 項 d 号に述べる連合の機関および諮問組織は、第 I-19 [I-18]条 2 項、第 I-30 [I-29]条、第 I-31 [I-30]条および第 I-32 [I-31]条に掲げるものならびに欧州オンブズマンである。

第 I-129 [III-13]条〔市民権の追加〕

欧州委員会は、第 I-10 [I-8]条および本編の適用に関して三年ごとに欧州議会、閣僚理事会および経済社会評議会に報告するものとする。この報告は、連合の発展を考慮するものとする。

これにもとづき、かつこの憲法の他の規定を害することなく、閣僚理事会の欧州法律または欧州枠組法律により、第 I-10 [I-8]条に定める権利を追加することができる。閣僚理事会は、欧州議会の承認を得た後に、全会一致により行動するものとする。当該欧州法律または欧州枠組法律は、各構成国の憲法上の要件に従って各国が承認するまでは発効しないものとする。

第3編 域内政策および域内行動

第1章 域内市場

第1節 域内市場の設立

第 III-130 [III-14, 15]条〔定義〕

1. 連合は、域内市場の設立または運営確保を目的とする措置を、この憲法の関係規定に従って採択するものとする。
2. 域内市場は、人、役務、商品および資本の自由移動がこの憲法に従って確保される域内国境のない地域より成り立つものとする。
3. 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、関係するすべての部門における均衡のとれた前進を確保するために必要な指針および条件を定める欧州規則および欧州決定を採択するものとする。
4. 第1項および第2項に定める目標を達成するために提案を作成するにあたり、欧州委員会は、発展の差異を示す特定の経済が域内市場の設立のために受忍しなければならない努力の範囲を考慮するものとし、また欧州委員会は適切な措置を提案することができる。

この措置が適用除外の形式をとるときは、一時的な性質の措置でなければならず、かつ域内市場の運営に最小限度の障害しかもたらさないものでなければならない。

第 III-131 [III-16]条〔異常事態の相互協議〕

構成諸国は、いずれかの構成国において公序の維持に影響する重大な騒擾が生じたときに、戦争もしくは戦争の脅威となる重大な国際的緊張が生じたときに、または平和維持および国際安全保障の目的で当該国が受け入れた義務を履行するために、当該国がとることを求められうる方策によって域内市場の運営が影響を受けることを防止するために必要な方策を共同でとるために相互に協議するものとする。

第 III-132 [III-17]条〔例外措置の統制〕

第 III-131 [III-16]条および第 III-436 [III-342]条に述べる場合にとられる方策が域内市場の競争条件を歪曲する効果をもつときは、欧州委員会は、関係構成国とともに、その方策をこの憲法に定める準則に適合可能とする方法を検討するものとする。

第 III-360 [III-265]条および第 III-361 [III-266]条に定める手続の適用除外として、欧州委員会またはいずれかの構成国は、他の構成国が第 III-131 [III-16]条および第 III-436 [III-342]条に定める権限を不適切に使用していると考えるときは、事案を司法裁判所に直接

提訴することができる。司法裁判所は非公開でその裁定を下すものとする。

第2節 人および役務の自由移動

第1款 労働者

第 III-133 [III-18]条〔自由移動〕

1. 労働者は連合内を自由に移動する権利をもつものとする。
2. 雇用、報酬その他の労働条件および雇用条件に関して、構成国の労働者間の国籍にもとづくあらゆる差別は禁止されるものとする。
3. 労働者は、公序、公安または公衆衛生を理由として正当化される制限に服しつつ、次の権利をもつものとする。
 - (a) 実際になされている雇用の提供を受諾すること。
 - (b) この目的のために構成諸国領土内を自由に移動すること。
 - (c) いずれかの構成国の国民の雇用を規律する法令または行政規則の定めるところに従って雇用の目的で当該国に滞在すること。
 - (d) いずれかの構成国において就職した後、当該国領土内に在留すること。ただし、欧州委員会の採択する欧州規則に定める条件に服するものとする。
4. 本条は、公務員の雇用には適用されないものとする。

第 III-134 [III-19]条〔自由移動立法〕

欧州法律または欧州枠組法律において、第 III-133 [III-18]条に定義する労働者の移動の自由を実現するために必要な措置を定めるものとする。これらの法律は、経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

そのような欧州法律または欧州枠組法律は、とりわけ次の事項を目的とするものとする。

- (a) 各国の雇用斡旋機関間の緊密な協力を確保すること。
- (b) 各国立法から生じるか、構成国間で以前締結された協定から生じるかを問わず、現に提供されている雇用への応募に関する、行政上の手続および実務ならびに応募資格の取得に必要な期間であって、それらの維持が労働者の移動自由化への障害となるであろうものを廃止すること。
- (c) 雇用の自由選択に関し、各国立法または構成国間で以前締結された協定において定められた資格取得必要期間その他のあらゆる制限であって、他の構成国の労働者に課される条件を廃止すること。ただし、関係構成国の労働者に課される条件

を除く。

- (d) 雇用の提供を求職者の目に触れるようにし、労働市場の需要と供給の均衡を達成することを促進し、様々の地域および産業の生活水準および雇用水準への重大な脅威を回避するような、適切な制度を設立すること。

第 III-135 [III-20]条〔若年労働者の往来奨励〕

構成諸国は、共同計画の枠内において、若年労働者の相互往来（exchange, exchange, Austausch）を奨励するものとする。

第 III-136 [III-21]条〔社会保障給付の随伴移転の保障〕

社会保障の分野において、被用および自営の移動労働者ならびにその扶養家族に次の事項が保障される制度を導入することを通して労働者の移動の自由を実現するために、欧州法律または欧州枠組法律において必要な措置を定めるものとする。

- (a) 給付を得る権利の取得と保持および給付額の計算の目的のために、複数国の法の下で考慮されるすべての期間の合算。
- (b) 構成諸国の領土において居住する人への給付の支払い。

第 2 款 設立の自由

第 III-137 [III-22]条〔設立の自由〕

本款の枠内において、いずれかの構成国の国民が他の構成国の領土において事業を設立する自由に対する制限は禁止されるものとする。この禁止はまた、あらゆる構成国の国民があらゆる構成国の領土において代理店、支店または子会社を設立することに対する制限についても適用されるものとする。

いずれかの構成国の国民は、他の構成国の領土において、自営業者としての活動を開始し遂行する権利、および事業とりわけ第 III-142 [III-27]条第 2 段の意味での会社または企業を設立し経営する権利を、その設立地の構成国の法が自国民に対して定める条件にもとづいて、資本および支払に関する本章 4 節の規定に服しつつ、もつものとする。

第 III-138 [III-23]条〔促進立法〕

1. 欧州枠組法律において、特定の活動の設立の自由を達成するための措置を定めるものとする。この法律は経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。
2. 欧州議会、閣僚理事会および欧州委員会は、第 1 項によりそれらに課された義務を、とりわけ次の方式により履行するものとする。

- (a) 設立の自由が生産および貿易の発展にとりわけ有益な貢献するような活動を一般的には優先的に取り上げることが合意する。
- (b) 対象となる連合内の様々の活動に特有の事情を把握するために、構成国の所轄機関間の緊密な協力関係を確保する。
- (c) 各国立法から生じるか、構成国間で以前締結された協定から生じるかを問わず、行政上の手続および実務であって、それらの維持が設立の自由への障害となるであろうものを廃止する。
- (d) ある構成国出身の労働者であって他の構成国の領土において雇用されている者が、自営業者としての活動を開始する意図をもった時に当該国に入国するならば満たさなければならない条件を満たすときは、そのような活動を開始する目的でその領土内に留まることができるように確保する。
- (e) 第 III-227 [III-123]条 2 項に定める原則に抵触しない限りにおいて、ある構成国の国民が他の構成国の領土内にある土地および建物を取得および使用することを可能にする。
- (f) 検討対象となった活動のあらゆる部門において、構成国の領土内に代理店、支店または子会社を設立する条件ならびに主たる事業に属する人員を当該代理店、支店または子会社の経営もしくは監督の職務に配置することを規律する条件の両方について、設立の自由に対する制限を漸進的に廃止することを実現する。
- (g) 第 III-142 [III-27]条第 2 段の意味での会社または企業に対して、その従業員その他の利益の保護のために構成国が求める保護について、そのような保護を連合全域について同等化するために必要な範囲で調整を行う。
- (h) 構成国を与える補助によって設立の条件が歪曲されていないことを、欧州議会、閣僚理事会および欧州委員会において確認する。

第 III-139 [III-24]条〔公権力行使の除外〕

本款は、いずれの構成国においても、当該国における公権力の行使に一時的にでも関係する活動に対しては適用されないものとする。

欧州法律または欧州枠組法律において、一定の活動を本款の適用から除外することができる。

第 III-140 [III-25]条〔公序・公安・公衆衛生の例外〕

1. この款およびそれにもとづいて採択された措置は、公序、公安または公衆衛生を理由として外国人の特別待遇を定める構成国の法令または行政規則の規定の適用を害しないものとする。
2. 欧州枠組法律において、第 1 項に述べる各国規定を調整するものとする。

第 III-141 [III-26]条〔自営業の設立〕

1. 欧州枠組法律において、人が自営業者として起業し営業することを容易にするものとする。この法律は、次の事項を対象とするものとする。
 - (a) 学位、修了証明書その他の公式の資格証明の相互承認。
 - (b) 自営業者の起業および営業に関する構成国の法令または行政規則に定める規定の調整。
2. 医師および医療補助職ならびに薬剤師については、異なる構成国における業務の遂行条件の調整に応じて制限の漸進的な廃止を行うものとする。

第 III-142 [III-27]条〔会社への準用〕

いずれかの構成国の法に従って設立された会社または企業であって、その登録事務所、経営の本拠または営業の中心地を連合内にもつものは、本款の目的においては、構成国の国民たる自然人と同様に扱われるものとする。

「会社または企業」とは、民事または商事法にもとづいて設立された会社または企業であって、協同組合その他の公法または私法により規律される法人を含み、非営利的なものを除いたものをいう。

第 III-143 [III-28]条〔会社資本参加の無差別〕

構成国は、第 III-142 [III-27]条第 2 段の意味にいう会社または企業の資本への参加に関して、他の構成国の国民に自国民と同一の待遇を付けるものとする。ただし、この憲法の他の規定の適用を害しないものとする。

第 3 款 役務提供の自由

第 III-144 [III-29]条〔提供制限の禁止〕

本款の枠内において、連合内における役務提供の自由に対する制限は、役務対象として予定した者の構成国以外の構成国の国民については、禁止されるものとする。

欧州法律または欧州枠組法律において、連合内に設立し役務を提供する第三国国民に対して、本款を拡張することができる。

第 III-145 [III-30]条〔役務の定義〕

この憲法において「役務」とみなされる役務は、その提供に対して対価を通常ともなう役務であって、商品、資本および人の自由移動に関する規定によって規律されていないものをいう。

「役務」にはとりわけ次のものを含むものとする。

- (a) 産業的性格の活動

- (b) 商業的性格の活動

- (c) 職人の活動

- (d) 専門職の活動

設立の権利に関する款を害することなく、役務の提供者は、提供をするために、提供先の構成国において、当該地の構成国国民に課されるのと同一の条件において、その営業を一時的に行うことができる。

第 III-146 [III-31]条〔適用除外〕

1. 運輸分野の役務提供の自由は運輸に関する節により規律されるものとする。

2. 資本の移動に係る銀行業および保険業の自由化は、資本移動の自由化にあわせて実現されるものとする。

第 III-147 [III-32]条〔個別立法〕

1. 欧州枠組法律において、個別の役務の自由化を達成するための措置を定めるものとする。この法律は経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

2. 第 1 項に述べる欧州枠組法律については、生産費用に直接に影響する役務またはその自由化が商品貿易の推進に資する役務に原則として優先順位が与えられるものとする。

第 III-148 [III-33]条〔自由化の任意推進〕

構成国は、その一般的経済状況および関係する経済部門の状況がそれを許すときは、第 III-147 [III-32]条 1 項にもとづいて採択される欧州枠組法律が義務づける範囲を超えて役務の自由化を引き受ける努力をするものとする。

この目的のために、欧州委員会は関係する構成国に勧告を行うものとする。

第 III-149 [III-34]条〔制限の無差別適用〕

役務提供の自由に対する制限が廃止されていない限り、構成国は、第 III-144 [III-29]条第 1 段の意味における役務を提供する者すべてに対して、国籍または居住地にもとづく区別をすることなく当該制限を適用するものとする。

第 III-150 [III-35]条〔例外規定の準用〕

第 III-139 [III-24]条ないし第 III-142 [III-27]条は、本款の対象とする事項に準用するものとする。

第 3 節 商品の自由移動

第1款 関税同盟

第 III-151 [III-36 ~ 40]条〔関税同盟の基本原則〕

1. 連合は、関税同盟を形成するものとする。この関税同盟は、すべての商品貿易を対象とし、かつ構成国間における輸出入関税およびそれと同等の効果をもつすべての賦課金を禁止し、かつ第三国との関係で共通の関税表を採用するものとする。
2. 〔本条〕第4項および〔本節〕第3款は、構成国原産の産物および第三国からの産物で構成国内を自由流通しているものに適用されるものとする。
3. 第三国からの産物は、輸入書類が作成され、支払うべき関税またはそれと同等の効果のある賦課金がいずれかの構成国において賦課され、当該関税または賦課金の全部または一部の控除の恩恵を受けていないとき、当該構成国において自由流通するものとみなされるものとする。
4. 輸出入関税およびそれと同等の効果のある賦課金は、構成国間において禁止されるものとする。この禁止はまた財政的性格の関税にも適用されるものとする。
5. 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、共通関税表の税率を定める欧州規則および欧州決定を採択するものとする。
6. 欧州委員会は、本条にもとづき自らに課された任務を遂行するにあたり、次の事項を指標とするものとする。
 - (a) 構成国と第三国との間の貿易を推進する必要性。
 - (b) 事業者の競争能力の向上に結びつく限りにおいて、連合内の競争条件の発展。
 - (c) 原料および中間完成品の供給に関する連合の要請。この関連で欧州委員会は完成品に関する構成国間の競争条件の歪曲を避けるよう留意するものとする。
 - (d) 構成国の経済の重大な障害の回避ならびに連合内の生産の合理的な発展および消費の拡大の確保。

第2款 税関協力

第 III-152 [III-41]条〔協力強化立法〕

この憲法の適用範囲内において、欧州法律または欧州枠組法律において、各構成国の税関間の協力関係および各構成国の税関と欧州委員会との間の協力関係を強化する措置を定めるものとする。

第3款 数量制限の禁止

第 III-153 [III-42]条〔数量制限の禁止〕

輸出入の数量制限およびこれと同等の効果のあるすべての措置は構成国間において禁止されるものとする。

第 III-154 [III-43]条〔例外的制限〕

第 III-153 [III-42]条は、公衆道徳、公序もしくは公安、人間もしくは動植物の健康および生命の保護、美術的、歴史的もしくは考古学的価値のある国民文化財の保護、または工業的および商業的財産権の保護を理由として正当化される、輸出入もしくは通過中商品に対する禁止もしくは制限を排除するものではない。

第 III-155 [III-44]条〔商業的性格の国家独占の調整〕

1. 構成国は、商品の生産販売の条件に関して構成国の国民間において何ら差別がないことを確保するために、商業的性格のあらゆる国家独占を調整するものとする。

本条は、あらゆる団体であって、それを通して構成国が、法律上または事実上、直接または間接に、構成国間の輸出または輸入を管理、決定または認知可能な影響の下におくものに適用されるものとする。

2. 構成国は第1項に定める原則に反する方策または構成国間の関税および数量制限の禁止に関する規定の範囲を制限する方策は、いかなる新たなものもそのことを控えるものとする。
3. 商業的性格の国家独占が農産物の処分またはその最大収益獲得を容易にすることを意図した準則をもつときは、本条の適用にあたり、関係する生産者の雇用および生活水準を同等に擁護することを確保する方策がとられるべきである。

第4節 資本および支払

第 III-156 [III-45]条〔移動制限禁止〕

本節の枠内において、構成国間および構成国と第三国間における資本および支払の移動に対する制限は禁止されるものとする。

第 III-157 [III-46]条〔第三国制限の存続〕

1. 第 III-156 [III-45]条は、直接投資（不動産投資を含む）、設立、金融役務の提供または資本市場への証券参入に関連する第三国向けもしくは第三国からの資本移動に関して、1993年12月31日に存在していた各構成国法上または連合法上のあらゆる制限の第三国への適用を害さないものとする。エストニアおよびハンガリーの国内法に存在する制限については、基準時点を1999年12月31日とする。

2. 欧州法律または欧州枠組法律において、直接投資（不動産投資を含む）設立、金融業務の提供または資本市場への証券参入に関連する第三国向けもしくは第三国からの資本移動に関する措置を定めるものとする。

欧州議会および閣僚理事会は、構成国と第三国との間の資本に自由移動の目標を、この憲法の他の規定を害さずに、可能な限り最大限達成するよう努力するものとする。

3. 第 2 項にかかわらず、閣僚理事会の欧州法律または欧州枠組法律においてのみ、第三国向けまたは第三国からの資本移動自由化に関する連合法上の後退となる措置を定めることができる。閣僚理事会は欧州議会への諮問を経て全会一致により行動するものとする。

第 III-158 [III-47]条〔構成国の権利〕

1. 第 III-156 [III-45]条は、次の構成国の権利を害さないものとする。

- (a) 居住地または資本投資地の点で同一の状況にない納税者を区別する税法上の関連規定を適用すること。
- (b) 各国の法令が定める規定、とりわけ金融機関の課税および健全性監督の分野での規定に対する違反を防止するために必要なあらゆる方策をとり、または行政上もしくは統計上の情報の目的で資本移動の宣言手続を定め、または公序もしくは公安を理由として正当化される方策をとること。

2. 本節はこの憲法に適合する設立の権利への制限の適用可能性を害さないものとする。
3. 第 1 項および第 2 項に述べる方策および手続は、恣意的な差別の手段または第 III-156 [III-45]条に定める資本および支払の自由移動に対する偽装された制限になつてはならない。
4. 第 III-157 [III-46]条 3 項に予定する欧州法律または欧州枠組法律がないとき、欧州委員会は、または欧州委員会の決定がないとき閣僚理事会は、一構成国が採択した一またはそれ以上の第三国に関する制限的税制措置が、連合の諸目的の一により正当化され、かつ域内市場の適正な運営に適合する限りにおいて、この憲法に適合するものと考えられるべき旨の欧州決定を採択することができる。閣僚理事会は、一構成国の申請にもとづいて全会一致により行動するものとする。

第 III-159 [III-48]条〔緊急保護措置〕

例外的な状況において、第三国向けまたは第三国からの資本の移動によって、経済通貨同盟の運営に重大な困難が生じ、または生じるおそれがあるときは、閣僚理事会は欧州委員

会の提案にもとづいて、第三国に関する保護措置を、そのような措置が厳格に必要であるときは、六箇月を超えない範囲において導入する欧州規則または欧州決定を採択することができる。閣僚理事会は欧州中央銀行への諮問を経て行動するものとする。

第 III-160 [III-49]条〔犯罪資金凍結措置〕

第 III-257 [III-158]条に掲げる目標を達成するために、テロ活動および関連活動の防止および対抗について、欧州法律において、自然人もしくは法人、集団または非国家組織の所属、所有もしくは保有下にある資金、金融資産または経済収益の凍結等、資本移動および支払に関する行政上の措置に関する枠組を策定するものとする。

閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、第 1 段に述べる法律を実施するための欧州規則または欧州決定を採択するものとする。

第 5 節 競争準則

第 1 款 事業者に適用される準則

第 III-161 [III-50]条〔競争制限歪曲の禁止〕

1. あらゆる事業者間の合意、事業者団体の決定および協調行為であつて、構成国間の通商に影響する可能性があり、かつその目的または効果として域内市場における競争の制限または歪曲をもつもの、とりわけ以下に掲げる行為は、域内市場に不適合なものとして禁止されるものとする。

- (a) 直接または間接に、購入または販売価格その他の営業条件を固定する行為。
- (b) 生産、販売、技術開発または投資を制限または統制する行為。
- (c) 市場または供給源を分割する行為。
- (d) 同等の取引に対して他の取引主体に同様な条件を適用し、当該主体を競走場の不利におく行為。
- (e) その義務の性質または商業的使用に照らして契約の対象となったものと関連しない追加的義務を他方当事者が受諾することを契約締結の条件にする行為。

2. 本条にもとづいて禁止されるあらゆる合意または決定は当然無効とする。

3. ただし、第 1 項は次の場合には適用されないことを宣言することができる。

事業者間のいずれかの合意またはいずれかの合意類型、または事業者団体のいずれかの決定またはいずれかの決定類型、またはいずれかの協調行為またはいずれかの協調行為類型であつて、

商品の生産もしくは販売の向上または技術的もしくは経済的進歩に貢献しつつ、かつ

消費者にその成果たる恩恵の公正な分配を認め、かつ次のいずれにも該当しないもの。

- (a) これらの目標の達成に不可欠ではない制限を関係事業者に賦課するもの。
- (b) 対象となった生産物の実質的な部分について競争を排除する可能性を当該事業者に与えるもの。

第 III-162 [III-51]条〔優越的地位の濫用の禁止〕

域内市場またはその実質的部分において優越的地位にある、一またはそれ以上の事業者によるあらゆる濫用は、構成国間の通商に影響する可能性のある限りにおいて域内市場に不適当なものとして禁止されるものとする。

このような濫用となりうる行為は、とりわけ次の行為である。

- (a) 直接または間接に、不当な購入もしくは販売価格その他の不当な営業条件を課す行為。
- (b) 生産、販売または技術開発を制限し消費者を害する行為。
- (c) 同等の取引に対して他の取引主体に同様な条件を適用し、当該主体を競走場の不利におく行為。
- (d) その義務の性質または商業的使用に照らして契約の対象となったものと関連しない追加的義務を他方当事者が受諾することを契約締結の条件にする行為。

第 III-163 [III-52]条〔実施立法〕

- 1. 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、第 III-161 [III-50]条および第 III-162 [III-51]条に定める原則を実施する欧州規則を採択するものとする。閣僚理事会は欧州議会への諮問を経て行動するものとする。
- 2. 第 1 項に述べる欧州規則は、とりわけ次の事項を目的とするものとする。
 - (a) 第 III-161 [III-50]条 1 項および第 III-162 [III-51]条に定める禁止の遵守を、罰金および定期的過料の規定を通して確保すること。
 - (b) 実効的な監督の確保の必要性和最大限簡素な行政の必要性との両方を考慮しつつ、第 III-161 [III-50]条 3 項の適用のための細則を定めること。
 - (c) 第 III-161 [III-50]条および第 III-162 [III-51]条の規定の範囲を、必要に応じて、経済の様々な部門について明確にすること。
 - (d) 本項に定める規定を適用するうえでの欧州委員会および欧州連合裁判所のそれぞれの任務を明確にすること。
 - (e) 各構成国法と本節または本条にもとづいて採択される欧州規則との関係を明確にすること。

第 III-164 [III-53]条〔経過規定〕

第 III-163 [III-52]条にもとづいて採択される欧州規則の施行までは、構成国の所轄機関が、

各国内法および第 III-161 [III-50]条、とりわけその 3 項、ならびに第 III-162 [III-51]条に従って、合意、決定および協調行為の許容性ならびに域内市場における優越的地位の濫用について判断するものとする。

第 III-165 [III-54]条〔違反調査等〕

- 1. 欧州委員会は、第 III-164 [III-53]条を害することなく、第 III-161 [III-50]条および第 III-162 [III-51]条に定める原則の適用を確保するものとする。いずれかの構成国の申請または自らの発意にもとづいて、また構成国の所轄官庁と協力して、欧州委員会は当該原則に違反した疑いのある事件を調査するものとし、構成国の所轄官庁は欧州委員会に協力するものとする。欧州委員会が違反の存在を認定するときは、欧州委員会は当該違反を終結させるために適切な措置を提案するものとする。
- 2. 当該違反が終結されないときは、欧州委員会は原則違反を記録した理由を付記した欧州決定を採択するものとする。欧州委員会は当該決定を公表することができ、状況を改善するために必要な方策、条件および詳細について欧州委員会が定め、これを構成国が実施することを許可することができる。
- 3. 閣僚理事会が第 III-163 [III-52]条 2 項 b 号にもとづいて欧州規則を採択した合意類型に関して、欧州委員会は〔各類型の〕欧州規則を採択することができる。

第 III-166 [III-55]条〔公営企業〕

- 1. 公営企業および構成国が特別の権利もしくは排他的な権利を付与する事業者について、構成国は、この憲法の規定とりわけ第 I-4 条 2 項および第 III-161 [III-50]条ないし第 III-169 [III-58]条に反するいかなる規定も制定しもしくは効力を維持してはならない。
- 2. 一般的経済利益の役務の運営を託された事業者または財政収入的性質の独占事業者は、この憲法の規定とりわけ競争準則に、その規定の適用が法律上または事実上当該業者に課された特定の任務の遂行の障害とならない限り、服するものとする。連合の利益に反するほど通商の発展は影響を受けてはならない。
- 3. 欧州委員会は本条の適用を確保するものとし、必要に応じて、適切な欧州規則または欧州決定を採択するものとする。

第 2 款 構成国の付与する補助

第 III-167 [III-56]条〔国家補助の規制〕

- 1. この憲法で特段の定めがない限り、構成国の付与するあらゆる補助またはあらゆる形態の国家資源を通した補助であって、一定の事業者または一定の商品の生産を有利にして競争を歪曲するか歪曲するおそれのあるものは、構成国間の通商に影響する限り

において、域内市場に不適合とする。

2. 次に掲げるものは域内市場に適合するものとする。

- (a) 社会的性格をもつ補助であって個々の消費者に付与されるもの。ただし、当該補助は関係生産物の原産地に関する差別なく付与されなければならない。
- (b) 天災または異常事態によって生じた損害を補償するための補助。
- (c) ドイツの分裂により影響をうけるドイツ連邦共和国の一定地域経済に付与される補助であって、当該分裂により生じた経済的不利益を補償するために必要である限りのもの。欧州憲法条約の発効より五年後、閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて行動し、本号を廃止する欧州決定を採択することができる。

3. 次に掲げるものは域内市場に適合するものと考えられることができる。

- (a) 生活水準が異常に低い地域または深刻な雇用不足を抱える地域の経済開発、ならびに第 III-424 [III-330]条に述べる地域の構造的、経済的および社会的状況を考慮した経済開発を推進するための補助。
- (b) 欧州の共通利益の重要な企画の遂行を推進するため、またはいずれかの構成国の経済の重大な障害を救済するための補助。
- (c) 一定の経済領域の一定の経済活動の開発を促進するための補助であって、当該補助が共通利益に反するほどの通商条件への不利な影響をもたないとき。
- (d) 文化および遺産の保全を推進するための補助であって、当該補助が共通利益に反するほどの連合内の通商条件および競争への影響をもたないとき。
- (e) その他の補助類型であって、閣僚理事会が欧州委員会の提案にもとづき採択する欧州規則または欧州決定で指定することができるもの。

第 III-168 [III-57]条〔国家補助の審査手続〕

1. 欧州委員会は、構成国と協力して、構成国の既存のすべての補助制度を常時審査するものとする。欧州委員会は構成国に対して域内市場の漸進的發展または運営から必要となるあらゆる適切な措置を提案するものとする。
2. 欧州委員会がいずれかの構成国が付与した補助もしくは国家資源を通じた補助が第 III-167 [III-56]条に照らして域内市場に適合しないことまたは当該補助が目的外に使用されていることを認定したときは、関係当事者に通知を行いその見解の提出を求めた後、関係構成国に対して、欧州委員会の定める期間内に当該補助を廃止もしくは変更することを求める欧州決定を採択するものとする。

関係構成国が指定した期限内にこの欧州決定に従わないときは、欧州委員会または利害関係のある他のいずれかの構成国は、第 III-360 [III-265]条および第 III-361 [III-266]

条の適用除外として、事案を欧州連合裁判所に直接に提訴することができる。

いずれかの構成国の申立てにもとづいて、閣僚理事会は、第 III-167 [III-56]条または第 III-169 [III-58]条に規定する欧州規則の適用除外として、関係構成国が付与中または付与する予定の補助が域内市場に適合するものとみなすべきとの欧州決定を、そのような決定が例外的な事情から正当化されるときは、全会一致により採択することができる。争点となった補助について、欧州委員会がすでに本項第 1 段に規定する手続を開始しているときは、関係構成国の閣僚理事会に対する申立てが、当該手続を閣僚理事会の態度が明らかになる時まで停止する効果をもつものとする。

ただし、閣僚理事会が申立て時から三箇月以内に態度を明らかにしないときは、欧州委員会は行動するものとする。

3. 欧州委員会は、構成国による補助の付与または変更のあらゆる計画について、欧州委員会が当該計画に見解を述べることのできるだけの十分な時間をもって、当該構成国より報告を受けるものとする。欧州委員会がそのようないずれかの計画が第 III-167 [III-56]条に照らして域内市場に適合しないと考えるときは、欧州委員会は遅滞なく第 2 項に定める手続を開始するものとする。関係構成国は当該手続が終局的決定に至るまでその予定した措置を実施してはならないものとする。
4. 欧州委員会は、閣僚理事会が第 III-169 [III-58]条にもとづいて第 3 項所定の手続を免除可能と決定した国家補助類型に関して欧州規則を採択することができる。〔非立法行為〕

第 III-169 [III-58]条〔審査手続規則〕

閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、第 III-167 [III-56]条および第 III-168 [III-57]条の適用に関する欧州規則、ならびにとりわけ第 III-168 [III-57]条 3 項の適用条件および当該手続を免除される補助類型を決定する欧州規則を採択することができる。閣僚理事会は欧州議会への諮問を経て行動するものとする。

第 6 節 租税規定

第 III-170 [III-59 ~ 61] 条〔内国税差別等の禁止〕

1. いかなる構成国も、他の構成国の生産物に対して、同種の国内生産物に直接または間接に課される税を超えて、いかなる種類のいかなる内国税も直接または間接に課してはならない。

さらにいかなる構成国も、他の構成国の生産物に対して、他の生産物に間接的保護を与え

る性質のいかなる内国税も課してはならない。

2. いずれかの構成国が生産物を他の構成国の領土に輸出するとき、内国税のいかなる還付も、直接間接を問わず、その生産物に課される内国税を超えてはならない。

3. 売上税、消費税その他の形態の間接税以外の租税については、他の構成国への輸出に関して免税および還付を与えてはならず、また構成国からの輸入品に関して相殺税を課してはならない。ただし、欧州委員会の提案にもとづいて閣僚理事会が採択した欧州決定により予め限定された期間のみこれらが承認されている場合を除く。

第 III-171 [III-62]条〔間接税調和と税詐欺対策立法 EC93, cf. III-164, 165, 185〕(2項新)
閣僚理事会の欧州法律または欧州枠組法律において、売上税、消費税その他の形態の間接税に関する立法の調和措置を、当該調和が域内市場の設立もしくは運営ならびに競争歪曲の回避に必要であるならば、定めるものとする。閣僚理事会は欧州議会および経済社会評議会への諮問を経て全会一致により行動するものとする。

第7節 共通規定

第 III-172 [III-65]条〔域内市場近似化立法〕

1. この憲法に特段の定めがある場合を除き、本条は第 III-130 [III-14]条に定める目的の達成のために適用されるものとする。欧州法律または欧州枠組法律において、構成国の法令または行政規則の定める規定の近似化措置であって、域内市場の設立または運営を目的とした措置を定めるものとする。このような法律は経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

2. 第1項は、租税規定、人の自由移動に関する規定または被用者の権利および利益に関する規定には適用されないものとする。

3. 欧州委員会は、第1項にもとづいて提出する提案であって、健康、安全、環境保護および消費者保護に関するものについては、とりわけ科学的事実にもとづくあらゆる新たな進展を考慮しつつ、高水準の保護を基礎とするものとする。欧州議会および閣僚理事会もまた、それぞれの権限の範囲内において、この目標の達成を追求するものとする。

4. 欧州法律もしくは欧州枠組法律によるか、または欧州委員会の欧州規則による調和措置の採択後、いずれかの構成国が第 III-154 [III-43]条に述べる主要な必要または環境もしくは労働環境の保護に関する主要な必要を理由として、国内規定を維持することが必要であると考えるときは、当該構成国は、当該規定およびそれを維持する理由を

欧州委員会に通知するものとする。

5. さらに、第4項を害することなく、欧州法律もしくは欧州枠組法律によるか、または欧州委員会の欧州規則による調和措置の採択後、いずれかの構成国が、当該調和措置の採択後に生じた当該構成国に特有の問題を理由に、環境または労働環境の保護に関する新たな科学的証拠にもとづいて、国内規定を導入することが必要であると考えるときは、当該構成国は、その予定する規定およびそれを導入する理由を欧州委員会に通知するものとする。

6. 欧州委員会は、関係する当該国内規定が恣意的な差別の手段または偽装された通商制限でないかどうか、また域内市場の運営に障害とならないかどうかを検証した後、第4項および第5項に述べる通知から六箇月以内に、当該国内規定を承認または拒否する欧州決定を採択するものとする。

この期間内に欧州委員会の決定がないときは、第4項および第5項に述べる国内規定は承認されたものとみなされるものとする。

事案の複雑性により正当化され、かつ人の健康への危険がないときは、欧州委員会は関係構成国に対して本項に述べる期間はさらに六箇月延長されうる旨を通知することができる。

7. 第6項にもとづいて、構成国が調和措置の適用除外となる国内規定を維持または導入することを許可されたとき、欧州委員会は直ちに当該調和措置の修正を提案するかどうかを検討するものとする。

8. いずれかの構成国が既存の調和措置が対象とした分野における特定の公衆衛生問題を提起するときは、当該構成国はその問題について欧州委員会の注意を喚起し、欧州委員会は直ちに適切な措置を提案するかどうかを検討するものとする。

9. 第 III-360 [III-265]条および第 III-361 [III-266]条に定める手続の適用除外として、欧州委員会およびあらゆる構成国は、他の構成国が本条に定める権限を不適切に行使していると考えるときは、事案を司法裁判所に直接提訴することができる。

10. 本条に述べる調和措置には、第 III-154 [III-43]条に述べる一またはそれ以上の非経済的理由のために、連合の統制手続に服しつつ、構成国に暫定的方策をとることを許可する防御条項を適宜含むものとする。

第 III-173 [III-65-a]条〔近似化立法〕

第 III-172 [III-65]条を害することなく、閣僚理事会の欧州枠組法律において、域内市場の

設立または運営に直接に影響する構成国の法令または行政規定の近似化措置を定めるものとする。閣僚理事会は、欧州議会および経済社会評議会への諮問を経て、全会一致により行動するものとする。

第 III-174 [III-66]条〔競争歪曲を生じる既存国内法令の除去〕

欧州委員会において、各構成国の法令または行政規則に定める規定間の相違が域内市場における競争条件を歪曲しており、かつその生じている歪曲の除去が必要であると認めるときは、欧州委員会は関係構成国と協議するものとする。

当該協議が合意に至らないときは、欧州枠組法律において当該歪曲を除去するに必要な措置を定めるものとする。この憲法に定めるその他のあらゆる適切な措置を採択することができる。

第 III-175 [III-67]条〔競争歪曲を生じる新規国内法令の改善〕

1. 国内法令または行政規則に定める規定の制定または改正が、第 III-174 [III-66]条の意味における歪曲を引き起こす可能性があるとの合理的なおそれがあるときは、当該規定の制定または改正を進めることを希望するいずれかの構成国は、欧州委員会と協議するものとする。欧州委員会は、構成諸国への諮問を経て、当該関係構成国を名宛人として問題となる歪曲を回避するために適切でありうる措置を勧告するものとする。

2. 自国規定の導入または改正を希望する構成国が、欧州委員会から当該国に宛てられた勧告に従わないときは、他の構成国は、当該歪曲を除去するための自国規定を改正することを第 III-174 [III-66]条にもとづいて義務づけられないものとする。欧州委員会の勧告を無視した構成国が自国にのみ不利な歪曲を引き起こすときは、第 III-174 [III-66]条は適用されないものとする。

第 III-176 [III-68]条〔知的財産権の統一的保護措置〕

域内市場の設立にあたり、連合全域において統一的な知的財産権保護を行う欧州次元の手段の導入および連合全域での認可、調整および監督の集中的制度設立のための措置を欧州法律または欧州枠組法律において定めるものとする。

閣僚理事会の欧州法律において、当該欧州次元の手段に関する言語の取決めを定めるものとする。閣僚理事会は、欧州議会への諮問を経て、全会一致により行動するものとする。

第 2 章 経済通貨政策

第 III-177 [III-69]条〔政策内容と目的〕

1. 第 I-3 条に定める目的のために、構成国および連合の活動は、この憲法に定めるところに従い、経済政策の採択を含むものとする。この経済政策は、構成国の経済政策の緊

密な調整、域内市場および共通目標の策定にもとづき、開放的自由競争市場経済の原則に従って運営されるものとする。

2. 前項と並行して、かつこの憲法の定めるところおよびそこに定める手続に従い、この活動には、単一通貨ユーロ (Euro) ならびに単一通貨政策および単一為替相場政策の策定および実施が含まれるものとし、これら両方の主たる目的は、価格安定性の維持であるものとし、またこの目的を害さずに、開放的自由競争市場経済の原則に従って連合の一般的経済政策を支援することにあるものとする。

3. 構成国および連合のこれらの活動は、次の指導原則を遵守することを伴うものとする。すなわち、価格の安定、健全な公共財政および健全な通貨状態、ならびに収支均衡の安定である。

第 1 節 経済政策

第 III-178 [III-70]条〔行動原則〕

構成国は、第 I-3 条に定める連合の目標の達成に貢献するために、第 III-179 [III-71]条 2 項に述べる概括指針 (broad guidelines) を念頭において、各国の経済政策を実施するものとする。構成国および連合は、資源の効率配分を重視する開放的自由競争市場経済の原則および第 III-177 [III-69]条に定める原則に従って行動するものとする。

第 III-179 [III-71]条〔各国経済政策の調整〕

1. 構成国は各国の経済政策を共通の関心事として扱うものとし、第 III-178 [III-70]条に従って、閣僚理事会において当該政策を調整するものとする。

2. 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、構成国および連合の経済政策の概括指針 (broad guidelines) 案を作成するものとし、またその所見を欧州首脳理事会に報告するものとする。

欧州首脳理事会は、閣僚理事会の報告にもとづいて、構成国および連合の経済政策の概括指針に関する結論を審議するものとする。この結論にもとづいて、閣僚理事会は概括指針を定める勧告を採択するものとする。閣僚理事会はこの勧告について欧州議会に通知するものとする。

3. 閣僚理事会は、構成国の経済政策の緊密な調整および構成国の経済成果の持続的な収斂を確保するため、欧州委員会の提出する報告書にもとづいて、構成国および連合それぞれの経済動向および第 2 項に述べる概括指針と経済政策との適合性を監視するものとし、かつ定期的に総合的評価を実施するものとする。

この多元的監視の目的のために、構成国は、各国の経済政策の分野において各国がとった重要な措置その他各国が必要と考える情報を欧州委員会に送付するものとする。

- 第 3 項に述べる手続にもとづいて、いずれかの構成国の経済政策が第 2 項に述べる概括指針に適合していないことが判明した場合、または当該経済政策が経済通貨同盟の適正な運営を害する危険があることが判明した場合、欧州委員会は関係構成国に対して警告を発することができる。閣僚理事会は、欧州委員会の勧告にもとづいて、関係構成国に対して必要な勧告を発することができる。閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、この勧告の公表を決定することができる。

本項の範囲内において、閣僚理事会は、関係構成国を代表する閣僚理事会構成員の投票を計算に入れずに行動するものとする。

特定多数決は、その他の閣僚理事会構成員の少なくとも 55% であって、参加構成国の総人口の少なくとも 65% をなすものとする。

可決阻止少数 (a blocking minority) には、当該参加構成国の総人口の 35% を超える代表となるような、その他の閣僚理事会構成員の最小員数に、さらに一名分を加えたものが少なくとも含まれていなければならない。これに満たないときは、特定多数決が成立したものとみなすものとする。

- 閣僚理事会議長および欧州委員会は、多元的監視の結果について欧州議会に報告するものとする。閣僚理事会が勧告を公表したときは、閣僚理事会議長を欧州議会の所轄委員会へ招致することができる。
- 欧州法律において、第 3 項および第 4 項に述べる多元的監視手続の細則を定めることができる。

第 III-180 [III-72] 条〔困難援助措置〕

- この憲法が定める他のあらゆる手続を害することなく、閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、経済状況に応じて、とりわけ特定の生産物供給に深刻な障害が生じたときは、適切な措置を定める欧州決定を採択することができる。
- いずれかの構成国が、天災または制御不能の異常事態から生じた深刻な障害のために困難もしくは重大な脅威にさらされているとき、閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、関係構成国に対する連合の財政援助を、一定条件のもとに、付与する欧州決定を採択することができる。閣僚理事会議長は、採択した当該決定を欧州議会に通知するものとする。

第 III-181 [III-73] 条〔中央銀行の信用便宜供与の禁止〕

- 欧州中央銀行または構成国の中央銀行（以下各国中央銀行という）が、連合の機関、組織、独立部局もしくは専門行政機関、構成国中央政府、地域もしくは地方その他の自治体、その他公法により規律される団体または構成国の公営企業に対して、当座貸越その他のいかなる種類の信用上の便宜を供与することも、それらから欧州中央銀行または各国中央銀行が債務証券を直接購入することも、禁止されるものとする。
- 中央銀行による通貨準備の供給の文脈において、各国中央銀行および欧州中央銀行が民間金融機関と同一の待遇を付与する金融機関であって公的所有に帰しているものについては、第 1 項は適用されないものとする。

第 III-182 [III-74] 条〔特権的金融利用の禁止〕

- 連合の機関、組織、独立部局もしくは専門行政機関または構成国の中央政府、地域もしくは地方その他の自治体、その他公法により規律される団体もしくは公営企業による金融機関の特権的利用を定めるあらゆる措置または規定であって、信用供与健全性の考慮 (prudential considerations) にもとづかないものは、禁止されるものとする。
- 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、第 1 項に述べる禁止を適用するために定義を特定する欧州規則または欧州決定を採択することができる。閣僚理事会は、欧州議会への諮問を経て行動するものとする。

第 III-183 [III-75] 条〔債務相互引受の禁止〕

- 連合は、特定の企画の共同実施のための相互の金融保障を害することなく、あらゆる構成国の中央政府、地域もしくは地方その他の自治体、その他公法により規律される団体もしくは公営企業の債務について、責任を負いまたは引き受けることはないものとする。いずれの構成国も、特定の企画の共同実施のための相互の金融保障を害することなく、他の構成国の中央政府、地域もしくは地方その他の自治体、その他公法により規律される団体または公営企業の債務について、責任を負いまたは引き受けることはないものとする。
- 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、第 III-181 [III-73] 条および本条に述べる禁止を適用するために定義を特定する欧州規則または欧州決定を採択することができる。閣僚理事会は欧州議会への諮問を経て行動するものとする。

第 III-184 [III-76] 条〔過剰赤字統制〕

- 構成国は過剰な政府財政赤字を避けるものとする。
- 欧州委員会は、著しい過誤を識別するために、構成国における財政状況の動向および政府負債の累積高を監視するものとする。とりわけ欧州委員会は、次に掲げる二基準

にもとづいて財政規律の遵守を検査するものとする。

- (a) 国民総生産に対する計画または実際上の政府財政赤字比率が参照値を超過しているかどうか。ただし、次のいずれかのときはこの限りではない。
- (i) 当該比率が実質的かつ継続的に下降し、かつ参照値に近い水準に達しているとき。
 - (ii) または、参照値の超過が例外的かつ一時的にすぎず、かつ当該比率が参照値近くに留まっているとき。
- (b) 国民総生産に対する政府負債比率が参照値を超過しているかどうか。ただし、当該比率が十分低減しつつあり、満足の速度で参照値に接近しているときは、この限りではない。

参照値は、過剰財政赤字手続に関する議定書において指定する。

3. いずれかの構成国がこれらの基準の一または両方の要件を満たしていないときは、欧州委員会は報告書を準備するものとする。欧州委員会の報告書はまた政府赤字が政府投資支出を超過しているかどうかを考慮し、かつ、当該構成国の中期経済財政状態等その他の関連要因を考慮するものとする。

欧州委員会はまた、いずれかの構成国において過剰財政赤字の危険があるとの見解をもつときは、基準の要件を満たす場合であっても、報告書を作成することができる。

4. 第 III-192 [III-86]条にもとづいて設置される経済財政評議会 (Economic and Financial Committee) は、欧州委員会の報告書について意見を述べるものとする。
5. 欧州委員会は、いずれかの構成国において過剰財政赤字が存在または発生しうると考えるときは、関係構成国に対して意見を発し、閣僚理事会にその旨を報告するものとする。
6. 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、関係構成国が表明を希望するあらゆる所見を考慮し、かつ総合的評価の後に、過剰財政赤字が存在するかどうかを決定するものとする。存在するとの決定をした場合は、閣僚理事会は同一の手続に従って、欧州委員会の勧告を受けて、不当な遅延なく、関係構成国を名宛人として、当該赤字状態を一定の期間内に解消させるために、勧告を採択するものとする。第 8 項に服しつつ、当該勧告は公表されないものとする。

本項の範囲内において、閣僚理事会は、関係構成国を代表する閣僚理事会構成員の投票を計算に入れずに行動するものとする。

特定多数決は、その他の閣僚理事会構成員の少なくとも 55% であって、参加構成国の総人口の少なくとも 65% をなすものと定義するものとする。

可決阻止少数 (a blocking minority) には、当該参加構成国の総人口の 35% を超える代表となるような、その他の閣僚理事会構成員の最小員数に、さらに一名分を加えたものが少なくとも含まれていなければならない。これに満たないときは、特定多数決が成立したものとみなすものとする。

7. 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、第 8 項ないし第 11 項に述べる欧州決定および勧告を採択するものとする。閣僚理事会は、関係構成国を代表する閣僚理事会構成員の投票を計算に入れずに行動するものとする。

特定多数決は、その他の閣僚理事会構成員の少なくとも 55% であって、参加構成国の総人口の少なくとも 65% をなすものと定義するものとする。

可決阻止少数 (a blocking minority) には、当該参加構成国の総人口の 35% を超える代表となるような、その他の閣僚理事会構成員の最小員数に、さらに一名分を加えたものが少なくとも含まれていなければならない。これに満たないときは、特定多数決が成立したものとみなすものとする。

8. 閣僚理事会が、所定の期間内にその勧告に応じた実効的な行動がないと認定するときは、閣僚理事会はその勧告を公表することができる。
9. いずれかの構成国が閣僚理事会の勧告の実施を継続して懈怠するときは、閣僚理事会は当該構成国に対して、指定した期限までに、問題状況の解決のために閣僚理事会が必要と判断した財政赤字の削減措置をとるべき旨の通知を発する欧州決定を採択することができる。

この場合、閣僚理事会は、関係構成国に対して、当該構成国の改善努力を検査するために一定の時期予定表に従って報告書を提出するよう要請することができる。

10. いずれかの構成国が第 9 項に従って採択された欧州決定の遵守を懈怠する限り、閣僚理事会は、次の一もしくはそれ以上の措置を適用または、場合に応じて、強化することを決定することができる。
- (a) 関係構成国に対して、閣僚理事会の指定する追加的情報を、債権および有価証券の発行前に公表することを義務づける。
 - (b) 欧州投資銀行に対して関係構成国に対する貸付方針を見直すよう恊議する。

- (c) 関係構成国に対して、閣僚理事会が過剰財政赤字が解消されたと考えるまで、適切な額の無利子預託金を連合に払い込むことを義務づける。
- (d) 適切な額の罰金を賦課する。

閣僚理事会議長は、採択した措置を欧州議会に通知するものとする。

- 1 1 . 閣僚理事会は、関係構成国の過剰財政赤字が解消されたと考えるときは、第 6 項および第 8 項ないし第 10 項に述べる措置の一部または全部を解除するものとする。閣僚理事会がすでに勧告を公表しているときは、第 8 項にもとづく決定を解除するとともに速やかに、関係構成国にもはや過剰財政赤字が存在しない旨の声明を公表するものとする。
- 1 2 . 第 III-360 [III-265]条および第 III-361 [III-266]条に定める提訴権は、第 1 項ないし第 6 項または第 8 項および第 9 項の枠組においては行使できないものとする。
- 1 3 . 本条に述べる手続の施行細則は、過剰財政赤字手続に関する議定書に定める。

閣僚理事会の欧州法律において、当該議定書を改廃する適切な措置を定めるものとする。閣僚理事会は欧州議会および欧州中央銀行への諮問を経て全会一致により行動するものとする。

本項の他の規定に服しつつ、閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづき、当該議定書の適用のための細則および定義を定める欧州規則または欧州決定を採択するものとする。閣僚理事会は欧州議会への諮問を経て行動するものとする。

第 2 節 通貨政策

第 III-185 [III-77]条〔政策目標と運営方式〕

- 1 . 欧州中央銀行制度の主たる目標は、価格安定性の維持とする。この目標を害さず、欧州中央銀行制度は、第 I-3 条に定める連合の諸目標の達成に貢献するために連合の一般的経済政策を支援するものとする。欧州中央銀行制度は、資源の効率配分を重視する開放的自由競争市場経済の原則および第 III-177 [III-69]条に定める原則に従って、行動するものとする。
- 2 . 欧州中央銀行制度を通して遂行する基本的任務は、次の通りとする。
 - (a) 連合の通貨政策の策定と実施。
 - (b) 第 III-326 [III-228]条に適合する外国為替操作の実施。
 - (c) 構成国の公式外貨準備の管理と運用。

- (d) 支払制度の円滑運営の推進。

- 3 . 第 2 項 c 号は、構成国政府が外国為替運用残高(working balances, fonds de roulement, Arbeitsguthaben) を管理し運用することを害さないものとする。
- 4 . 欧州中央銀行は次の事項について諮問を受けるものとする。
 - (a) 同行の権限分野内のあらゆる連合の行為提案。
 - (b) 各国機関が諮問を求めるとき、同行の権限分野内のあらゆる立法条文案。ただし、第 III-187 [III-79]条 6 項に定める手続に従って閣僚理事会が定める限度および条件に服するものとする。

欧州中央銀行は、その権限分野内の事項について、連合の機関、組織、独立部局もしくは専門行政機関または各国機関に対して意見を提出することができる。

- 5 . 欧州中央銀行制度は、信用機関の健全性監督および金融制度の安定性に関して、所轄機関の実施する政策の円滑な遂行に貢献するものとする。
- 6 . 欧州法律において、信用機関および保険業を除くその他の金融機関の健全性監督に関する政策に関係する特定の任務を欧州中央銀行に付与することができる。この法律は欧州中央銀行への諮問を経て採択されるものとする。

第 III-186 [III-78]条〔法定通貨ユーロの発行〕

- 1 . 欧州中央銀行は、連合においてユーロ銀行券の発行を許可する排他的権利をもつものとする。欧州中央銀行および各国中央銀行は当該銀行券を発行することができる。欧州中央銀行および各国中央銀行の発行する銀行券のみが連合内において法定通貨としての地位をもつものとする。
- 2 . 構成国は、欧州中央銀行が承認する発行量においてユーロ硬貨を発行することができる。

閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、連合内において円滑に流通させるために必要な範囲で流通予定のすべての硬貨の金額種類および技術規格を調和する措置を定める欧州規則を採択することができる。閣僚理事会は欧州議会および欧州中央銀行への諮問を経て行動するものとする。

第 III-187 [III-79]条〔欧州中央銀行制度〕

- 1 . 欧州中央銀行制度は、欧州中央銀行の意思決定機関により規律されるものとする。当該意思決定機関は、政策評議会 (Governing Council, le conseil des gouverneurs, der

Rat) および執行役員会 (Executive Board, le directoire, das Direktorium) とする。

2. 欧州中央銀行制度設置規程は、欧州中央銀行制度および欧州中央銀行設置規程に関する議定書に定める。

3. 欧州中央銀行制度および欧州中央銀行設置規程第 5 条 1 項、2 項、3 項、第 17 条、第 18 条、第 19 条 1 項、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 32 条 2 項、3 項、4 項、6 項、第 33 条 1 項 a 号および第 36 条は、次の手続のいずれかによる欧州法律により、改正することができる。

(a) 欧州委員会の提案にもとづいて欧州中央銀行への諮問を経るか、

(b) または、欧州中央銀行の勧告にもとづいて欧州委員会への諮問を経る。

4. 閣僚理事会は、欧州中央銀行制度および欧州中央銀行設置規程第 4 条、第 5 条 4 項、第 19 条 2 項、第 20 条、第 28 条 1 項、第 29 条 2 項、第 30 条 4 項および第 34 条 3 項に述べる措置を定める欧州規則および欧州決定を採択するものとする。閣僚理事会は、次のいずれかにより欧州議会への諮問を経て行動するものとする。

(a) 欧州委員会の提案にもとづいて欧州中央銀行への諮問を経るか、

(b) または、欧州中央銀行の勧告にもとづいて欧州委員会への諮問を経る。

第 III-188 [III-80]条〔欧州・各国中央銀行の独立性〕

この憲法ならびに欧州中央銀行制度および欧州中央銀行設置規程が付与する権限の行使ならびに任務および義務の遂行において、欧州中央銀行、各国中央銀行およびそれらの意思決定機関のいかなる構成員も、連合の機関、組織、独立部局もしくは専門行政機関またはいずれかの構成国政府もしくはその他の機関の指示を仰ぎまたは受けてはならない。連合の機関、組織、独立部局または専門行政機関および構成諸国政府は、この原則を尊重することおよび欧州中央銀行または各国中央銀行の意思決定機関の構成員に影響をおよぼさうとしないことを確約する。

第 III-189 [III-81]条〔国内法の適合性確保〕

各構成国は、自国中央銀行設置規程を含む国内法規がこの憲法ならびに欧州中央銀行制度および欧州中央銀行設置規程に適合することを確保するものとする。

第 III-190 [III-82]条〔欧州中央銀行の行為〕

1. 欧州中央銀行制度に託された任務を遂行するために、欧州中央銀行は、この憲法ならびに欧州中央銀行制度および欧州中央銀行設置規程に定める条件に従って、次の行為を採択するものとする。

(a) 欧州中央銀行制度および欧州中央銀行設置規程第 3 条 1 項 1 段、第 19 条 1 項、第 22 条および第 25 条 2 項に定める任務の実施に必要な範囲の欧州規則ならびに第 III-187 [III-79]条 6 項に述べる欧州規則および欧州決定において定める場合の欧州規則。

(b) この憲法ならびに欧州中央銀行制度および欧州中央銀行設置規程にもとづいて欧州中央銀行制度に託された任務を遂行するために必要な欧州決定。

(c) 勧告および意見。

2. 欧州中央銀行は、その欧州決定、勧告および意見を公表することを決定することができる。

3. 閣僚理事会は、第 III-187 [III-79]条 6 項に定める手続にもとづいて、欧州中央銀行の欧州規則および欧州決定にもとづく義務を履行しない事業者に罰金または定期的過料を賦課する欧州中央銀行の権限の限度および条件を定める欧州規則を採択するものとする。

第 III-191 [III-83]条〔ユーロ導入措置〕

欧州中央銀行の権限を害することなく、欧州法律または欧州枠組法律において、構成国における単一通貨ユーロの使用に必要な措置を定めるものとする。この欧州法律または欧州枠組法律は、欧州中央銀行への諮問を経て採択されるものとする。

第 3 節 組織規定

第 III-192 [III-86]条〔経済財政評議会〕

1. 構成国の政策間の調整を域内市場の運営に必要な範囲で最大限推進するために、経済財政評議会 (Economic and Financial Committee) をここに設置する。

2. 当該評議会は次の事項をその任務とする。

(a) 閣僚理事会もしくは欧州委員会の要請に応じて、または自らの発意により、それら機関へ提出する意見を述べる。

(b) 構成国および連合の経済財政状況を常時検証し、当該状況について、とりわけ第三国および国際組織との財政関係について、定期的に閣僚理事会および欧州委員会に報告を行う。

(c) 第 III-344 [III-247]条を害さずに、第 III-159 [III-48]条、第 III-179 [III-71]条 2 項、3 項、4 項および 6 項、第 III-180 [III-72]条、第 III-182 [III-74]条、第 III-183 [III-75]条および第 III-184 [III-76]条、第 III-185 [III-77]条 6 項、第 III-186 [III-78]条 2 項、第 III-187 [III-79]条 5 項および 6 項、第 III-191 [III-83]条および第 III-196 [III-90]条、第 III-198 [III-92]条 2 項および 3 項、第 III-201 [III-95]条、第 III-202

[III-96]条 2 項および 3 項、第 III-322 [III-224]条および第 III-326 [III-228]条に述べる閣僚理事会の作業の準備に貢献し、ならびに閣僚理事会が当該評議会に課すその他の諮問的任務および準備的任務を遂行する。

- (d) この憲法および連合の諸行為の適用の結果生じた、資本の移動および支払の自由に関する状況を、年少なくとも 1 回、検査する。この検査は、資本移動および支払に関するすべての措置を対象とするものとする。当該評議会は、この検査の結果について欧州委員会および閣僚理事会に報告するものとする。

各構成国、欧州委員会および欧州中央銀行はそれぞれ、当該評議会に二名を超えない構成員を任命するものとする。

3. 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、経済財政評議会の構成に関する細則を定める欧州決定を採択するものとする。閣僚理事会は、欧州中央銀行および当該評議会への諮問を経て行動するものとする。閣僚理事会議長は、この決定を欧州議会に通知するものとする。
4. 第 2 項に定める任務に加えて、第 III-197 [III-91]条に述べる適用除外のある構成諸国がある限りは、当該評議会は、それらの構成諸国の通貨財政状況および一般的支払制度を常時点検するものとし、それについて閣僚理事会および欧州委員会に定期的に報告するものとする。

第 III-193 [III-87]条〔監視要請〕

第 III-179 [III-71]条 4 項、第 III-184 [III-76]条の第 13 項を除く同条、第 III-191 [III-83]条、第 III-196 [III-90]条および第 III-197 [III-91]条、第 III-198 [III-92]条 3 項および第 III-326 [III-228]条の範囲内の事項について、閣僚理事会またはいずれかの構成国は、欧州委員会に対して勧告または提案を適宜行うよう要請することができる。閣僚理事会はこの要請を検討するものとし、遅滞なく閣僚理事会にその結論を提出するものとする。

第 4 [3a] 節 ユーロが通貨である構成国の特別規定

第 III-194 [III-88]条〔目的・意思決定方式〕

1. 経済通貨同盟の適正運営を確保するために、この憲法の関連規定に従って、閣僚理事会は、第 III-179 [III-71]条および第 III-184 [III-76]条に述べる手続であって、第 III-184 [III-76]条 13 項に定める手続を除き、関連する手続に従って、ユーロが通貨である構成国に特定した措置を次の目的で採択するものとする。

- (a) ユーロが通貨である構成国の財政の規律および監視の調整を強化するため。
(b) ユーロが通貨である構成国のための経済政策指針を定めるため。ただし、当該指針が連合全体のために採択される経済政策指針に適合し、かつ常時監視されることを

確保するものとする。

2. 第 1 項に定める措置については、ユーロが通貨である構成国を代表する閣僚理事会構成員のみが投票するものとする。

特定多数決は、当該閣僚理事会構成員の少なくとも 55%であって、参加構成国の総人口の少なくとも 65%をなすものと定義するものとする。

可決阻止少数 (a blocking minority) には、当該参加構成国の総人口の 35%を超える代表となるような、当該閣僚理事会構成員の最小員数に、さらに一名分を加えたものが少なくとも含まれていなければならない。これに満たないときは、特定多数決が成立したものとみなすものとする。

第 III-195 [III-89]条〔ユーロ圏閣僚非公式会合〕

ユーロが通貨である構成国の閣僚間の会合に関する取決めは、ユーロ・グループに関する議定書に定めるものとする。

第 III-196 [III-90]条〔対外統一行動〕

1. 国際通貨制度におけるユーロの地位を確立するために、閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、経済通貨同盟に特に利害のある問題について所轄国際通貨機関および国際会議における共通の立場を定める欧州決定を採択するものとする。閣僚理事会は、欧州中央銀行への諮問を経て行動するものとする。
2. 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、所轄国際通貨機関および国際会議における統一代表を確保する適切な措置を採択することができる。閣僚理事会は、欧州中央銀行への諮問を経て行動するものとする。
3. 第 1 項および第 2 項に述べる措置については、ユーロが通貨である構成国を代表する閣僚理事会構成員のみが投票するものとする。

特定多数決は、当該閣僚理事会構成員の少なくとも 55%であって、参加構成国の総人口の少なくとも 65%をなすものと定義するものとする。

可決阻止少数 (a blocking minority) には、当該参加構成国の総人口の 35%を超える代表となるような、当該閣僚理事会構成員の最小員数に、さらに一名分を加えたものが少なくとも含まれていなければならない。これに満たないときは、特定多数決が成立したものとみなすものとする。

第 5 [4] 節 経過規定

第 III-197 [III-91]条〔適用除外国〕

1. 閣僚理事会がユーロ採用の必要条件を満たしていないと決定した構成国は、以下「適用除外構成国」(“Member States with a derogation”)と呼ぶものとする。
2. この憲法の次の規定は適用除外構成国には適用されないものとする。
 - (a) 経済政策概括指針のユーロ圏一般に係る部分の採択(第 III-179 [III-71]条 2 項)。
 - (b) 過剰財政赤字の強制的解消措置(第 III-184 [III-76]条 9 項および 10 項)。
 - (c) 欧州中央銀行制度の目標および任務(第 III-185 [III-77]条 1 項ないし 3 項および 5 項)。
 - (d) ユーロの発行(第 III-186 [III-78]条)。
 - (e) 欧州中央銀行の行為(第 III-190 [III-82]条)。
 - (f) ユーロの使用を規律する措置(第 III-191 [III-83]条)。
 - (g) 外国為替政策に関する通貨取決めその他の措置(第 III-326 [III-228]条)。
 - (h) 欧州中央銀行の執行役員会の構成員の任命(第 III-393 [III-84]条 2 項 b 号)。
 - (i) 国際通貨機関および国際会議における経済通貨同盟とくに関連する問題について共通の立場を定める欧州決定(第 III-196 [III-90]条 1 項)。
 - (j) 国際通貨機関および国際会議における統一代表を確保する措置(第 III-196 [III-90]条 2 項)。

ゆえに上記各条項において「構成国」は、ユーロが通貨である構成国と読み替えるものとする。

3. 欧州中央銀行制度および欧州中央銀行設置規程の第 9 章にもとづいて、適用除外構成国およびその中央銀行は、欧州中央銀行制度における権利および義務から除外される。
4. 適用除外構成国を代表する閣僚理事会の構成員の投票権は、第 2 項に掲げる条項に述べる措置の閣僚理事会による採択ならびに以下の各号について、停止されるものとする。
 - (a) 多元的監視の枠組において、ユーロが通貨である構成国に対して、安定化計画および警告を含め、発される勧告(第 III-179 [III-71]条 4 項)。
 - (b) ユーロが通貨である構成国の過剰財政赤字に関する措置(第 III-184 [III-76]条 6 項、7 項、8 項および 11 項)。

特定多数決は、その他の閣僚理事会構成員の少なくとも 55% であって、参加構成国の総人口の少なくとも 65% をなすものと定義するものとする。

可決阻止少数(a blocking minority)には、当該参加構成国の総人口の 35% を超える代表となるような、当該閣僚理事会構成員の最小員数に、さらに一名分を加えたものが少なくとも含まれていなければならない。これに満たないときは、特定多数決が成立したものとみなすものとする。

第 III-198 [III-92]条〔収斂度の検証と適用除外の解除〕

1. 少なくとも二年に一度、または適用除外構成国の要請にもとづいて、欧州委員会および欧州中央銀行は、適用除外構成国が経済通貨同盟の達成に向けての義務の履行進度について閣僚理事会に報告するものとする。この報告には、当該各構成国の中央銀行設置規程を含めた各国内立法と、第 III-188 [III-80]条および第 III-189 [III-81]条ならびに欧州中央銀行制度および欧州中央銀行設置規程との適合性の検証を含むものとする。この報告はまた、当該各構成国が次に掲げる基準をどの程度達成したかを分析することを通して、持続可能な高度の収斂が達成されているかどうかを検証するものとする。
 - (a) 価格安定性の高度の達成。これは価格安定性の点で最大成果をあげている、最多、三構成国のインフレ率に近いインフレ率であることから明らかになる。
 - (b) 政府財政状況の持続可能性。これは政府の財政状態が、第 III-184 [III-76]条 6 項に従って過剰赤字がないと判断されるものに達していることから明らかになる。
 - (c) 最低二年にわたり、ユーロに対して平価切下げを行わずに、〔欧州〕為替相場機構が定める通常の変動幅を守っていること。
 - (d) 長期金利水準に現れた、適用除外構成国の達成した収斂および当該国の為替相場機構への参加の持続可能性。

本項に述べる上記四基準および当該基準が守られるべき期間については、収斂基準に関する議定書において詳細を定める。欧州委員会および欧州中央銀行の報告はまた、市場統合の成果、経常収支の状況および動向、ならびに単位あたり労働費用その他の物価指数の動向の検証も考慮するものとする。

2. 欧州議会への諮問を経て、欧州首脳理事会における審議の後に、閣僚理事会は欧州委員会の提案にもとづいて、適用除外構成国のいずれが第 1 項に定める基準にもとづく必要条件を満たしているかを定める欧州決定を採択するものとし、かつ当該関係構成国の適用除外を解除するものとする。

閣僚理事会は、ユーロが通貨である構成国を代表する閣僚理事会構成員の特定多数決による勧告を受けて行動するものとする。当該構成員は、欧州委員会の提案を受けて六箇月以内に閣僚理事会において行動するものとする。

特定多数決は、当該閣僚理事会構成員の少なくとも 55% であって、参加構成国の総人

口の少なくとも 65% をなすものと定義するものとする。可決阻止少数 (blocking minority) には、当該参加構成国の総人口の 35% を超える代表となるような、当該閣僚理事会構成員の最小員数に、さらに一名分を加えたものが少なくとも含まれていなければならない。これに満たないときは、特定多数決が成立したものとみなすものとする。

3. 閣僚理事会が第 2 項に定める手続に従って適用除外の解除を決定したときは、閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、当該関係構成国の通貨をユーロに交換する比率を不可逆的に固定し、その他当該関係構成国に単一通貨ユーロを導入するに必要な措置を定める欧州規則または欧州決定を採択するものとする。閣僚理事会は、欧州中央銀行への諮問を経て、ユーロが通貨である構成国および当該関係構成国を代表する構成員の全会一致合意により、行動するものとする。

第 III-199 [III-93]条〔一般評議会〕

1. 適用除外構成国が存在する限り、第 III-187 [III-79]条 3 項を害することなく、欧州中央銀行制度および欧州中央銀行設置規程第 45 条に述べる欧州中央銀行の一般評議会 (the General Council, le conseil général, der Erweiterte Rat) を欧州中央銀行の第三の意思決定機関として組織するものとする。
2. 適用除外構成国が存在する限り、欧州中央銀行は適用除外構成国に対して次の各号を行うものとする。
 - (a) 各国中央銀行間の協力の強化。
 - (b) 価格安定性の確保を目的とした、当該構成諸国の通貨政策の調整の強化。
 - (c) 為替相場機構の運営監視。
 - (d) 各国中央銀行の権限内の事項であって金融機関および金融市場の安定性に影響のある事項に関する協議の実施。
 - (e) かつて欧州通貨機構に継承された旧欧州通貨協力基金 (European Monetary Cooperation Fund) の任務の実施。

第 III-200 [III-94]条〔為替相場政策の協調義務〕

各適用除外構成国は、自国の為替相場政策を共通の関心事として扱うものとする。そうするにあたり、当該各国は為替相場機構の枠組みにおける協力から得た経験を考慮するものとする。

第 III-201 [III-95]条〔困難国相互援助〕

1. いずれかの適用除外構成国が、自国の国際収支の全体的不均衡のためまたは当該国の保有する通貨の種類のため、国際収支の困難に面しもしくは面する重大な危険があるときであって、当該困難がとりわけ域内市場の運営または共通通商政策の実施を危う

くする可能性があるときは、欧州委員会は直ちに、当該構成国の状況ならびに当該国が、利用可能なすべての手段を利用して、この憲法に従ってとった行動およびとることができる行動について、調査を行うものとする。欧州委員会は、関係構成国にいかなる措置を採用すべきかを言明するものとする。

いずれかの適用除外構成国がとった行動および欧州委員会の提示した措置が、生じたまたは生じる危険のある困難を克服するに十分ではないと判明したときは、欧州委員会は、経済財政評議会への諮問を経て、相互援助および適切な方式の許可を閣僚理事会に勧告するものとする。

閣僚理事会は当該状況およびその進展について、定期的に継続して閣僚理事会に報告するものとする。

2. 閣僚理事会は、当該相互援助を許可するものとする。閣僚理事会は当該援助の条件および詳細を定める欧州規則または欧州決定を採択するものとし、これは例えば次のような形式をとることができる。
 - (a) 適用除外構成国が援助を求めうる他の国際組織に対するまたは当該組織内における協調した対応。
 - (b) 困難に面した適用除外構成国が第三国に対する数量制限を維持または再導入したときの貿易転換を回避するために必要な措置。
 - (c) 他の構成国からの一定限度の信用供与。ただし当該国の合意を条件とする。
3. 欧州委員会の勧告した相互援助を閣僚理事会が許可しないとき、または許可された相互援助および実施された措置が不十分であるときは、欧州委員会は困難に面した適用除外構成国に対して、保護措置をとることを許可するものとする。欧州委員会はこの条件および詳細を定めるものとする。

閣僚理事会はこの許可を取消すことができ、また当該条件および詳細を変更することができる。

第 III-202 [III-96]条〔緊急保護措置〕

1. 国際収支に突然の危機が生じ、第 III-201 [III-95]条 2 項の意味における行為が直ちに採択されないときは、適用除外構成国は、予防的に、必要な保護措置をとることができる。当該措置は、域内市場の運営への阻害を可能な限り最小限にとどめるものでなければならない。かつ、生じた突然の困難を救済するために厳格に必要な範囲を超えたものであってはならない。
2. 欧州委員会および他の構成国は、当該保護措置についてその施行時までには通知を受け

るものとする。欧州委員会は第 III-201 [III-95]条にもとづく相互援助の許可を閣僚理事会に勧告することができる。

3. 欧州委員会が意見を表明した後、経済財政評議会への諮問を経て、閣僚理事会は当該関係構成国が上記の保護措置を修正、停止または廃止することを明記した決定を採択することができる。

第3章 その他の分野の政策

第1節 雇用

第 III-203 [III-97]条〔戦略協調・目的〕

連合および構成国は、本節に従って、第 I-3 条に定める諸目標を達成するために、雇用戦略協調の発展、とりわけ熟練し技能をもち適応力のある労働力の推進ならびに経済変化に応じた労働市場の推進に向けて作業をするものとする。

第 III-204 [III-98]条〔各国政策協調〕

1. 構成国は、第 III-179 [III-71]条 2 項に従って採択される構成国および連合の経済政策概括指針に適合する各国の雇用政策を通して、第 III-203 [III-97]条に述べる目標の達成に貢献するものとする。
2. 構成国は、労使の責任に関する各国の実務慣行に照らして、雇用促進を共通の関心事とみなすものとし、第 III-206 [III-100]条に従って、閣僚理事会において各国のこの面での行動を調整するものとする。

第 III-205 [III-99]条〔連合の支援補完〕

1. 連合は、構成国間の協力の奨励ならびに構成国の活動の支援および必要に応じた補完を通して、高水準の雇用に貢献するものとする。そうするにあたり、構成国の権限を尊重するものとする。
2. 高水準の雇用の目的は、連合の政策と活動の形成と実施において考慮するものとする。

第 III-206 [III-100]条〔年次雇用情勢判断〕

1. 欧州首脳理事会は、毎年連合の雇用情勢を考慮し、閣僚理事会および欧州委員会の共同年次報告書にもとづいて、当該情勢に関する結論を採択するものとする。
2. 欧州首脳理事会の結論にもとづいて、閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、毎年指針を採択するものとし、この指針を構成国は雇用政策において考慮するものと

する。閣僚理事会は、欧州議会、地域評議会、経済社会評議会および雇用評議会（Employment Committee）への諮問を経て行動するものとする。

この指針は第 III-179 [III-71]条 2 項に従って採択される概括指針に即するものとする。

3. 各構成国は、第 2 項に述べる雇用指針に照らして各国の雇用政策を実施する主要な方策について、閣僚理事会および欧州委員会に毎年報告するものとする。
4. 閣僚理事会は、第 3 項に述べる報告にもとづいて、かつ、雇用評議会の答申を受けてから、雇用指針に照らして構成国の雇用政策の実施について毎年検査を行うものとする。閣僚理事会は、欧州委員会の勧告にもとづいて、構成国を名宛人とした勧告を採択することができる。
5. この検査の結果にもとづいて、閣僚理事会および欧州委員会は、連合における雇用情勢および雇用指針の実施に関する共同年次報告を欧州首脳理事会に提出するものとする。

第 III-207 [III-101]条〔各国間協力誘導措置〕

欧州法律または欧州枠組法律において、情報交換および最良実務（best practices）の相互教示の発展、比較分析および助言の提供、ならびに、とりわけ試行事業（pilot projects）の実施を通じた、革新的方法および経験評価の推進を目的とした先導行動（initiative）により構成国間の協力を奨励し、雇用の分野における各国の行動を支援するための誘導措置（incentive measures）を定めることができる。この欧州法律または欧州枠組法律は、地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

この欧州法律または欧州枠組法律は構成国の法令の調和を含まないものとする。

第 III-208 [III-102]条〔雇用評議会の任務〕

閣僚理事会は、単純多数決により、雇用政策および労働市場政策に関する構成国間の協調を推進するために、諮問的地位の雇用評議会（Employment Committee）を設置する欧州決定を採択するものとする。

当該評議会の任務は次のこととする。

- (a) 連合および構成国の雇用情勢および雇用政策を監視する。
- (b) 第 III-344 [III-247]条を害することなく、閣僚理事会もしくは欧州委員会の要請を受けてまたは自らの発意で意見を表明し、第 III-206 [III-100]条に述べる閣僚理事会の手續の準備に貢献する。

その使命を遂行するにあたり、当該評議会は労使へ諮問するものとする。

各構成国および欧州委員会は当該評議会にそれぞれ二名を任命するものとする。

第2節 社会政策

第 III-209 [III-103]条〔目標・多様性考慮〕

連合および構成国は、1961年10月18日にトリノにおいて署名された欧州社会憲章（European Social Charter）および労働者の基本的社会権に関する1989年の欧州共同体憲章等に定められた基本的社会権を念頭におきつつ、雇用の推進、向上を維持しつつ生活と労働の調和を可能にする、生活条件および労働条件の向上、適切な社会的保護、労使対話、永続的な高雇用のための人的資源の開発ならびに社会的疎外対策を目標とするものとする。

この目的のために、連合および構成国は、とりわけ契約関係の分野における、各国実務の多様な形態および連合経済の競争力維持の必要性を考慮しつつ行動するものとする。

連合および構成国は、このような発展は、社会制度の調和を支持する域内市場の運営から生じるばかりでなく、この憲法に定める手続ならびに法令または行政行為に定める規定の近似化からも生じるであろうと信じる。

第 III-210 [III-104]条〔実施措置・方式〕

1. 第 III-209 [III-103]条の目標を達成するために、連合は次に掲げる分野について構成国の活動を支援し補完するものとする。

- (a) 労働者の健康と安全を保護するための、とりわけ労働環境の向上。
- (b) 労働条件。
- (c) 労働者の社会保障および社会的保護。
- (d) 雇用契約が終了した労働者の保護。
- (e) 労働者への情報と諮問。
- (f) 労使の利益の代表と集団的防御。これには第6項に服した共同決定を含む。
- (g) 連合領土内に合法的に居住する第三国国民の雇用条件。
- (h) 労働市場から排除された者の編入。ただし第 III-283 [III-183]条を害さない。
- (i) 労働市場の機会および職場での待遇に関する男女の平等。
- (j) 社会的疎外への対抗。
- (k) c号を害することなく、社会的保護制度の現代化。

2. この目的のために、

(a) 欧州法律または欧州枠組法律において、知識向上、情報交換および最良実務の相互教示の発展、革新的方法および経験評価の推進に向けた先導行動を通して、構成国間の協力を奨励するための措置を定めることができる。ただし、構成国の法令のいかなる調和も除くものとする。

(b) 第1項 a号ないし i号に述べる分野について、欧州枠組法律において、各構成国に普及した条件および技術準則に留意しつつ、漸進的な実施のための最小限要件を定めることができる。このような欧州枠組法律は、中小規模の事業者の設立と発展を抑止するような行政的、財政的および法的な制約を課すことは避けるものとする。

すべての場合において、このような欧州法律または欧州枠組法律は、地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

3. 第2項の適用除外として、第1項 c号、d号、f号および g号に述べる分野については、欧州法律または欧州枠組法律は、欧州議会、地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て閣僚理事会が全会一致により採択するものとする。

閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、第1項 d号、f号および g号に通常の立法手続を適用する旨の欧州決定を採択することができる。閣僚理事会は、欧州議会への諮問を経て全会一致により行動するものとする。

4. 構成国は、労使の共同の要請を受けて、第2項および第3項にもとづいて採択された欧州枠組法律の実施、または適切な場合、第 III-212 [III-106] 条に従って採択された欧州規則もしくは欧州決定の実施を、労使に委任することができる。

この場合、構成国は、欧州枠組法律の実施義務の期限日、または欧州規則もしくは欧州決定の実施日までに、労使が協定により必要措置を導入することを確保するものとする。関係構成国は、当該欧州枠組法律、欧州規則もしくは欧州決定の課す結果達成義務を保障する地位に当該国が常時あることを可能にするためのあらゆる必要な方策をとることを義務づけられるものとする。

5. 本条にもとづいて採択される欧州法律および欧州枠組法律は、

- (a) 自国の社会保障制度の基本原則を策定する構成国の権利に影響しないものとし、かつ、当該制度の財政均衡に著しく影響してはならない。
- (b) 構成国がこの憲法に適合したいっそう厳格な保護措置を維持または導入することを妨げないものとする。

6. 本条は、報酬、団結権、ストライキ権またはロックアウト権には適用しないものとする。

る。

第 III-211 [III-105]条〔労使諮問〕

1. 欧州委員会は、連合次元の労使への諮問を推進するものとし、両当事者に対する均衡のとれた支持を確保することを通して、労使対話を促進するあらゆる関連した措置を採択するものとする。
2. この目的のために、社会政策分野の提案を提出する前に、欧州委員会は連合の行動のありうべき方向性について労使へ諮問するものとする。
3. この諮問の後に欧州委員会が連合の行動が望ましいと考えるときは、欧州委員会は予定した提案の内容を労使へ諮問するものとする。労使は欧州委員会に意見または適宜勧告を提出するものとする。
4. この諮問がなされる際に、労使は欧州委員会に対して、労使が第 III-212 [III-106]条に定める手続を開始することを希望する旨を通知することができる。当該手続の期間は九箇月を超えないものとする。ただし、関係労使および欧州委員会が共同で当該期間の延長を決定するときを除く。

第 III-212 [III-106] 条〔連合労使協定の締結と実施〕

1. 労使が望むときは、連合次元の労使対話を通じて協定を含む契約関係に達することができる。
2. 連合次元で締結された協定は、当該労使および構成国に特有の手続および慣行に従って実施されるか、または第 III-210 [III-104]条が対象とする事項については、締約当事者の共同の要請があるとき、閣僚理事会が欧州委員会の提案にもとづいて採択する欧州規則または欧州決定によって実施されるものとする。欧州議会は通知を受けるものとする。

当該労使協約が第 III-210 [III-104]条 3 項により全会一致が要件とされる分野の一つに關係する規定を一またはそれ以上含むときは、閣僚理事会は全会一致により行動するものとする。

第 III-213 [III-107]条〔各国協調の促進〕

第 III-209 [III-103]条の目標の達成のために、かつこの憲法の他の規定を害さずに、欧州委員会は構成国間の協力を奨励し、本節にもとづくすべての社会政策分野の、とりわけ次の事項に関する、構成国の行動の協調を促進するものとする。

(a) 雇用。

- (b) 労働法および労働条件。
- (c) 初等および高等の職業訓練。
- (d) 社会保障。
- (e) 労働災害および職業病の予防。
- (f) 労働衛生。
- (g) 労使の団結権および団体交渉権。

この目的のために、欧州委員会は構成国と緊密な連絡をとりつつ、構成国次元で生じる問題および国際組織の注意をひく問題の両方についての研究、意見表明および諮問を通して、またとりわけ指針および指標の提示、最良実務の相互教示の制度化ならびに定期的な監視および評価に必要な基礎の準備を目標とした発議を通して、行動するものとする。欧州議会は全面的につねに通知を受けるものとする。

本条に定める意見を表明する前に、欧州委員会は経済社会評議会へ諮問するものとする。

第 III-214 [III-108]条〔男女労働者の平等〕

1. 各構成国は、男女労働者の同一労働または同一価値労働に対する同一報酬の原則が適用されることを確保するものとする。
2. 本条にいう「報酬」とは、通常の基本もしくは最低の賃金または給与その他の現金もしくは現物のあらゆる対価であって、労働者が雇用主から当該雇用に関して直接または間接に受け取るものをいう。

性別を理由とする差別のない平等報酬とは、次のことをいう。

- (a) 出来高払いの同一労働に対する報酬は、同一の計算単位にもとづいて計算されるものとする。
- (b) 時間払いの労働に対する報酬は、同一職務に対して同一とする。

3. 欧州法律または欧州枠組法律において、同一労働または同一価値労働同一報酬の原則を含め、労働および職業の事項について男女の平等機会および平等待遇の原則の適用を確保するための措置を定めるものとする。この欧州法律または欧州枠組法律は経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

4. 労働生活における男女の実際の完全な平等を確保するために、平等待遇の原則は、進出度の低い性別の者の職業活動の遂行または職業経歴上の不利の防止もしくは補償をより容易にするために、構成国が特定の有利を与える措置を維持または採択することを妨げないものとする。

第 III-215 [III-109]条〔各国有給休暇制度〕

構成国は、各国の有給休暇制度間の現行の同等性を維持するよう努力するものとする。

第 III-216 [III-110]条〔年次報告書〕

欧州委員会は第 III-200 [III-103]条の目標の達成進度について、連合の人口動態状況を含めて、年次報告書を作成するものとする。欧州委員会はこの報告書を欧州議会、閣僚理事会および経済社会評議会に提出するものとする。

第 III-217 [III-111]条〔社会保護評議会〕

閣僚理事会は、構成国間および構成国と欧州委員会間の社会的保護政策に関する協力を推進するために、諮問的地位の社会保護評議会（Social Protection Committee）を設置する欧州決定を、単純多数決により、採択するものとする。閣僚理事会は欧州議会への諮問を経て行動するものとする。

当該評議会の任務は次の通りとする。

- (a) 構成国および連合の社会情勢および社会保護政策の展開の監視。
- (b) 構成国間および構成国と欧州委員会間の情報交換、経験および最良実務の相互教示の推進。
- (c) 閣僚理事会もしくは欧州委員会の要請または自らの発意にもとづく、報告書の作成、意見の表明またはその権限範囲内のその他の作業の実施。ただし第 III-344 [III-247]条を害さないものとする。

その使命を遂行するにあたり、当該評議会は労使と適切な連絡をとるものとする。

各構成国および欧州委員会はそれぞれ二名の当該評議会構成員を任命するものとする。

第 III-218 [III-112]条〔年次報告書〕

欧州委員会は欧州議会への年次報告書において連合内の社会動向に関する個別の章を設けるものとする。

欧州議会は欧州委員会に対して、社会状況に関するあらゆる特段の問題について報告書を作成するよう懇請することができる。

第 III-219 [III-113 ~ 115]条〔欧州社会基金の目的・運営・細則〕

1. 域内市場の労働者の雇用機会を改善し、それを通して生活水準の向上に貢献するために、ここに欧州社会基金を設置する。この基金は、労働者の雇用を容易にし、労働者の連合内での地理的および職業的移動性を高め、産業変化および生産方式の変化に対する労働者の適応力を、とりわけ職業訓練および再訓練を通して、高めることを目的とするものとする。

2. 欧州委員会はこの基金を運営するものとする。欧州委員会はこの任務について、欧州委員会の委員一名を議長とする構成国、労働組合および使用者団体の各代表で構成する評議会による補佐を受けるものとする。

3. 欧州社会基金に関する実施措置を欧州法律において定めるものとする。この法律は、地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

第 3 節 経済、社会および領土の結束

第 III-220 [III-116]条〔目的〕

全体的な調和のとれた発展を推進するために、連合は経済、社会および領土の結束を強化することにつながる行動を形成し追求するものとする。

とりわけ、連合は、様々の地域の発展度の差異の低減および最も不利な状況にある地域の後進性の低減を目的とするものとする。

関係する地域のうち、とりわけ農村地域、産業転換に影響された地域、および自然もしくは人口年齢構成の苛酷かつ永続的な困難を被っている地域、たとえば人口密度の極端に低い最北端地域、ならびに島嶼部、国境および山間地域などに対して、注意が払われるものとする。

第 III-221 [III-117]条〔実施方式〕

構成国は自国の経済政策を実施するものとし、その経済政策を、第 III-220 [III-116]条に定める目標をも達成するように調整するものとする。連合はその政策および行動の形成および実施ならびに域内市場の実施において当該目標を考慮し、かつ当該目標の達成に貢献するものとする。連合はまた、構造基金（欧州農業指導保証基金指導部門、欧州社会基金、欧州地域開発基金）、欧州投資銀行その他の既存の財政手段により連合が行う行動を通して、当該目標の達成を支援するものとする。

欧州委員会は、経済、社会および領土の結束の達成に向けた進捗ならびに本条に定める様々の手段の当該結束への貢献成果について、欧州議会、閣僚理事会、地域評議会および経済社会評議会に対して三年ごとに報告書を提出するものとする。この報告書は、必要に応じて、適切な提案を伴うものとする。

欧州法律または欧州枠組法律において、構造基金の枠外の特段の措置を定めることができる。ただし、連合の他の政策の枠組において採択された措置を害さないものとする。この欧州法律または欧州枠組法律は、地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

第 III-222 [III-118]条〔欧州地域開発基金〕

欧州地域開発基金（European Regional Development Fund）は、発展遅滞地域の開発および構造調整ならびに衰退産業地域の転換に参加することを通して、連合内の主たる地域格差の是正に資することを意図したものである。

第 III-223 [III-119]条〔構造基金運用立法〕

1. 第 III-224 [III-120]条を害することなく、欧州法律において、構造基金の任務、優先目標および編成（これは諸基金の合同運用を含みうる）構造基金に適用する一般準則ならびに構造基金の実効性、諸基金相互の調整、構造基金と既存の他の財政手段との調整を確保するために必要な規定を定めるものとする。

欧州法律が設置する結束基金（Cohesion Fund）は、環境分野および運輸基盤領域における欧州横断網分野の諸事業に財政的貢献を行うものとする。

すべての場合において、これらの欧州法律は、地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

2. 構造基金および結束基金の規定については、この欧州憲法条約の署名日に有効である当該諸基金の規定に従って、最初の規定を閣僚理事会の欧州法律において定めるものとする。閣僚理事会は、欧州議会への諮問を経て全会一致により行動するものとする。

第 III-224 [III-120]条〔諸基金運用立法〕

欧州地域開発基金に関する実施措置は、欧州法律において定めるものとする。この欧州法律は地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

欧州農業指導保証基金指導部門（European Agricultural Guidance and Guarantee Fund, Guidance Section）および欧州社会基金（European Social Fund）に関しては、それぞれ第 III-231 [III-127]条および第 III-219 [III-115]条を適用するものとする。

第 4 節 農漁業

第 III-225 [III-121]条〔定義〕

連合は共通農漁業政策を策定し実施するものとする。

「農産物」とは、土壌、牧畜および漁業の産物ならびにこれらの産物に直接に係る第一次加工品をいう。共通農業政策または農業に対する言及および「農」という用語は、漁業部門に特有の性質に留意しつつ、漁業にも言及するものとして理解されるものとする。

第 III-226 [III-122]条〔農業域内市場〕

1. 域内市場は農業および農産物貿易に及ぶものとする。
2. 第 III-227 [III-123]条ないし第 III-232 [III-128]条の特段の定めを除き、域内市場の設立のために定められる準則は農産物にも適用されるものとする。
3. 第一附属書に掲げる産物は第 III-227 [III-123]条ないし第 III-232 [III-128]条に服するものとする。
4. 農産物の域内市場の運営および発展は、共通農業政策の設定を伴わなければならない。

第 III-227 [III-123]条〔政策目標〕

1. 共通農業政策の目標は次のものとする。
 - (a) 技術進歩の推進ならびに農業生産の合理的発展の確保および生産要素とりわけ労働力の最適使用の確保を通じた、農業生産性の向上。
 - (b) とりわけ農業従事者の個人所得の向上を通じた、農家の生活水準の確保。
 - (c) 市場の安定化。
 - (d) 供給の確実保障。
 - (e) 供給が消費者に合理的価格で到達することの確保。
2. 共通農業政策およびその実施の特別方式を構築するうえで、次の点に留意するものとする。
 - (a) 農業活動の性質の特殊性。これは農業の社会的構造からくるもの、および様々の農業地域の間にある構造的および自然的な差異からくるものがある。
 - (b) 適切な調整を漸進的に実施する必要性。
 - (c) 構成国において農業が経済全体に密接に関連する部門であるという事実。

第 III-228 [III-124]条〔共通農業制度の設立〕

1. 第 III-227 [III-123]条に定める目標を達成するために、農業市場の共通制度を設立するものとする。

この制度は、対象産物に応じて、次のいずれかの形式をとるものとする。

 - (a) 共通の競争準則
 - (b) 各国市場制度の強制的協調
 - (c) 欧州市場制度
2. 第 1 項に従って設立した共通制度は、第 III-227 [III-123]条に定める目標の達成に必要なすべての措置、とりわけ、価格規制、様々の産物の生産販売補助、貯蔵および繰越

制度ならびに輸出入安定化の共通機構を含むことができる。

共通制度は第 III-227 [III-123]条に定める目標の追求に限定されるものとし、連合内の生産者または消費者の間のあらゆる差別を排除するものとする。

いかなる共通価格政策も共通の基準および統一的な計算方式にもとづくものとする。

3. 第 1 項に述べる共通制度がその目標を達成できるようにするために、一またはそれ以上の農業指導保証基金を設立することができる。

第 III-229 [III-125]条〔補助的措置〕

第 III-227 [III-123]条に定める目標の達成を可能にするために、共通農業政策の枠組において次のような措置を定める規定をおくことができる。

- (a) 職業訓練、研究および農業知識の普及の領域における努力の実効的な協調。これには事業または施設への共同出資を含むことができる。
- (b) 特定産物の消費拡大のための共同措置。

第 III-230 [III-126]条〔競争準則適用の特例〕

1. 競争準則に関する節は、第 III-227 [III-123]条に定める目標に留意しつつ第 III-231 [III-127]条 2 項に従った欧州法律または欧州枠組法律が定める範囲においてのみ、農産物の生産および貿易に適用されるものとする。
2. 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、次に掲げる補助の付与を許可する欧州規則または欧州決定を採択することができる。

- (a) 構造条件または自然条件により不利を受けている事業の保護のための補助。
- (b) 経済開発計画の枠組内における補助。

第 III-231 [III-127]条〔各国市場制度の欧州制度代替〕

1. 欧州委員会は、第各国制度を III-228 [III-124]条 1 項に定める共通制度の一形式に代替することを含め、共通農業政策の策定および実施のための提案ならびに本節に述べる措置の実施のための提案を提出するものとする。

これらの提案は本節に述べる農業事項の相互依存性を考慮するものとする。

2. 欧州法律または欧州枠組法律において、第 III-228 [III-124]条 1 項に定める市場共通制度ならびに共通農業政策および共通漁業政策の目標達成に必要なその他の規定を定めるものとする。これらは経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

3. 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、価格、賦課金、補助金および数量制限ならびに漁業機会の指定および配分を定める欧州規則または欧州決定を採択するものとする。

4. 第 2 項に従って、次のときは、各国市場制度を第 III-228 [III-124]条 1 項に定める共通制度に代替することができる。

- (a) この共通制度が、当該措置に反対する構成国であって対象産物について自国の制度をもつ国に対して、可能な調整および時の経過とともに必要となるであろう専門特化を考慮しつつ、関係する生産者の雇用および生活水準を同等に保護するとき、かつ、
- (b) このような制度が、国内市場について存在する営業条件と同様の営業条件を連合内について保障するとき。

5. 特定の原料についての共通制度が設立されつつ、対応する加工品についての共通制度が未だ存在しないときは、第三国へ輸出される予定の加工品に使われる当該原料は、連合域外から輸入することができる。

第 III-232 [III-128]条〔相殺金〕

いずれかの構成国において、ある産物が国内市場制度の対象となり、またはそれと同等の効果のある国内準則であって他の構成国における同様産物の競争上の地位に影響する準則の対象になっているとき、当該制度または準則をもつ構成国から当該産物を輸入する構成国は、相殺金を賦課するものとする。ただし、当該輸入国が輸出について相殺金を賦課している場合はこの限りではない。

欧州委員会は、均衡を回復するために必要な水準の相殺金額を定める欧州規則または欧州決定を採択するものとする。欧州委員会はまたその他の措置を許可することができ、当該措置の条件および詳細を定めるものとする。

第 5 節 環境

第 III-233 [III-129]条〔目標と政策形成〕

1. 連合の環境に関する政策は次に掲げる目標の追求に貢献するものとする。
 - (a) 環境の質の保全、保護および向上
 - (b) 人の健康の保護
 - (c) 自然資源の長期的見通しにたった合理的な利用
 - (d) 地域的または世界大の環境問題に取り組む国際次元の措置の推進。

2. 連合の環境に関する政策は、連合の様々な地域の多様な状況を考慮しつつ高水準の保護をめざすものとする。この政策は、予防警戒原則（precautionary principle）予防行動（preventive action）をとるべきとの原則、環境損害は源において優先的に是正されるべきとの原則、汚染者が費用を負担すべきとの原則にもとづくものとする。

この文脈において、環境保護の要請に応じる調和措置には、構成国が、連合の監督手続に服しつつ、非経済的な環境上の理由から、適宜、暫定的方策をとることを認める防衛条項（セーフガード条項）を含むものとする。

3. 環境に関する政策を準備するにあたり、連合は次の点を考慮するものとする。
 - (a) 入手可能な科学技術データ
 - (b) 連合の様々な地域の環境状態
 - (c) 行動または無行動に対する潜在利得および潜在費用
 - (d) 連合全体の経済的社会的発展および連合の諸地域の均衡のとれた発展
4. 連合および構成国は、それぞれの権限の局面において、第三国および所轄国際組織と協力するものとする。連合の協力についての取決めは、連合と関係第三者との協定の対象事項とすることができる。

前段は、国際組織において交渉し国際協定を締結する構成国の権限を害さないものとする。

第 III-234 [III-130 ~ 131]条〔政策実施、各国上乗せ規制〕

1. 欧州法律または欧州枠組法律において、第 III-233 [III-129]条に述べる目標を達成するためにとるべき行動を定めるものとする。この欧州法律または欧州枠組法律は、地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。
2. 第 1 項に対する適用除外として、かつ第 III-172 [III-65]条を害すことなく、閣僚理事会は次の事項を定める欧州法律または欧州枠組法律を全会一致により採択するものとする。
 - (a) 主として財政的性質の規定
 - (b) 次の事項に影響する措置
 - (i) 都市および土地利用計画
 - (ii) 水資源の量的管理または当該資源の利用可能性に直接もしくは間接に影響する量的管理
 - (iii) 廃棄物管理を除く、土地利用
 - (c) 構成国による様々なエネルギー源間の選択および当該国のエネルギー供給の全体構造に著しく影響する措置

閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、本項第 1 段に述べる事項に対して通常の立法手続が適用されるようにする欧州決定を全会一致により採択することができる。

すべての場合において、閣僚理事会は欧州議会、地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て行動するものとする。

3. 優先達成目標を掲げる一般行動計画を、欧州法律において定めるものとする。この法律は地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

当該計画の実施に必要な措置は、それぞれに応じて、第 1 項または第 2 項の要件にもとづいて採択されるものとする。

4. 連合の採択した一定の措置を害することなく、環境政策の財政および実施は構成国が行うものとする。
5. 汚染者が費用を負担すべきとの原則を害することなく、第 1 項にもとづく措置がいずれかの構成国の公的機関に過重と思われる費用負担を迫るときは、当該措置は次の各号の一もしくは両方の適切な方式を認めるものとする。

- (a) 一時的適用除外
- (b) 結束基金からの財政支援

6. 本条に従って採択される保護措置は、構成国がいっそう厳格な保護措置を維持または導入することを妨げないものとする。当該措置はこの憲法に適合しなければならない。当該措置は欧州委員会に通知されるものとする。

第 6 節 消費者保護

第 III-235 [III-132]条〔目的・手段〕

1. 消費者の利益を推進し高水準の消費者保護を確保するために、連合は、消費者の健康、安全および経済利益の保護に貢献し、また消費者の情報、教育への権利およびその利益を擁護するための自己組織化の権利に貢献するものとする。
2. 連合は、次の措置を通して、第 1 項に述べる目標の達成に貢献するものとする。
 - (a) 域内市場の完成の文脈において第 III-172 [III-65]条に従って採択される措置
 - (b) 構成国の実施する政策を支援、補完および監視する措置

3. 第2項b号に述べる措置は、欧州法律または欧州枠組法律において定めるものとする。
この欧州法律または欧州枠組法律は、経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

4. 第3項に従って採択される行為は、構成国がいつそう厳格な保護規定を維持または導入することを妨げないものとする。当該規定はこの憲法に適合しなければならない。
当該規定は欧州委員会に通知されるものとする。

第7節 運輸

第 III-236 [III-133 ~ 134]条〔共通政策〕

1. この憲法の目標は、本節の規律する事項については、共通運輸政策の枠組において追求されるものとする。

2. 欧州法律または欧州枠組法律において、運輸の特殊事情を考慮しつつ、第1項を実施するものとする。これらは地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

この欧州法律または欧州枠組法律は、次の事項を定めるものとする。

- (a) いずれかの構成国の領土へのもしくはからの国際運輸または一もしくはそれ以上の構成国の領土を通過する国際運輸に適用される共通準則。
- (b) 一構成国において非居住の運輸業者が国内運輸業を行うことができる条件。
- (c) 運輸の安全を向上させる措置。
- (d) その他のあらゆる適切な措置。

3. 第2項に述べる欧州法律または欧州枠組法律を採択するにあたり、当該法律の適用により一定の地域の生活水準および雇用水準ならびに運輸設備の運営に重大な影響が生じうることを考慮するものとする。

第 III-237 [III-135]条〔現状維持〕

第 III-236 [III-134]条第1段に述べる欧州法律または欧州枠組法律が採択されるまでは、いずれの構成国も、1958年1月1日に、または新規加盟国については加盟時に、当該運輸問題を規律していた諸規定を、自国民たる運輸業者に比べて他の構成国の運輸業者に直接または間接に不利な効果をもつものにしてはならない。ただし、閣僚理事会が全会一致により適用除外を認める欧州決定を採択するときはこの限りではない。

第 III-238 [III-136]条〔許される補助〕

補助は、運輸の調整の必要に応じるものであるとき、または公共事業の概念に内在する一

定の義務の履行に対する代償となるときは、この憲法に適合するものとする。

第 III-239 [III-137]条〔料金・条件〕

この憲法の枠内で採択される運輸の料金および条件に関する措置は、運輸業者のおかれた経済状況を考慮するものとする。

第 III-240 [III-138]条〔運輸差別の禁止〕

1. 同一商品の同一経路の輸送に対して、その商品の原産地構成国または目的地構成国を理由として異なる料金および条件を課す形態の運輸差別は、連合内の運輸については禁止されるものとする。

2. 第1項は、第 III-235 [III-134]条第1段にもとづいて、他の欧州法律または欧州枠組法律を採択することを妨げるものではないものとする。

3. 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、第1項を実施するための欧州規則または欧州決定を採択するものとする。閣僚理事会は、欧州議会および経済社会評議会への諮問を経て行動するものとする。

閣僚理事会は、とりわけ連合の機関が第1項に定める準則の遵守を監督し、利用者がその恩恵を全面的に享受できるようにするために必要な欧州規則および欧州決定を採択することができる。

4. 欧州委員会は、自らの発意またはいずれかの構成国の請求にもとづいて行動し、第1項に該当する差別のあらゆる事案を調査するものとし、あらゆる関係構成国への諮問を経て、第3項に述べる欧州規則および欧州決定の枠内で、必要な欧州決定を採択するものとする。

第 III-241 [III-139]条〔特定業者優遇料金・条件の禁止〕

1. 連合内において実施される運輸事業活動について、構成国が、一またはそれ以上の特定の事業者もしくは業界の利益を支援または保護する要素を含む料金および条件を課すことは、禁止されるものとする。ただし、欧州委員会の欧州決定により許可されたときはこの限りではない。

2. 欧州委員会は、自らの発意またはいずれかの構成国の請求にもとづいて行動し、第1項に述べる料金および条件を、とりわけ適切な地域経済政策の要請、低開発地域の需要および政治情勢の深刻な影響を受けた地域の問題を一方で考慮し、他方で当該料金および条件が様々な運輸形態間の競争に与える影響を考慮しつつ、検査するものとする。

欧州委員会は、関係各構成国への諮問を経て、必要な欧州決定を採択するものとする。

3. 第1項に定める禁止は、競争に対応するために定めた料金には適用しないものとする。

第 III-242 [III-140]条〔国境通過料〕

運送料金に追加して運送業者が課す国境通過に関する料金または手数料は、国境通過に現実にかかる費用を考慮して合理的な水準を超えてはならないものとする。

構成国は当該費用を削減する努力をするものとする。

欧州委員会は本条の適用について構成国に勧告を行うことができる。

第 III-243 [III-141]条〔ドイツの特例〕

ドイツの分裂により影響を受けたドイツ共和国の一定地域の経済に対して、当該分裂から生じた経済的不利を補償するためにドイツ連邦共和国において措置をとる必要がある限りにおいて、本節の規定は当該措置の適用に対する障害とならないものとする。この欧州憲法条約の発効日から五年後に、閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、本条を廃止する欧州決定を採択することができる。

第 III-244 [III-142]条〔運輸評議会〕

構成国政府が指名する専門家により構成する諮問的な評議会 (an Advisory Committee) を欧州委員会に付設するものとする。欧州委員会は、諮問が望ましいと考えるときは、運輸問題について当該評議会へ諮問するものとする。

第 III-245 [III-143]条〔適用範囲〕

1. 本節は鉄道、道路および内陸水路の運輸に対して適用されるものとする。
2. 欧州法律または欧州枠組法律において、海上および航空運輸に対する適切な措置を定めることができる。これらは地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

第8節 欧州横断網

第 III-246 [III-144]条〔目的〕

1. 第 III-130 [III-14]条および第 III-220 [III-116]条に述べる目標の達成に資するため、また連合市民、経済主体ならびに地域および地方社会が域内国境のない地域の設立から生じる恩恵を全面的に享受できるようにするため、連合は、運輸、電気通信およびエネルギー基盤の領域において欧州横断網の整備および展開に貢献するものとする。

2. 開放的自由競争市場制度の枠内において、連合の行動は各国網の相互接続性 (interconnection) および相互作用性 (interoperability) ならびに当該各国網の利用可能性を推進することを目的とする。連合は、とりわけ連合の島嶼部、内陸部および周縁地域と中心地域とを連結する必要を考慮するものとする。

第 III-247 [III-145]条〔政策措置〕

1. 第 III-246 [III-144]条に述べる目標を達成するために、連合は、
 - (a) 欧州横断網の局面において予定する措置の目標、優先事項および概括方針を述べる一連の指針を定めるものとする。
 - (b) 横断網の相互作用性を、とりわけ規格基準標準化の分野において、確保するために必要となりうるあらゆる措置を実施するものとする。
 - (c) 構成国が支援する共通の関心事たる事業であって、a号に述べる指針の枠組において指定されるものを、とりわけ実現可能性調査、貸付保証または金利補助を通して、支援することができる。連合はまた結束基金を通じて、運輸基盤分野における構成国の特定の事業に対して財政的貢献をすることができる。

連合の活動は当該事業の経済的成立可能性 (potential economic viability) を考慮するものとする。

2. 第1項に述べる指針その他の措置は、欧州法律または欧州枠組法律において定めるものとする。これらの法律は地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

いずれかの構成国の領土に関係する共通の関心事たる指針および事業は、当該関係構成国の同意を要するものとする。

3. 構成国は、欧州委員会と連携して、第 III-246 [III-144]条に述べる目標の達成に重大な影響を与えうる各国次元で実施される政策について、相互に調整するものとする。欧州委員会は、構成国と緊密に協力しつつ、そのような調整を推進するあらゆる有益な発議を行うことができる。

4. 連合は、相互の利益となる事業を推進し横断網の相互作用性を確保するために、第三国と協力することができる。

第9節 研究技術開発および宇宙

第 III-248 [III-146]条〔目的〕

1. 連合は、この憲法の他の章により必要とされるすべての研究活動を推進しつつ、研究

者、科学知識および科学技術が自由に流通する欧州研究圏を達成することにより、連合の科学技術基盤を強化し、連合の産業を含めて連合がいつそう国際競争力をもつよう奨励することを目的とするものとする。

2. この目的のために、連合は、その全域において、中小規模の事業者、研究所および大学を含めた事業者による高質の研究および技術開発活動を奨励するものとする。連合は、特に、研究者の国境を超えた自由な協力を可能にするため、また事業者による域内市場の潜在力の活用を、とりわけ各国の公共契約の開放、共通基準の設定、協力の法制上および税制上の障害の除去を通じて可能にするために、これらの者の相互協力の努力を支援するものとする。
3. 研究技術開発の領域における連合の活動は、見本事業（demonstration projects）を含め、すべて本節に従って決定され実施されるものとする。

第 III-249 [III-147]条〔連合の活動〕

第 III-248 [III-146]条に述べる諸目標を追求するにあたり、連合は、構成国において実施される活動を補完する、次の活動を実施するものとする。

- (a) 事業者、研究所および大学との協力またはそれら相互間の協力を推進することを通じた、研究技術開発および見本事業の実施。
- (b) 連合の研究技術開発および見本事業の分野における、第三国および国際組織との協力の推進。
- (c) 連合の研究技術開発および見本事業の活動成果の普及および成果の最大化。
- (d) 連合における研究者の養成および移動性の刺激。

第 III-250 [III-148]条〔相互調整〕

1. 連合および構成国は、各国の政策と連合の政策が相互に一貫するように、それぞれの研究技術開発活動を調整するものとする。
2. 構成国と緊密に協力しつつ、欧州委員会は第 1 項に述べる調整を推進するあらゆる有益な発議、とりわけ指針および指標の提示、最善実務の相互教示の制度化、定期的な監視および評価に必要な基礎の準備を目的とした発議を行うことができる。欧州議会はつねに全面的に報告を受けるものとする。

第 III-251 [III-149]条〔計画の策定と実施〕

1. 欧州法律において、連合のすべての活動を定める多年度枠組計画を定めるものとする。この法律は経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

当該枠組計画は次の事項を定めるものとする。

- (a) 第 III-249 [III-147]条に定める活動により達成されるべき科学技術的目標および関連する優先事項。
- (b) 当該活動の概括方針。
- (c) 最大総額および連合の当該枠組計画への財政参加の細則ならびに所定の各活動への配分額

2. 枠組計画は、状況の変化に応じて修正または補正されるものとする。
3. 閣僚理事会の欧州法律において、各活動内で枠組計画を実施する個別計画を定めるものとする。個別計画はそれぞれ実施細則を明示し、実施期間を特定し、必要とされる手段を定めるものとする。各個別計画が特定した必要とされる額の合計は、枠組計画および各活動について特定された最大総額を超えてはならない。当該法律は、欧州議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。
4. 多年度枠組計画に予定する活動を補完するものとして、欧州法律において、欧州研究圏の実施に必要な措置を定めるものとする。当該法律は、欧州議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

第 III-252 [III-150 ~ 153]条〔枠組計画の実施〕

1. 多年度枠組計画の実施のために、欧州法律または欧州枠組法律において、次の事項を定めるものとする。

- (a) 事業者、研究所および大学の参加のための準則。
- (b) 研究成果の普及を規律する準則。

この欧州法律または欧州枠組法律は、経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

2. 多年度枠組計画を実施するにあたり、欧州法律において、一部の構成諸国のみ参加する補完計画（supplementary programmes）を定めることができる。この補完計画の財政は当該構成国が負担するものとし、その計画へは連合の参加も可能とする。

この法律において、補完計画に適用する準則を、とりわけ知識の普及および他の構成国による利用可能性に関して、定めるものとする。この法律は、経済社会評議会への諮問を経て、かつ関係構成国の同意を得て、採択されるものとする。

3. 多年度枠組計画を実施するにあたり、複数の構成国が着手した研究開発計画への参加のための規定を、当該計画の実施のために設けた組織への参加の規定を含め、関係構成諸国の同意を得て、欧州法律において定めることができる。

この法律は経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

4. 多年度枠組計画を実施するにあたり、連合は、その研究技術開発および見本事業における第三国および国際組織との協力について規定をもうけることができる。

そのような協力に関する詳細の取決めは、連合と関係第三者との協定の対象事項とすることができる。

第 III-253 [III-154]条〔合併事業〕

閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、連合の研究技術開発および見本事業の効率的な遂行に必要な共同事業者その他の組織をおく欧州規則または欧州決定を採択することができる。閣僚理事会は、欧州議会および経済社会評議会への諮問を経て行動するものとする。

第 III-254 [III-155]条〔宇宙政策〕

1. 科学技術の進歩、産業の競争力および連合の政策の実施を推進するため、連合は欧州宇宙政策を作成するものとする。この目的のために、連合は共同先導行動を推進し、研究技術開発を支援し、宇宙の探検および活用に必要な努力を調整することができる。
2. 第 1 項に述べる目標の達成に貢献するため、欧州法律または欧州枠組法律において、必要な措置を定めるものとする。この措置は、欧州宇宙計画（a European space programme）の形態をとることができる。
3. 連合は、欧州宇宙機関（the European Space Agency）と適切な関係を築くものとする。

第 III-255 [III-156]条〔年次報告書 EC173〕

各年度の当初に欧州委員会は欧州議会および閣僚理事会に報告書を送付するものとする。この報告書には、前年度中の研究技術開発および成果の普及ならびに現年度の活動計画に関する情報を含めるものとする。

第 10 節 エネルギー

第 III-256 [III-157]条〔政策目標と実施〕

1. 域内市場を設立するにあたり、環境の保全および向上の必要に留意しつつ、連合のエネルギー政策は次の事項を目的とするものとする。
 - (a) エネルギー市場の運営の確保
 - (b) 連合内のエネルギー供給の安全性の確保、ならびに、

- (c) エネルギー効率および節約の推進ならびに新エネルギーおよび再生可能な形態のエネルギーの開発の推進。

2. この憲法の他の規定の適用を害することなく、第 1 項の目的は、欧州法律または欧州枠組法律において定める措置により達成されるものとする。この欧州法律または欧州枠組法律は、地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

このような法律または枠組法律は、第 III-234 [III-130]条 2 項 c 号を害することなく、構成国によるエネルギー資源の活用条件、様々のエネルギー源間の選択および当該国のエネルギー供給の全体構造を決定する構成国の権利に影響を与えないものとする。

3. 第 2 項の適用除外として、同項に述べる措置が主として財政的な性質であるときは、閣僚理事会の欧州法律または欧州枠組法律において当該措置を定めるものとする。閣僚理事会は、欧州議会への諮問を経て全会一致により行動するものとする。

第 4 章 自由、安全および司法の地域

第 1 節 通則

第 III-257 [III-158]条〔定義と目標〕

1. 連合は、基本権ならびに構成国の異なる法的伝統および法制度を尊重しつつ、自由、安全および司法の地域をなすものとする。
2. 連合は、内部国境における人に対する統制が撤廃されることを確保し、また第三国国民に対して公正な、難民、移民および対外国境統制に関する共通政策を、構成国間の連帯にもとづいて形成するものとする。本章の目的のために、無国籍者は第三国国民として取り扱うものとする。
3. 連合は、犯罪、人種差別、外国人排斥を予防しそれらに対抗する措置、警察と司法機関その他の所轄機関との調整および協力のための措置、刑事事件判決の相互承認、および、必要に応じて刑事法の近似化を通して、高水準の安全を確保するよう努力するものとする。
4. 連合は、とりわけ民事事件における裁判上および裁判外の決定の相互承認の原則を通して、司法の利用可能性を促進するものとする。

第 III-258 [III-159]条〔戦略指針〕

欧州首脳理事会は、自由、安全および司法の地域の領域における立法および行動の計画に

関する戦略的指針を定めるものとする。

第 III-259 [III-160]条〔各国議会の監視〕

構成国議会は、補完性および比例性の原則の適用に関する議定書に定める取決めに従って、本章第 4 節および第 5 節にもとづき提出される提案および立法発案が補完性原則に即することを確保するものとする。

第 III-260 [III-161]条〔各国実施の評価制度〕

第 III-360 [III-265]条ないし第 III-362 [III-267]条を害さず、閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、構成国が欧州委員会と連携して、本章に述べる連合の政策の構成国機関による実施について、とりわけ相互承認原則の全面的適用を促進するために、客観的かつ公平な評価を行う取決めを定める欧州規則または欧州決定を採択することができる。

欧州議会および構成国議会は、当該評価の内容と結果について報告を受けるものとする。

第 III-261 [III-162]条〔域内安全評議会〕

連合内において域内安全の行動協力を推進し強化することを確保するために、閣僚理事会の内部に常設評議会（a standing committee）を設置する。第 III-334 [III-247]条を害さず、この評議会は、構成国所轄機関の行動の調整を促進するものとする。関係する連合の組織、独立部局および専門行政機関の代表は、この評議会の審議に関与することができる。欧州議会および構成国議会は当該審議についてつねに報告を受けるものとする。

第 III-262 [III-163]条〔各国内秩序の維持権〕

本章は、公序の維持（maintaining law and order）および国内治安の保全（safeguarding internal security）に関して構成国に課された責任の履行に影響を与えないものとする。

第 III-263 [III-164]条〔行政協力〕

閣僚理事会は、本章が対象とする領域において、構成国の関連省庁間および当該省庁と欧州委員会間の行政協力を確保するために欧州規則を採択するものとする。閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづき、第 III-264 [III-165]条を害することなく、欧州議会への諮問を経て行動するものとする。

第 III-264 [III-165]条〔警察・刑事法分野の提案〕

本章第 4 節および第 5 節に定める行為は、当該両節が対象とする領域における行政協力を確保する第 III-263 [III-164]条に述べる欧州規則とともに、次の各号のいずれかにより採択されるものとする。

- (a) 欧州委員会の提案にもとづく。
- (b) 構成国の四分の一の発議にもとづく。

第 2 節 国境統制、難民および移民に関する政策

第 III-265 [III-166]条〔目的と手段〕

1. 連合は次の目的のために政策を展開するものとする。
 - (a) 域内国境通過時の人に対する統制を、その国籍を問わず、撤廃することの確保。
 - (b) 人物検査および対外国境の通過の実効的な監視の実施。
 - (c) 対外国境に対する統合的運営制度の漸進的な導入。
2. この目的のために、欧州法律または欧州枠組法律において、次の事項を定めるものとする。
 - (a) 査証その他の短期滞在許可に関する共通政策。
 - (b) 対外国境の通過者を対象とした統制。
 - (c) 第三国国民が連合内を短期間旅行する自由をもつための条件。
 - (d) 対外国境に関する統合的運営制度の漸進的な構築に必要なあらゆる措置。
 - (e) 域内国境通過時の人に対する統制を、その国籍を問わず、撤廃すること。
3. 本条は、国際法に従った構成国の地理的国境区分に関する権限を害さないものとする。

第 III-266 [III-167]条〔難民政策の形成〕

1. 連合は、あらゆる第三国国民であって国際的保護を必要とする者に対して適切な地位を提供し、かつ不追放不送還原則（the principle of non-refoulement）の遵守を確保するために、難民、副次的保護および一時的保護に関する共通政策を形成するものとする。この政策は、1951 年 7 月 28 日のジュネーブ条約〔難民条約〕および 1967 年 1 月 31 日の難民の地位に関する議定書〔難民議定書〕その他の関連条約に従うものでなければならない。
2. この目的のために、欧州法律または欧州枠組法律において、次の事項からなる欧州共通難民制度（a common European asylum system）に関する措置を定めるものとする。
 - (a) 第三国国民に対する、連合全域において有効な、難民の統一的地位。
 - (b) 欧州の難民庇護を受けない第三国国民であって、国際的保護を必要とする者に対する、副次的保護（subsidiary protection）の統一的地位。
 - (c) 避難民（displaced persons）の大量流入時の一時的保護の共通制度。
 - (d) 難民または副次的保護の統一的地位の付与および撤回に関する共通手続。
 - (e) 難民または副次的保護の申請を審査する責任を負う構成国を決定する基準および制度。
 - (f) 難民または副次的保護の申請者の収容条件の標準。

(g) 難民もしくは副次的保護または一時的保護を申請する人の流れを統制するための第三国との友好協力関係。

3. 一またはそれ以上の構成国が第三国国民の突発的流入を典型とする緊急事態に直面した場合、閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、関係構成国のために暫定措置を定める欧州規則または欧州決定を採択することができる。閣僚理事会は欧州議会への諮問を経て行動するものとする。

第 III-267 [III-168]条〔移民政策の形成〕

1. 連合は、移民流入の効率的な管理、構成国に合法的に在留する第三国国民の公正な処遇、ならびに違法移民および人身密輸の防止およびそれらの対策措置の強化を、すべての段階において、確保することを目標とした共通移民政策を形成するものとする。

2. この目的のために、欧州法律または欧州枠組法律において、次の領域において措置を定めるものとする。

- (a) 入国および在留の条件、ならびに、家族の統合を目的とするものを含む長期査証および在留許可を構成国が発行する際の基準。
- (b) 構成国に合法的に在留する第三国国民の権利の明確化。これには他の構成国での移動居住の自由を規律する条件を含む。
- (c) 違法移民および無許可在留。これには無許可で在留する者の追放および本国送還を含む。
- (d) 人身、とりわけ女性および子供の売買への対策。

3. 連合は、構成諸国のいずれかの領土において入国、滞在または在留の条件を満たさない、もしくはもはや満たさなくなった第三国国民を出身国または出身地へ帰還（readmission）させるために、第三国と協定を締結することができる。

4. 欧州法律または欧州枠組法律において、構成国の領土内に合法的に在留する第三国国民の統合を推進するために、構成国の法令のあらゆる調和を排除しつつ、構成国の行動を奨励し支援する措置を定めることができる。

5. 本条は、雇用もしくは自営を問わず労働を求めてその領土に第三国から来る第三国国民の受入数を決定する構成国の権利に影響しないものとする。

第 III-268 [III-169]条〔連帯公平負担の原則〕

本節に定める連合の政策およびその実施は、構成国間の連帯および財政的意味合いを含めた責任の公平負担の原則により規律されるものとする。必要があるときはつねに、本節にもとづいて採択される連合の行為は、この原則を実行する適切な措置を含むものとする。

第 3 節 民事事件における司法協力

第 III-269 [III-170]条〔民事司法協力の形成〕

1. 連合は、越境的意味合いをもつ民事事件における司法協力を、判決および裁判外の決定の相互承認原則にもとづいて、形成するものとする。この協力には、構成国の法令の近似化措置の採択を含むことができる。

2. この目的のために、欧州法律または欧州枠組法律において、とりわけ次の事項を確保するための措置を定めるものとする。

- (a) 判決および裁判外の事案における決定の構成国間相互の承認および執行。
- (b) 裁判上および裁判外の文書の越境送達。
- (c) 法および管轄の抵触に関して構成国において適用される準則の相互適合性。
- (d) 証拠収集における協力。
- (e) 司法の高水準の利用可能性。
- (f) 必要であれば構成国において適用される民事訴訟規則の相互適合性を推進することを通して、民事訴訟の適正な運営。
- (g) 紛争解決の代替的手法の開発。
- (h) 裁判官および司法職員の訓練の支援。

3. 第 2 項にかかわらず、越境的意味合いをもつ家族法に関する措置は、閣僚理事会の欧州法律または欧州枠組法律により定められるものとする。閣僚理事会は欧州議会への諮問を経て全会一致により行動するものとする。

閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、越境的意味合いをもつ家族法の諸局面のうち、通常の立法手続により採択される行為の対象にすることができるものを決める欧州決定を採択することができる。閣僚理事会は欧州議会への諮問を経て全会一致により行動するものとする。

第 4 節 刑事事件における司法協力

第 III-270 [III-171]条〔刑事司法協力の形成〕

1. 刑事事件における連合内の司法協力は、判決および裁判上の決定の相互承認原則にもとづくものとし、第 2 項および第 III-271 [III-172]条に述べる領域について、構成国の法令の近似化を含むものとする。

欧州法律または欧州枠組法律において、次の各号の措置を定めるものとする。

- (a) あらゆる形式の判決および裁判上の決定の連合全域における承認を確保するための準則および手続の確立。
- (b) 構成国間の管轄抵触の防止および解決。
- (c) 裁判官および司法職員の訓練の奨励。
- (d) 構成国の司法機関またはそれと同等の所轄機関間の刑事訴訟手続および決定の執行に関する協力の促進。

2. 判決および裁判上の決定の相互承認ならびに越境的意味合いをもつ刑事事件における警察および司法協力を促進するために、欧州枠組法律において、最小限の準則を定めることができる。そのような準則は、構成国の法的伝統および法制度の相違を考慮するものとする。

当該最小限準則は、次の事項に関するものとする。

- (a) 構成国間での証拠の相互許容性。
- (b) 刑事手続における個人の権利。
- (c) 犯罪被害者の権利。
- (d) その他刑事手続の特定の局面であって、閣僚理事会が欧州決定により予め特定したものの。この決定の採択については、閣僚理事会は欧州議会の承認を得た後に全会一致により行動するものとする。

本項に述べる最小限準則の採択によっても、構成国が刑事手続における個人の権利のより高水準の保護を維持または導入することは妨げられないものとする。

3. 閣僚理事会のいずれかの構成員が、第 2 項に述べる欧州枠組法律案が自国の刑事司法制度の基本的局面に影響を及ぼすと考えるときは、当該構成員は当該枠組法律案を欧州首脳理事会に付託するよう求めることができる。この場合、第 III-396 [III-302]条に述べる手続は停止されるものとする。審議の後、欧州首脳理事会は、この四箇月の停止期間内に、次のいずれかを行なうものとする。

- (a) 当該法案を閣僚理事会に差し戻し、閣僚理事会は第 III-396 [III-302]条に述べる手続の停止を解除するものとする。または、
- (b) 当該法案を作成した欧州委員会もしくは構成国群に対して、新たな法案を示すように要請する。この場合は、元の法案は採択されなかったものとみなす。

4. 第 3 項に述べる期間の終了までに欧州首脳理事会が何ら行動しなかったときであって、または第 3 項 b 号にもとづき新たな法案が示されてから十二箇月以内に欧州枠組法律が採択されていないときであって、少なくとも構成国の三分の一が当該枠組法案を基礎にして強化協力を築くことを希望するときは、当該構成諸国は、その旨を欧州議会、

閣僚理事会および欧州委員会に通知するものとする。

このような場合、第 I-44 [I-43]条 2 項および第 III-419 [III-325]条 1 項に述べる強化協力を開始する許可は与えられたものとみなし、強化協力に関する規定が適用されるものとする。

第 III-271 [III-172]条〔重大犯罪刑法の最小限調和〕

1. 欧州枠組法律において、その性質もしくは効果のためまたは共通に対策をとる特段の必要のため越境的意味合いをもつ特に重大な犯罪の領域において、刑事犯罪の定義および刑罰に関する最小限の準則を定めることができる。

当該領域とは次のものをいう。テロ活動、人身密輸、女性および子供の性的搾取、違法薬物取引、違法武器取引、資金浄化、汚職、支払手段の偽造、コンピュータ犯罪ならびに組織犯罪。

犯罪の動向にもとづいて、閣僚理事会は本項に定める基準に合致するその他の犯罪領域を特定する欧州決定を採択することができる。閣僚理事会は欧州議会の承認を得た後に全会一致により行動するものとする。

2. 調和措置の対象となっている領域における連合の政策的な実施を確保するために刑事立法の近似化が不可欠であることが判明したときは、欧州枠組法律において、関係領域における犯罪の定義および刑罰に関する最小限の準則を定めることができる。当該欧州枠組法律は、第 III-264 [III-165]条を害することなく、当該調和措置の採択において使われたのと同じ手続により採択されるものとする。

3. 閣僚理事会のいずれかの構成員が、第 1 項または第 2 項に述べる欧州枠組法律案が自国の刑事司法制度の基本的局面に影響を及ぼすと考えるときは、当該構成員は当該枠組法律案を欧州首脳理事会に付託するよう求めることができる。この場合、第 III-396 [III-302]条に述べる手続が適用される場合、それは停止されるものとする。審議の後、欧州首脳理事会は、この四箇月の停止期間内に、次のいずれかを行なうものとする。

- (a) 当該法案を閣僚理事会に差し戻し、閣僚理事会は第 III-396 [III-302]条に述べる手続の停止を解除するものとする。または、
- (b) 当該法案を作成した欧州委員会もしくは構成国群に対して、新たな法案を示すように要請する。この場合は、元の法案は採択されなかったものとみなす。

4. 第 3 項に述べる期間の終了までに欧州首脳理事会が何ら行動しなかったときであって、または第 3 項 b 号にもとづき新たな法案が示されてから十二箇月以内に欧州枠組法律が採択されていないときであって、少なくとも構成国の三分の一が当該枠組法案を基

礎にして強化協力を築くことを希望するときは、当該構成諸国は、その旨を欧州議会、閣僚理事会および欧州委員会に通知するものとする。

このような場合、第 I-44 [I-43]条 2 項および第 III-419 [III-325]条 1 項に述べる強化協力を開始する許可は与えられたものとみなし、強化協力に関する規定が適用されるものとする。

第 III-272 [III-173]条〔各国の犯罪予防の支援〕

欧州法律または欧州枠組法律において、犯罪予防の分野における構成国の行動を推進し支援する措置を定めることができる。この措置は、構成国の法令規定の近似化を含まないものとする。

第 III-273 [III-174]条〔欧州検察機構〕

1. 欧州検察機構（Eurojust）は、重大犯罪であって、二か国もしくはそれ以上の構成国に影響または共同して訴追することを要するものに関して、構成国の機関および欧州警察機関（Europol）の実践する行動ならびにそれらの提供する情報にもとづいて、各国の捜査および訴追機関間の調整および協力を支援し強化することをその使命とする。
2. この文脈において、欧州法律において、欧州検察機構の組織、運営、行動範囲および任務を定めるものとする。その任務には次のものを含めることができる。
 - (a) とりわけ連合の財政的利益に対する犯罪に関する刑事捜査および訴追について、各国所轄機関が行う刑事捜査の開始ならびに訴追開始の提案。
 - (b) 第 a 号に述べる捜査および訴追の調整。
 - (c) 管轄権の抵触の解決および欧州司法網（European Judicial Network）との緊密な協力等を通じた、司法協力の強化。

また欧州法律において、欧州検察機構の活動の評価に欧州議会および構成国議会が関与するための取決めを定めるものとする。

3. 本条に述べる訴追においては、第 III-274 [III-175]条を害することなく、司法手続の公式行為は各国の所轄公務員が遂行するものとする。

第 III-274 [III-175]条〔欧州検察官〕

1. 連合の利益に影響する犯罪に対抗するために、閣僚理事会の欧州法律において、欧州検察機構に欧州検察官（a European Public Prosecutor's Office, un Parquet européen）を置くことができる。閣僚理事会は、欧州議会の承認を得た後に全会一致により行動するものとする。

2. 欧州検察官は、第 1 項に規定する欧州法律の定めるところに従い、二か国以上の構成国に影響する重大犯罪および連合の財政的利益に対する犯罪の正犯および共犯を、欧州警察機関と適宜連携して、捜査し、訴追し、判決に付することを職務とするものとする。欧州検察官は、当該犯罪に関して、構成国の所轄裁判所において検察官の職務を遂行するものとする。
3. 第 1 項に述べる欧州法律において、欧州検察官に適用される一般準則、その職務の遂行を規律する条件、その活動に適用される手続準則、証拠の許容性を規律する準則、および欧州検察官が職務遂行上とった手続的措置の司法審査に適用される準則を定めるものとする。
4. 欧州首脳理事会は、同時にまたは事後に、欧州検察官の権限を越境的局面をもつ重大犯罪に及ぶべく拡張するために第 1 項を改正し、かつ二か国以上の構成国に影響する重大犯罪の正犯および共犯について第 2 項をそのように改正する欧州決定を採択することができる。欧州首脳理事会は、欧州議会の承認を得た後、かつ欧州委員会への諮問を経て全会一致により行動するものとする。

第 5 節 警察協力

第 III-275 [III-176]条〔警察協力の形成〕

1. 連合は、刑事犯罪の防止、探知および捜査に係る警察、税関その他の法執行専門機関を含め、すべての構成国の所轄機関が関与する警察協力を形成するものとする。
2. この目的のため、欧州法律または欧州枠組法律において次の事項に関する措置を定めることができる。
 - (a) 関連する情報の収集、保存、加工、分析および交換。
 - (b) 職員の訓練への支援、ならびに職員の交流、装備および犯罪探知の研究に関する協力。
 - (c) 組織犯罪の重大な形態の探知に関する共通捜査技術。

3. 閣僚理事会の欧州法律または欧州枠組法律において、本条に述べる機関間の行動協力に関する措置を定めることができる。閣僚理事会は欧州議会への諮問を経て全会一致により行動するものとする。

第 III-276 [III-177]条〔欧州警察機関〕

1. 欧州警察機関（Europol）は、二か国以上の構成国に影響する重大犯罪、テロ活動および連合の政策が対象とする共通利益に影響する犯罪形態を予防しそれらに対抗するに

あたり、構成諸国の警察機関その他の法執行機関による行動およびそれらの相互協力を支援し、かつ強化することをその使命とする。

2. 欧州法律において、欧州警察機関の組織、運営、行動分野および任務を定めるものとする。この任務には次のものを含めることができる。

- (a) とりわけ構成国機関または第三国機関もしくは第三者団体から寄せられる情報の収集、保存、加工、分析および交換。
- (b) 構成国の所轄機関が相互に共同で、または共同捜査班の文脈では、欧州検察機構と適宜連携して、実施する捜査および実践行動の調整、組織および実施。

また欧州法律において、欧州警察機関の活動を欧州議会が、構成国議会とともに、監視する手続を定めるものとする。

3. 欧州警察機関によるいかなる実践行動も、その領土が関係する構成国の機関と連携し、かつ合意のうえで行われなければならない。強制的措置の適用は、各国所轄機関の排他的な責任とする。

第 III-277 [III-178]条〔越境捜査〕

閣僚理事会の欧州法律または欧州枠組法律において、第 III-270 [III-171]条および第 III-275 [III-176]条に述べる構成国の所轄機関が他の構成国の領土において、当該国の機関と連携し、かつ合意のうえで行われなければならない。強制的措置の適用は、各国所轄機関の排他的な責任とする。閣僚理事会は、欧州議会への諮問を経て全会一致により行動するものとする。

第 5 章 連合が調整、補完または支援行動をとりうる領域

第 1 節 公衆衛生

第 III-278 [III-179]条〔目的・手段〕

1. 人の健康の高水準の保護は、連合のすべての政策および活動の策定および実施において確保されるものとする。

連合の行動は、各国の政策を補完するものであって、公衆衛生の向上、人の疾病の予防、ならびに肉体的および精神的健康に対する危険の源の除去に向けられるものとする。この行動は、次の各号を対象とするものとする。

- (a) 主要な健康被害の原因、伝染および予防に対する研究ならびに健康に関する情報提供および教育を推進することを通して、当該主要な健康被害への対抗。
- (b) 健康に対する重大な越境的脅威への監視、早期警戒および対抗活動。

連合は、情報提供および予防を含め、薬物関連の健康被害の削減に関する構成国の行動を補完するものとする。

2. 連合は、本条に述べる領域について、構成国間の協力を奨励するものとし、必要に応じて、構成国の行動を支援するものとする。連合は、とりわけ越境的領域での構成国の健康医療事業の相互補完性を高める構成国間協力を奨励するものとする。

構成国は、欧州委員会と連携して、第 1 項に述べる領域における各国の政策および計画を相互に調整するものとする。欧州委員会は、構成国と緊密に連絡をとりつつ、そのような調整を推進するあらゆる有益な発議、とりわけ指針および指標の提示、最良実務の相互教示の制度化ならびに定期的な監視および評価に必要な基礎の準備を目的とした発議を行うことができる。

3. 連合および構成国は、公衆衛生の領域において、第三国および所轄国際組織との協力関係を育成するものとする。

4. 第 I-12 [I-11]条 5 項および第 I-17 [I-16]条 a 号の適用除外として、かつ、第 I-14 [I-13]条 2 項 k 号に従って、欧州法律または欧州枠組法律において、安全性に対する共通の関心に応じるため、次の措置を定め、本条に述べる目標の達成に貢献するものとする。

- (a) 人由来の組織 (organs) および物質 (substances) ならびに血液および血液派生物 (blood derivatives) の品質および安全性について高い水準を定める措置。ただし、これらの措置により、いかなる構成国もいっそう厳格な保護措置の維持または導入を妨げられないものとする。
- (b) 公衆衛生保護を直接の目的とする動植物医療分野の措置。
- (c) 医薬品および医療器具の品質および安全性の高い水準を定める措置。
- (d) 健康に対する重大な越境的脅威への監視、早期警戒および対抗活動に関する措置。

欧州法律または欧州枠組法律は、地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

5. 欧州法律または欧州枠組法律はまた、人の健康を保護し向上させることを目的とした、とりわけ主要な越境的健康被害への対抗を目的とした、ならびにタバコおよび過剰飲酒に関する公衆の健康保護を直接の目的とした誘導措置を定めることができる。ただし、構成国の法令のいかなる調和も除くものとする。欧州法律または欧州枠組法律は、地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

6. 本条に定める目的のために、閣僚理事会は欧州委員会の提案にもとづいて、勧告を採

択することもできる。

7. 連合の公衆衛生分野の行動は、構成国の健康政策の策定、健康医療事業の制度編成および提供に関する責任を十分尊重するものとする。構成国の責任には、健康医療事業の運営および当該事業に配分された資源の配置が含まれるものとする。第4項a号に述べる措置は、細胞組織(organs)および血液の無償提供(donation)または医療使用(medical use)に関する各国規定に影響を与えないものとする。

第2節 産業

第III-279 [III-180]条〔目的・手段〕

1. 連合および構成国は、連合の産業の競争力に必要な条件が存在することを確保するものとする。

この目的のために、連合および構成国の行動は、開放的かつ競争的な市場制度に従って、次の事項を目標とするものとする。

- (a) 構造変化に対する産業の調整の加速化。
 - (b) 連合全域の事業者の、とりわけ中小規模の事業者の、先導行動および発展に好意的な環境の奨励。
 - (c) 事業者間の協力が好意的な環境の奨励。
 - (d) 技術革新、研究および技術開発政策の産業可能性のさらなる活用の育成。
2. 構成国は、欧州委員会と連携しつつ、相互に諮問するものとし、必要に応じて各国の行動を調整するものとする。欧州委員会はそのような調整を推進するあらゆる有益な発議、とりわけ指針および指標の提示、最善実務の相互教示の制度化、定期的な監視および評価に必要な基礎の準備を目的とした発議を行うことができる。欧州議会はつねに全面的に報告を受けるものとする。
 3. 連合は、この憲法の他の規定にもとづき行う政策および活動を通して、第1項に定める目標の達成に貢献するものとする。欧州法律または欧州枠組法律において、第1項に定める目標を達成するために構成国がとる行動を支援する特定の措置を定めることができる。ただし、構成国の法令のいかなる調和も除くものとする。欧州法律または欧州枠組法律は、経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。

本節のいかなる規定も、競争の歪曲につながる可能性のある措置または税規定もしくは被用労働者の権利および利益に関する規定を含む措置を連合が導入するための根拠とはならないものとする。

第3節 文化

第III-280 [III-181]条〔目的・手段〕

1. 連合は、構成国の国家的および地域的多様性を尊重しつつ、同時に共通の文化的遺産を顕示しつつ、構成国の文化の開花に貢献するものとする。
2. 連合の行動は、構成国間の協力の奨励ならびに、必要に応じて、次の領域における各国の行動の支援および補完を目的とするものとする。
 - (a) 欧州の人々の文化および歴史に関する知識および普及の増強。
 - (b) 欧州次元の重要性のある文化的遺産の保存および保護。
 - (c) 非営利的な文化交流。
 - (d) 視聴覚部門を含む、芸術的および文学的創作。
3. 連合および構成国は、文化の領域において、第三国および所轄国際機関、とりわけ欧州評議会、との協力関係を育成するものとする。
4. 連合は、この憲法の他の規定にもとづく連合の行動において、とりわけ連合の文化の多様性を尊重し推進するために、文化的局面を考慮するものとする。
5. 本条に述べる目標の達成に貢献するために、
 - (a) 欧州法律または欧州枠組法律において、誘導行動を定めるものとする。ただし、構成国の法令のいかなる調和も除くものとする。欧州法律または欧州枠組法律は、地域評議会への諮問を経て採択されるものとする。
 - (b) 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、勧告を採択するものとする。

第4 [3A]節 観光

第III-281 [III-181a]条〔観光の奨励〕

1. 連合は、観光部門における構成国の行動を、とりわけ当該部門の連合事業者の競争力を推進することを通して、補完するものとする。
2. このために、連合の行動は次の事項を目的とするものとする。
 - (a) 観光部門の事業者の発展に好意的な環境の創生の奨励。
 - (b) とりわけ優秀実務の交換を通じた、構成国間の協力の推進。
3. 欧州法律または欧州枠組法律において、本条に述べる目標を達成するために構成国内の行動を補完する具体的な措置を定めるものとする。ただし、構成国の法令のいかなる調

和も除くものとする。

第 5 [4]節 教育、若年層、スポーツおよび職業訓練

第 III-282 [III-182]条〔目的・手段〕

1. 連合は、構成国間の協力を奨励し、必要に応じて、各国の行為を支援し補完することを通して、質の高い教育の開発に貢献するものとする。連合は、教育内容および教育制度の組織化ならびに構成国の文化的および言語的多様性に対する構成国の責任を十分尊重するものとする。

連合は、スポーツ特有の性質、ボランティア活動にもとづくその構造およびその社会的および教育的機能を考慮しつつ、欧州次元のスポーツの課題の推進に貢献するものとする。

2. 連合の行動は次の事項を目的とするものとする。

- (a) とりわけ構成国の諸言語の教育および普及を通じた、教育における欧州次元の局面の開発。
- (b) とくに学位および修学期間の教育機関による承認を奨励することを通して、学生および教員の移動の奨励。
- (c) 教育機関間の協力の推進。
- (d) 構成国の教育制度に共通の課題に関する情報および経験の相互教示の開発。
- (e) 若年層の相互交流および社会教育指導者の相互交流の開発奨励ならびに欧州の民主的運営への若年層の参加奨励。
- (f) 遠隔教育の開発奨励。
- (g) スポーツ団体間の公正な競争および協力の推進ならびにスポーツ選手、とりわけ若年層スポーツ選手の心身の健全性(physical and moral integrity)の保護を通じた、スポーツの欧州局面の開発。

3. 連合および構成国は、教育の領域において、第三国および所轄国際機関、とりわけ欧州評議会、との協力関係を育成するものとする。

4. 本条に述べる目標の達成に貢献するために、

- (a) 欧州法律または欧州枠組法律において、誘導行動を定めるものとする。ただし、構成国の法令のいかなる調和も除くものとする。欧州法律または欧州枠組法律は、地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。
- (b) 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづいて、勧告を採択するものとする。

第 III-283 [III-183] 条〔職業訓練〕

1. 連合は、職業訓練の内容および組織化に対する構成国の責任を十分に尊重しつつ、構成国の行動を支援し補完する職業訓練政策を実施するものとする。

2. 連合の行動は次の事項を目的とするものとする。

- (a) 産業変化への、とりわけ職業訓練および再訓練を通しての、調整の促進。
- (b) 労働市場への職業的編入および再編入を促進することを目的とした、新規および継続的な職業訓練の向上。
- (c) 職業訓練の受講の促進ならびに指導員および訓練生およびとりわけ若年層の移動の奨励。
- (d) 教育または訓練機関と企業との訓練に関する協力の促進。
- (e) 構成国の訓練制度に共通の課題に関する情報交換および経験の相互教示の開発。

3. 連合および構成国は、職業訓練の領域において、第三国および所轄国際機関との協力関係を育成するものとする。

4. 本条に述べる目標の達成に貢献するために、

- (a) 欧州法律または欧州枠組法律において、必要な措置を定めるものとする。ただし、構成国の法令のいかなる調和も除くものとする。当該法律および枠組法律は、地域評議会および経済社会評議会への諮問を経て採択されるものとする。
- (b) 閣僚理事会は、欧州委員会の提案を受けて、勧告を採択するものとする。

第 6 [5] 節 市民災害保護 (Civil Protection)

第 III-284 [III-184]条〔目的・手段〕

1. 連合は、天災または人災の予防および保護のための制度の実効性を向上させるために、構成国間の協力を奨励するものとする。

連合の行動は次の事項を目的とするものとする。

- (a) 危険防止、市民災害保護要員の準備、ならびに連合内の天災または人災への対応における構成国の全国、地域および地方次元の行動の支援および補完。
- (b) 各国の市民災害保護機関間の迅速かつ実効的な連合内の行動協力の推進。
- (c) 国際的災害保護作業の一貫性の推進。

2. 第 1 項に述べる目標の達成に資するために必要な措置を欧州法律または欧州枠組法律

において定めるものとする。ただし、構成国の法令のいかなる調和も除くものとする。

第 7 [6] 節 行政協力

第 III-285 [III-185]条〔行政協力〕

1. 構成国による連合法の実効的な国内実施は、連合の適正な運営に不可欠であって、共通の関心事項とみなされるものとする。
2. 連合は、構成国が行う連合法の実施のための行政能力の向上努力を支援することができる。このような行動には、情報交換および公務員交流の促進、ならびに訓練制度への支援などを含むことができる。いかなる構成国もそのような支援を利用することを強制されないものとする。欧州法律において、この目的のために必要な措置を定めるものとする。ただし、構成国の法令のいかなる調和も除くものとする。
3. 本条は、連合法を実施する構成国の義務または欧州委員会の特権および義務を害さないものとする。本条はまた、構成国間および構成国と連合間の行政協力を定めるこの憲法の他の規定を害さないものとする。

第 4 編 海外の諸国および領土との連携

第 III-286 [III-186]条〔連携の目的〕

1. 欧州以外の諸国および領土であって、デンマーク、フランス、オランダおよび連合王国と特別の関係にあるものは、連合と連携（associate）するものとする。当該諸国および領土（以下、「連携諸国および領土」という）は付表 II に掲げる。

本編は、グリーンランドに適用されるものとする。ただし、グリーンランドの特別措置に関する議定書に定める特別規定に服するものとする。

2. この連携は、連携諸国および領土の経済的および社会的発展を促進し、それらと連合との緊密な経済関係を築くことを目的とするものとする。

連携は、連携諸国および領土の居住者が切望する経済的、社会的、文化的発展を導くために、主として彼らの利益と反映の増進に仕えるものとする。

第 III-287 [III-187]条〔連携の目標〕

連携は次の各号を目標とする。

- (a) 構成国は、連携諸国および領土と自国との貿易に対して、この憲法にもとづいて構成国

相互に合意したものと同一の待遇を適用するものとする。

- (b) 各連携諸国および領土は、それと構成国またはそれと他の連携諸国および領土との貿易に対して、それが特別の関係のある欧州の国に適用するのと同一の待遇を適用するものとする。
- (c) 構成国は連携諸国および領土の漸進的な発展に必要な投資に貢献するものとする。
- (d) 連合が資金供与する投資については、入札および供給への参加は、構成国の国民または連携諸国および領土の国民であるすべての自然人および法人に対して平等の条件で開放されるものとする。
- (e) 構成国と連携諸国および領土との関係においては、国民および会社または企業の設立の権利は、設立の権利に関する項目に定める規定および手続に従い、かつ無差別原則にもとづいて、規律されるものとする。ただし、第 III-291 [III-191]条にもとづき採択されるあらゆる行為には服するものとする。

第 III-288 [III-188] 条〔片務的最恵国待遇〕

1. 連携諸国および領土を原産地とする商品の構成国への輸入に対する関税は、この憲法が定める構成国間の関税の禁止に適合するように、禁止されるものとする。
2. 構成国からまたは他の連携諸国および領土から各連携諸国および領土への輸入に対する関税は、第 III-151 [III-38]条に従って禁止されるものとする。
3. ただし、連携諸国および領土は、その発展および工業化の必要にこたえ、またはその財政収入となる関税を課することができる。
4. 第 2 項は、連携諸国および領土が特定の国際法上の義務に拘束されて、すでに無差別関税を適用している場合は、当該連携諸国および領土には適用されないものとする。
5. 連携諸国および領土へ輸入された商品に対する関税の導入またはあらゆる変更は、法的にも事実上も、構成諸国からの輸入品間のいかなる直接または間接の差別となつてはならないものとする。

第 III-289 [III-189]条〔貿易転換の救済〕

第三国産の商品が連携諸国および領土の一つへ入る時に適用される関税率が、第 III-288 [III-188]条 1 項の適用により、いずれかの構成国の損害となる貿易転換をもたらすときは、当該構成国は、欧州委員会が他の構成国に対して当該状況を改善するために必要な方策をとるよう提案することを、欧州委員会に求めることができる。

第 III-290 [III-190]条〔労働者の自由移動規制〕

公衆衛生、公安または公序に関する規定に服しつつ、連携諸国および領土からの労働者への構成国間の移動の自由、ならびに構成国からの労働者の連携諸国および領土内における

移動の自由は、第 III-291 [III-191] 条に従って採択される行為により規制されるものとする。

第 III-291 [III-191] 条〔詳細立法〕

閣僚理事会は、欧州委員会の提案を受けて、連携諸国および領土と連合との連携から獲得した経験にもとづいて、連携諸国および領土と連合との連携に関する詳細の準則および手続について、欧州法律、欧州枠組法律、欧州規則および欧州決定を全会一致により採択するものとする。当該法律および枠組法律は、欧州議会への諮問を経て採択されるものとする。

第 5 編 連合の対外行動

第 1 章 通則

第 III-292 [III-193] 条〔目的と運用〕

1. 連合の国際舞台における行動は、連合の創設、発展および拡大を發揚してきた諸原則に誘導され、それらを広い世界において推進するよう設計されるものとする。その諸原則とは、民主主義、法の支配、人権および基本権の普遍性および不可分性、人の尊厳、平等および連帯の尊重、ならびに国際連合憲章の諸原則および国際法の尊重である。

連合は、前段に述べる諸原則を共有する第三国および国際組織、地域組織または世界組織との関係を発展させ友好協力関係を築くものとする。連合は、共通の課題に対する多国間の解決を、とりわけ国際連合の制度において、推進するものとする。

2. 連合は共通政策および共通行動を策定し追求するものとする。また連合は次に掲げる諸目的のために、国際関係のあらゆる分野において高度の協力をめざして行動するものとする。

- (a) 連合の共通の価値、基本的利益、安全、独立性、一体性の擁護。
- (b) 民主主義、法の支配、人権および国際法の強化集積(consolidate)および支持。
- (c) 国際連合憲章の諸目的および諸原則、ヘルシンキ最終文書(the Helsinki Final Act)の諸原則および対外国境に関する目的を含むパリ憲章(the Charter of Paris)の諸目的に即した、平和維持、紛争予防および国際安全保障の強化。
- (d) 発展途上国の、貧困撲滅を主目的とした、持続可能な経済的、社会的および環境的発展の育成。
- (e) 国際貿易の制限の漸進的廃止などを通じた、世界経済への全世界諸国の編入の奨励。
- (f) 持続可能な発展のために、環境の質および世界天然資源の持続可能な管理の維持と向上のための国際的措置の展開援助。
- (g) 天災または人災に直面する人々、諸国および諸地域への救援。

(h) より強固な多国間協力と良好な世界秩序維持 (good global governance) にもとづく国際体制の推進。

3. 連合は、本編が扱う様々の領域の連合の対外行動ならびに連合のその他の政策の対外的側面を展開し実施するにあたり、第 1 項および第 2 項に掲げる諸原則を尊重し、諸目標を追求するものとする。

連合は、その対外行動の様々の領域間の一貫性および、連合の対外行動と連合のその他の政策との一貫性を確保するものとする。閣僚理事会および欧州委員会は、連合外務大臣の補佐を受けながら、この一貫性を確保し、そのために協力するものとする。

第 III-293 [III-194] 条〔欧州首脳理事会の役割〕

1. 第 III-292 [III-193] 条に述べる諸原則および諸目標にもとづいて、欧州首脳理事会は連合の戦略的利益および戦略目標を特定するものとする。

連合の戦略的利益および戦略目標に関する欧州首脳理事会の欧州決定は、共通外交安全保障政策およびその他の連合の対外行動領域に関するものとする。当該決定は、連合と特定の国もしくは地域を対象にすることができ、または主題別の行動方法を示すこともできる。当該決定は、その対象期間、連合および構成国に利用可能な手段を明示するものとする。

欧州首脳理事会は、閣僚理事会の勧告にもとづき、全会一致により行動するものとする。閣僚理事会は各領域について定める方式により当該勧告を採択するものとする。欧州首脳理事会の欧州決定は、この憲法が定める手続に従って実施されるものとする。

2. 連合外務大臣は共通外交安全保障政策の分野について、また欧州委員会は対外行動の分野について、共同提案を閣僚理事会に提出することができる。

第 2 章 共通外交安全保障政策

第 1 節 通則

第 III-294 [III-195] 条〔活動方式〕

1. 対外行動の諸原則および諸目標の文脈において、連合は外交および安全保障政策のすべての領域を対象とする共通外交安全保障政策を策定し実施するものとする。

2. 構成国は共通外交安全保障政策を忠実と相互連帯の精神において積極的かつ留保なく支持するものとする。

構成国は、相互の政治的連帯を向上させ発展させるために共同で作業するものとする。

構成国は、連合の利益に反する行動、または国際関係における結束力としての連合の効果を損ねる可能性がある行動はいかなるものも控えるものとする。

閣僚理事会および連合外務大臣はこの原則が遵守されることを確保するものとする。

3. 連合は共通外交安全保障政策を次に掲げるものを通して実施するものとする。

(a) 一般指針の策定。

(b) 次の事項を策定する欧州決定の採択。

(i) 連合がとるべき行動 (actions)

(ii) 連合がとるべき立場 (positions)

(iii) (i)および(ii)に述べる欧州決定の実施のための取決め

(c) 政策実施における構成国間の体系的協力の強化。

第 III-295 [III-196] 条〔運用〕

1. 欧州首脳理事会は、防衛の意味合いをもつ事項を含めて、共通外交安全保障政策の一般指針を策定する。

国際情勢に照らして必要があるときは、当該情勢における連合の政策の戦略骨子 (strategic lines) を策定するために、欧州首脳理事会常任議長は欧州首脳理事会の臨時会合を開催するものとする。

2. 閣僚理事会は、欧州首脳理事会が策定する一般指針および戦略骨子にもとづいて共通外交安全保障政策を具体化し実施するために必要な欧州決定を採択するものとする。

第 III-296 [III-197] 条〔連合外務大臣・外務局〕

1. 連合外務大臣は、外務閣僚理事会の議長をつとめ、自らの提案を通して共通外交安全保障政策の準備に貢献し、また欧州首脳理事会および閣僚理事会の採択する欧州決定の実施を確保するものとする。

2. 連合外務大臣は、共通外交安全保障政策に関する事項について連合を代表するものとする。当該大臣は連合に代わって第三者と政治対話を行い、国際組織および国際会議において連合の立場を表明するものとする。

3. 連合外務大臣は、その使命を遂行するにあたり、欧州外務局 (European External Action Service) の支援を受けるものとする。当該局は構成国の外務機関と協力して作業するものとし、閣僚理事會事務局および欧州委員会の関連部局ならびに各国外務

省から配置された職員により構成されるものとする。欧州外務局の組織および運営については、閣僚理事会の欧州決定において定めるものとする。閣僚理事会は、欧州外務大臣の提案を受けて、欧州議会への諮問を経た後、欧州委員会の承認を得て行動するものとする。

第 III-297 [III-198] 条〔実動行動決定〕

1. 国際情勢が連合の実動行動を必要とするときは、閣僚理事会は必要な欧州決定を採択するものとする。当該決定は、目的、範囲、連合に利用可能な手段、必要に応じて期間、および行動実施の条件を定めるものとする。

欧州決定の対象となった問題に実質的な影響を及ぼす状況変化があるときは、閣僚理事会は当該決定の原則および目的を再検討し、必要な欧州決定を採択するものとする。

2. 当該欧州決定により、構成諸国は、自らの採択した立場および自らの活動遂行を確約したものとする。

3. 第 1 項に述べる欧州決定にもとづいて、国別の立場または国別の行動をとる計画があるときは、必要に応じて閣僚理事会における事前の協議を可能にするために、情報は時間の余裕をもって関係構成国により提供されるものとする。事前の情報提供義務は、当該決定の各国実施だけの取決めであるときは適用されないものとする。

4. 情勢の変化から絶対の必要が生じながらも第 1 項に述べる欧州決定の見直しがなされない場合は、構成国は、当該欧州決定の一般目的を考慮しつつ、緊急事態として必要な措置をとることができる。関係構成国はそのようなあらゆる措置を直ちに閣僚理事会に通告するものとする。

5. 本条に述べる欧州決定の実施において何らかの大きな困難 (major difficulties) があるときは、構成国はそれを閣僚理事会に付託し、閣僚理事会においてそれを討議し適切な解決策を模索するものとする。当該解決策は行動の目的に反してはならず、行動の実効性を損ねてはならないものとする。

第 III-298 [III-199] 条〔特定問題決定〕

閣僚理事会は、地理的または主題別の内容の特定問題について連合の態度を明確にする欧州決定を採択するものとする。構成国は、各国の政策が連合の立場に適合することを確保するものとする。

第 III-299 [III-200] 条〔提案権〕

1. いずれかの構成国、連合外務大臣または欧州委員会の支持を得た連合外務大臣は、共通外交安全保障政策に関するあらゆる問題を閣僚理事会に付託することができ、また

閣僚理事会に、適宜、発議または提案を提出することができる。

2. 迅速な決定が必要な場合は、連合外務大臣は、自らの発議または一構成国の要請により、四八時間以内または緊急の場合はそれよりも早く、閣僚理事会の臨時会合を開催するものとする。

第 III-300 [III-201] 条〔意思決定方式〕

1. 本章に述べる欧州決定は、全会一致により行動する閣僚理事会が採択するものとする。

閣僚理事会の各構成員は、投票を棄権するとき、公式の宣言を行うことにより棄権の取扱いを受けることができる。この場合、当該欧州決定の適用義務を課されないが、当該欧州決定が連合を拘束するものであることは受け入れるものとする。相互連帯の精神において、関係構成国は当該決定にもとづく連合の行動と衝突またはそれを妨害する可能性のあるいかなる行動も控えるものとし、また他の構成国は当該構成国の立場を尊重するものとする。このような棄権の取扱いを受ける閣僚理事会の構成員が、構成国の少なくとも三分の一に達し、かつそれら諸国が連合総人口の少なくとも三分の一を構成する場合は、当該決定は採択されないものとする。

2. 第 1 項の適用除外として、閣僚理事会は次の事項につき特定多数決により行動するものとする。
 - (a) 第 III-293 [III-194]条 1 項に述べる、連合の戦略的利益および戦略目標に関する欧州首脳理事会の欧州決定にもとづいて、連合の行動または立場を明示する欧州決定を採択するとき。
 - (b) 欧州首脳理事会が自らの発議または連合外務大臣の発議により連合外務大臣に対して行った具体的な要請を受けて連合外務大臣が閣僚理事会に提出した提案にもとづいて、連合の行動または立場を明示する欧州決定を採択するとき。
 - (c) 連合の行動または立場を明示する欧州決定を実施する欧州決定を採択するとき。
 - (d) 第 III-302 [III-203]条に従って特別代表 (special representative) の任命に関する欧州決定を採択するとき。

閣僚理事会の構成員が、自国の必須かつ理由を説明した政策ゆえに、特定多数決により採択されるべき欧州決定の採択に反対する意図である旨を宣言するときは、投票は行われないものとする。連合外務大臣は、関係する構成国と緊密に協議しつつ、当該国に受け入れ可能な解決策を模索するであろう。当該大臣がこれに成功しないときは、閣僚理事会は、特定多数決で行動し、事案を欧州首脳理事会に付託してその全会一致による欧州決定を要請することができる。

3. 第 I-40 [I-39]条 8 項に従って、欧州首脳理事会は、第 2 項に述べる場合のほかに関僚理事会が特定多数決により行動する場合を定める欧州決定を、全会一致により採択す

ることができる。

4. 第 2 項および第 3 項は、軍事または防衛の意味合いをもつ決定には適用されないものとする。

第 III-301 [III-202]条〔共通姿勢〕

1. 欧州首脳理事会または閣僚理事会が、第 I-40 [I-39]条 5 項の意味にいう連合の共通姿勢 (common approach) を明示したとき、連合外務大臣および構成国の外務大臣は、閣僚理事会においてその活動を調整するものとする。
2. 第三国および国際組織における構成国の外交使節および連合の代表部は協力するものとし、第 1 項に述べる共通姿勢を形成し実施することに貢献するものとする。

第 III-302 [III-203]条〔特別代表〕

閣僚理事会は、連合外務大臣の提案にもとづいて、特定の政策問題に関する使命をもつ特別代表 (special representative) を任命することができる。この特別代表は、当該大臣の権威の下にその任務を実行するものとする。

第 III-303 [III-204]条〔国際協定〕

連合は、本章が対象とする領域において、一またはそれ以上の国家もしくは国際組織との協定を締結することができる。

第 III-304 [III-205]条〔欧州議会への報告〕

1. 連合外務大臣は、第 I-40 [I-39]条 6 項および第 I-41 [I-40]条 8 項に従って、欧州議会へ諮問を行なうものとする。当該大臣は、欧州議会の見解が正当に考慮されることを確保するものとする。特別代表は欧州議会への要約報告に参加することができる。
2. 欧州議会は閣僚理事会および連合外務大臣に質問または勧告を行うことができる。一年に二度、欧州議会は共通安全保障防衛政策を含む共通外交安全保障政策の進展について審議を行うものとする。

第 III-305 [III-206]条〔国際場面での協調〕

1. 構成国は国際組織および国際会議においてその行動を協調させるものとする。構成国は連合の立場をそのような場において堅持するものとする。連合外務大臣はこの協調を組織するものとする。

必ずしもすべての構成国の参加するわけではない国際組織および国際会議において、参加する構成国は連合の立場を堅持するものとする。

2. 第 I-16 [I-15]条 2 項に従って、必ずしもすべての構成国の参加するわけではない国際組織および国際会議に出席する構成国は、参加しない構成国および連合外務大臣に共通の利益に関するあらゆる事項をつねに報告するものとする。

国際連合安全保障理事会の構成員でもある構成国は協調するものとし、他の構成国および連合外務大臣につねに全面的に報告するものとする。

国際連合安全保障理事会の構成員である構成国は、その任務を遂行するにあたり、国際連合憲章の下での当該国の責任を害さず、連合の立場および利益を擁護するものとする。

国際連合安全保障理事会の議題となる事案について連合が立場を明示しているときは、安全保障理事会に出席する構成国は、連合の立場を連合外務大臣が発表するよう〔安全保障理事会に〕求められることを〔安全保障理事会に〕要請するものとする。

第 III-306 [III-207]条〔外国使節間の協力〕

第三国および国際会議における構成国の外交使節および連合の代表部ならびにそれらの国際組織への代表は、本章にもとづいて採択された連合の立場および行動を明示する欧州決定が遵守され実施されることを確保するよう協力するものとする。これらの者は情報交換および共同評価の実施を通して協力関係を築くものとする。

これらの者は、第 I-9 [I-8]条 2 項 c 号に述べる第三国の領土において保護を受ける欧州市民の権利の実施および第 III-127 [III-11]条に従って採択される措置の実施に貢献するものとする。

第 III-307 [III-208]条〔政治安保評議会〕

第 III-344 [III-247]条を害さず、政治安全保障評議会 (Political and Security Committee) は、共通外交安全保障政策が対象とする領域における国際情勢を監視し、閣僚理事会もしくは連合外務大臣の要請または自らの発議により、閣僚理事会に意見を述べることを通じて政策の策定に貢献するものとする。また同評議会は、連合外務大臣の責任を害さず、合意された政策の実施を監視するものとする。

本章の範囲内において、政治安全保障評議会は、閣僚理事会および連合外務大臣の責任の下で、第 III-309 [III-210]条に述べる危機管理活動 (crisis management operations) の政治的統制および戦略的方向づけを行うものとする。

閣僚理事会は同評議会に対して、閣僚理事会が定める危機管理活動の目的および期間について、当該活動の政治的統制および戦略的方向づけに関する措置をとる権限を付与することができる。

第 III-308 [III-209]条〔外交安保と他の政策の区別〕

共通外交安全保障政策の実施は、第 I-13 [I-12]条ないし第 I-15 [I-14]条および第 I-17 [I-16]条に掲げる連合権限の行使のためにこの憲法が定める手続の適用および機関の権限範囲に影響を与えないものとする。同様に、当該諸条に掲げた政策の実施は、本章にもとづく連合権限の行使のためにこの憲法が定める手続の適用および機関の権限範囲に影響を与えないものとする。

第 2 節 共通安全保障防衛政策

第 III-309 [III-210]条〔安保防衛政策の遂行〕

1. 第 I-41 [I-40]条 1 項に定める任務を遂行するにあたり、連合は非軍事および軍事手段を使用できるのであって、この任務には共同武装解除活動、人道救助活動、軍事的助言支援活動、紛争予防および平和維持活動、平和創出および紛争後安定化を含む危機管理における戦闘部隊活動などが含まれるものとする。これらのすべての任務は、第三国の領土内におけるテロリズムへの当該国による対策に対する支援を含む、テロリズムに対する闘い (fight against terrorism) に貢献することができる。

2. 閣僚理事会は、第 1 項に定める任務に関する欧州決定を採択するものとする。この欧州決定において、任務の目的および範囲ならびに任務実施の一般条件を定めるものとする。連合外務大臣は、閣僚理事会の権威の下において、かつ政治安全保障評議会と緊密かつ恒常的な接触をもちつつ行動し、このような任務の非軍事および軍事的局面の調整にあたるものとする。

第 III-310 [III-211]条〔安保防衛任務の特定構成国群への委託〕

1. 第 III-309 [III-210]条に従って採択される欧州決定の枠内において、閣僚理事会は任務を引き受ける意欲および必要な能力のある構成国群に当該任務の実施を委託することができる。これらの構成諸国は、連合外務大臣と連携して、当該任務の運営について相互に合意をするものとする。

2. 当該任務に参加する構成諸国は、自らの発意または他の構成国の要請により、閣僚理事会に任務の進展につき定期的に報告を行なうものとする。当該構成諸国は、当該任務の完遂が重要な重大な結果を生むとき、または第 1 項に述べる欧州決定に定める任務の目的、範囲および条件の変更を必要とするときは、直ちに閣僚理事会に報告するものとする。このような場合、閣僚理事会は必要な欧州決定を採択するものとする。

第 III-311 [III-212]条〔軍事研究機関〕

1. 欧州軍備軍事研究能力開発機関 (European Armaments, Research and Military Capabilities Agency) は、第 I-41 [I-40]条 3 項により設置され、かつ閣僚理事会の権

威に服しつつ、次の各号を任務とする。

- (a) 構成国の軍事能力目標を特定し、構成国の確約した能力の遵守を評価することへ貢献すること。
- (b) 実践行動上の必要物の調和を推進し、実効的かつ相互適的な調達方式の採用を推進すること。
- (c) 軍事能力面の目標の達成のための多面的企画を提案し、構成国が実施する計画の調整および特定の協力計画の運営を確保すること。
- (d) 防衛技術研究を支援し、共同研究活動および将来の行動の必要性に対応する技術的解決策の研究を調整および計画すること。
- (e) 防衛部門の産業技術基盤強化および軍事支出の実効性向上のためのあらゆる有益な措置を特定し、必要に応じて実施することに貢献すること。

2. 当該機関は、それに参加を希望するすべての構成国に開放されるものとする。閣僚理事会は、特定多数決により行動し、当該機関の設置規程、所在地および実務準則を定める欧州決定を採択するものとする。この欧州決定は、当該機関の活動への実効的な参加水準を考慮すべきである。当該機関内において、共同企画に加わる構成国を結集して、特定グループが設定されるものとする。当該機関は、必要に応じて欧州委員会と連携しつつその任務を遂行するものとする。

第 III-312 [III-213] 条〔高度軍事協力〕

1. 第 I-41 [I-40] 条 6 項に定める常設の制度的協力に参加を希望する構成諸国であって、常設の制度的協力に関する議定書に掲げる基準を満たし、かつ軍事能力の誓約を行なった諸国は、閣僚理事会および連合外務大臣にその意思を通知するものとする。
2. 当該通知から三箇月以内に、閣僚理事会は、常設制度的協力を設立し、かつ参加構成諸国の一覧を定める欧州決定を採択するものとする。閣僚理事会は、連合外務大臣への諮問を経て特定多数決により行動するものとする。
3. いかなる構成国も、後日、当該常設制度的協力に参加を希望するときは、閣僚理事会および連合外務大臣にその意思を通知するものとする。

閣僚理事会は、第 1 項に述べる議定書第 1 条および第 2 条に定める基準を満たし、かつ誓約を行なった関係構成国の参加を承認する欧州決定を採択するものとする。閣僚理事会は、連合外務大臣への諮問を経て特定多数決により行動するものとする。参加構成諸国を代表する閣僚理事会構成員のみ投票に参加するものとする。

特定多数決は、参加構成諸国を代表する閣僚理事会構成員の少なくとも 55% の多数であって、当該諸国の総人口の少なくとも 65% をなすものとする。

可決阻止少数には、当該参加構成国の総人口の 35% を超える代表となるような閣僚理事会構成員の最小員数に、さらに一名分を加えたものが少なくとも含まれていなければならない。これに満たないときは、特定多数決が成立したものとみなすものとする。

4. 任意の参加構成国が第 1 項に述べる議定書第 1 条および第 2 条に定める基準をまは満たさず、またはもはや誓約を保つことができないときは、閣僚理事会は当該関係構成国の参加を停止する欧州決定を採択することができる。

閣僚理事会は特定多数決により行動するものとする。問題の構成国を除き、参加構成諸国を代表する閣僚理事会構成員のみ投票に参加するものとする。

特定多数決は、参加構成諸国を代表する閣僚理事会構成員の少なくとも 55% の多数であって、当該諸国の総人口の少なくとも 65% をなすものとする。

可決阻止少数には、当該参加構成国の総人口の 35% を超える代表となるような閣僚理事会構成員の最小員数に、さらに一名分を加えたものが少なくとも含まれていなければならない。これに満たないときは、特定多数決が成立したものとみなすものとする。

5. 常設の制度的協力から脱退を希望するいずれかの参加構成国は、閣僚理事会にその意思を通知するものとし、閣僚理事会は問題の構成国が参加を終了したことを記録するものとする。
6. 制度的協力の枠組内で採択された閣僚理事会の欧州決定および勧告であって、第 2 項ないし第 5 項に定めるものではないものは、全会一致により採択されるものとする。本項の目的においては、全会一致とは、参加構成諸国の代表のみの投票からなるものとする。

第 3 [2] 節 財政規定

第 III-313 [III-215] 条〔経費負担〕

1. 本章の実施から連合機関に発生する行政経費 (administrative expenditure) は連合予算に計上されるものとする。
2. 本章の実施から発生する運営経費 (operational expenditure) もまた連合予算に計上されるものとする。ただし、軍事または防衛の意味合いをもつ行動から発生する経費および閣僚理事会が特段の決定を行う場合を除く。

経費が連合予算に計上されない場合は、閣僚理事会が特段の決定を行わない限り、構

成国の国民総生産規模に応じて構成国が経費を負担するものとする。軍事または防衛の意味合いをもつ行動から発生する経費については、閣僚理事会における自国代表が第 III-300 [III-201]条 1 項 2 段にもとづく公式の〔棄権〕宣言をした構成国は、当該経費の財政的貢献を義務づけられないものとする。

3. 閣僚理事会は、共通外交安全保障政策の制度における先導行為（initiative）への緊急資金拠出のために、とりわけ第 I-41 [I-40]条 1 項および第 III-309 [III-210]条に述べる任務の準備作業のために、連合予算の配当の迅速使用を保障する特別手続を定める欧州決定を採択するものとする。閣僚理事会は欧州議会への諮問を経て行動するものとする。

第 I-41 [I-40]条 1 項および第 III-309 [III-210]条に述べる任務の準備作業であって、連合予算に計上されないものは、構成国の貢献により設ける立上げ基金（start-up fund, un fonds de lancement）により資金が供与されるものとする。

閣僚理事会は、連合外務大臣の提案にもとづいて特定多数決により、次の事項を定める欧州決定を採択するものとする。

- (a) 立上げ基金の設立および資金供与のための手続。とりわけ、基金への配分金の額および払戻手続。
- (b) 立上げ基金の運営手続。
- (c) 財政統制手続。

第 I-41 [I-40]条 1 項および第 III-309 [III-210]条に従って計画された任務が連合予算に計上できない場合、閣僚理事会は連合外務大臣に当該基金の使用を許可するものとする。

連合外務大臣はこの使命の実施について閣僚理事会に報告するものとする。

第 3 章 共通通商政策

第 III-314 [III-216]条〔目的〕

第 III-151 [III-36]条に従って関税同盟を設立することを通して、連合は、共通の利益のために、世界貿易の調和的な発展、国際貿易および外国直接投資に対する制限の漸進的な廃止、ならびに関税その他の障壁の低減化に貢献するものとする。

第 III-315 [III-217]条〔原則〕

1. 共通通商政策は、とりわけ関税率の変更、商品および役務の貿易に関する関税および

貿易協定の締結、知的財産権の商業的側面、外国直接投資、自由化措置および輸出政策の統一の実現、ならびにダンピングまたは補助金に対してとられる貿易保護措置の統一の実現に関して、統一的な原則にもとづくものとする。共通通商政策は、連合の対外行動の原則および目的の文脈において実行されるものとする。

2. 欧州法律において、共通通商政策の実施枠組みを明示する措置を定めるものとする。
3. 一またはそれ以上の国家もしくは国際組織との協定を交渉し締結する必要があるときは、第 III-325 [III-227]条の規定が準用されるものとする。ただし、本条の特段の規定に服するものとする。

欧州委員会は閣僚理事会に勧告を行うものとし、閣僚理事会は欧州委員会に必要な交渉を開始することを許可するものとする。閣僚理事会および欧州委員会は、交渉された協定が連合の対内政策および対内準則に適合することを確保する責任を負うものとする。

欧州委員会はこの交渉を、当該任務について欧州委員会を補佐する、閣僚理事会の任命する特別評議会（a special committee）に諮問しつつ、かつ閣僚理事会が欧州委員会に発することのできる指令の枠内において、進めるものとする。欧州委員会は交渉の進展について定期的に特別評議会および欧州議会に報告するものとする。

4. 第 3 項に述べる協定の交渉および締結については、閣僚理事会は特定多数決により行動するものとする。

人の移動および知的財産権の商業的側面を含む役務貿易の分野における協定の交渉および締結について、当該協定が対内準則の採択に閣僚理事会の全会一致を必要とする規定を含むときは、閣僚理事会は全会一致により行動するものとする。

閣僚理事会はまた、次の各号について、全会一致により行動するものとする。

- (a) 文化的および視聽覚的役務貿易の分野における協定であって、それが連合の文化的および言語的多様性を害する危険があるもの。
- (b) 社会的、教育的および保健的役務貿易の分野における協定であって、当該役務の構成国内組織に重大な支障をきたす危険があり、かつ、当該役務を提供する構成国の責任を害する危険があるもの。

5. 運輸分野における協定の交渉および締結は第三部第 3 章第 7 節の規定および第 III-325 [III-227]条に服するものとする。

6. 通商政策の分野における本条の付与する権限の行使は、連合と構成国の間の対内権限の区分に影響を与えないものとし、かつ、この憲法が構成国の立法もしくは規制的规定の調和を排除している限りにおいて当該調和に至らないものとする。

第4章 第三国との協力および人道援助

第1節 開発協力

第 III-316 [III-218]条〔目的〕

1. 開発協力の局面における連合の政策は、連合の対外行動の原則および目的の枠内において実行されるものとする。連合の開発協力政策および構成国の同政策は相互に補完し強化しあうものとする。

連合の開発協力政策は、貧困の削減および、長期的には撲滅を主たる目標とするものとする。連合はその実施する政策であって、発展途上国に影響を与える可能性があるものにおいて、開発協力の目標を考慮するものとする。

2. 連合および構成国は、それらが国際連合その他の所轄国際組織の文脈において承認した誓約に従い、かつ、その文脈において承認した目標を考慮するものとする。

第 III-317 [III-219]条〔実施手段〕

1. 欧州法律または欧州枠組法律において、開発協力政策の実施に必要な措置を定めるものとする。当該措置は、発展途上国との多年度協力計画または主題別方式の計画に係ることができる。

2. 連合は、第 III-292 [III-193]条および第 III-316 [III-218]条に述べる目的の達成に資する協定を第三国および所轄国際組織と締結することができる。

前段は、国際組織において交渉し協定を締結する構成国の権限を害しないものとする。

3. 欧州投資銀行は、同行設置規程に定める条件において、第 1 項に述べる措置の実施に貢献するものとする。

第 III-318 [III-220]条〔相互調整協力義務〕

1. 連合および構成国は、それぞれの行動の補完性および効率性を高めるために、それぞれの開発協力政策を調整するものとし、援助計画に関して、国際機関ならびに国際会議の場においてを含め、相互に協議するものとする。連合および構成国は共同行動を引き受けることができる。構成国は、必要に応じて、連合の援助計画の実施に貢献す

るものとする。

2. 欧州委員会は第 1 項に述べる協議を促進するために有益なあらゆる発議を行うことができる。

3. 連合および構成国は、それぞれの権限の局面において、第三国および所轄国際機関と協力するものとする。

第2節 第三国との経済、財政および技術協力

第 III-319 [III-221]条〔先進国との協力〕

1. この憲法の他の規定、とりわけ第 III-316 [III-218]条ないし第 III-318 [III-220]条の規定を害することなく、連合は、発展途上国以外の第三国と、とりわけ財政援助を含め、経済、財政および技術面の協力措置を実施するものとする。このような措置は、連合の開発政策に適合し、かつ連合の対外行動の原則と目的の枠内において実施されるものとする。連合の措置および構成国の措置は、相互に補完し強化しあうものとする。

2. 欧州法律または欧州枠組法律において、第 1 項の実施に必要な措置を定めるものとする。

3. 連合および構成国は、それぞれの権限の局面において、第三国および所轄国際機関と協力するものとする。連合の協力の取決めは、連合と関係第三者との協定の対象とすることができる。

前段は、国際組織において交渉し国際協定を締結する構成国の権限を害しないものとする。

第 III-320 [III-222]条〔緊急財政援助〕

第三国の情勢が連合からの緊急の財政援助を必要とするときは、閣僚理事会は欧州委員会の提案にもとづいて必要な欧州決定を採択するものとする。

第3節 人道援助

第 III-321 [III-223]条〔目的・実施〕

1. 連合の人道援助の分野における実践行動は、連合の対外行動の原則と目的の枠内において実行されるものとする。このような実践行動は、第三国の人々ならびに天災または人災の被害者に対して、これら様々の状況から生じる人道上の必要に対応するために、臨時的支援、救援および保護をする趣旨で提供されるものとする。連合の実践行動および構成国の実践行動は相互に補完し強化しあうものとする。

2. 人道援助の実践行動は、国際法の原則ならびに公平性、中立性および無差別の諸原則に即して実行されるものとする。
3. 欧州法律または欧州枠組法律において、連合の人道援助の実践行動を実施する枠組を策定する措置を定めるものとする。
4. 連合は第三国および所轄国際組織と、第 1 項および第 III-292 [III-193]条に述べる目的の達成に資するあらゆる協定を締結することができる。

前段は、国際組織において交渉し協定を締結する構成国の権限を害しないものとする。

5. 連合の人道的行動に対する欧州の若年層による共同貢献の制度を設けるために、欧州人道援助ボランティア隊 (a European Voluntary Humanitarian Aid Corps) を設立するものとする。

欧州法律において、この隊の実践行動の準則および手続を定めるものとする。

6. 欧州委員会は、連合および構成国の人道援助措置の効率性および補完性を高めるために、連合の行動と構成国の行動との調整を促進するあらゆる有益な発議を行うことができる。
7. 連合はその人道的実践行動が、国際組織および国際団体の、とりわけ国際連合の機構の一部をなす団体の、人道的実践行動と協調し両立するよう確保するものとする。

第 5 章 制限措置 (Restrictive Measures)

第 III-322 [III-224]条〔制裁措置の採択〕

1. 本編第 2 章にもとづいて採択された欧州決定が、一もしくはそれ以上の第三国との経済的および財政的関係の、部分的もしくは全面的な、中断(interruption)または削減(reduction)を定めるときは、閣僚理事会は、連合外務大臣および欧州委員会の共同提案にもとづき特定多数決により行動し、必要な欧州規則もしくは欧州決定を採択するものとする。閣僚理事会は欧州議会にこれを通知するものとする。
2. 本編第 2 章にもとづいて採択された欧州決定にその旨の定めがあるときは、閣僚理事会は、自然人または法人および国家以外の集団または団体に対して、第 1 項に述べる手続にもとづいて制限措置を採択することができる。

第 6 章 国際協定

第 III-323 [III-225]条〔条約締結権〕

1. 連合は、この憲法にその旨の定めがあるとき、または協定の締結がこの憲法が定める目標の一つを連合の政策の枠内において達成するために必要であるとき、または連合の拘束力のある立法的行為にその旨の定めがあるとき、または協定の締結が共通準則に影響しもしくはその範囲を変更する可能性があるとき、一またはそれ以上の第三国もしくは国際組織と協定を締結することができる。
2. 連合が締結した協定は連合機関および連合構成国を拘束する。

第 III-324 [III-226]条〔連携協定〕

連合は、一またはそれ以上の第三国もしくは国際組織と、連携に伴う相互の権利義務、共通行動および特別手続を定めるために、連携協定 (association agreements) を締結することができる。

第 III-325 [III-227]条〔条約締結手続〕

1. 第 III-315 [III-217]条に定める特段の規定を害することなく、連合と第三国もしくは国際組織との協定は以下の手続に従って交渉され締結されるものとする。
2. 閣僚理事会は、交渉開始を許可し、交渉指令 (negotiating directives) を採択し、協定への署名を許可し、協定を締結するものとする。
3. 欧州委員会は、または予定された当該協定が共通外交安全保障政策に専らもしくは主として関係するときは連合外務大臣が、閣僚理事会に勧告を提出するものとし、閣僚理事会は、予定された協定の主題に応じて、連合交渉団の担当者 (negotiator) または交渉団長 (leader) を推薦しつつ、交渉開始を許可する欧州決定を採択するものとする。
4. 閣僚理事会は、連合の交渉担当者に対して指令を発することができ、また特別評議会 (a special committee) を指名してそれへ諮問しながら交渉を進めなければならないものとする。
5. 閣僚理事会は、交渉担当者の提案にもとづいて、協定への署名および、必要に応じて当該協定の発効前の暫定的適用を許可する欧州決定を採択するものとする。
6. 閣僚理事会は、交渉担当者の提案にもとづいて、協定を締結する欧州決定を採択するものとする。

協定が共通外交安全保障政策に専ら関係するときを除き、閣僚理事会は当該協定を締結する欧州決定を次の通り採択するものとする。

(a) 次の場合については欧州議会の承認を得て採択するものとする。

- (i) 連携協定
- (ii) 人権および基本的自由の保護のための欧州条約〔欧州人権条約〕への連合の加盟
- (iii) 協力手続を設けて特定の制度的枠組を築く協定
- (iv) 連合の財政に重要な意味合いをもつ協定
- (v) 通常立法手続または欧州議会の承認を必要とする特別立法手続が適用される分野を対象とする協定

(b) その他の場合については欧州議会への諮問を経て採択するものとする。欧州議会は、閣僚理事会が事案の緊急性に応じて設定できる期限までに意見を表明するものとする。当該期限までに意見がないときは、閣僚理事会は行動することができる。

7. 協定の締結にあたり、当該協定がその修正を簡易な手続または当該協定が設立する組織により採択する旨を規定しているときは、閣僚理事会は、第5項、第6項および第9項の適用除外として、連合のために当該協定の当該修正を交渉担当者が承認することを許可することができる。閣僚理事会はこの許可に特定の条件を付することができる。

8. 閣僚理事会は、本条の手続全体を通して、特定多数決により行動するものとする。

閣僚理事会は、連合の行為の採択に全会一致を必要とする分野および連携協定を対象とする協定ならびに第III-319 [III-221]条に述べる加盟候補国との協定については、全会一致により行動するものとする。

9. 協定により設立される団体が法的効果のある行為の採択を求められたとき、閣僚理事会は、欧州委員会または連合外務大臣の提案にもとづいて、当該協定の適用を停止し、当該団体において連合のために採択されるべき立場を定める欧州決定を採択するものとする。ただし、当該協定の制度的枠組を補完または修正する行為の採択が求められているときは、この限りではない。

10. 欧州議会は、本条の手続のすべての段階において、直ちにかつ全面的に報告を受けけるものとする。

11. 各構成国、欧州議会、閣僚理事会または欧州委員会は、予定された協定がこの憲法の規定に適合するかどうかについて、司法裁判所の意見をを得ることができる。司法裁判所の意見が否定的であるときは、予定された協定は、それが修正され、またはこの憲法が改正されない限り、発効することができないものとする。

第III-326 [III-228]条〔第三国との通貨協定〕

1. 第III-325 [III-227]条の適用除外として、閣僚理事会は、欧州中央銀行の勧告または欧州委員会の勧告にもとづいて、かつ欧州中央銀行への諮問を経て、価格安定の目標に即したコンセンサスに達するために第三国通貨とユーロとの交換比率制度について公式の協定を締結することができる。閣僚理事会は、欧州議会への諮問を経て、かつ第3項に定める手続に従って、全会一致により行動するものとする。

閣僚理事会は、欧州中央銀行の勧告または欧州委員会の勧告にもとづいて、かつ欧州中央銀行への諮問を経て、価格安定の目標に即したコンセンサスに達するよう努力しつつ、当該交換比率制度におけるユーロの交換比率中央値（central rate）を採択、変更もしくは放棄することができる。閣僚理事会議長は、欧州議会に対して、ユーロの交換比率中央値の採択、変更または放棄を報告するものとする。

2. 第1項に述べる、一またはそれ以上の第三国通貨に対する交換比率制度がないときは、閣僚理事会は、欧州中央銀行の勧告または欧州委員会の勧告にもとづいて、かつ欧州中央銀行への諮問を経て、当該法定通貨に対する交換比率政策の一般的方向性を提示することができる。この一般的方向性は、欧州中央銀行制度の主たる目標である価格安定性の維持を害さないものとする。

3. 第III-325 [III-227]条の適用除外として、連合と一またはそれ以上の国もしくは国際組織との間で通貨もしくは交換比率制度に関する事項についての協定が交渉の主題となるときは、閣僚理事会は、欧州委員会の勧告にもとづき行動し、欧州中央銀行への諮問を経て、当該交渉のための取決めを決定し、かつ当該協定の締結を決定するものとする。この取決めは連合が統一的立場を表明するよう確保するものとする。欧州委員会はこの交渉に全面的に参与するものとする。

4. 経済通貨同盟に関する連合の権限および協定を害することなく、構成国は国際組織において交渉し協定を締結することができる。

第7章 連合と国際組織および第三国ならびに連合代表部との関係

第III-327 [III-229]条〔国際組織との関係〕

1. 連合は、国際連合の機関およびその専門機関、欧州評議会（Council of Europe）、欧州安全保障協力機構（OSCE）および経済協力開発機構（OECD）とのあらゆる適切な形式での協力関係を確立するものとする。

2. 連合はまた、その他の国際組織との適切な関係を維持するものとする。

3. 連合外務大臣および欧州委員会は本条を実施するために指示を受けるものとする。

第 III-328 [III-230]条〔連合代表部〕

1. 第三国および国際組織における連合代表部（Union delegations）は、連合を代表するものとする。
2. 連合代表部は、連合外務大臣の権威の下に置かれるものとする。連合代表部は、構成国の領事を含む外交使節と緊密に協力して、行動するものとする。

第 8 章 連帯条項の実施

第 III-329 [III-231]条〔手続〕

1. 万一、一構成国がテロ攻撃または天災もしくは人災の被害を受けたとき、他の構成国は当該構成国の所轄政治機関の要請を受けて当該国を支援するものとする。この目的のために、構成諸国は閣僚理事会において相互に調整を行うものとする。
2. 第 I-43 [I-42]条に述べる連帯条項の実施のための取決めは、欧州委員会および連合外務大臣の共同提案にもとづいて行動する閣僚理事会が採択する欧州決定により明示されるものとする。閣僚理事会は、当該決定が防衛的意味合いをもつときは、第 III-300 [III-201]条 1 項に従って行動するものとする。欧州議会は報告を受けるものとする。

本条の目的のために、かつ、第 III-344 [III-247]条を害することなく、閣僚理事会は、共通安全保障防衛政策の文脈において形成された制度に支援される政治安全保障評議会および第 III-261 [III-162]条に定める〔域内安全〕評議会の補佐を受けるものとし、両評議会は、必要に応じて共同意見を提出するものとする。

3. 欧州首脳理事会は、連合および構成国の実効的な行動を可能にするために、連合が直面する脅威を定期的に評価するものとする。

第 6 編 連合の運営

第 1 章 機関に関する規定

第 1 節 機関

第 1 款 欧州議会

第 III-330 [III-232]条〔選挙法〕

1. 閣僚理事会の欧州法律もしくは欧州枠組法律において、すべての構成国に統一的な手続またはすべての構成国に共通の原則に従った直接普通選挙による欧州議会議員の選出に必要な措置を定めるものとする。

閣僚理事会は、欧州議会の発議にもとづき、総議員の過半数により行動する当該議会の承認を得た後に、全会一致で行動するものとする。この法律もしくは枠組法律は、構成国の憲法上の要件に従って構成国により承認された後に発効するものとする。

2. 欧州議会の欧州法律において、当該議会議員の義務の履行を規律する規則および一般条件を定めるものとする。欧州議会は、欧州委員会の意見を求めた後、閣僚理事会の承認を得て、当該議会自らの発議にしたがって行動するものとする。閣僚理事会は、現職もしくは前職の議員への課税に関するすべての法規もしくは条件について全会一致により定めるものとする。

第 III-331 [III-233]条〔欧州政党〕

欧州法律において、第 I-46 [I-45]条 4 項に述べる欧州次元の政党を規律する規則を定め、とりわけ政党の資金に関する準則を定めるものとする。

第 III-332 [III-234]条〔提案要請〕

欧州議会は、総議員の過半数により行動しつつ、この憲法の実施のために連合の行為が必要であると欧州議会が考える問題に対してあらゆる適切な提案を提出するように欧州委員会に要請することができる。欧州委員会が提案を提出しないときは、欧州委員会は欧州議会にその理由を通知するものとする。

第 III-333 [III-235]条〔議会調査権〕

欧州議会はその義務の履行にあたり、当該議会議員の四分の一の要請により臨時調査委員会を設置して、連合法の実施における違法行為または行政過誤(maladministration)の疑惑について、この憲法が他の機関または組織に付与した権限を害せずに、調査を行うことができる。ただし、疑惑をもたらす事実が裁判所において審理中であり、かつ当該事案が訴訟手続において係争中である場合を除く。

臨時調査委員会は、その報告書の提出により解散するものとする。

欧州議会の欧州法律において、調査権の行使を規律する細則を定めるものとする。欧州議会は、閣僚理事会および欧州委員会の承認を得た後に、自らの発議により行動するものとする。

第 III-334 [III-236]条〔請願権〕

第 I-10 [I-8]条 2 項 d 号に従って、あらゆる連合市民および自然人または法人であって構成

国に居住しもしくは登録事務所をもつものは、連合の活動分野内に入り、かつ自らに直接に影響する問題について、個人として、または他の人と共同して、欧州議会に請願する権利をもつものとする。

第 III-335 [III-237]条〔欧州オンブズマン〕

1. 欧州議会は欧州オンブズマンを一名選任するものとする。第 I-10 [I-8]条 2 項 d 号に従って、欧州オンブズマンは、あらゆる連合市民またはあらゆる自然人もしくは法人であって構成国に居住しもしくは登録事務所登録をもつものから、連合の機関、組織、独立部局もしくは専門行政機関の活動上の行政過誤の事案に関する苦情を受理する権限を与えられるものとする。ただし、欧州連合裁判所が司法職務において行った行為を除く。

欧州オンブズマンは、その義務に従って、自らの発意、または直接もしくは欧州議会議員を経由して提出された苦情にもとづき、理由があると認められた調査を遂行するものとする。ただし、申し立てられた事実が、現にまたは既に訴訟手続の対象となつているときを除く。欧州オンブズマンは、行政過誤の事案を認定した場合、当該事案を関係する機関、組織、独立部局もしくは専門行政機関に送付するものとし、当該関係機関、組織もしくは専門行政機関は、自らの見解を欧州オンブズマンに通知するために三箇月の期間をもつものとする。欧州オンブズマンは、その後、欧州議会および関係機関、組織、独立部局もしくは専門行政機関に対して報告書を提出するものとする。苦情申立人はこの調査の結果を通知されるものとする。

欧州オンブズマンは欧州議会に対して調査の結果に関する年次報告書を提出するものとする。

2. 欧州オンブズマンは、欧州議会の選挙ごとに、当該議会の任期と同期間をもって選任されるものとする。欧州オンブズマンは再任可能とする。

欧州オンブズマンが、その職務の遂行に必要な条件を満たさなくなったとき、または重大な非行により有罪とされたときは、欧州議会の請求を受けて司法裁判所がこれを罷免することができる。

3. 欧州オンブズマンは、その職務の遂行において完全に独立であるものとする。欧州オンブズマンは、その職務の遂行において、いかなる機関、組織、独立部局または専門行政機関の指示も仰ぎまたは受けてはならない。欧州オンブズマンは、その任期中、営利非営利を問わず、他のいかなる職業にも従事してはならない。
4. 欧州議会の欧州法律において、欧州オンブズマンの職務の遂行を規律する規則および一般条件を定めるものとする。欧州議会は、欧州委員会の意見を求めた後、かつ閣僚

理事会の承認を得て、自らの発議により行動するものとする。

第 III-336 [III-238]条〔年次本会議〕

欧州議会は、年次定例会議を開催するものとする。欧州議会は、招集を要することなく、三月の第二火曜日に会合するものとする。

欧州議会は、総議員の過半数の要請または閣僚理事会もしくは欧州委員会の要請により、臨時特別会議を開催することができる。

第 III-337 [III-239/242]条〔他の機関との関係 EC197, 200〕

1. 欧州首脳理事会および閣僚理事会は、欧州首脳理事会および閣僚理事会の各議事規則に定める条件に従って、欧州議会による聴聞を受けるものとする。
2. 欧州委員会は、欧州議会のすべての会合に出席することができ、また欧州委員会の要請にもとづいて聴聞を受けるものとする。欧州委員会は、欧州議会またはその議員が提出した質問に対して、口頭または文書により回答するものとする。
3. 欧州議会は、公開の本会議において、欧州委員会が提出する年次一般報告書を審議するものとする。

第 III-338 [III-240]条〔多数決〕

この憲法に特段の定めがある場合を除き、欧州議会は投票総数の過半数により行動するものとする。議事規則において定足数を定めるものとする。

第 III-339 [III-241]条〔議事規則〕

欧州議会は、総議員の過半数により行動し、議事規則を採択するものとする。

欧州議会議事録は、この憲法および当該議会議事規則の定める様式により公表されるものとする。

第 III-340 [III-243]条〔欧州委員会不信任決議〕

欧州委員会の活動に関する不信任決議が欧州議会に提出されたときは、当該議会は当該動議の提出から少なくとも三日を経過するまでは、それについての採決をしてはならず、また採決は記名投票によってのみ行われるものとする。

不信任動議は、投票数の三分の二の多数、かつこれが当該議会の総議員の過半数に達しているときに可決され、このとき欧州委員会は総辞職するものとする。欧州委員会は、第 I-26 [I-25]条および第 I-27 [I-26]条に従って交代されるまで、現在の業務を継続して取り扱うものとする。この場合、交代のために任命される欧州委員会の任期は、総辞職させられた欧

州委員会に予定されていた任期の終了時をもって終了するものとする。

第2款 欧州首脳理事会

第 III-341 [III-244]条〔票決等〕

1. 欧州首脳理事会の構成員は、票決の際に、1名を超えない他の構成員の代理としても行動することができる。

出席する構成員本人または代理人による棄権は、全会一致を要する欧州首脳理事会決定の採択を妨げないものとする。

2. 欧州首脳理事会は、欧州議会議長を聴聞のために招致することができる。
3. 欧州首脳理事会は、手続問題およびその議事規則の採択については単純多数決により行動するものとする。
4. 欧州首脳理事会は、閣僚理事會事務総局の補佐を受けるものとする。

第3款 閣僚理事会

第 III-342 [III-245]条〔開催等〕

閣僚理事會は、その議長の発意またはその一構成員もしくは欧州議会の要請により招集されるときに開催されるものとする。

第 III-343 [III-246]条〔票決〕

1. 閣僚理事會の構成員は、票決の際に、一名を超えない他の構成員の代理としても行動することができる。
2. 単純多数決により行動することが求められている場合は、閣僚理事會はその構成員の過半数により行動するものとする。
3. 出席する構成員本人または代理人による棄権は、全会一致を要する閣僚理事會の行為の採択を妨げないものとする。

第 III-344 [III-247]条〔補佐体制〕

1. 構成国常駐代表で構成する評議会は、閣僚理事會の作業の準備および閣僚理事會が当該委員会に付与した任務の実行に責任をもつものとする。当該評議会は、閣僚理事會議事規則において定める場合について、手続上の決定を採択することができる。

2. 閣僚理事會は、それが任命する事務総長の責任の下にある、事務総局の補佐を受けるものとする。

閣僚理事會は、事務総局の編成を単純多数決により決定するものとする。

3. 閣僚理事會は、手続上の問題および議事規則の採択について、単純多数決により行動するものとする。

第 III-345 [III-248]条〔提案要請〕

閣僚理事會は、単純多数決により行動し、欧州委員会に閣僚理事會が共通の目標の達成に望ましいと考えるあらゆる研究を行い、あらゆる適切な提案を閣僚理事會に提出するように要請することができる。欧州委員会が提案を提出しないときは、欧州委員会は閣僚理事會にその理由を通知するものとする。

第 III-346 [III-249]条〔評議会準則の採択〕

閣僚理事會は、この憲法に定める評議会（committees）を規律する準則を定める欧州決定を採択するものとする。閣僚理事會は、欧州委員会への諮問を経て、単純多数決により行動するものとする。

第4款 欧州委員会

第 III-347 [III-251]条〔独立・職務専念義務〕

欧州委員会の委員は、その職務と適合しないあらゆる行動を控えるものとする。各構成国は、委員の独立性を尊重するものとし、委員の職務の遂行において委員に影響力を及ぼそうとしないものとする。

欧州委員会の委員は、その任期中、営利非営利を問わず、他のいかなる職業にも従事してはならない。委員は職務への就任時に、任期中および任期終了後も、職務より生じる義務を尊重し、とりわけ、任期の終了後、一定の地位への就任もしくは利益の受領に関して、誠実さと自主的配慮をもって行動する義務を尊重する旨の厳粛な誓約を行うものとする。これらの義務に対する違反があった場合には、単純多数決により行動する閣僚理事會の申立てもしくは欧州委員会の申立てにもとづき、司法裁判所は、事情に応じて、関係する人物を第 III-349 [III-235]条に従って罷免するか、またはそれに代えて、当該人物の年金その他の給付を受ける権利を剥奪するかを判定することができる。

第 III-348 [III-252]条〔辞職・罷免の空席補充〕

1. 通常の交代もしくは死亡を除き、欧州委員会の委員の職務は、辞職または罷免をもって終了するものとする。

2. 辞職、罷免または死亡により生じた空席は、任期の残余期間について、〔前任委員と〕同じ国籍の新たな委員により補充されるものとする。この委員は、閣僚理事会が、欧州委員会委員長との合意により、欧州議会への諮問の後、かつ第 I-27 [I-26]条 4 項に示す基準に従って任命するものとする。

閣僚理事会は、欧州委員会委員長の提案にもとづいて全会一致により行動し、任期の残余期間について、とりわけ当該委員の任期残余期間が短い場合、空席を補充する必要がないものと決定することができる。

3. 辞職、罷免または死亡の場合、欧州委員会委員長は、その任期の残余期間について第 I-27 [I-26]条 1 項に従って交代されるものとする。
4. 辞職、罷免または死亡の場合、連合外務大臣は、その任期の残余期間について第 I-28 [I-27]条に従って交代されるものとする。
5. 欧州委員会の委員の総辞職の場合、当該諸委員は、第 I-26 [I-25]条および第 I-27 [I-26]条に従ってその任期の残余期間について交代されるまで、任務にとどまり、通常業務を継続するものとする。

第 III-349 [III-253]条〔罷免〕

欧州委員会のいずれかの委員が、その職務の遂行に必要な条件を満たさなくなったとき、または重大な非行により有罪とされたときは、司法裁判所は、単純多数決により行動する閣僚理事会の申立て、または欧州委員会の申立てにもとづき、当該人物を罷免することができる。

第 III-350 [III-254]条〔委員長指揮権〕

第 I-28 [I-27]条 4 項を害することなく、欧州委員会に課されている職務は、この憲法第 I-27 [I-26]条 3 項に従って、委員長が系統だて、諸委員に配分するものとする。委員長は、委員会の任期中は当該職務の再配分をすることができる。欧州委員会の委員は、委員長がその地位にもとづいて委任した職務を遂行するものとする。

第 III-351 [III-255]条〔意思決定〕

欧州委員会は、委員団構成員の過半数により行動するものとする。議事規則において定足数を定めるものとする。

第 III-352 [III-256/257]条〔議事規則、報告書〕

1. 欧州委員会は議事規則を採択し、委員会ならびに委員会各部局の運営を確保するものとする。欧州委員会は、当該規則が公表されることを保障するものとする。

2. 欧州委員会は、欧州議会の定例会議の開始一箇月前までに、連合の活動に関する一般報告書を毎年公表するものとする。

第 5 款 欧州連合裁判所

第 III-353 [III-258]条〔法廷の種類〕

司法裁判所は、欧州連合裁判所設置規程に従って、小法廷 (chambers) 大法廷 (a Grand Chamber) または全員法廷 (a full Court, assemblée plénière) として審理するものとする。

第 III-354 [III-259]条〔法務官〕

司法裁判所は、8 名の法務官 (Advocate-General) に補佐されるものとする。司法裁判所が要請するときは、閣僚理事会は全会一致により行動し、法務官を増員する欧州決定を採択することができる。

法務官は、完全な中立性と独立性をもって行動し、司法裁判所設置規程に従って法務官の関与が必要とされる事案について、理由を付した意見を公開の法廷で陳述することをその職務とする。

第 III-355 [III-260]条〔裁判官・法務官の選任〕

司法裁判所の裁判官および法務官は、独立性に疑いがなく、かつ、各出身国の最高の司法職への任命に必要な資格をもつ者もしくは優れた能力が認められた法律学識者から選ばれるものとする。この人々は、第 III-357 [III-262]条に定める選考諮問会議 (panel) への諮問を経て、構成国政府の共通の合意により任命されるものとする。

三年ごとに、裁判官および法務官の一部交代を、欧州連合裁判所設置規程に定める条件に従って、行うものとする。

裁判官は、互選により司法裁判所長官を任期三年をもって選出するものとする。長官は再選可能である。

司法裁判所は、その手続規則を採択するものとする。当該手続規則は閣僚理事会の承認を要するものとする。

第 III-356 [III-261]条〔第一審裁判官定員〕

第一審裁判所の裁判官の定員は、欧州連合裁判所設置規程により定めるものとする。当該設置規程は、第一審裁判所が法務官により補佐をうける旨を定めることができる。

第一審裁判所の構成員は、独立性に疑いがなく、かつ高位の司法職への任命に必要な能力をもつ者から選ばれるものとする。この人々は、第 III-357 [III-262]条に定める選考諮問会

議（panel）への諮問を経て、構成国政府の共通の合意により任命されるものとする。

第一審裁判所の構成員は、三年ごとに一部交代されるものとする。

裁判官は、互選により第一審裁判所長官を任期三年をもって選出するものとする。長官は再選可能である。

第一審裁判所は、その手続規則を司法裁判所と合意の上で定めるものとする。当該手続規則は閣僚理事会の承認に服するものとする。

欧州連合裁判所設置規程に特段の定めのない限り、この憲法の司法裁判所に関する規定は第一審裁判所に準用されるものとする。

第 III-357 [III-262]条〔司法職選考諮問会議〕

構成国政府が第 III-355 [III-260]条および第 III-356 [III-261]条に述べる任命を行うに先立って、司法裁判所および第一審裁判所の裁判官および法務官の職務遂行への候補者の適格性について意見を述べるために、選考諮問会議（panel）が設置されるものとする。

選考諮問会議は、司法裁判所および第一審裁判所の元構成員、各国最高裁判所の構成員、優れた能力をもつ法律家から選ばれた七名の者で構成し、そのうちの一名は欧州議会が提案するものとする。閣僚理事会は、選考諮問会議の運営規則を定める欧州決定および当該会議の構成員を任命する欧州決定を採択するものとする。閣僚理事会は、司法裁判所長官の発議により行動するものとする。

第 III-358 [III-263]条〔第一審裁判所管轄権〕

1. 第一審裁判所は、第 III-365 [III-270]条、第 III-367 [III-272]条、第 III-370 [III-275]条、第 III-372 [III-277]条および第 III-374 [III-279]条に述べる訴訟または手続を第一審として審理し判断する管轄権をもつものとする。ただし、専門裁判所の管轄に配分された訴訟または手続、および欧州司法裁判所設置規程において留保された訴訟もしくは手続を除く。

欧州連合裁判所設置規程は、第一審裁判所が他の訴訟または手続類型について管轄権をもつ旨を規定することができる。

本項にもとづいて第一審裁判所が下す決定は、欧州連合裁判所設置規程が定める条件および制限内において、法律問題についてのみ司法裁判所に上訴する権利に服するものとする。

2. 第一審裁判所は、第 III-359 [III-264]条にもとづいて設置される専門裁判所の判決に対

して提起された訴訟または手続を審理し判断する管轄権をもつものとする。

本項にもとづいて第一審裁判所が下す決定は、連合法の一体性または一貫性に対する重大な危険が生じるとき、欧州連合裁判所設置規程が定める条件および制限内において、例外的に司法裁判所の審査に服するものとする。

3. 第一審裁判所は、欧州連合裁判所設置規程が定める特定の領域において、第 III-369 [III-274]条にもとづく先決裁定のために付託される問題を審理し判断する管轄権をもつものとする。

第一審裁判所が、連合法の一体性または一貫性に影響する可能性がある原則問題への決定が必要な事案であると考えるときは、当該事案を司法裁判所による裁定のために付託することができる。

先決裁定のために付託された問題に対する第一審裁判所の決定は、連合法の一体性または一貫性に対する重大な危険が生じるとき、欧州連合裁判所設置規程が定める条件および制限内において、例外的に司法裁判所の審査に服するものとする。

第 III-359 [III-264]条〔専門裁判所〕

1. 特定の領域において提起される訴訟もしくは手続の一定類型の第一審として審理し判断する専門裁判所（specialised courts）を第一審裁判所に附属して設置する旨を欧州法律において定めることができる。この欧州法律は、欧州委員会の提案にもとづき欧州司法裁判所への諮問を経て、または欧州司法裁判所の要請により欧州委員会への諮問を経て、採択されるものとする。

2. 専門裁判所を設置する欧州法律は、当該裁判所の組織規律および当該裁判所に付与される管轄権の範囲を定めるものとする。

3. 専門裁判所の下す決定は、第一審裁判所に対して、法律問題についてのみ上訴の権利に服するものとしてでき、または、当該裁判所を設置する欧州法律において定めるときは、事実問題についての上訴の権利にも服するものとしてできる。

4. 専門裁判所の構成員は、独立性に疑いがなく、かつ、司法職への任命に必要な能力をもつ者から選ばれるものとする。これらの者は全会一致で行動する閣僚理事会により任命されるものとする。

5. 専門裁判所は、司法裁判所と合意の上で手続規則を定めるものとする。当該手続規則は、閣僚理事会の承認を要するものとする。

6. 専門裁判所を設置する欧州法律に特段の定めがない限り、欧州連合裁判所に関するこの憲法の規定および欧州連合裁判所設置規程の規定は、専門裁判所に準用されるものとする。当該規程第 1 編および同規程第 64 条は、つねに専門裁判所に準用されるものとする。

第 III-360 [III-265]条〔委員会による対不履行国訴訟〕

構成国がこの憲法の下での義務を履行していないと欧州委員会が考えるときは、欧州委員会は、関係構成国に自らの見解を提出する機会を与えた後、その事案について理由を付した意見を述べるものとする。

関係構成国が欧州委員会の定める期間内に当該意見に従わないときは、欧州委員会は事案を欧州連合裁判所に提起することができる。

第 III-361 [III-266]条〔構成国による対不履行国訴訟〕

この憲法の下での義務を他の構成国が履行していないと考える構成国は、事案を欧州連合裁判所に提訴することができる。

構成国が他の構成国のこの憲法の下での義務の違反を申し立てる訴訟を起こす前に、構成国は事案を欧州委員会に提出するものとする。

欧州委員会は、関係各構成国に当該国自らの主張および他方当事者の主張に対する見解を口頭および文書の両方において表明する機会を与えた後、理由を付した意見を述べるものとする。

欧州委員会が当該事案の提出を受けた日から三箇月以内に意見を述べないとき、当該意見の不存在は、事案を欧州連合裁判所に提訴する妨げとはならないものとする。

第 III-362 [III-267]条〔対不履行国訴訟の効果〕

1. 構成国がこの憲法の下での義務を履行していないと欧州連合裁判所が認定するときは、当該国は当該裁判所の判決に服従するために必要な措置をとることを義務づけられるものとする。
2. 関係構成国が欧州連合裁判所の判決に服従するための必要措置を採っていないと欧州委員会が考えるときは、欧州委員会は当該国に自らの見解を述べる機会を与えた後、事件を当該裁判所に提訴する。欧州委員会は、当該構成国が支払うべき一括支払金または罰金であって当該事件の事情に適すると考える額を明記するものとする。

当該裁判所は、当該構成国が判決に服従していないと認定するときは、当該国に対して一括支払金または罰金を課すことができる。

この手続は、第 III-361 [III-266]条を害さないものとする。

3. 欧州委員会が、関係国が欧州枠組法律の国内実施措置を通知する義務を履行していないことを理由に第 III-360 [III-265]条に従って事件を欧州連合裁判所に提訴する場合、欧州委員会は、適切と考えるときは、当該構成国が払うべき一括支払金または罰金であって当該事件の事情に適すると考える額を明記することができる。

当該裁判所が、義務の不履行を認定するときは、欧州委員会の明記した額を超えない一括支払金または罰金を当該構成国に課すことができる。この支払義務は、当該裁判所の判決が定める日に発生するものとする。

第 III-363 [III-268]条〔罰則の無限管轄権〕

閣僚理事会の欧州法律および欧州規則は、それらが定める罰に関して、欧州連合裁判所に無制限の管轄権を付与することができる。

第III-364 [III-269]条〔欧州知的財産権事件〕

この憲法の他の規定を害することなく、欧州法律において、この憲法にもとづいて欧州知的財産権を創設する行為の適用に関する訴訟に対する管轄権を、当該法律の定める範囲において、欧州連合裁判所に付与することができる。

第 III-365 [III-270]条〔取消訴訟〕

1. 欧州連合裁判所は、欧州法律および欧州枠組法律の効力、閣僚理事会、欧州委員会および欧州中央銀行の行為であって、勧告および意見以外のものの効力、ならびに第三者に対して法的効果を生じる意図の欧州議会および欧州首脳理事会の行為の効力を審査するものとする。欧州連合裁判所は、連合の組織、独立部局または専門行政機関の行為であって第三者に対して法的効果を生じる意図の行為の効力についても審査するものとする。
2. 第 1 項の目的のために、構成国、欧州委員会、閣僚理事会または欧州委員会が提起する訴訟であって、権限の欠如(*lack of competence*)、必須の手続要件の違反(*essential procedural requirement*)、この憲法もしくはその適用に係るその他の法のあらゆる準則の違反(*infringement of the Constitution or of any rule of law relating to its application*)、または権限の目的外行使(*misuse of powers*)を理由とするものについて、欧州連合裁判所は管轄権をもつものとする。
3. 欧州連合裁判所は、第 1 項および第 2 項に述べる条件において、会計検査院、欧州中央銀行ならびに地域評議会が自らの特権を保護する目的で提起する訴訟について管轄権をもつものとする。

4. あらゆる自然人もしくは法人は、第 1 項および第 2 項に述べる条件において、その者を宛人とする行為または自らに直接かつ個人的に関係する行為について、および自らに直接関係する規制的行為であって実施措置を伴わないものについて、訴訟を提起することができる。
5. 連合の組織、独立部局および専門行政機関を設置する行為において、自然人または法人に対して法的効果を生じる意図の当該組織、独立部局または専門行政機関の行為に対する当該自然人または法人の提起する訴訟に関する具体的な条件および制度を定めることができる。
6. 本条に定める訴訟は、行為の公表または原告への通知または通知がない場合は原告が知るにいたった日のいずれかから、二箇月以内に開始されるものとする。

第 III-366 [III-271]条〔取消訴訟の効果〕

訴訟に十分な根拠があるときは、欧州連合裁判所は関係する行為の取消および無効を宣言するものとする。

ただし、欧州連合裁判所は、必要があると考えるときは、取消を宣言した行為の諸効果のうち有効確定的と考えられるべき部分を明示するものとする。

第 III-367 [III-272]条〔不作為違法確認訴訟〕

欧州議会、欧州首脳理事会、閣僚理事会、欧州委員会または欧州中央銀行が、この憲法に違反して、行為を怠るときは、構成国および他の連合機関は、当該違反の確認を求めて欧州連合裁判所に訴訟を提起することができる。本条は、同一の条件で、行為を怠る連合の組織、独立部局および専門行政機関に準用されるものとする。

この訴訟は、機関、組織、独立部局または専門行政機関が行動するように事前に要請されたときにのみ受理可能とする。この要請を受けて二箇月以内に、当該機関、組織、独立部局または専門行政機関がその立場を確定しないときは、そのときからさらに二箇月以内に訴訟を提起することができる。

あらゆる自然人または法人は、前項に定める条件で、当該自然人または法人に対して機関、組織、独立部局または専門行政機関が勧告または意見以外の何らかの行為を怠っている旨を欧州連合裁判所に申し立てることができる。

第 III-368 [III-273]条〔訴訟の効果〕

機関、組織、独立部局もしくは専門行政機関であって、その行為の取消を宣言され、またはその行為の懈怠がこの憲法に違反するとの宣言を受けたものは、欧州連合裁判所の判決

に従うために必要な措置をとらなければならない。

この義務は、第 III-431 [III-337]条第 2 段の適用の結果生じる義務にはなんら影響しないものとする。

第 III-369 [III-274]条〔先決裁定手続 EC234〕(末段新)

欧州連合裁判所は、次の各号に関して先決裁定を行う管轄権をもつものとする。

- (a) この憲法の解釈
- (b) 連合機関、組織、独立部局または専門行政機関の行為の効力および解釈

このような問題が構成国のいずれかの裁判所または審判所において提起された場合、当該裁判所または審判所は、判決をするために当該問題に関する決定が必要と考えるときは、欧州連合裁判所に対して当該問題に関する裁定を行うように求めることができる。

このような問題が構成国の裁判所または審判所であって、その決定に対して国内法上司法的救済がないものにおいて提起された場合、当該裁判所または審判所は、事案を欧州連合裁判所に付託するものとする。

このような問題が、構成国の裁判所または審判所に係属中の事件において拘留中の人に関して提起されたときは、欧州連合裁判所は最小限の遅延をもって行動するものとする。

第 III-370 [III-275]条〔損害賠償訴訟〕

欧州連合裁判所は、第 III-431 [III-337]条第 2 段に定める損害賠償に関する紛争について管轄権をもつものとする。

第 III-371 [III-276]条〔構成国資格停止手続審査〕

司法裁判所は、欧州首脳理事会または閣僚理事会が第 I-59 [I-58]条〔EU 構成国の資格停止処分〕に従って採択した行為について、欧州首脳理事会または閣僚理事会の決定の対象となった構成国の要請がある場合に限り、かつ、同条に定める手続規定に関してのみ当該行為の効力を判断する管轄権をもつものとする。

当該要請は、当該決定の日から一箇月以内になされなければならない。司法裁判所は、当該要請の日から一箇月以内に判断を行なうものとする。

第 III-372 [III-277]条〔職員事件〕

欧州連合裁判所は、連合とその職員との間のあらゆる紛争について、連合公務員就業規則および連合職員雇用条件書に定める制限と条件において、管轄権をもつものとする。

第 III-373 [III-278]条〔銀行事件〕

欧州連合裁判所は、以下に定める制限内において、次の各号をめぐる紛争について管轄権をもつものとする。

- (a) 欧州投資銀行設置規程にもとづく義務の構成国による履行。この関連で、当該銀行幹部会（Board of Directors）は、第 III-360 [III-265]条が欧州委員会に付与する権限を享受するものとする。
- (b) 欧州投資銀行の役員会（Board of Governors）が採択した措置。この関連で、あらゆる構成国、欧州委員会または当該銀行幹部会は、第 III-365 [III-270]条に定める条件で訴訟を提起することができる。
- (c) 欧州投資銀行の幹部会が採択した措置。この措置に対する訴訟は、第 III-365 [III-270]条に定める条件で、構成国または欧州委員会のみが提起ことができ、かつ当該銀行設置規程第 21 条 1 項、5 項、6 項および 7 項に定める手続に違反したことを理由とするものとする。
- (d) この憲法ならびに欧州中央銀行制度および欧州中央銀行設置規程の下での各国中央銀行の義務の履行。この関連で、欧州中央銀行政策評議会の各国中央銀行に対する権限は、第 III-360 [III-265]条により欧州委員会が構成国に対する関係で付与された権限と同一とする。欧州連合裁判所が各国中央銀行がこの憲法の下での義務を履行していないと認定するときは、当該銀行は欧州連合裁判所の判決に従うために必要な措置を採ることを義務づけられるものとする。

第 III-374 [III-279]条〔仲裁管轄〕

欧州連合裁判所は、連合が本人もしくは代理として締結した契約に含まれるあらゆる仲裁条項に従って、当該契約が公法もしくは私法のいずれに規律されるかを問わず、判断を下す管轄権をもつものとする。

第 III-375 [III-281/280/284]条〔管轄の合意〕

1. この憲法により欧州連合裁判所に管轄権が付与されている場合を除き、連合が当事者となる紛争は、それを理由として構成国の裁判所もしくは審判所の管轄権から排除されないものとする。

2. 構成国は、この憲法の解釈または適用に関する紛争をこの憲法が定める解決方式以外のいかなる解決方式にも委ねないことを確約する。

3. 司法裁判所は、この憲法が対象とする問題に関係する構成国間のあらゆる紛争について、当該紛争が当事者間の特別の合意のもとで同裁判所に提起されるときは、管轄権をもつものとする。

第 III-376 [III-282]条〔共通外交安保政策の限定管轄権〕

欧州連合裁判所は、第 I-40 [I-39]条および第 I-41 [I-40]条および共通外交安全保障政策に係る第三部第五編第二章の諸規定ならびに第 III-293 [III-194]条が共通外交安全保障政策に関する範囲については、管轄権をもたないものとする。

ただし、欧州連合裁判所は、第 III-308 [III-209]条の遵守を監視する管轄権および、第 5 編第 2 章にもとついて閣僚理事会が採択した自然人または法人に対する制約的措置を規定する欧州決定の合法性を審査する訴訟であって、第 III-365 [III-270]条 4 項に定める条件に従って提起されたものについて判断する管轄権をもつものとする。

第 III-377 [III-283]条〔国内治安事項の管轄排除〕

、欧州連合裁判所は、自由、安全および司法の地域に関する第三編第四章第四節および第五節の規定に関するその管轄権を行使するにあたり、構成国の警察その他の法執行機関の実施した活動の効力もしくは比例性について、または公序の維持および国内治安の擁護に関して構成国が負う責任の履行について、審査する管轄権をもたないものとする。

第 III-378 [III-285]条〔違法性の抗弁〕

第 III-365 [III-270]条 6 項に定める期間の徒過にもかかわらず、あらゆる当事者は、連合の機関、組織、独立部局または専門行政機関の採択した一般的に適用される措置が争点となっている訴訟において、当該措置の不適用性を司法裁判所において訴えるために、第 III-365 [III-270]条 2 項に特定する理由を主張することができる。

第 III-379 [III-286/287]条〔停止効の不在、仮の救済〕

1. 欧州連合裁判所に提起される訴訟は停止効をもたないものとする。ただし、事情が停止効を要請すると欧州連合裁判所が考えるときは、争われている行為の適用を停止するよう命じることができる。

2. 欧州連合裁判所は、そこに提起されたあらゆる事件において、必要なあらゆる暫定的措置を講じることができる。

第 III-380 [III-288]条〔判決の執行力〕

欧州連合裁判所の判決は、第 III-401 [III-307]条に定める条件において執行可能とする。

第 III-381 [III-289]条〔裁判所設置規程〕

欧州連合裁判所設置規程は、議定書において定めるものとする。

欧州法律において、当該設置規程の定めを改正することができる。ただし、設置規程第 1 編〔裁判官・法務官〕および同規程第 64 条〔司法裁判所・第一審裁判所の使用言語の取決め〕を除く。この欧州法律は、司法裁判所の要請により欧州委員会への諮問を経て、または欧州委員会の提案にもとづき司法裁判所への諮問を経て、採択されるものとする。

第6 [5a] 款 欧州中央銀行

第 III-382 [III-289a: III-84] 条〔政策評議会・執行役員会〕

1. 欧州中央銀行の政策評議会 (the Governing Council, le conseil des gouverneurs, der Rat) は、欧州中央銀行の執行役員会 (the Executive Board, le directoire, das Direktorium) の構成員および第 III-197 [III-91] 条に述べる適用除外のない構成国の中央銀行総裁により構成するものとする。
2. (a) 執行役員会は、総裁、副総裁およびその他四名の役員により構成するものとする。
(b) 総裁、副総裁および執行役員会の他の役員は、通貨または銀行問題について深い知識および専門的経験のある者の中から、欧州議会および欧州中央銀行の政策評議会への諮問を経て、閣僚理事会の勧告にもとづいて、国家元首または政府首長級の構成国政府の共通の合意により任命されるものとする。

当該役員会構成員の任期は八年とし、更新はできないものとする。

構成国の国民のみが執行役員会の構成員となることができる。

第 III-383 [III-289b: III-85] 条〔運営と説明責任〕

1. 閣僚理事会議長および欧州委員会委員 1 名は、欧州中央銀行の政策評議会の会合に参加することができる。ただし投票権はもたないものとする。

閣僚理事会議長は、欧州中央銀行の政策評議会に対して審議の動議を提出することができる。

2. 欧州中央銀行総裁は、閣僚理事会が欧州中央銀行制度の目標および任務に関する事項を審議しているとき、閣僚理事会の会合への参加を招請されるものとする。
3. 欧州中央銀行は、欧州議会、閣僚理事会および欧州委員会ならびに欧州首脳理事会に対して、欧州中央銀行制度の活動ならびに前年度および今年度の通貨政策に関する年次報告書を提出するものとする。欧州中央銀行総裁はこの報告書を閣僚理事会および欧州議会において発表するものとし、それにもとづいて欧州議会は一般討論を行うことができる。

欧州中央銀行総裁および執行役員会の他の構成員は、欧州議会の要請または自らの発意により、欧州議会の所轄部局の聴聞をうけることができる。

第7 [6] 款 会計検査院

第 III-384 [III-290] 条〔職務遂行方式〕

1. 会計検査院は、連合のすべての収入と支出の会計の検査を行うものとする。同院はまた、連合が設立したあらゆる組織、独立部局または専門行政機関のすべての収入と支出の会計の検査を、当該組織、独立部局または専門行政機関の設置法規がそのような検査を排除していない限り、行うものとする。

会計検査院は、欧州議会および閣僚理事会に会計の信頼性および基礎となる取引の合法性および規則性についてこれを保証する旨の文書を提出するものとし、この文書は欧州連合官報に公表されるものとする。この文書には、連合の諸活動の主要な各領域別の個別評価を補足することができる。

2. 会計検査院は、受領したすべての収入および発生したすべての支出が合法的かつ規則的であるかどうか、ならびに財政運営が健全であるかどうかを検査するものとする。その際に、とくにあらゆる不規則の事案について報告するものとする。

収入の会計検査は、支払期限が到来している額と連合に実際に払い込まれた額の両方にもとづいて実施するものとする。

支出の会計検査は、引き受けた債務と行った支出の両方にもとづいて実施するものとする。

これらの会計検査は、対象となる会計年度の会計帳簿の閉鎖以前に実施することができる。

3. 会計検査は、記録にもとづくものとし、かつ、必要に応じて、他の連合機関の現場、予算からの支払いをうけたあらゆる自然人もしくは法人の住居を含め、連合に代わって収入もしくは支出を管理するあらゆる組織、独立部局または専門行政機関の建物において実施するものとする。構成国においては、会計検査は各国会計検査機関と連携して実施し、もしくは、当該各国機関が必要な権限をもたないときは、各国所轄官庁と連携して実施するものとする。会計検査院および構成国の会計検査機関は、相互に独立を保ちつつ信頼の精神において協力するものとする。当該機関もしくは所轄官庁は、会計検査院に対して、会計検査に参加する意思があるかどうかを通知するものとする。

他の連合機関、連合に代わって収入もしくは支出を管理するあらゆる組織、独立部局または専門行政機関、予算からの支払いをうけたあらゆる自然人もしくは法人、各国

会計検査機関または、これらが必要な権限をもっていないときは権限のある各国所轄官庁は、会計検査院に対して、同院からの要請により、その任務の実施に必要なあらゆる文書もしくは情報を提出するものとする。

欧州投資銀行の連合収支管理の活動に関して、同銀行の保有する情報を会計検査院が入手する権利は、会計検査院、同銀行および欧州委員会の間の合意により規律されるものとする。合意がない場合、合意がなくとも、会計検査院は同銀行の管理する連合収支の会計検査のために必要な情報を入手できるものとする。

4. 会計検査院は、各会計年度の終了後に年次報告書を作成するものとする。当該報告書は、他の連合機関に送付され、会計検査院の見解に対する当該諸機関の返答とあわせて欧州連合官報に公表されるものとする。

会計検査院はまた、随時、具体的な問いに関する見解を、とりわけ特別報告書の形式において、表明することができ、他の連合機関の一つからの要請により意見を述べることができる。

会計検査院は、その構成員の過半数により年次報告書、特別報告書または意見を採択するものとする。ただし、その議事規則に定める条件にもとづいて報告書もしくは意見の一定類型を採択するために内部部門を編成することができる。

会計検査院は、欧州議会および閣僚理事会が予算執行に対する監督権限を行使するために、それらを補助するものとする。

会計検査院は、その議事規則を採択するものとする。当該規則は、閣僚理事会の承認を要するものとする。

第 III-385 [III-291]条〔構成員の選任〕

1. 会計検査院の構成員は、各出身国において外部監査団体に現に属しもしくは属した経験のある者またはこの職務にとりわけ適格をもつ者から選定されるものとする。これらの者の独立性は疑いのないものでなければならない。
2. 会計検査院の構成員は任期六年をもって任命されるものとする。任期は更新可能とする。閣僚理事会は、各構成国が準備した提案に従って作成した構成員一覧を確定する欧州決定を採択するものとする。閣僚理事会は欧州議会への諮問を経て行動するものとする。

会計検査院の構成員は、互選により任期三年をもって同院長官を選出するものとする。長官は再選可能である。

3. 会計検査院の構成員は、その職務の遂行において、会計検査院の構成員はいかなる政府もしくはその他の団体からも指示を仰ぎまたは受けてはならない。会計検査院の構成員は、その職務と適合しないあらゆる行動を控えるものとする。

4. 会計検査院の構成員は、その任期中、営利非営利を問わず、他のいかなる職業にも従事してはならない。当該諸委員は職務への就任時に、任期中および任期終了後も、職務より生じる義務を尊重し、とりわけ、任期の終了後、一定の地位への就任もしくは利益の受領に関して、誠実さと自主的配慮をもって行動する義務を尊重することを確約する旨の宣誓を行うものとする。

5. 通常の交代または死亡を除き、会計検査院の構成員の職務は、本人が辞職するときまたは第 6 項に従った司法裁判所の判断により罷免されるときに終了するものとする。

こうして生じた空席は、当該構成員の任期の残余期間について補充されるものとする。

罷免の場合を除き、会計検査院の構成員は交代されるまで職務にとどまるものとする。

6. 会計検査院の申立てにもとづき、会計検査院の一構成員が必要な条件をほぼ満たさないこと、もしくは当該地位から生じる義務を果たさないことを司法裁判所が認定するときのみ、当該構成員を罷免するか、またはそれに代えて、その者の年金その他の給付を剥奪することができる。

第 2 節 連合の諮問組織

第 1 款 地域評議会 (Committee of the Regions)

第 III-386 [III-292]条〔構成員〕

地域評議会の定員は 350 名を超えないものとする。閣僚理事会は、欧州委員会の提案を受けて全会一致により行動し、当該評議会の構成を決める欧州決定を採択するものとする。

当該評議会の構成員および同数の交替構成員は任期五年をもって任命される。任期は更新可能とする。当該評議会のいかなる構成員も同時に欧州議会の議員となってはならない。

閣僚理事会は、各構成国が準備した提案に従って作成した構成員および交替構成員一覧を確定する欧州決定を採択するものとする。

第 I-32 [I-31]条 2 項に定める使命〔地方自治体選挙による使命〕にもとづいて構成員が提案され、当該使命が終了したときは、当該評議会の構成員の地位は自動的に終了するものと

し、構成員は任期の残余期間について同一の手続により交代されるものとする。

第 III-387 [III-293]条〔運営〕

地域評議会は構成員の互選により議長および役員を任期二年半をもって選出するものとする。

当該評議会は、欧州議会、閣僚理事会または欧州委員会の要請により議長が招集するものとする。また自らの発意により会合することもできる。

当該評議会は議事規則を採択するものとする。

第 III-388 [III-294]条〔諮問〕

地域評議会は、この憲法が同評議会への諮問を定める場合およびその他のあらゆる事項であって欧州議会、閣僚理事会または欧州委員会が適切と考えるもの、とりわけ越境的協力に関わる事項について、欧州議会、閣僚理事会または欧州委員会より諮問を受けるものとする。

欧州議会、閣僚理事会または欧州委員会は、必要と考えるとき、当該評議会に対してその意見提出に期限を付すことができる。ただし、その期限は評議会議長が期限の通知を受けた日から一箇月未満であってはならない。期限満了時において意見が不在であっても、その後の活動は妨げられないものとする。

地域評議会は、経済社会評議会が諮問を受ける場合、当該意見の要請について欧州議会、閣僚理事会または欧州委員会より通知を受けるものとする。

地域評議会は、具体的な地域的利益にかかわると考えるときは、当該事項について意見を表明することができる。また自らの発意により意見を表明することができる。

地域評議会の意見は、その議事録とともに、欧州議会、閣僚理事会および欧州委員会に送付されるものとする。

第 2 款 経済社会評議会 (Economic and Social Committee)

第 III-389 [III-295]条〔構成〕

経済社会評議会の構成員の定員は 350 名を超えないものとする。閣僚理事会は、欧州委員会の提案を受けて全会一致により行動し、当該評議会の構成を決める欧州決定を採択するものとする。

第 III-390 [III-296]条〔任命〕

経済社会評議会の構成員は任期五年をもって任命されるものとする。任期は更新可能とする。閣僚理事会は、各構成国が準備した提案に従って作成した構成員一覧を確定する欧州決定を採択するものとする。

閣僚理事会は欧州委員会への諮問を経て行動するものとする。閣僚理事会は多様な経済および社会部門を代表する欧州組織、ならびに連合の活動に関心をもつ市民団体を代表する欧州組織の意見を聴取することができる。

第 III-391 [III-297]条〔運営〕

経済社会評議会は構成員の互選により議長および役員を任期二年半をもって選出するものとする。

当該評議会は、欧州議会、閣僚理事会または欧州委員会の要請により議長が招集するものとする。また自らの発意により会合することもできる。

当該評議会は議事規則を採択するものとする。

第 III-392 [III-298]条〔義務的諮問と任意諮問〕

経済社会評議会は、この憲法がそれへの諮問を定める場合は、欧州議会、閣僚理事会または欧州委員会より諮問を受るものとする。欧州議会、閣僚理事会または欧州委員会が適切と考えるあらゆる場合、同評議会に諮問することができる。また経済社会評議会は自らの発意により意見を表明することができる。

欧州議会、閣僚理事会または欧州委員会は、必要と考えるときは、当該評議会に対してその意見の提出に期限を付すことができる。ただし、その期限は評議会議長が期限の通知を受けた日から一箇月未満であってはならない。期限の満了時において意見が不在であっても、その後の活動は妨げられないものとする。

経済社会評議会の意見は、その議事録とともに、欧州議会、閣僚理事会および欧州委員会に送付されるものとする。

第 3 節 欧州投資銀行 (European Investment Bank)

第 III-393 [III-299]条〔組織〕

欧州投資銀行は法人格をもつものとする。

その構成員は構成国とする。

欧州投資銀行設置規程は議定書に定める。

閣僚理事会の欧州法律により、欧州投資銀行設置規程を改正することができる。閣僚理事会は、欧州投資銀行の申立てにより欧州議会および欧州委員会への諮問を経て、または欧州委員会の提案にもとづき欧州議会および欧州投資銀行への諮問を経て、全会一致により行動するものとする。

第 III-394 [III-300]条〔任務〕

欧州投資銀行は、資本市場を利用し、かつ自己財源を活用することを通して、連合の利益のために域内市場の均衡のとれた安定した発展に貢献することをその任務とする。この目的のために、同行は、非営利の立場から、貸付を行い、保証を与え、経済全部門の次の各号に掲げる活動の資金調達を促進するものとする。

- (a) 発展度の低い地域の開発計画。
- (b) 事業の近代化もしくは転換計画または域内市場の漸進的確立により求められる新規事業の開発計画。ただし当該計画の規模または性質のために個々の構成国に利用可能な多様な手段だけでは全面的に資金調達ができない場合に限る。
- (c) 複数の構成国に共通の利益となる計画であって、その規模もしくは性質のために個々の構成国に利用可能な多様な手段だけでは全面的に資金調達ができないもの。

欧州投資銀行はその任務の遂行にあたり、構造基金その他の連合の財政手段からの援助を組み合わせた投資計画への資金調達を促進するものとする。

第 4 節 連合の機関、組織、独立部局および専門行政機関に共通の規定

第 III-395 [III-301]条〔委員会提案の修正〕

1. この憲法に従って、閣僚理事会が欧州委員会の提案にもとづいて行動する場合、当該提案に修正を加える行為には全会一致を要するものとする。ただし、第 I-55 [I-54]条、第 I-56 [I-55]条、第 III-396 [III-302]条 10 項および 13 項、第 III-304 [III-310]条ならびに第 III-305 [III-311]条 2 項に述べる場合を除く。
2. 閣僚理事会が行動していない限りにおいて、欧州委員会は連合の行為の採択にいたる手続中のいかなる時点においても自らの提案を変更することができる。

第 III-396 [III-302]条〔通常立法手続〕

1. この憲法に従って、欧州法律または欧州枠組法律が通常の立法手続により採択される場合は、以下の規定が適用されるものとする。
2. 欧州委員会は、欧州委員会および閣僚理事会に提案を提出するものとする。

第一読会

3. 欧州議会は、第一読会においてその立場を採択し、それを閣僚理事会に伝達するものとする。
4. 閣僚理事会が欧州議会の立場を承認するときは、欧州議会の立場に対応した文言において当該行為が採択されるものとする。
5. 閣僚理事会が欧州議会の立場を承認しないときは、閣僚理事会は第一読会においてその立場を採択し、それを欧州議会に伝達するものとする。
6. 閣僚理事会は第一読会においてその立場を採択するにいたった理由を十分に欧州議会に通知するものとする。欧州委員会は自らの立場を欧州議会に十分に通知するものとする。

第二読会

7. 当該伝達から三箇月以内に、欧州議会が、
 - (a) 第一読会での閣僚理事会の立場を承認するとき、または決定を行わないときは、閣僚理事会の立場に対応した文言において当該行為が採択されたものと見なされるものとする。
 - (b) 総議員の過半数により、第一読会での閣僚理事会の立場を否決するときは、提案された行為は採択されなかったものと見なされるものとする。
 - (c) 総議員の過半数により、第一読会での閣僚理事会の立場に修正を提案するときは、修正された案文が閣僚理事会および欧州委員会に送付され、閣僚理事会および欧州委員会は当該修正に対して意見を述べるものとする。
8. 欧州議会の修正を受理してから三箇月以内に、閣僚理事会が特定多数決により、
 - (a) 当該修正をすべて承認するときは、検討されていた行為は採択されたものと見なされるものとする。
 - (b) 当該修正の必ずしもすべてを承認するわけではないときは、閣僚理事会議長は、欧州議会議長と合意のうえで、六週間以内に協議委員会の会合を開催するものとする。
9. 閣僚理事会は欧州委員会が否定的意見を述べた修正については全会一致により行動するものとする。

協議

10. 協議委員会は、閣僚理事会の構成員またはその代表およびそれと同数の欧州議会の代表議員により構成し、第二読会での欧州議会および閣僚理事会の立場を基礎にして、閣僚理事会の構成員またはその代表の特定多数かつ欧州議会の代表議員の過半数により、共同文書の合意に達することを任務とするものとする。

11. 欧州委員会は協議委員会手続に参加し、欧州議会および閣僚理事会の立場の調停のために必要なあらゆる発議を行うものとする。

12. 開催から六週間以内に、協議委員会が共同文書を承認しないときは、提案された行為は採択されなかったものと見なされるものとする。

第三読会

13. 当該期間内に、協議委員会が共同文書を承認するときは、欧州議会は投票数の過半数により行動し、また閣僚理事会は特定多数決により行動し、それぞれ協議委員会での承認日より六週間以内に共同文書に従って検討されている行為を採択するものとする。欧州議会または閣僚理事会が採択に失敗したときは、提案されていた行為は採択されなかったものと見なされるものとする。

14. 本条にいう三箇月および六週間の期間は、欧州議会または閣僚理事会の申立てにより、それぞれ最長一箇月および二週間延長されるものとする。

特別規定

15. この憲法において、一定の構成国群の発議、欧州中央銀行の勧告、または司法裁判所もしくは欧州投資銀行の要請により、法律または枠組法律が通常の立法手続により上程される特段の場合については、第2項、第6項第2文および第9項は適用されない。

当該特段の場合、欧州議会および閣僚理事会は、提案された行為を第一および第二読会でのそれぞれの立場とともに欧州委員会に伝達するものとする。欧州議会または閣僚理事会は、手続中はつねに欧州委員会の意見を求めることができ、欧州委員会は自らの発意により意見を述べることもできる。また欧州委員会は、必要と考えるときは、第11項に定める条件において協議委員会に参加することができる。

第 III-397 [III-303]条〔機関間協力合意〕

欧州議会、閣僚理事会および欧州委員会は、相互に協議し、共通の合意により相互協力の取決めをなすものとする。この目的のために、三者は、この憲法を遵守しつつ、拘束力をもたせることができる機関間合意 (interinstitutional agreements) を締結することができる。

第 III-398 [III-304]条〔連合行政機構〕

1. 連合の機関、組織、独立部局および専門行政機関は、その使命を遂行するにあたり、開かれた、効率的で、かつ独立の、欧州行政機構 (European administration) の支援を受けるものとする。

2. 第 III-427 [III-333]条にもとづいて採択された公務員就業規則または雇用条件に従いつつ、この目的のために欧州法律において詳細の規定をおくものとする。

第 III-399 [III-305]条〔情報公開〕

1. 連合の機関、組織、独立部局および専門行政機関は、その業務において透明性を確保し、かつ、第 I-50 [I-49]条を適用するうえで、公衆による文書の入手可能性についての詳細の規定を各議事規則に定めるものとする。欧州連合裁判所、欧州中央銀行および欧州投資銀行は、第 I-50 [I-49]条 3 項の定めに従うものし、かつ、その行政的任務を遂行する場合にのみ本条に従うものとする。

2. 欧州議会および閣僚理事会は、第 I-50 [I-49]条 4 項に述べる法律が定める条件において、立法手続に関する文書の公表を確保するものとする。

第 III-400 [III-306]条〔報酬規定〕

1. 閣僚理事会は、次の各号を定める欧州規則および欧州決定を採択するものとする。

- (a) 欧州首脳理事会常任議長、欧州委員会委員長、連合外務大臣、欧州委員会委員、欧州連合裁判所の長官、構成員および書記官、ならびに閣僚理事會事務総長の報酬、手当および年金。
- (b) 会計検査院の長官および構成員の雇用条件、とりわけその報酬、手当および年金。
- (c) a および b 号に述べる人に対して報酬の代わりになされるあらゆる支払い。

2. 閣僚理事会は、経済社会評議会の構成員の手当を定める欧州規則および欧州決定を採択するものとする。

第 III-401 [III-307]条〔金銭債務の執行〕

閣僚理事会、欧州委員会または欧州中央銀行の行為であって、構成国以外の者に金銭債務を課すものは、執行可能であるものとする。

執行は、執行実施地を領土とする構成国において現行の民事訴訟手続法規により規律されるものとする。当該金銭債務の賦課決定の真正さの確認以外の形式を何ら要さずに国内所轄機関が当該決定に添付する債務執行命令書を、各構成国政府は執行の目的のために指定するものとし、かつそれを欧州委員会および欧州連合裁判所に通知するものとする。

関係当事者の申立てにより、これらの形式が整備されたとき、当該当事者は、各国法に従って事案を直接に国内所轄機関に提起して執行にかかることができる。

執行は欧州連合裁判所の決定によってのみ停止することができる。ただし、関係国の裁判所は、当該執行が不規則な態様でなされているとの異議についての管轄権をもつものとする。

る。

第2章 財政規定

第1節 多年度財政枠組

第 III-402 [III-308]条〔枠組策定〕

1. 多年度財政枠組は、第 I-55 [I-54]条に従って、少なくとも五年間について定めるものとする。
2. 当該財政枠組は、支出類型ごとの確定配当の年次上限額および支払配当の年次上限額を定めるものとする。支出類型は、少数の大分類とし、連合の主要な活動部門に対応するものとする。
3. 当該財政枠組は、年次予算手続が円滑に進行するために要するその他の規定を定めるものとする。
4. 来期の財政枠組を決める閣僚理事会の欧州法律が今期の財政枠組の最終日までに採択されないとき、当該法律が採択されるまで、今期財政枠組の最終年度に対応する上限その他の規定が延長されるものとする。
5. 財政枠組の採択にいたる手続を通して、欧州議会、閣僚理事会および欧州委員会は当該手続の無事妥結を促進するために必要なあらゆる措置をとるものとする。

第2節 連合の年次予算

第 III-403 [III-309]条〔会計年度〕

会計年度は1月1日より12月31日までとする。

第 III-404 [III-310]条〔年次予算手続〕

欧州法律は、次の規定に従って、連合の年次予算を定めるものとする。

1. 各機関は、7月1日前に、次年度歳出概算を作成するものとする。欧州委員会はこれらの概算を集計し予算案にまとめるものとする。この予算案に欧州委員会は意見を添付し、この意見には異なる複数の概算を記載することができる。

予算案は歳入概算および歳出概算を記載するものとする。
2. 欧州委員会は予算案を含めた提案を、当該予算が実施される予定の会計年度の前年度

の9月1日までに欧州議会および閣僚理事会に提出するものとする。

欧州委員会は、本条第5項に述べる協議委員会が開催される以前の手続期間中は予算案を修正することができる。

3. 閣僚理事会は、当該予算案が実施される予定の会計年度の前年度の10月1日までに当該予算案に対する立場を採択し、欧州議会に送付するものとする。閣僚理事会は、その立場を採択するにいたった理由を十分に欧州議会に通知するものとする。
4. この通知から42日以内に、欧州議会が、
 - (a) 閣僚理事会の立場を承認するときは、当該予算を定める欧州法律が採択されるものとする。
 - (b) 決定をしていないときは、当該予算を定める欧州法律が採択されたものと見なす。
 - (c) 閣僚理事会の立場に対して、総議員の過半数により修正を提案するときは、当該修正案が閣僚理事会および欧州委員会に送付されるものとする。欧州議会議長は、閣僚理事会議長と合意のうえで、直ちに協議委員会の会合を開催するものとする。ただし、10日以内に、閣僚理事会が欧州議会に欧州議会の修正案をすべて承認する旨を通知するときは、協議委員会は会合しないものとする。
5. 協議委員会は、閣僚理事会の構成員またはその代表およびそれと同数の欧州議会の代表議員により構成し、欧州議会および閣僚理事会の立場を基礎にして、閣僚理事会の構成員またはその代表の特定多数かつ欧州議会の代表議員の過半数により、開催より21日以内に、共同文書に合意するにいたることを任務とするものとする。

欧州委員会は協議委員会手続に参加し、欧州議会および閣僚理事会の立場の調停のために必要なあらゆる発議を行うものとする。

6. 第5項に述べる21日以内に、協議委員会が共同文書に合意するときは、欧州議会および閣僚理事会は、当該合意の日より14日間、当該共同文書を承認する期間をもつものとする。
7. 第6項に述べる14日の期間内に、
 - (a) 欧州議会と閣僚理事会との両方が、共同文書を承認するかもしくは決定をしないとき、または両機関の一方が共同文書を承認し他方が決定をしないとき、当該予算を定める欧州法律は、当該共同文書に従って確定的に採択されたものとみなす。または、
 - (b) 総議員の過半数により行動する欧州議会と閣僚理事会との両方が、共同文書を否決

するとき、または両機関の一方が共同文書を否決し他方が決定しないとき、欧州委員会は新たな予算案を提出するものとする。または、

- (c) 総議員の過半数により行動する欧州議会が共同文書を否決し、かつ閣僚理事会はそれを承認するとき、欧州委員会は新たな予算案を提出するものとする。または、
- (d) 欧州議会が共同文書を承認し、かつ閣僚理事会が否決するとき、欧州議会は、閣僚理事会の否決日から 14 日以内に、かつ総議員の過半数であって投票数の五分の三の多数により、第 4 項 c 号に述べる修正の全部または一部を確認する決定をすることができる。欧州議会の修正が確認されない場合は、修正の対象となった予算費目については協議委員会で合意された立場が維持されるものとする。この内容にもとづいて当該予算を定める欧州法律が確定的に採択されたものとみなす。

8. 第 5 項に述べる 21 日以内に、協議委員会が共同文書を承認しないとき、欧州委員会は新たな予算案を提出するものとする。

9. 本条に定める手続が終了したとき、欧州議会議長は欧州予算法律が確定的に採択された旨を宣言するものとする。

10. 各機関は、この憲法の規定およびそれにもとづいて採択された行為に従って、とりわけ連合の固有財源ならびに収入および支出の均衡に留意しつつ、本条により各々に付与された権限を行使するものとする。

第 III-405 [III-311]条〔予算不成立の場合〕

1. 会計年度当初に、予算を定める欧州法律が確定的に採択されていないときは、第 III-412 [III-318]条に述べる欧州法律の規定に従って、毎月、前会計年度の予算の関係大費目において認められた予算配当の十二分の一を超えない額に等しい総額を、あらゆる大費目について使うことができる。ただし、当該総額は、予算案の同一大費目に対する配当額の十二分の一を超えてはならない。
2. 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづき、かつ第 1 項に定めるその他の条件に従って、十二分の一を超える支出を許可する欧州決定を、第 III-412 [III-318]条に述べる欧州法律に従って、採択することができる。閣僚理事会は当該決定を直ちに欧州議会に送付するものとする。

当該欧州決定において、本条の適用を確保するための財源に関する必要な措置を、第 I-54 [I-53]条 3 項および 4 項に述べる欧州法律に従って、定めるものとする。

当該欧州決定は、採択から 30 日後に発効するものとする。ただし、欧州議会が、総議員の過半数により行動し、当該期間内に当該支出を減額する決定をしたときはこの限りでない。

第 III-406 [III-312]条〔繰越と費目編成〕

第 III-412 [III-318]条に述べる欧州法律が定める条件に従って、職員支出に関する配当を除き、会計年度末に未消化のあらゆる配当は、次期会計年度に限り繰り越すことができる。

予算配当は歳出費目の性質もしくは目的に応じて異なる大費目に分類され、第 III-412 [III-318]条に述べる欧州法律に従って中小費目に細分されるものとする。

欧州議会

欧州首脳理事会および閣僚理事会

欧州委員会

および欧州連合裁判所

の支出は、予算において個々の項目として示されるものとする。ただし、一定の共通の支出費目に関する特別の取決めを妨げないものとする。

第 3 節 予算の執行と解除

第 III-407 [III-313]条〔執行義務〕

欧州委員会は、第 III-412 [III-318]条に述べる欧州法律に従って、自らの責任および配当額の限度において、健全な財政運営の原則に照らし、構成国と協力して予算を執行するものとする。構成国は当該原則に従って配当額が使用されることを確保するために欧州委員会に協力するものとする。

第 III-412 [III-318]条に述べる欧州法律において、予算執行における構成国の規律義務および会計検査義務を定め、またそれらに伴う責任を定めるものとする。当該欧州法律において、連合の各機関の各支出の実行に関する責任および細則を定めるものとする。

欧州委員会は、第 III-412 [III-318]条に述べる欧州法律の定める制限および条件の下で、予算の大費目間または中小費目間において配当を移動することができる。

第 III-408 [III-314]条〔財務評価〕

欧州委員会は、予算の執行に係る前会計年度の会計を毎年欧州議会および閣僚理事会に提出するものとする。欧州委員会はまた、連合の資産および債務に関する財務表を欧州議会および閣僚理事会に送付するものとする。

また欧州委員会は、とりわけ欧州議会および閣僚理事会が第 III-409 [III-315]条にもとづいて与えた指示に照らして達成した成果にもとづく連合の財政評価報告書を、欧州議会および閣僚理事会に提出するものとする。

第 III-409 [III-315]条〔責任解除〕

1. 欧州議会は、閣僚理事会からの勧告にもとづき、欧州委員会に予算の執行責任の解除を与えるものとする。この目的のために、閣僚理事会および欧州議会は順次、第 III-408 [III-314]条に述べる会計、財務表および評価報告書、会計検査院の見解に対する被検査機関の回答を添付した会計検査院の年次報告書、第 III-384 [III-290]条 1 項第 2 段に述べる保証書その他会計検査院のあらゆる関連する特別報告書を検査するものとする。
2. 欧州議会は、欧州委員会に解除を与える前に、または予算執行権の行使に関連したその他のあらゆる目的のために、支出の実施もしくは財政統制制度の運用に関する証明を欧州委員会が行うよう同委員会を聴取することができる。欧州議会の要請にもとづき、欧州委員会は欧州議会に必要なあらゆる情報を提出するものとする。
3. 欧州委員会は、欧州議会の解除付と決定における見解その他支出の実施に関する欧州議会の見解ならびに閣僚理事会の採択した解除勧告に付された意見に対応するためにすべての適切な対策を講じるものとする。
4. 欧州委員会は、欧州議会または閣僚理事会の要請にもとづき、当該見解および意見に照らしてとった措置について、とりわけ予算執行に責任をもつ部局に与えた指示について、報告を行うものとする。これらの報告は会計検査院にも送付されるものとする。

第 4 節 共通規定

第 III-410 [III-316]条〔予算通貨〕

多年度財政枠組および年次予算はユーロ建てとする。

第 III-411 [III-317]条〔委員会資産管理〕

欧州委員会は、関係する構成諸国の所轄機関に通知することを条件として、この憲法の範囲内に入る目的のためにその資産を使用するために必要な限りにおいて、ある構成国の通貨によるその資産を他の構成国の通貨に転換することができる。欧州委員会は、それが必要とする通貨において現金または流動資産を所有しているときは、そのような転換を可能な限り避けるものとする。

欧州委員会は、関係する各構成国との対応を、当該国が指定する所轄機関を通して行うものとする。金融操作を行うときは、欧州委員会は関係構成国の発券銀行または当該国の承認したその他の金融機関の職員を雇用するものとする。

第 III-412 [III-318]条〔財政細則〕

1. 欧州法律において、次を定めるものとする。
 - (a) とりわけ予算の編成および執行ならびに会計の提示および検査において採用され

る手続を決める財政準則。

- (b) 財政関係官 (financial actors) とりわけ支出許可官 (authorising officers) および会計官 (accounting officers) の責任を定める準則。

これらの欧州法律は会計検査院への諮問を経て採択されるものとする。

2. 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづき、連合の自己財源に関係する取決めにより提供される予算収入が欧州委員会に利用可能となるようにする方法および手続ならびに必要に応じて現金需要に対応するために用いられる措置を定める欧州規則を採択するものとする。閣僚理事会は欧州議会および会計検査院への諮問を経て行動するものとする。
3. 閣僚理事会は、2006 年 12 月 31 日までは、本条に述べるすべての場合について全会一致により行動するものとする。

第 III-413 [III-319]条〔連合債務の履行確保〕

欧州議会、閣僚理事会および欧州委員会は、連合がその法的義務を第三者との関係で履行できるようにするために、財政手段が利用可能となるように確保するものとする。

第 III-414 [III-320]条〔円滑財政運営協議〕

本章に述べる財政関連の諸手続の下で、欧州委員会の発意にもとづき、欧州議会議長、閣僚理事会議長および欧州委員会委員長の定期的会合が開催されるものとする。本章の諸規定の実施を促進するために、当該議長および委員長は、協議を推進し、かつ各々が率いる連合機関の立場の妥協に必要なすべての方策をとるものとする。

第 5 節 詐欺対策

第 III-415 [III-321]条〔詐欺対策措置〕

1. 連合および構成国は、本条に従って採択される措置を通して、連合の財政利益に影響する詐欺その他の違法行為に対抗するものとする。当該措置は、構成国ならびに連合の機関、組織、独立部局および専門行政機関において、抑止力として、かつ実効的保護を与えるものとして起動するものとする。
2. 構成国は、自国の財政利益に影響する詐欺に対抗するためにとるのと同一の方策を、連合の財政利益に影響する詐欺に対抗するためにとるものとする。
3. この憲法の他の規定を害さずに、構成国は、詐欺から連合の財政利益を保護する目的で協調行動をとるものとする。この目的のために、構成国は、欧州委員会とともに、所轄機関相互間の緊密かつ定期的な協力を組織するものとする。

4. 欧州法律または欧州枠組法律において、構成国ならびに連合の機関、組織、独立部局および専門行政機関における実効的かつ国内同等の保護を与えるために、連合の財政利益に影響する詐欺の防止および対抗の分野における必要措置を定めるものとする。当該欧州法律または欧州枠組法律は、会計検査院への諮問を経て採択されるものとする。
5. 欧州委員会は、構成国と協力して、本条の実施のために採択された措置および規定に関する報告書を欧州議会および閣僚理事会に毎年提出するものとする。

第3章 強化協力 (Enhanced Cooperation)

第 III-416 [III-322]条〔原則〕

いかなる強化協力も、この憲法および連合法に適合しなければならない。

当該協力は、域内市場または経済、社会および領土的結束を損ねるものであってはならない。当該協力は、構成国間の通商における障害または差別となつてはならず、また構成国間の競争を歪曲してはならない。

第 III-417 [III-323]条〔相互尊重義務〕

いかなる強化協力も、それに参加しない構成国の権限、権利および義務を尊重するものとする。当該諸国は参加する構成国による当該協力の実施を妨げてはならない。

第 III-418 [III-324]条〔開放義務〕

1. 強化協力が設定された時、それはあらゆる構成国に開放されていなければならない。ただし、当該協力を許可する欧州決定が定めるあらゆる参加条件に適合するものとする。当該協力はまたその後のいかなる時においても、あらゆる構成国に開放されていなければならない。ただし、当該参加条件に加えて、当該協力枠組においてすでに採択された行為に適合するものとする。

欧州委員会および強化協力への参加構成国は、可能な限り多数の構成国の参加を促進することを確保するものとする。

2. 欧州委員会および、適切な場合、連合外務大臣は、欧州議会および閣僚理事会に対して、強化協力の展開について定期的に報告を行うものとする。

第 III-419 [III-325]条〔設定許可手続〕

1. 排他的権限の領域および共通外交安全保障政策を除き、この憲法が対象とする領域の

一つにおいて、相互に強化協力を設定することを希望する構成国は、提案された強化協力の範囲および目的を特定して、欧州委員会に申請を行うものとする。欧州委員会はその旨の提案を閣僚理事会に提出することができる。欧州委員会が提案を提出しない場合は、欧州委員会は関係構成国に提出しない理由を通知するものとする。

強化協力を進めることへの許可は、閣僚理事会の欧州決定により付与されるものとする。閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづき、かつ欧州議会の承認を得た後、行動するものとする。

2. 相互に強化協力を共通外交安全保障政策の枠組において設定することを希望する構成国からの申請は、閣僚理事会に対して行われるものとする。当該申請は連合外務大臣に送付され、連合外務大臣は当該予定された強化協力が連合の共通外交安全保障政策に適合するかどうかについて意見を表明するものとし、また当該申請は欧州委員会に送付され、欧州委員会は当該予定された強化協力がとりわけ連合のその他の政策に適合するかどうかについて意見を表明するものとする。当該申請はまた、欧州議会にも情報として送付されるものとする。

強化協力を進めることへの許可は、全会一致により行動する閣僚理事会の欧州決定により付与されるものとする。

第 III-420 [III-326]条〔参加許可手続〕

1. 第 III-419 [III-325]条 1 項に述べる領域の一つにおいて進行中の強化協力に参加することを希望するあらゆる構成国は、その意思を閣僚理事会および欧州委員会に通知するものとする。

欧州委員会は、当該通知を受理した日から四箇月以内に、当該構成国の参加を確認するものとする。欧州委員会は、必要に応じて、参加条件が満たされていることを記録し、かつ、強化協力の枠内ですでに採択された行為の適用に関して必要なあらゆる経過措置を採択するものとする。

ただし、欧州委員会が参加条件が満たされていないと考えるときは、当該諸条件の満足のために採択されるべき取決めを提示し、かつ、申請の再審査の期限を付すものとする。当該期限の終了時に、欧州委員会は申請を、第二段に定める手続に従って再審査するものとする。欧州委員会が参加条件が未だに満たされていないと考えるときは、関係構成国は問題を閣僚理事会に付託することができ、閣僚理事会が申請について決定を行なうものとする。閣僚理事会は第 I-44 [I-43]条 3 項に従って行動するものとする。閣僚理事会はまた、欧州委員会の提案にもとづき、第二段に述べる経過措置を採択することができる。

2. 共通外交安全保障政策の枠組において進行中の強化協力に参加することを希望するあらゆる構成国は、その意思を閣僚理事会、連合外務大臣および欧州委員会に通知するものとする。

閣僚理事会は、連合外務大臣への諮問を経て、また必要に応じて参加条件が満たされていることを記録した後、関係構成国の参加を確認する。閣僚理事会はまた、連合外務大臣の提案にもとづき、強化協力の枠内ですでに採択された行為の適用に関して必要なあらゆる経過措置を採択することができる。ただし、参加条件が満たされていないと閣僚理事会が考えるときは、当該諸条件の満足のために採択されるべき取決めに提示し、参加申請の再審査の期限を付すものとする。

本項については、閣僚理事会は全会一致により、かつ第 I-44 [I-43]条 3 項に従って行動するものとする。

第 III-421 [III-327]条〔費用負担〕

強化協力の実施から生じる支出は、連合機関に生じる行政経費を除き、参加構成国により負担されるものとする。ただし、閣僚理事会のすべての構成員がこれと異なる決定を欧州議会への諮問を経て全会一致で行うときはこの限りでない。

第 III-422 [III-328]条〔多数決移行〕

1. 強化協力の文脈に適用が可能なこの憲法の規定において閣僚理事会が全会一致により行動するものと定めるときは、閣僚理事会は、第 I-44 [I-43]条 3 項に定める方式に従って全会一致により、特定多数決により行動できると決定することができる。

2. 強化協力の文脈に適用が可能なこの憲法の規定が、閣僚理事会が特別の立法手続により欧州法律または欧州枠組法律を採択するものと規定しているときは、閣僚理事会は、第 I-44 [I-43]条 3 項に定める方式に従って全会一致により、通常の立法手続により行動できると決定することができる。閣僚理事会は欧州議会への諮問を経て行動するものとする。

3. 第 1 項および第 2 項は、軍事または防衛の意味合いのある決定には適用されないものとする。

第 III-423 [III-329]条〔一貫性維持〕

閣僚理事会および欧州委員会は、強化協力の文脈において引受けられる活動の一貫性および当該活動と連合の政策との一貫性を確保するものとし、かつこの目的のために協力するものとする。

第 7 編 共通規定

第 III-424 [III-330]条〔遠隔地特別立法〕

グアデループ諸島、仏領ギアナ、マルティニク島、レユニオン諸島、アゾレス諸島、マデイラ諸島およびカナリア諸島は、遠隔性、閉鎖性、小規模性、困難な地勢と気候、少数の産物への経済依存性を特徴とし、これらが永続し複合してその地域の発展を著しく妨げてきた経済社会構造的状況をもつのであって、この状況を考慮しつつ、閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづき、とりわけ共通政策を含むこの憲法の当該地域に対する適用条件を定めることを目的として、欧州法律、欧州枠組法律、欧州規則および欧州決定を採択するものとする。閣僚理事会は欧州議会への諮問を経て行動するものとする。

前段に述べる措置は、とりわけ関税および貿易政策、財政政策、自由地域 (free zones)、農漁業政策、天然資源および消費生活必需品の供給条件、国家補助ならびに構造基金および連合の分野横断的計画 (horizontal Union programmes) の参加獲得条件を扱う。

閣僚理事会は第 1 段に述べる措置を、最遠隔地域の特別の特徴および制約を考慮しながら、域内市場および共通政策を含む連合法秩序の一体性と一貫性を損ねずに、採択するものとする。

第 III-425 [III-331]条〔所有権制度〕

この憲法は、構成国における所有権制度を規律する準則を害さないものとする。

第 III-426 [III-332]条〔連合法人格の保障〕

各構成国において、連合は各国法における法人に与えられる最大限の法的能力を享受するものとする。とりわけ、連合は動産および不動産を取得しまたは処分し、訴訟の当事者となることができる。この目的では、連合は欧州委員会により代表されるものとする。ただし、連合の各機関のそれぞれの活動に関係する事項については、各機関の行政上の自律性にもとづき、各機関が代表となるものとする。

第 III-427 [III-333]条〔公務員・職員規則〕

連合公務員の就業規則および連合のその他の職員の雇用条件は、欧州法律において定めるものとする。当該法律は、関係する連合機関への諮問を経て採択されるものとする。

第 III-428 [III-334]条〔業務点検〕

欧州委員会は、閣僚理事会が単純多数決により採択する欧州規則または欧州決定に定める制限と条件において、欧州委員会に委託された任務の遂行に必要なあらゆる情報を収集し、あらゆる点検を実施することができる。

第 III-429 [III-335]条〔統計〕

1. 欧州中央銀行制度設置規程に関する議定書第 5 条を害さずに、連合の活動の実行に必

要であるときは、統計の作成のための措置を欧州法律または欧州枠組法律において定めるものとする。

2. 統計の作成は、公平性、信頼性、客観性、科学的独立性、費用効率性および統計の機密性に従うものとする。統計の作成は経済活動主体に過度の負担を伴ってはならない。

第 III-430 [III-336]条〔機密義務〕

連合の機関の構成員、評議会の構成員、および連合公務員その他の連合職員は、その職務の終了後も、職業上の機密義務の対象となる種類の情報、とりわけ事業者、その営業関係または費用構成要素に関する情報を開示しない義務を課されるものとする。

第 III-431 [III-337]条〔法的責任〕

連合の契約責任は、問題となった契約に適用される法により規律されるものとする。

非契約責任の場合は、連合は、構成国の法に共通の一般原則に従って、連合機関またはその職員が職務の遂行において引き起こしたあらゆる損害を賠償するものとする。

第二段にかかわらず、欧州中央銀行は、構成国の法に共通の一般原則に従って、同行またはその職員が職務の遂行において引き起こしたあらゆる損害を賠償するものとする。

連合職員の連合に対する個人的責任は、当該職員に適用される公務員就業規則または雇用条件に定めるところにより規律されるものとする。

第 III-432 [III-338]条〔機関所在地〕

連合の機関の所在地は構成国政府の共通の合意により定められるものとする。

第 III-433 [III-339]条〔機関公用語〕

閣僚理事会は、連合の機関の言語を規律する準則を定める欧州規則を全会一致により採択するものとする。ただし、欧州連合裁判所設置規程を書さないものとする。

第 III-434 [III-340]条〔特権と免除〕

連合は、構成国の領土において、その任務の遂行に必要な特権と免除を、欧州連合の特権と免除に関する議定書に定める条件において享受するものとする。これは欧州中央銀行および欧州投資銀行についても同様とする。

第 III-435 [III-341]条〔既存第三国協定〕

1958年1月1日前に、または後日加盟国については加盟日前に、一またはそれ以上の構成国を一方、一またはそれ以上の第三国を他方として締結された協定から生じる権利および

義務は、この憲法により影響を受けないものとする。

当該協定がこの憲法と適合しない範囲については、構成国または関係国は、特定された不適合部分を除去するためにすべての適切な方策をとるものとする。構成国は、必要に応じて、この目的のために相互に援助し、かつ、適切な場合、共通の態度（*common attitude*）を採択するものとする。

第一段に述べる協定を適用するにあたり、この憲法において各構成国が合意した特惠は、連合の不可欠の一部をなし、それゆえに、この憲法が権限を付与した機関の設立ならびに他のすべての構成国による同じ特惠の付与と不可分一体であることに構成国は留意するものとする。

第 III-436 [III-342]条〔国家安全保障〕

1. この憲法は次の各号に掲げる準則の適用を排除しないものとする。

- (a) いかなる構成国も、開示が国家安全保障の必須利益に反すると当該国が考える情報の提供を義務づけられない。
- (b) あらゆる構成国は、武器、軍需品および戦争素材の生産または貿易に関係する、国家安全保障の必須利益の保護に必要と当該国が考える方策をとることができる。そのような方策は、軍事目的に特定する意図では生産されていない製品に関する域内市場における競争条件に不利に影響してはならない。

2. 閣僚理事会は、欧州委員会の提案にもとづき、第1項b号の定めが適用される製品に関する、1958年4月15日の一覧表を改正する欧州決定を全会一致により採択することができる。

第四部 一般最終規定

第 IV-437 [IV-2]条 〔既存条約の廃止〕

- この欧州憲法定立条約は、第 2 項および第 3 項に服しつつ、欧州共同体設立条約、欧州連合条約、ならびに欧州共同体設立条約および欧州連合条約を補完または改正した行為および条約に関する議定書に定める条件において、当該諸条約を補完または改正した行為および条約を廃止するものとする。
- 次の諸国の加盟条約は廃止される。
 - デンマーク王国、アイルランドならびにグレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国。
 - ギリシャ共和国。
 - スペイン王国およびポルトガル共和国。
 - オーストリア共和国、フィンランド共和国およびスウェーデン王国。ならびに
 - チェコ共和国、エストニア共和国、キプロス共和国、ラトヴィア共和国、リトアニア共和国、ハンガリー共和国、マルタ共和国、ポーランド共和国、スロヴェニア共和国およびスロヴァキア共和国。

ただし、

a ないし d 号に述べる加盟条約の諸規定であって、デンマーク王国、アイルランドならびにグレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国、ギリシャ共和国、スペイン王国およびポルトガル共和国、オーストリア共和国、フィンランド共和国およびスウェーデン王国の加盟条約および行為に関する議定書に掲げまたは述べる諸規定は、有効のまま存続するものとし、かつ、当該議定書に従ってその法的効果は維持されるものとする。

e 号に述べる加盟条約の諸規定であって、チェコ共和国、エストニア共和国、キプロス共和国、ラトヴィア共和国、リトアニア共和国、ハンガリー共和国、マルタ共和国、ポーランド共和国、スロヴェニア共和国およびスロヴァキア共和国の加盟条約および行為に関する議定書に掲げまたは述べる諸規定は、有効のまま存続するものとし、かつ、当該議定書に従ってその法的効果は維持されるものとする。

第 IV-438 [IV-3]条 〔旧 EU・EC と新 EU の法的継続性〕

- この条約が設立する欧州連合は、欧州連合条約により設立された欧州連合ならびに欧州共同体を継承するものとする。
- この条約の実施において新たな規定が採択されるまでは、または任期の終了時まで、この条約の発効日に存在する機関、組織、独立部局および専門行政機関は、第 IV-439 [IV-3a]条の定めに従って、当該発効日の構成において、この条約の意味における権限を行使するものとする。

- 第 IV-437 [IV-2]条が廃止した条約および行為にもとづいて採択された、機関、組織、独立部局および専門行政機関の行為は、有効のまま存続するものとする。当該行為の法的効果は、この条約の実施においてそれらが廃止され、無効とされ、または改正されるまでは維持されるものとする。第 IV-327 [IV-2]条が廃止した条約および行為にもとづいて構成国間において締結した協定についても、同様とする。

この条約の発効時に存在する欧州共同体および欧州連合の既存の成果 (*acquis*) のその他の部分についても、とりわけ、構成国政府代表の交わした機関間合意、決定および合意、閣僚理事会の会合、連合もしくは共同体の運営に関してまたは連合もしくは共同体の行為に関連して構成国が結んだ合意、政府間会議の文脈においてなされたものを含む諸宣言、ならびに欧州首脳理事会もしくは閣僚理事会の採択した決議その他の立場、ならびに構成国の共通の合意により採択した連合もしくは共同体に関する決議その他の立場についても、それらが削除または改正されるまでは維持されるものとする。

- 第 IV-437 [IV-2]条が廃止した条約および行為ならびにそれらの適用のために採択された行為および条約の解釈および適用に関する、欧州共同体司法裁判所および第一審裁判所の判例法は、必要な修正を加えて、連合法の、とりわけこの憲法の〔従来の条約規定に〕対応する諸規定の、解釈の源として維持されるものとする。
- この条約の発効日前に開始された行政手続および司法手続の継続性は、この憲法に従いつつ確保されるものとする。当該手続に責任をもつ機関および組織は、このためにあらゆる適切な措置をとるものとする。

第 IV-439 [IV-3a]条 〔一定の機関に関する経過規定〕

欧州議会の構成、欧州首脳理事会および閣僚理事会の、必ずしもすべての構成員が投票するわけではない場合を含めた、特定多数決の定義、ならびに連合外務大臣を含む欧州委員会の構成についての経過規定は、連合の機関および組織に関する経過規定議定書¹に定めるものとする。

第 IV-440 [IV-4]条 〔適用範囲〕

- この憲法定立条約は、ベルギー王国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、エストニア共和国、ギリシャ共和国、スペイン王国、フランス共和国、アイルランド、イタリア共和国、キプロス共和国、ラトヴィア共和国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、ハンガリー共和国、マルタ共和国、オランダ王国、オーストリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、スロヴェニア共和国、スロヴァ

¹ 後出の付属議定書の抄訳参照。

キア共和国、フィンランド共和国、スウェーデン王国、グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国に適用されるものとする。

2. この条約は、第 III-424 [III-330]条に従って、グアデループ諸島、仏領ギアナ、マルティニク島、レユニオン諸島、アゾレス諸島、マデイラ諸島、カナリア諸島に適用されるものとする。
3. この条約第三部第四編に定める連携のための特別の取決めは、第二附属書に列挙された海外諸国および海外領土²に適用される。

この条約は、グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国との特別関係を有する海外諸国および海外領土であって、当該列挙に含まれていないものには適用されないものとする。

4. この条約は、対外関係について構成国が責任をもつ欧州の領土に適用されるものとする。
5. この条約は、アーランド諸島に適用されるものとする。ただし、この憲法第 IV-437 [IV-2]条 2 項 d 号に述べる加盟条約に当初示され、デンマーク王国、アイルランド、グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国、ギリシャ共和国、スペイン王国およびポルトガル共和国、ならびにオーストリア共和国、フィンランド共和国およびスウェーデン王国の加盟条約および加盟行為に関する議定書に再録されている適用除外を伴うものとする。
6. 前記諸項にもかかわらず、

- (a) この条約は、ファロエ諸島には適用されない。
- (b) この条約は、キプロスにおけるグレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国の主権的基地領域であるアクロティリおよびデケリアに適用されるものとする。ただし、キプロスにおけるグレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国の主権的基地領域に関する第三議定書に当初規定された取決めの実施を確保するために

² 「第二附属書(Annex II) : この憲法第三部第四編の規定が適用される海外諸国および海外領土

グリーンランド、ニューカレドニア島および所属諸島、仏領ポリネシア、仏領南洋および南極領土、ワリスおよびフトゥナ諸島、マイヨー、サン・ピエールおよびミケロン、アルバ、蘭領アンティル諸島(ボネール、クラカオ、サバ、シント・ユースタイトゥス、シント・マルテン)、アンギラ、ケーマン諸島、フォークランド諸島、南ジョージアおよび南サンドイッチ諸島、モンセラート、ピカーン、セント・ヘレナ島および所属諸島、英領南極領土、英領インド洋領土、トウルクおよびカイコス諸島、英領ヴァージン諸島、バミューダ。」

必要な範囲に限るものとする。この第三議定書は、この憲法第 IV-437 [IV-2]条 2 項 e 号に述べる加盟条約の不可分一体をなすその附属文書であり、かつ、チェコ共和国、エストニア共和国、キプロス共和国、ラトヴィア共和国、リトアニア共和国、ハンガリー共和国、マルタ共和国、ポーランド共和国、スロヴェニア共和国およびスロヴァキア共和国の加盟条約および加盟行為に関する議定書に再録されたものである。

- (c) この条約は、英仏海峡諸島およびマン島に適用されるものとする。ただし、この憲法第 IV-437 [IV-2]条 2 項 a 号に述べる加盟条約に当初掲げられた当該諸島に関する取決めの実施を確保するために必要な範囲に限るものとする。この取決めは、デンマーク王国、アイルランドならびにグレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国、ギリシャ共和国、スペイン王国およびポルトガル共和国、ならびにオーストリア共和国、フィンランド共和国およびスウェーデン王国の加盟条約および加盟行為に関する議定書に再録されたものである。

7. 欧州首脳理事会は、関係構成国の発議にもとづいて、連合との関係で、フランス、オランダまたはデンマークの第 2 項および第 3 項に述べる国土または領土の地位を改正する欧州決定を採択することができる。欧州首脳理事会は、欧州委員会への諮問を経て、全会一致により行動するものとする。

第 IV-441 [IV-5]条 〔地域連合〕

この条約は、ベルギーおよびルクセンブルク間、もしくはベルギー、ルクセンブルクおよびオランダ間の地域連合について、当該地域連合の目的がこの憲法定立条約の適用により達成されない範囲では、当該地域連合の存在または完成を排除するものではない。

第 IV-442 [IV-6]条 〔議定書〕

この条約に附属する議定書はこの条約の不可欠の一部をなすものとする。

第 IV-443 [IV-7]条 〔通常の条約改正手続〕

1. あらゆる構成国の政府、欧州議会または欧州委員会は、閣僚理事会に対して、この条約を改正する提案を提出することができる。これらの提案は、閣僚理事会が欧州首脳理事会に提出し、構成国の国内議会に通知するものとする。

2. 欧州首脳理事会が、欧州議会および欧州委員会に諮問した後、提案された改正を検討することに賛成する決定を単純多数決により採択したときは、欧州首脳理事会常任議長は、諮問会議(Convention)を開催するものとする。この諮問会議は、構成国の国内議会、構成国の元首または政府の首長、欧州議会および欧州委員会の諸代表により構成するものとする。欧州中央銀行も通貨領域の制度変更の場合は諮問されるものとする。諮問会議は、改正提案を検討し、第 3 項に定める構成国政府の代表の会議に対する勧告を全員合意(consensus)により採択するものとする。

欧州首脳理事会は、提案された改正の範囲から諮問会議の開催を要しないことが正当化できるときは、開催しないことを、欧州議会の承認を得た後、単純多数決により決定することができる。諮問会議を開催しない場合、欧州首脳理事会は構成国政府の代表に会議での検討課題を明示するものとする。

3. 構成国政府の代表の会議は、この条約に加える改正を共通の合意により決定するため、欧州首脳理事会常任議長により招集されるものとする。

改正は、すべての構成国がその憲法上の要件に従って批准した後に発効するものとする。

4. この条約の改正条約への署名から二年後、五分の四の構成国が当該改正条約を批准し、かつ一または二の構成国が批准手続において困難に直面しているときは、その問題は欧州首脳理事会に付託されるものとする。

第 IV-444 [IV-7a]条 〔第三部の簡易改正手続〕

1. 第三部において、閣僚理事会が一定の領域または事項に全会一致により行動するものとの定めがあるとき、欧州首脳理事会は、当該領域または当該事項において特定多数決により閣僚理事会が行動することを許可する欧州決定を採択することができる。

本項は、軍事的意味合いのある決定または防衛領域の決定には適用されないものとする。

2. 第三部において、閣僚理事会が欧州法律および欧州枠組法律を特別の立法手続に従って採択するものとの定めがあるとき、欧州首脳理事会は、当該欧州法律または欧州枠組法律を通常の立法手続に従って採択することを許可する欧州決定を採択することができる。
3. 第 1 項および第 2 項にもとづいて欧州首脳理事会がとるあらゆる発議は、構成国の国内議会に通知されるものとする。国内議会が当該通知から六箇月以内に反対の意思を表明したときは、第 1 項または第 2 項に述べる欧州決定は採択されないものとする。反対がない場合は、欧州首脳理事会は当該決定を採択することができる。

第 1 項および第 2 項に述べる欧州決定の採択については、欧州首脳理事会は、欧州議会の承認を得た後に全会一致により行動するものとする。当該欧州議会の承認は、総議員の過半数により与えられるものとする。

第 IV-445 [IV-7b]条 〔連合対内政策の簡易改正手続〕

1. あらゆる構成国の政府、欧州議会または欧州委員会は、欧州首脳理事会に対して、連合の対内政策に関する第三部第三編のすべてまたは一部の規定を改正する提案を提出することができる。

2. 欧州首脳理事会は、第三部第三編のすべてまたは一部の規定を改正する欧州決定を採択することができる。欧州首脳理事会は、欧州議会および欧州委員会への諮問を経て、ならびに通貨領域の制度的変更の場合は欧州中央銀行への諮問も経て、全会一致により行動するものとする。

当該決定は、各構成国の憲法上の要件に従って構成国による承認があるまでは発効しないものとする。

3. 第 2 項に述べる欧州決定は、この条約により連合に付与された権限を増大させてはならない。

第 IV-446 [IV-7c/IV-9]条 〔有効期間〕

この条約は、無期限に締結される。

第 IV-447 [IV-8]条 〔憲法条約の採択、批准および発効³〕

1. この条約は、締約国の憲法上の要件に従って締約国により批准されるものとする。批准書は、イタリア共和国政府に寄託されるものとする。
2. この条約は、すべての批准書が寄託されるときは、2006 年 11 月 1 日に発効するものとする。ただし、当日までに発効しないときは、最終批准国が批准書を寄託した翌月の初日に発効するものとする。

第 IV-448 [IV-10]条 〔正文〕

1. この条約は、デンマーク語、オランダ語、英語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、アイルランド語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語、スウェーデン語、チェコ語、エストニア語、ラトヴィア語、リトアニア語、ハンガリー語、マルタ語、ポーランド語、スロヴァキア語、スロヴェニア語において単一の原本が作成され、イタリア共和国政府の公文書館に寄託されるものとする。イタリア共和国政府は、他の締約国の各政府に公正な謄本を送付するものとする。
2. この条約はまた、構成国の憲法体制において、その領土の全域または一部において公

³ (憲法条約附属の)「欧州憲法条約の批准に関する宣言」(第 30 宣言)は以下の通り。
「政府間会議は、欧州のための憲法を定立する条約の署名から二年を経て、五分の四の構成諸国がその批准を終え、一またはそれ以上の構成国が批准を進めるにあたり困難に直面しているときは、その件は欧州首脳理事会に付託されるであろう、という点を記録する。」

用語たる地位を認められているその他の諸言語であって、構成諸国が決定するいずれかの言語に翻訳されることができる。関係構成国は、当該翻訳の公正な謄本を、閣僚理事会の保存文書部に寄託するものとする。

以上を確認したうえで、下記署名の全権使節はこの条約に署名した。

[日時、場所]

附属書の部（抄）

A．憲法条約に附属する議定書（Protocols）

1）欧州連合における国内議会の役割に関する議定書

締約諸国は、
各国の国内議会が連合の活動に関して自国政府を監督する方式は各構成国の固有の憲法上の制度および慣行によるところであることを想起しつつ、
国内議会が欧州連合の活動により多く関与することを奨励し、かつ、立法提案その他国内議会の関心をとくにひきうる事項に対する国内議会の見解を表明する能力を向上させることを希望して、
以下の定め合意した。この定めはこの欧州憲法条約および欧州原子力共同体設立条約に附属されるものとする。

第1編 国内議会への情報提供

第1条

欧州委員会の諮問文書（緑書、白書および告示）は、公表と同時に、欧州委員会が構成国の国内議会に直接送付するものとする。欧州委員会はまた、年次立法計画およびあらゆるその他の立法計画手段または政策手段を、欧州議会および閣僚理事会に提出すると同時に、構成国の国内議会に送付するものとする。

第2条

欧州議会および閣僚理事会に送付されるあらゆる欧州立法的行為案は、同時に構成国の国内議会に送付されるものとする。

欧州立法的行為案とは、欧州立法的行為の採択のための、欧州委員会の提案、一定の構成国群の発議、欧州議会の発議、司法裁判所の要請、欧州中央銀行の勧告または欧州投資銀行の要請をいうものとする。

欧州委員会の提出する欧州立法的行為案は、欧州委員会が、欧州議会および閣僚理事会に送付すると同時に、直接国内議会に送付するものとする。

欧州議会の提出する欧州立法的行為案は、欧州議会が直接国内議会に送付するものとする。

一定の構成国群、司法裁判所、欧州中央銀行または欧州投資銀行の提出する欧州立法的行為案は、閣僚理事会が国内議会に送付するものとする。

第 3 条

構成国の国内議会は、補完性および比例性原則の適用に関する議定書に定める手続に従って、欧州議会議長、閣僚理事会議長および欧州委員会委員長に対して、欧州立法的行為案が補完性原則を遵守しているかどうかに関する理由つきの意見を送付することができる。

当該欧州立法的行為案が一定の構成国群から提出されたものであるときは、閣僚理事会議長は、当該構成諸国政府に、当該理由つきの意見を送付するものとする。

当該欧州立法的行為案が司法裁判所、欧州中央銀行または欧州投資銀行から提出されたものであるときは、閣僚理事会議長は、当該関係機関または組織に、当該理由つきの意見を送付するものとする。

第 4 条

欧州立法的行為案が連合公用語において国内議会に配布されたときから、閣僚理事会による当該案の採択または立法手続上の立場の採択のために閣僚理事会の議案に載せる日までの間に、六週間の期間をおくものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではなく、その旨の理由を閣僚理事会の行為または立場に明記するものとする。正当な理由が示された緊急の場合を除いて、当該六週間の期間内は、欧州立法的行為案についていかなる合意もなされてはならない。適切な理由を明記した緊急の場合を除いて、欧州立法的行為案を閣僚理事会の議案に載せてから、閣僚理事会における立場の採択までの間に、十日間の期間をおくものとする。

第 5 条

閣僚理事会の議題および審議の結果は、閣僚理事会が欧州立法的行為案を討議する会合の議事録を含めて、構成国政府にと同時に構成国の国内議会にも送付されるものとする。

第 6 条⁴

欧州首脳理事会がこの憲法の第 IV-444 [IV-7a]条 3 項の定め〔憲法条約第三部の簡易改正手続〕を使用することを意図するとき、国内議会は、あらゆる欧州決定が採択される少なくとも六箇月前に通知を受けるものとする。

欧州首脳理事会がこの憲法の第 IV-445 [IV-7b]条 2 項の定め〔対内政策規定の簡易改正手続〕を使用することを意図するとき、あらゆる欧州決定がなされる少なくとも四箇月前に国内議会は通知を受けるものとする。

第 7 条

⁴（訳者注） 底本にした、CIG86ad01.en04（英語版）および CIG86ad01.fr04（仏語版）は、いずれも誤った条文に言及している（前段は第 I-33 条 4 項、後段は第 I-22 条 4 項）。他の文書を参照して、意図するところと思われる条文に言及した翻訳をした。

会計検査院は、年次報告書を欧州議会および閣僚理事会に送付すると同時に、構成国の国内議会に送付するものとする。

第 8 条

国内議会が両院制をとる場合は、第 1 条ないし第 7 条は両院に適用されるものとする。

第 2 編 議会間協力

第 9 条

欧州議会および国内議会は、欧州連合内において議会間協力を実効的かつ定期的に組織し発展させる方法を共同して決定するものとする。

第 10 条

欧州問題委員会会議（The Conference of European Affairs Committees）は、適切と考えるあらゆる貢献を欧州議会、閣僚理事会および欧州委員会の注目を喚起するためにすることができる。さらに当該会議は、議会各種委員会を含めて構成国議会と欧州議会との間において情報交換および最良実務の相互教示を推進するものとする。当該会議はまた具体的な話題、とりわけ共通外交安全保障政策および共通安全保障防衛政策に関する問題を討議するための議会間会合を組織することができる。当該会議からの貢献は、国内議会をなんら拘束することではなく、また国内議会の立場を事前に示すものでもないものとする。

2) 補完性原則および比例性原則の適用に関する議定書

締約諸国は、
連合の市民に可能な限り近づけて決定が行われるよう保障することを希望し、
この憲法第 I-11 [I-9]条に確立された補完性原則および比例性原則の適用条件を確定し、連合機関による当該諸原則の適用監視制度を設定することを決意し、
以下の定めに合意した。この合意は欧州憲法条約に附属されるものとする。

第 1 条

連合各機関は、この憲法の第 I-11 [I-9]条に定めるところに従って、補完性原則および比例性原則を常時尊重することを確保するものとする。

第 2 条

欧州立法的行為を提案する前に、欧州委員会は広く諮問を行うものとする。当該諮問は、適切な場合、予定する行動の地域的または地方的な局面を考慮するものとする。例外的に緊急を要する場合は、欧州委員会はこのような諮問を行わないものとする。欧州委員会は提案において諮問をしない決定の理由を示すものとする。

第 3 [2a]条

欧州立法的行為案とは、欧州立法的行為の採択のための、欧州委員会の提案、一定の構成国群の発議、欧州議会の発議、司法裁判所の要請、欧州中央銀行の勧告または欧州投資銀行の要請をいうものとする。

第 4 [3] 条

欧州委員会は、その欧州立法的行為の提案および修正提案をすべて、連合立法部に送付すると同時に構成国の国内議会にも送付するものとする。

欧州議会は、その欧州立法的行為案およびその修正案を国内議会に送付するものとする。

閣僚理事会は、一定の構成国群、司法裁判所、欧州中央銀行または欧州投資銀行から提出される欧州立法的行為案およびその修正案を国内議会に送付するものとする。

欧州議会の立法決議および閣僚理事会の立場は、採択時に、両機関が国内議会に送付するものとする。

第 5 [4] 条

欧州立法的行為案は、補完性原則および比例性原則に照らして正当化されなければならない。いかなる欧州立法的行為案も、補完性原則および比例性原則への適合性を評価することができるような詳細な説明を含むべきである。この説明には、当該提案の財政への影響

および、欧州枠組法律の場合は構成国が実施する法規（必要に応じて地域立法を含む）への意味合いについて、なんらかの評価を含むべきである。連合の目標が連合次元でよりよく達成できると結論する理由は、質的かつ、可能な場合はすべて、量的な指標を用いた充実したものでなければならない。欧州立法的行為案は、連合、各国政府、地域または地方自治体、経済主体および市民に課される、財政的か行政的かを問わず、あらゆる負担が最小化され、かつその負担が所期の目標の達成に均衡する必要があることに配慮するものとする。

第 6 [5] 条

いずれの構成国の国内議会またはそのいずれの議院も、欧州委員会の立法提案の配布日から六週間以内に、欧州議会議長、閣僚理事会議長および欧州委員会委員長に対して、問題の提案が補完性原則を遵守していないと考える理由を述べた意見を送付することができる。適宜、立法権をもつ国内地域議会に諮問するのは、各国内議会もしくは国内議会の各議院のすることである。

当該欧州立法的行為案が一定の構成国群から提出されたものであるときは、閣僚理事会議長は、当該構成諸国政府に、当該意見を送付するものとする。

当該欧州立法的行為案が司法裁判所、欧州中央銀行または欧州投資銀行から提出されたものであるときは、閣僚理事会議長は、当該関係機関または組織に、当該意見を送付するものとする。

第 7 [6] 条

欧州議会、閣僚理事会および欧州委員会は、また一定の構成国群、司法裁判所、欧州中央銀行または欧州投資銀行が欧州立法的行為案を提出するときは、適宜、当該機関および組織は、構成国の国内議会もしくは国内議会の一議院が提出する理由つき意見を考慮するものとする。

各構成国の国内議会は二票をもち、国内議会制度にもとづいて当該票を配分するものとする。二院制議会の両議院の場合は、各議院が各一票をもつものとする。

欧州立法的行為案の補完性原則不遵守との理由つき意見が、国内議会およびその議院に配分された票数合計の少なくとも三分の一を代表するときは、当該案は再検討されなければならない。この再検討基準値は、自由、安全および司法の地域に関するこの憲法の第 III-264 [III-165]条にもとづいて提出された欧州立法的行為案の場合は、少なくとも四分の一とする。

この再検討の後、欧州委員会は、または一定の構成国群、司法裁判所、欧州中央銀行または欧州投資銀行が欧州立法的行為案を提出するときは、適宜、当該機関および組織は、当該案を維持、修正もしくは撤回することを決定できる。この決定については、理由が述べ

られなければならない。

第 8 [7] 条

欧州連合裁判所は、欧州立法的行為が補完性原則に違反することを根拠とする訴訟であって、この憲法の第 III-365 [III-270]条に定めるところに従って構成国が提起したもの、または構成国の国内議会もしくはその一議院のために構成国法制度に従って構成国が通知したものを、審理する管轄権をもつものとする。

この憲法の前記と同一の条文に従って、地域評議会もまた、この憲法が欧州立法的行為の採択にあたり当該評議会に諮問することを定めるとき、当該立法的行為について、同様の訴訟を提起することができる。

第 9 [8] 条

欧州委員会は、毎年、欧州首脳理事会、欧州議会、閣僚理事会および構成国の国内議会に対して、この憲法の第 I-11 [I-9]条の適用に関する報告書を提出するものとする。この年次報告書はまた地域評議会および経済社会評議会にも送付されるものとする。

12) ユーロ・グループに関する議定書

締約諸国は、

欧州連合の経済成長の強化のための条件を推進し、その目的のために、ユーロ圏内の経済政策の絶えず緊密化する調整を展開することを願ひ、
連合のすべての構成国の通貨がユーロとなるまでの間、ユーロが通貨である構成国間の高度の対話のための特段の規定を定める必要を意識し、
以下の定め合意した。この定めは欧州憲法条約に附属される。

第 1 条

ユーロが通貨である構成国の閣僚は、非公式に会合する。当該会合は、必要な場合、単一通貨に関して当該諸国が共有する具体的な責任に関する問題を討議するために開催されるものとする。欧州委員会は当該会合に参加するものとする。欧州中央銀行は、当該会合に参加するよう招請されるものとし、当該会合は、ユーロが通貨である構成国の財政に責任をもつ閣僚の代表および欧州委員会の代表によって準備がなされるものとする。

第 2 条

ユーロが通貨である構成国の閣僚は、当該諸国の過半数により、二年半を任期として、議長を選出するものとする。

23)憲法条約第I-41 [I-40]条6項および第III-312 [III-213]条の設立する常設の制度的協力に関する議定書

締約国は、

- [1] 憲法条約第I-41 [I-40]条6項および第III-312 [III-213]条を考慮し、
 - [2] 連合が構成諸国の行動の調和の高度化達成を基礎にした共通外交安全保障政策を追求していることを想起し、
 - [3] 共通安全保障防衛政策は、共通外交安全保障政策の不可欠の部分であること、また当該政策により非軍事および軍事的設備を利用する能力が連合に与えられること、また国際連合憲章の諸原則に従った平和維持、紛争予防および国際安全保障の強化のために、連合の域外において第III-309 [III-210]条に述べる使命のために当該設備を連合が使うことが可能であること、また行動力の一本化の原則に従って構成国が諸力を使いつつ当該任務を遂行すべきことを想起し、
 - [4] 連合の共通安全保障防衛政策は一定の構成諸国の共通安全保障防衛政策の特定の性質を害さないことを想起し、
 - [5] 連合の共通安全保障防衛政策は、北大西洋条約機構〔NATO〕が集团的自衛の基礎でありつづけ、当該機構内において策定された共通安全保障防衛政策において共同防衛を実現すると考える構成諸国の当該機構条約の下での義務を尊重することを想起し、
 - [6] 連合の共通外交安全保障政策は、北太平洋条約機構〔NATO〕により各国共同防衛が実現され、当該機構が加盟国の集团的防衛の基礎と考える一定の構成諸国の北太平洋条約上の義務を尊重しつつ、かつ当該機構の定める共通安全保障防衛政策と整合的であることを想起し、
 - [7] 安全保障および防衛問題における連合の役割を伸張することが、刷新された大西洋同盟に、ベルリン・プラス合意に従って、活力を与えることにつながると確信し、
 - [8] 国際社会において連合がその責任を完全に負うことができるように確保することを決意し、
 - [9] 連合が、国際連合憲章第6章および第7章にもとづいて負うその使命の緊急の実施のために、欧州連合に対して支援を要請する可能性を認識し、
 - [10] 共通安全保障防衛政策の強化には構成諸国の軍事力部門における努力が必要とされるであろうことを認識し、
 - [11] 欧州の安保防衛政策の展開の新段階に一步を踏み出すことは、関係構成諸国の不遺転の努力を伴うことを自覚し、
 - [12] 連合外務大臣が常設制度的協力に関する手続に全面的に関与することが重要であることを想起し、
- 次の定めに合意した。これは憲法条約に附属されるものとする。

第1条

憲法条約第I-41 [I-40]条6項に述べる常設制度的協力は、憲法条約の発効日以降、次の各号を満たす、あらゆる構成国に開かれているものとする。

- (a) 適宜、多国籍軍、欧州主要軍事設備計画、および防衛能力開発、研究、調達、武装の領域における欧州専門機関（以下、欧州機関という）への各国としての貢献および参加を通して、いっそう緊密に、防衛能力を発展させることを確約すること。かつ、
- (b) 2007年までに、各国次元または多国籍軍の単位において、第III-309 [III-210]条に述べる任務を実行する能力がある、計画された使命のための目標を定めた戦闘小隊で、戦略次元では戦闘大隊形式（輸送、兵站など支援面を含む）として整備されたものを、とりわけ国際連合の要請に応じて、5日間ないし30日間提供でき、かつ、それを当初の30日間維持し、またその後少なくとも120日間延長して維持する能力を備えること。

第2条

第1条に定める目標を達成するために、常設制度的協力に参加する構成諸国は、次の各号を行なうことを確約するものとする。

- (a) 憲法条約の発効日以降、防衛設備への投資予算の水準に関して承認された目標を達成するために協力し、かつ、定期的に安全保障の状況および欧州連合の国際的責任に照らして、当該目標を見直すこと。
- (b) 各国の防衛設備を相互に可能な限り統一的にすること。とりわけ、各国の軍事需要の有無の判断を調和し、各国の防衛手段および能力の共有化および、適宜、専門特化をし、ならびに訓練および兵站分野において協力を奨励すること。
- (c) 各国の軍事力の利用可能性、相互稼働性、柔軟性および実戦配置可能性を高める具体的な措置をとること。とりわけ、各国の意思決定手続の見直しもありうるものとして含めつつ、軍事力使用に関する共通の目標の特定を行うこと。
- (d) 「軍事能力開発メカニズム（"Capability Development Mechanism"）」の制度において指摘された不備を補うために必要な措置を、多国籍方式も含めて、またNATO内でのこの点の確約を害さずに、行なうことを確保すべく相互協働すること。
- (e) 大規模の諸国共同の、または欧州機関の制度において欧州次元の、軍事設備計画に適宜参加すること。

第3条

欧州機関は、軍事能力に関する参加構成諸国の貢献、とりわけ、第2条にもとづいて定められる基準に従ってなされる貢献を定期的に評価することに貢献するものとし、年に少なくとも一回それについて報告をするものとする。機関の当該評価は、閣僚理事会の勧告および憲法条約第III-312 [III-213]条に従って採択される決定の基礎とすることができる。

32) 欧州連合の欧州人権条約への加盟にかかわる第 I-9 II-71 条 2 項に関する議定書

締約国は、

以下の定めに合意した。この定めは、欧州憲法条約に附属されるものとする。

1. この憲法の第 I-9 [I-7] 条 2 項に定める欧州人権条約への連合の加盟に関する合意は、連合および連合法の特有の性質を保存する規定、とりわけ次の規定を置くものとする。

欧州人権条約の監督機関に連合の参加可能性についての特別の取決め。

連合の非構成国による訴訟および個人の申立てが連合構成国または連合またはその両方に適宜適切に送達されることを確保するために必要な制度。

2. 第 1 項に述べる合意は、連合の管轄権限および連合機関の権限に影響を与えてはならない。当該合意は、とりわけ欧州人権条約付属議定書、同条約第 15 条に従った同条約の適用除外ならびに同条約第 57 条に従って加盟国が行なう同条約への留保など、欧州人権条約に関する構成国の地位に影響するものを何ら含まないよう確保するものとする。

3. 第 1 項に述べる合意は、この憲法の第 III-375 [III-281] 条 2 項に何ら影響しないものとする。

34) 連合機関および組織に関する経過規定議定書

締約諸国は、

欧州連合および欧州共同体に関する条約の設置した欧州連合から、それを継承する、欧州憲法条約の設置した欧州連合への移行を円滑化するために、この憲法のすべての規定およびその実施に必要な措置が完全に効力を発生するまで適用される経過規定を定める必要があるところ、

以下の定めに合意した。これは欧州憲法定立条約および欧州原子力共同体設立条約に附属されるものとする。

第 1 編 欧州議会に関する定め

第 1 条

1. この憲法の第 I-20 [I-19] 条 2 項に従って、欧州首脳理事会は、2009 年議会選挙に十分先立って欧州議会の構成を決定する欧州決定を採択するものとする。
2. 2004 年ないし 2009 年の会期中、各構成国において欧州議会に選出される代表議員の構成および人数は欧州憲法条約の発効時におけるそれと同一とし、代表議員数は、以下の通りとする。

ベルギー	24
チェコ	24
デンマーク	14
ドイツ	99
エストニア	6
ギリシャ	24
スペイン	54
フランス	78
アイルランド	13
イタリア	78
キプロス	6
ラトビア	9
リトアニア	13
ルクセンブルク	6
ハンガリー	24
マルタ	5
オランダ	27
オーストリア	18

ポーランド	54
ポルトガル	24
スロベニア	7
スロヴァキア	14
フィンランド	14
スウェーデン	19
イギリス	78

ポーランド	27
ポルトガル	12
スロベニア	4
スロヴァキア	7
フィンランド	7
スウェーデン	10
イギリス	29

第2編 欧州首脳理事会および閣僚理事会に関する定め

第2条

1. 欧州首脳理事会および閣僚理事会の特定多数決の定義に関する、この憲法の第 I-25 [I-24]条 1 項、2 項および 3 [2a]項の規定は、第 I-20 [I-19]条 2 項に従って 2009 年欧州議会選挙が行なわれた後、2009 年 11 月 1 日に発効するものとする。

2. 以下の定めが 2009 年 10 月 31 日まで有効とする。ただし、この憲法の第 I-25 [I-24] 条を害さないものとする。

欧州首脳理事会および閣僚理事会の審議において、特定多数決が要求されるとき、構成員の票数は、以下のように加重されるものとする。

ベルギー	12
チェコ	12
デンマーク	7
ドイツ	29
エストニア	4
ギリシャ	12
スペイン	27
フランス	29
アイルランド	7
イタリア	29
キプロス	4
ラトビア	4
リトアニア	7
ルクセンブルク	4
ハンガリー	12
マルタ	3
オランダ	13
オーストリア	10

この憲法において、欧州委員会の提案にもとづき採択されなければならない行為については、構成員の過半数を代表する少なくとも 232 票の賛成票があるとき、採択されるものとする。その他の場合の決定については、構成員の三分の二を代表する少なくとも 232 票の賛成票があるとき、採択されるものとする。

欧州首脳理事会もしくは閣僚理事会の構成員は、欧州首脳理事会もしくは閣僚理事会が特定多数決により行為を採択したとき、特定多数を構成する構成国が連合総人口の少なくとも 62%を代表することの確認を要求することができる。これが確認されないときは、行為は採択されないものとする。

3. その後の加盟については、票数で表される特定多数決成立水準値が、ニース条約を採択した会議の最終議定書にある欧州連合の拡大に関する宣言に収められた表にもとづく値を超えないよう確保しつつ、第 2 項に定める多数決成立水準値を計算するものとする。

4. 次の各条の規定は、2009 年 11 月 1 日に発効するものとする。

この憲法の第 I-44 [I-43]条 3 項 3、4 および 5 段。

この憲法の第 I-59 [I-58]条 5 項 2 および 3 段。

この憲法の第 I-60 [I-59]条 4 [3a]項 2 段。

この憲法の第 III-179 [III-71]条 4 項 3 および 4 段。

この憲法の第 III-186 [III-76]条 6 項 3 および 4 段。

この憲法の第 III-186 [III-76]条 7 項 3 および 4 段。

この憲法の第 III-194 [III-88]条 2 項 2 および 3 段。

この憲法の第 III-196 [III-90]条 3 項 2 および 3 段。

この憲法の第 III-197 [III-91]条 4 項 2 および 3 段。

この憲法の第 III-198 [III-92]条 2 項 3 段。

この憲法の第 III-312 [III-213]条 3 項 3 および 4 段。

この憲法の第 III-312 [III-213]条 4 項 3 および 4 段。

対外国境、難民および移民、民事司法協力ならびに警察協力に関わる政策に関する連合王国およびアイルランドの立場に関する議定書の、第 1 条 2、3 および 4 段、ならびに第 3 条 1 項 2、3 および 4 段。

デンマークの立場に関する議定書の第 1 条 2、3 および 4 段ならびに当該議定書附属書の

第1条2、3および4段。

2009年10月31日まで、特定多数決は、必ずしもすべての閣僚理事会構成員が投票に参加するわけではない場合、すなわち第1段に述べる諸規定に述べる場合、同一の加重票および同一の閣僚理事会構成員への配分であるものとし、適宜、第2項に定める関係構成国の人口比率と同一比率であるものとする。

第3条

この憲法の第I-24 [I-23]条3項に述べる決定が発効するまでは、閣僚理事会は、第I-24 [I-23]条1項および2項に定める編成および総合理事会が単純多数決で行動する総合理事会の決定の定める一覧にあるその他の編成において会合するものとする。

第3編 欧州委員会に関する定め（連合外務大臣を含む）

第4条

欧州憲法条約の発効日に在任中の欧州委員会の委員は、その任期終了まで在任するものとする。ただし、連合外務大臣の任命日に、連合外務大臣と同一の国籍の委員の任期は終了するものとする。

第4 [3a] 編 閣僚理事会事務総長、共通外交安全保障政策高等代表および閣僚理事会事務副総長に関する定め

第5 [4a] 条

閣僚理事会事務総長、共通外交安全保障政策高等代表および閣僚理事会事務副総長の任期は、欧州憲法条約の発効日に終了するものとする。閣僚理事会は、この憲法の第 III-344 [III-247] 条2項に従って事務総長を任命するものとする。

第5 [4] 編 諮問組織に関する定め

第6 [5] 条

第 III-386 [III-292] 条に述べる決定が発効するまでは、地域評議会の構成員の配分は以下の通りとする。

ベルギー	12
チェコ	12
デンマーク	9
ドイツ	24
エストニア	7
ギリシャ	12

スペイン	21
フランス	24
アイルランド	9
イタリア	24
キプロス	6
ラトビア	7
リトアニア	9
ルクセンブルク	6
ハンガリー	12
マルタ	5
オランダ	12
オーストリア	12
ポーランド	21
ポルトガル	12
スロベニア	7
スロヴァキア	9
フィンランド	9
スウェーデン	12
イギリス	24

第7 [6] 条

第 III-389 [III-295] 条に述べる決定が発効するまでは、地域評議会の構成員の配分は以下の通りとする。

ベルギー	12
チェコ	12
デンマーク	9
ドイツ	24
エストニア	7
ギリシャ	12
スペイン	21
フランス	24
アイルランド	9
イタリア	24
キプロス	6
ラトビア	7
リトアニア	9
ルクセンブルク	6
ハンガリー	12

マルタ	5
オランダ	12
オーストリア	12
ポーランド	21
ポルトガル	12
スロベニア	7
スロヴァキア	9
フィンランド	9
スウェーデン	12
イギリス	24

-----了-----

欧州憲法条約

掲載した文書は、政府間交渉事務局が作成したCIG86/04（2004年6月25日）[政府間交渉文書の暫定的な集積版]である。これは、2004年6月時点の暫定版であるため、2004年後半に署名が予定される正文と微細な文言の相違はありうる。

（以下、省略）